

平成 2 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日開会

平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 0 日

平成24年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成24年12月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第109号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第110号 北杜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第111号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

日程第6 議案第112号 北杜市市道の道路構造基準に関する条例の制定について

日程第7 議案第113号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

日程第8 議案第114号 北杜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第115号 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第116号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第117号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第118号 白州総合支所の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第13 議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について

日程第14 議案第120号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第121号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第122号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第123号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第124号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第19	議案第125号	北杜市穂足財産区下水道施設整備基金条例及び北杜市穂足財産区下水道事業推進整備基金条例を廃止する条例について
日程第20	議案第126号	平成24年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第127号	平成24年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第128号	平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第129号	平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第130号	平成24年度北杜市下水道事業特別会計補正予算書（第1号）
日程第25	議案第131号	平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26	議案第132号	白州・尾白の森名水公園の指定管理者の指定について
日程第27	議案第133号	大武川河川公園の指定管理者の指定について
日程第28	議案第134号	ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯他2施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第135号	リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」他3施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第136号	北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定について
日程第31	議案第137号	北杜市武川運動公園他3施設の指定管理者の指定について
日程第32	議案第138号	動産の購入について（北杜市図書館システム一式）
日程第33	議案第139号	市道路線の重複認定の承諾について
日程第34	議案第140号	市道路線の認定について
日程第35	同意第5号	北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
日程第36	同意第6号	北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
日程第37	同意第7号	北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
日程第38	同意第8号	小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第39	同意第9号	朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第40	同意第10号	金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第41	同意第11号	大平外壱字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第42	同意第12号	浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第43	同意第13号	穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第44	同意第14号	多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第45	同意第15号	江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第46	同意第16号	日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第47	同意第17号	松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第48	同意第18号	肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第49	同意第19号	奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第50	同意第20号	前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第51	同意第21号	安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第52	同意第22号	安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第53	同意第23号	熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第54	同意第24号	甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第55	同意第25号	清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第56	同意第26号	上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第57	同意第27号	念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第58	同意第28号	石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第59	同意第29号	古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第60	同意第30号	三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第61	同意第31号	日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第62	同意第32号	大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第63	同意第33号	内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第64	同意第34号	三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第65	同意第35号	前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第66	同意第36号	日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第67 同意第37号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第68 同意第38号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第69 同意第39号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第70 同意第40号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第71 同意第41号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第72 同意第42号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第73 同意第43号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第74 同意第44号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原堅志	8番 岡野淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本静
15番 中嶋新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

4番 福井俊克
6番 加藤紀雄

5番 興水良照

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	興石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	林政課長	小尾民司

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤精二
議会書記 山内一寿
〃 小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成24年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今議会は改選後の初の定例会であり、私も議長として改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

今年も残すところ1カ月足らずとなりましたが国におきましては衆議院が解散され、来たる16日には次期政権を選択するための総選挙が実施されることになっております。日中・日韓関係の悪化による輸出の不振による経済の停滞が続き、GDPのマイナス成長が予測される中、日米間の基地問題や中国・韓国・ロシアとの領土問題などの外交やデフレ対策、福祉や年金、TPP、震災からの復興など課題が山積みし非常に困難な状況にあります。新内閣におかれましては、財政再建はもとより国民生活の安定に向けた政策に積極的に取り組まれますよう期待するところであります。

このような中、本年最後の定例会を迎えたところでありますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成24年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、堀内明野総合支所長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届けがございました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は議案32件、同意40件であります。

次に監査委員から10月および、11月実施分の定期監査および例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がございました。

次に閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会および、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告は、お手元に配布のとおりであります。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

4番議員 福井俊克君

5番議員 興水良照君

6番議員 加藤紀雄君
を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月10日から12月25日までの16日間といたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月25日までの16日間に決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 議案第109号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例の制定についてから日程第34 議案第140号 市道路線の認定につい
てまでの32件を一括議題といたします。

市長から、行政報告および提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成24年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、市政の状況および提出いたしました案
件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協
力を賜りたいと存じます。

先月発表された日銀甲府支店の金融経済概観では、中国などの海外経済の減速で生産活動が
落ち込んでいることから、県内景気は生産を中心に弱めの動きとなっているとの総括判断がさ
れており、依然として雇用・所得などは厳しい状況であります。

衆議院議員総選挙が今月4日に公示され、既成政党に加え第三極と言われる政党が乱立して
おり、消費増税、TPP、エネルギーや社会保障など、複数の重要政策について激しい舌戦が
繰り広げられており、有権者も難しい選択を迫られております。

いずれにいたしましても、選挙後の政権・内閣におかれましては国家財政の健全化を図りつ
つ、経済の本格回復と社会保障制度の安定化等により政局優先ではない、国民の目線に立った
政治を行ってほしいものであります。

さて、秋口から市内各地域で体育まつり・運動会や文化祭のほかポール・ラッシュ祭、浅尾
ダイコンまつり、八ヶ岳ロードレース、甲斐駒の里名水まつり、津金りんご祭りなど多くのイ
ベントが開催され、市内外の皆さまに北杜市の秋を満喫していただきました。

運営にあたりました実行委員会、関係者の皆さまのご尽力に対し、改めて感謝を申し上げる
次第であります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、消防団の連合演習についてであります。

大規模な林野火災に備え、去る10月20日にフレンドパークむかわを会場に山梨県消防協

会峡北支部連合演習が実施されました。演習では、北杜市消防団による可搬ポンプを連結した中継送水訓練や韮崎市消防団による応援訓練のほか、県防災ヘリコプターあかふじによる注水・空中消火訓練など、本番さながらの訓練でありました。

これから火災シーズンを迎えますので、市民の皆さまにおかれましても、林野に限らず火の取り扱いには十分注意していただきたいと思います。

次に、抱川市訪問団についてであります。

北杜市の文化交流団12名が去る10月5日から3日間の日程で、韓国抱川市を訪問いたしました。抱川市民の日のイベントへ参加し、大和神楽の披露を行い、日本の伝統文化の舞いに大きな拍手をいただきました。また、抱川市長をはじめとする多くの市民の歓迎も受け、友好の絆を深めてきたところであります。市民レベルの交流を深めていくことで、まさに日韓が近くて近い国であってほしいと願っております。

次に、デマンドバスの実証運行についてであります。

デマンドバスは、平成21年度から23年度まで、国の補助金を受けながら北杜市公共交通活性化協議会が実証運行を行ってまいりましたが、市の財政負担の面など課題も多く本格運行への移行は困難と判断し、本年度からは市が運行主体となり、課題の解決を目指し実証運行を継続しております。その中で、運行経費の削減や7月からフルデマンドを導入したことによる利用者の増加など、課題解決に一定の成果を上げることができました。

しかし、デマンドバスの定着に伴い、タクシー事業へ影響が顕著に表れ、タクシー事業者から運行内容の見直しを求められる状況になったことから、市では実証運行の検証を行い、持続可能な運行を前提に市、利用者、事業者の三者が譲歩できる方法を検討し、事業者と協議を進めてまいりましたが、合意を得ることはできませんでした。

このことから、来年度以降の運行継続は困難となりましたので、地域公共交通会議の意見を伺い、デマンドバスの実証運行を平成25年度末をもって終了させていただく予定であります。

なお、デマンドバス利用者の交通手段の確保については、休止している市民バスの運行を再検討し、市立病院バスも活用していただくことで対応してまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けについてであります。

11月24日・25日の両日、国や自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する構想日本の協力をいただき、16事業を対象に事業仕分けを実施いたしました。今回の事業仕分けにあたっては、コーディネーターや仕分け人から厳しいご質問やご指摘をいただき、また判定人をお願いした多くの市民の皆さまからも、貴重なご意見を伺うことができました。

こうした中で不要・凍結5事業、要改善11事業という仕分け結果となりましたので、事業内容の見直しや廃止等の検討を進め、来年度予算に反映させたいと考えております。

なお、今回の仕分け結果や今後の検討結果につきましては、広報紙や市ホームページで市民の皆さまにお知らせしてまいります。

次に、地域主権改革一括法についてであります。

昨年、二次にわたる地域主権改革一括法が成立し、基礎自治体への権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大や補助金の一括交付金化など、国から地方への権限移譲が進められています。

これらに対応するため、本市の特色や独自性を生かした行政運営ができるよう、本年3月の定例市議会で6つの条例制定や一部改正を行い、今議会においても道路条例の道路構造基準を

市独自で定めるほか、9つの条例の制定や改正をお願いしているところであります。

国ではさらなる権限移譲も計画されていることから動向を注視し、遺漏のないよう万全を期してまいります。

次に、市役所本庁舎の耐震化についてであります。

市役所本庁舎の耐震化事業にかかる新館建設工事につきましては計画どおりに進み、まもなく完成いたします。新館には生活環境部、産業観光部、建設部、教育委員会および議会事務局が移転し、12月25日から順次、業務を開始する予定であります。また、新館移転後は南館および東館につきましても改修工事に着手し、本年度末には完了する計画です。これにより来庁者の方々には、安心して市役所へ訪れていただけるものと思っております。

次に、白州総合支所の移転についてであります。

老朽化が著しい白州総合支所は移転の準備が整うことから、はくしゅう館および白州町農村婦人の家へ移転し、来年1月4日から業務を開始する予定であります。

移転に伴い、北杜市総合支所設置条例をはじめとする関係条例の一部改正と旧白州総合支所の解体にかかる所要の経費を今議会にお願いしたところであります。

なお、解体後の白州総合支所跡地につきましては、駐車場として利用していただく考えであります。

次に、公共施設の指定管理についてであります。

今年度、指定管理期間が終了する16施設・6協定につきましては、公募等を行い指定管理候補者選定委員会におきまして候補者が決定しましたので、今議会に指定管理者の指定についてお願いしているところであります。

次に、専門科目診療所等の開設に伴う助成制度についてであります。

少子化はふるさと存続の危機であり大きな行政課題であることから、平成21年度からお産の場のあり方について検討なされ、助産所の開設などを旨とする提言をいただきました。この提言などを踏まえ、現在、助産師による保健指導やお産の日フォーラムの開催などに取り組んでおります。

これらの取り組みに加え、来年度から新規に専門の産婦人科および小児科の診療所を開設する者に対し、運営費の一部を助成する制度を創設し、安心して子どもを産み育てる環境整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険加入者の人間ドックについてであります。

これまで国保加入者の人間ドックは40歳から70歳の方が受診を希望された場合に、指定医療機関で一定の自己負担を行うことで受診する制度としておりましたが、就労年齢が上がっている状況等を勘案し、来年度から74歳まで引き上げることを検討しております。

対象年齢を拡大することで健診受診率の向上、病気の早期発見ならびに予防に心がけていただくことにより、市民の健康づくりと医療費の抑制につながればと考えております。

次に、フォッサ・マグナの湯についてであります。

白州福祉会館のフォッサ・マグナの湯につきましては、ポンプの故障や井戸部分の腐食により、9月17日以降営業を停止しており、市民の皆さまには長期間にわたり多大なるご迷惑をお掛けしております。現在、井戸内に新たにケーシング管を設置するとともに、ポンプの発注を行ったところであり、来年1月中の営業再開を目指して作業を行っているところであります。

次に、放課後子ども教室推進事業の大臣表彰についてであります。

市では、小学生を対象として放課後における安全・安心な活動場所を確保し、心豊かですこやかに育まれる環境づくりのため、地域のさまざまな方々にご協力をいただきながら、学習、スポーツ・文化活動、交流活動等を行う放課後子ども教室推進事業を実施しております。この事業が平成24年度、優れた地域による学校支援活動推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞し、去る12月3日に文部科学省において表彰状が授与されました。

また、長坂小学校および甲陵高校PTAが優良PTA文部科学大臣表彰を、日野春地域安全推進委員会が文部科学大臣奨励賞を受賞されました。

本市の子育て支援や学校教育の安全・安心、見守りへの取り組みが認められたことはたいへん名誉なことであり、各種活動にご協力いただいている地域の皆さま方に感謝申し上げるところであります。

次に、ほくとハッピーワークについてであります。

本年6月から子育て世代や生活保護受給者などへの福祉的就労支援や相談業務を行うため、市とハローワークが一体となり市役所へ開設しております。11月までの延べ相談件数は93件で、就職に結びついた方が13名となっております。

今後もより一層の支援を行うため、来年度からの常設設置へ向けて、現在、労働局等と協議を進めているところであります。

次に、環境施策についてであります。

本年7月に決定されました電力の固定価格買い取り制度に関連し、豊かな自然資源を持つ本市が県内外から注目を集めています。太陽光発電では日本有数の日照時間、晴天率の高さ、冷涼な気候など太陽光発電にとって最も適している地域ということで、民間での大規模な発電施設の計画が複数進められています。

すでに高根町地内に1カ所、長坂町地内に2カ所、白州町地内に1カ所が着工しており、合計で4メガワットを超える規模の発電所が、来春には完成する見込みと伺っております。

また、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業につきましても急速に要望が増え10月までに133件、約610キロワットの申請がありました。すでに既定予算額の1,500万円に達したことから、今議会において所要の追加経費をお願いし、自然エネルギーの普及拡大に努めてまいります。

次に、大規模野菜生産団地への太陽光発電施設設置についてであります。

現在、明野町永井原地区の大規模野菜生産団地へ設置されている200キロワットの太陽光発電施設に加え、山梨県が事業主体となり400キロワットの施設が増設されることとなりました。施設完成後は市に移管されることとなっており、団地内の井戸ポンプに電力供給し、入居する農業生産法人への水道料の軽減を図るほか、周辺の農業施設や農業集落排水施設にも電力を供給する計画となっており、市の財政負担の軽減にも寄与するものと考えております。

次に、野生鳥獣害対策についてであります。

市では今年6月に再編成された北杜市野生鳥獣害対策協議会を中心に、北杜市鳥獣被害対策実施隊との連携を図り、地域が一丸となった防除対策に助成する北杜市鳥獣害に強い地域づくり事業など、いくつかの鳥獣害対策を実施しております。

またニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象とした管理捕獲については、当初に予定した年度内での捕獲目標数をそれぞれ大きく上回ることが見込まれることから、捕獲数の増加に必要な経費を今議会にお願いしているところであります。

今後も関係機関と連携を図りながら、鳥獣害対策を推進してまいりたいと考えております。
次に、冬期の観光客の誘致についてであります。

北杜市と長野県富士見町、原村の3市町村で構成する八ヶ岳観光圏では、冬期の誘客の促進を図るため、八ヶ岳天空博覧会を開催いたします。この事業は今まで個々に開催されていた冬の観光イベントや滞在型旅行商品を博覧会形式で集中的にまとめて情報発信することにより、地域一体となって観光客の誘致を図る取り組みであります。中央自動車道の通行止めの影響も懸念されますが、観光の閑散期である冬の北杜市にも誘客が見込めるものと期待しているところであります。

次に、就職ガイダンスの開催についてであります。

市では求職者の就業促進と企業の人材確保を支援するため、就職ガイダンスを毎年、開催しております。今年度は去る12月7日に開催したところ、市内外から求人企業22社と多数の求職者が参加し、各企業の人事担当者が求職者に会社説明や面接を行ったところであります。

景気低迷の影響から企業の求人は厳しい状況が続いておりますが、求職者の就業促進を図るため、今後もこのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業についてであります。

JRに委託した小淵沢合築駅舎の基本設計が終了し、外観デザイン、平面図等が完成したところであります。これをもとに、今議会に合築駅舎の実施設計にかかる所要の経費をお願いしたところであります。

次に、通学路の整備についてであります。

自動車の暴走により集団登校時の児童の貴い命が奪われるといった、痛ましい事故が発生したことに鑑み、国では通学路における緊急合同点検等実施要領を策定し、全国の自治体に通学路の安全点検および安全対策の実施を要請したことから、本市においても学校、PTA、警察等による通学路の合同点検を実施いたしました。

この結果、児童の登下校時における安全性の向上を図るため、いくつかの通学路において歩道設置や路側部分のカラー舗装などの対策が必要との結論に達したことから、国の平成24年度の経済危機対応・地域活性化予備費使用事業を活用して早急に安全対策を講ずることとし、今議会に所要の経費をお願いしたところであります。

次に、梅之木遺跡の国史跡指定についてであります。

明野町浅尾地区の圃場整備事業により出土した梅之木遺跡は八ヶ岳や南アルプス、富士山を望む豊かな景観に恵まれた縄文時代中期を代表する遺跡であり、文化財としての価値が高いことから、その遺跡保存と整備について平成22年2月から梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会において検討いただいております。

このたび、委員会から景観を生かした「みんなでつくる縄文のムラ」とするご提言を受け、北杜市文化財保護審議会、教育委員会において検討いただき、梅之木遺跡保存整備基本構想を策定いたしました。

今後は地権者等の同意をいただきながら、文化庁に国指定史跡の申請を年度内に行いたいと思います。

ちょっと修正させていただきますけれども、先ほどデマンドバスのところでデマンドバスの実証運行を平成25年末をもってと説明させていただきましたけれども、平成25年3月末をもって終了させていただきますというふうに訂正させていただきます。失礼しました。ありがとう

ございました。

次に、提出案件の内容につきましてご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案件１７件、補正予算案件６件、指定管理者の指定案件６件、同意案件４０件、その他３件であります。

はじめに、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１０９号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第１１４号 北杜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてまでと議案第１２０号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についておよび議案第１２２号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第１２４号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてまでの１０案件につきましては、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により関係法律の一部が改正されたことに伴い、条例の制定および所要の改正を行うものであります。

次に議案第１１５号 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてであります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第１１６号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業について所要の改正を行うものであります。

次に議案第１１７号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第１１８号 白州総合支所の移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

老朽化が著しい白州総合支所をはくしゅう館へ移転することおよび、同総合支所に設置している西部上下水道センターを白州町農村婦人の家へ移転することから、北杜市総合支所設置条例ほか１条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第１１９号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例についてであります。

山梨県において、老人医療費支給事業補助金が平成２５年３月３１日をもって廃止されることから、本市においても同事業を廃止するため条例を廃止するものであります。

次に議案第１２１号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

市立甲陵中・高等学校にかかる予算について、効果的・効率的な予算連携を図ることを目的に甲陵中学校・高等学校特別会計を廃止し、一般会計に組み入れるため所要の改正を行うものであります。

次に議案第１２５号 北杜市穂足財産区下水道施設整備基金条例及び北杜市穂足財産区下水道事業推進整備基金条例を廃止する条例についてであります。

須玉町穂足地区住民の下水道事業受益者負担等への助成を目的に設置した当該基金について、補助金の交付対象期間が終了したことから基金を廃止し、財産区管理基金へ組み入れるため、基金条例を廃止するものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第126号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

自然エネルギーへの転換が求められる中、これまで全国自治体のトップランナーとして進めてきた取り組みをさらに推進するため、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成枠を拡大してまいります。

次に明野町永井原地区の大規模野菜生産団地に太陽光発電設備の設置を行う、県営土地改良事業の負担金として所要の経費を計上しております。

次に小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業として、駅舎の実施設計に要する経費を計上しております。

次に国の経済危機対応・地域活性化予備費を使用した補助金を活用して、通学路の整備を行うこととし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億9,163万5千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ297億5,097万5千円となります。

次に議案第127号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

後期高齢者支援拠出額の確定および過年度実績による交付金等の清算に伴う返還金として1億5,222万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億9,843万3千円とするものであります。

次に議案第128号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

要介護認定支援システム等の改修および人事異動に伴い、人件費の精査によるもので480万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億4,915万9千円とするものであります。

次に議案第129号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

須玉町若神子地内における県発注の道路改良工事において、橋梁の完成が平成25年度にずれ込むことから橋梁に水道管を添架するための事業費300万円を翌年度に繰り越すものであります。

次に議案第130号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

下水道処理施設の電気料値上げ分、消費税の確定、人件費の精査など1,707万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,991万4千円とするものであります。

次に議案第131号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、消費税の確定に伴う補正で467万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億224万9千円とするものであります。

続きまして指定管理者の指定および、その他案件につきましてご説明申し上げます。

議案第132号 白州・尾白の森名水公園の指定管理者の指定についてから議案第137号 北杜市武川運動公園他3施設の指定管理者の指定につきましてまでの6案件につきましては、平成25年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者を指定するものであります。

次に議案第138号 北杜市図書館システムの購入につきましては、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第139号 市道路線の重複認定の承諾についてであります。

高根町清里地内の市道清里3号線について、長野県南牧村から道路法第8条第3項の規定により重複認定の承諾の協議がありましたので、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第140号 市道路線の認定についてであります。

県道の交差点改良に伴い、すでに移管されている県道の取り付け道路が市に移管されることから、市道路線の認定について道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、市政の状況と提案しました案件の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加提案もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております32件のうち、議案第115号から議案第125号までの11件と議案第138号から議案第140号までの3件は所管の常任委員会に付託することとなっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

20番、内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいま付託をいたしました議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例についてでございます。

この提案理由につきましては、山梨県において老人医療費支給事業補助金が平成25年3月31日をもって廃止されることから、本市においても老人医療費助成支給事業を廃止するため、北杜市老人医療費助成金交付条例（平成16年北杜市条例第278号）を廃止するものであると提案理由があります。そこで何点かお伺いいたします。

まずはじめでございますが、これは市町村税の非課税世帯を対象にされているというふうに考えております。つまりおそらく1つの世帯において、その年収の内容によっても異なりますが、おそらく120万円から130万円ぐらいの世帯だと考えております。そこではじめの質問でございますが、その対象人数をお伺いいたします。そして今回の改正によりまして、この内容をお聞きしたいんですが、これは北杜市の負担分、県の負担分、そして自己負担分の軽減分が、市と県がどうなっているのか。そしてこれはペナルティも発生しておりますが、ペナルティについての内訳も教えていただきたい。そして事務費についてもお伺いするところでございます。

この条例に基づきまして、医療費の負担が10%から30%になるということでございますから、低所得者については非常に厳しい状況になることとは思います。そこでこれまでに国をはじめ、低所得者に対して負担軽減をしているところでございますけれども、その内容について

お伺いをまず、いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田議員のご質問、議案第119号の北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例についての質疑でございます。

最初に対象人数でございますけれども、平成23年決算では北杜市では299人という人数でございます。そして市の負担、また県の負担で定めました自己負担分の軽減分の金額、ペナルティ分の金額、また事務費分の金額ということでございますけれども、やはりこれも23年の決算でございますけれども、まず自己負担の軽減分としまして県分は605万3,652円。北杜市分が605万3,652円。合計で1,210万7,304円でございます。ペナルティ分でございますけれども、県分が405万1千円。市分が270万1,200円。合計で675万2,200円でございます。事務費につきましては、県・市も同額でございまして25万4,215円ずつということで50万8,430円でございます。合計で県分が1,035万8,867円。市分が900万9,067円。総合計で1,936万7,934円ということでございます。

それから低所得者に対する負担軽減ということでございます。同じ人が医療費に支払った自己負担額でございますけれども、それが限度額を超えた場合には、窓口での支払いは限度額までとなるということでございまして、月2万4,600円が自己負担限度額ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

20番、内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

総括質疑でございますので細かいことについてはおおむね、これから委員会で審議がされていくと思いますが、そうしますと299名の方がおよそ対象になるわけでございます。これは想像でものを言わせてもらって申し訳ないんですが、この中にはおそらく扶養となりまして、簡単に言うとお子さんがいらっしゃって、お子さんから十分なケアがある場合もありますし、また生活保護で考えましても生活保護でいけば三親等まではそれらの援助について、おそらくお願いするという経緯もございますので、親戚、もしかしたら知人なんかはその面倒をみている場合もあるわけでございます。一番厳しいのは80万円とか60万円とか、そういった年間の収入の方が非常に厳しい状態になっていくんじゃないかと思います。

市では包括支援センターをはじめ各課が、民生委員さんもはじめ、いろいろな情報をもとに訪問をしたりしている経緯もあると思います。そこでこれらの対象者の皆さま、おそらく本当に困窮するのは、想像で申し訳ございませんが約1割程度の30名くらいになるんじゃないかと思いますが、そんなに多くはございません。この299名の方の対象者、これは対象者といっても現実、医療にかかっていない人もいますから、それらの方へも周知は必要になると思うんですが、対象者への周知とまた今後の対応についてお考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

ただいまのご質問でございます。

当然、周知は徹底をしなければならないということございまして、周知につきましては市の広報誌をはじめとしまして市のホームページ、また市のCATV等の媒体を使いながら周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後の対応ということでございますけれども、健康上のこともございますので特定検診、今、市でやっております特定検診や特定保健指導の充実、人間ドックの受診年齢の拡大・拡充、また介護予防等々に取り組むとともに市民の皆さま方からの健康教室、健康相談等に積極的な参加促進を促すようなことをするとともに健康管理の推進ということを図る。それは当然、関係部局とも連携を図る中で推進をしまして、高齢者福祉が後退することのないようにこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

会議規則上、質疑は3回までとなっておりますが3回目の質疑をさせていただきます。

今の説明があったわけでございますが、たしかにいろいろな部分で対応を考えていらっしゃるわけでございますが、どうしてもマンパワーで対応しなければ、これらについては非常に厳しい状況になってくると思うんですよ。それは市はあんきじゃんネットワークという、孤立死を防ぐために条例制定をしながら頑張っているわけでございますが、それらも含めながら今後やはり人的な部分を活用しながらやっていくべきだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

大変、重要な問題でございますので、市の市民部関係の関係課、また福祉部の関係課、また市内の民生委員さん方を中心としまして、先ほど言いましたけれども高齢者福祉が後退しないように、また健康で明るく暮らせる社会づくりを目指して、これからも努力してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第115号から議案第125号までの11件と議案第138号から議案第140号までの3件につきましては、お手元に配布しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第35 同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件および日程第36 同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては委員の任期が満了となることから、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市白州町白須2924番地、古屋賢仁、昭和18年8月10日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同じく同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては北杜市大泉町谷戸2226番地、藤森顕治、昭和26年3月4日生まれの任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第37 同意第7号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第7号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により北杜市明野町上手5018番地3、秋山俊和、昭和26年6月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、秋山俊和君の退場を求めます。

（退 場）

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

秋山俊和君の入場を許可いたします。

（入 場）

暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日程第38 同意第8号 小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第74 同意第44号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件までの37件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第8号 小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の任期が満了となることから新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市明野町小笠原3913番地、木村千代彦、昭和31年11月30日生まれ。同じく明野町三之蔵966番地、五味和彦、昭和29年10月28日生まれ。同じく明野町小笠原4227番地2、小泉睦彦、昭和20年5月7日生まれ。

同じく明野町小笠原2015番地、細川清美、昭和26年6月27日生まれ。同じく明野町三之蔵857番地、柴田正一郎、昭和32年7月19日生まれ。同じく明野町小笠原4277番地、中村忠仁、昭和22年7月29日生まれ。同じく明野町小笠原4138番地、藤原忠晴、昭和19年6月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第9号 朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市明野町浅尾新田4128番地、清水潤一、昭和26年1月24日生まれ。同じく明野町上神取821番地、小池和生、昭和15年11月3日生まれ。同じく明野町浅尾新田3623番地、長田功、昭和30年12月15日生まれ。同じく明野町浅尾2122番地、清水壽昌、昭和18年12月17日生まれ。同じく明野町下神取81番地、宮澤清彦、昭和15年4月8日生まれ。同じく明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれ。同じく明野町浅尾5259番地102、五十嵐博司、昭和26年2月7日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第10号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市明野町小笠原3227番地1、仲澤光秀、昭和27年12月17日生まれ。同じく明野町上手2013番地1、上野昭雄、昭和22年1月1日生まれ。同じく明野町上手8374番地11、五味力、昭和25年1月29日生まれ。同じく明野町上手10211番地1、五味良一、昭和24年8月5日生まれ。同じく明野町小笠原3905番地、清水明、昭和26年4月27日生まれ。同じく明野町上手2342番地、清水正寛、昭和17年6月26日生まれ。同じく明野町三之蔵918番地、小泉武男、昭和23年10月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第11号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市明野町小笠原3656番地、上野幸人、昭和21年5月29日生まれ。同じく明野町小笠原3665番地1、小澤友作、昭和23年3月28日生まれ。同じく明野町三之蔵984番地、小泉文雄、昭和22年4月4日生まれ。同じく明野町小笠原1554番地、篠原茂、昭和12年1月26日生まれ。同じく明野町小笠原1452番地、守屋久志、昭和25年4月3日生まれ。同じく明野町小笠原3268番地5、八代勝彦、昭和16年12月23日生まれ。同じく明野町小笠原3323番地、滝口幸彦、昭和16年6月23日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第12号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市明野町下神取81番地、宮澤清彦、昭和15年4月8日生まれ。同じく明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれ。同じく明野町浅尾新田4128番地、清水潤一、昭和26年1月24日生まれ。同じく明野町浅尾5259番地102、五十嵐博司、昭和26年2月7日生まれ。同じく須玉町大蔵509番地、内藤正、昭和14年2月5日生まれ。同じく須玉町大豆生田1193番地、小林誠次、昭和27年9月4日生まれ。同じく須玉町大豆生田524番地、菊見美房、昭和22年1月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第13号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町大蔵47番地、土屋武士、昭和18年8月20日生まれ。同じく須玉町大蔵509番地、内藤正、昭和14年2月5日生まれ。同じく須玉町大豆生田1193番地、小林誠次、昭和27年9月4日生まれ。同じく須玉町大豆生田524番地、菊

見美房、昭和22年1月15日生まれ。同じく須玉町藤田728番地、深澤保典、昭和18年11月23日生まれ。同じく須玉町藤田274番地、櫻井恒雄、昭和20年6月4日生まれ。同じく須玉町藤田219番地1、内藤義朗、昭和10年4月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第14号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町小倉2468番地、土屋健二、昭和10年1月10日生まれ。同じく須玉町東向2875番地、長田義千、昭和16年10月1日生まれ。同じく須玉町東向3030番地1、宮崎義也、昭和14年11月16日生まれ。同じく須玉町東向2118番地、宮崎正文、昭和24年7月3日生まれ。同じく須玉町小倉294番地4、中臺昌廣、昭和38年2月14日生まれ。同じく須玉町小倉1482番地、清水進、昭和17年8月12日生まれ。北杜市須玉町小倉2565番地、丸茂彰、昭和13年7月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第15号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町江草1001番地、篠原誠、昭和14年10月17日生まれ。同じく須玉町江草5114番地、小尾豊、昭和16年10月16日生まれ。同じく須玉町江草4259番地2、小澤寛、昭和10年1月1日生まれ。同じく須玉町江草10807番地、八巻忠二、昭和16年9月8日生まれ。同じく須玉町江草14370番地、小澤富士雄、昭和10年6月15日生まれ。同じく須玉町江草14921番地、小澤良治、昭和29年1月27日生まれ。同じく須玉町江草2723番地、篠原昭治、昭和15年4月24日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第16号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町上津金495番地、浅川正仁、昭和20年7月16日生まれ。同じく須玉町上津金340番地、小森照彦、昭和24年9月30日生まれ。同じく須玉町上津金336番地、高橋行信、昭和22年8月11日生まれ。同じく須玉町上津金879番地、相吉三勇、昭和19年8月2日生まれ。同じく須玉町下津金2940番地、高橋正明、昭和16年7月16日生まれ。同じく須玉町下津金2617番地、早川文昭、昭和16年10月14日生まれ。同じく須玉町下津金2948番地、津金洋一、昭和17年1月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第17号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町下津金1701番地、津金信堯、昭和7年7月4日生まれ。同じく須玉町下津金2553番地、津金勝夫、昭和14年12月3日生まれ。同じく須玉町下津金1108番地、小林才、昭和8年5月4日生まれ。同じく須玉町上津金424番地、山岡治幸、昭和5年3月28日生まれ。同じく須玉町穴平240番地、湯沢長男、昭和12年5月4日生まれ。同じく須玉町穴平2614番地、坂本静、昭和19年9月12日生まれ。同じく須玉町穴平1689番地、内田俊彦、昭和36年4月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第18号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町境之澤672番地、小野義孝、昭和24年11月2日生まれ。同じく須玉町境之澤301番地、山西孝則、昭和21年8月31日生まれ。同じく須玉町若神子新町816番地2、小林勇、昭和14年11月29日生まれ。同

じく須玉町若神子新町369番地3、古屋章幸、昭和14年12月13生まれ。同じく須玉町若神子2192番地、清水武、昭和17年11月18生まれ。同じく須玉町若神子1400番地、川久保宏徳、昭和18年3月26生まれ。同じく須玉町若神子1382番地1、矢崎嘉昭、昭和19年7月15生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものがあります。

次に同意第19号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町江草9916番地、有井弘、昭和13年7月15生まれ。同じく須玉町大豆生田553番地、三井常男、昭和14年1月13生まれ。同じく須玉町江草2248番地、清水正照、昭和10年6月10生まれ。同じく須玉町東向2067番地、篠原佳信、昭和16年1月18生まれ。同じく明野町三之蔵984番地、小泉文雄、昭和22年4月4生まれ。同じく明野町上手9845番地、五味操、昭和24年6月28生まれ。北杜市明野町浅尾3475番地、入戸野仁、昭和28年10月6生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第20号 前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市須玉町江草4924番地1、中田正基、昭和13年9月27生まれ。同じく須玉町江草17546番地、小澤高直、昭和23年5月11生まれ。同じく須玉町小倉279番地、小澤鉉二、昭和10年11月18生まれ。同じく須玉町東向2813番地、篠原義典、昭和17年7月23生まれ。同じく須玉町大蔵188番地、土屋東洋雄、昭和19年2月10生まれ。同じく須玉町大蔵704番地、皆川俊一、昭和19年6月2生まれ。同じく明野町浅尾1581番地、深澤繁、昭和22年3月20生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第21号 安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町東井出143番地、内田公人、昭和20年2月15生まれ。同じく高根町村山北割3277番地、坂本隆男、昭和19年4月19生まれ。同じく高根町村山北割1595番地4、植松文明、昭和17年7月27生まれ。同じく高根町長澤2200番地、興水栄、昭和25年8月25生まれ。同じく高根町長澤472番地、長田富、昭和10年10月1生まれ。同じく高根町村山北割3596番地、植松伸治、昭和17年10月3生まれ。同じく高根町堤350番地、中嶋平和、昭和24年11月15生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第22号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町箕輪新町736番地、植松好義、昭和24年3月5生まれ。同じく高根町箕輪新町830番地、小川篤、昭和24年6月8生まれ。同じく高根町箕輪1737番地、清水春斐古、昭和16年4月8生まれ。同じく高根町村山東割968番地1、新海義文、昭和30年7月20生まれ。同じく高根町村山東割730番地、田代武士、昭和13年5月15生まれ。同じく高根町箕輪2541番地、下條明男、昭和17年1月25生まれ。同じく高根町箕輪2616番地、坂本治年、昭和16年5月19生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第23号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町村山西割2798番地、横森勝己、昭和19年7月9生まれ。同じく高根町村山西割2209番地、原忠、昭和18年8月12生まれ。同じく高

根町村山西割1771番地1、小宮山進、昭和25年12月1日生まれ。同じく高根町村山西割1226番地、川端下康敬、昭和3年4月20日生まれ。同じく高根町藏原1800番地、中村哲也、昭和17年6月9日生まれ。同じく高根町藏原1590番地、西原英一、昭和19年8月1日生まれ。同じく高根町小池585番地、中村勝一、昭和16年4月18日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第24号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町五町田1407番地、清水省因、昭和16年7月23日生まれ。同じく高根町五町田426番地、小尾憲彦、昭和22年7月14日生まれ。同じく高根町五町田767番地、五味仁、昭和24年8月8日生まれ。同じく高根町上黒澤723番地、廣瀬壽保、昭和17年4月9日生まれ。同じく高根町上黒澤1220番地、浅川文彦、昭和22年10月18日生まれ。同じく高根町下黒澤2559番地、小宮山徹、昭和15年4月6日生まれ。同じく高根町下黒澤1579番地、深澤彦麿、昭和21年9月2日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第25号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町浅川2017番地、深澤忠紀、昭和18年3月24日生まれ。同じく高根町清里570番地、利根川袈裟雄、昭和17年5月21日生まれ。同じく高根町清里2481番地、浅川隆章、昭和24年1月30日生まれ。同じく高根町清里2103番地、浅川豊和、昭和18年3月19日生まれ。同じく高根町清里3460番地、浅川吉司、昭和27年5月5日生まれ。同じく高根町清里3545番地、浅川貞雄、昭和16年4月6日生まれ。同じく高根町清里3550番地、小清水久壽、昭和23年12月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第26号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町村山西割2149番地、中嶋三次、昭和6年3月15日生まれ。北杜市高根町五町田1665番地、清水信夫、昭和11年7月24日生まれ。同じく高根町東井出1200番地、油井昭夫、昭和15年4月5日生まれ。同じく高根町村山東割1337番地、大塚政一、昭和10年11月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第27号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市高根町東井出1000番地、植松廣勝、昭和14年10月4日生まれ。同じく高根町村山北割1475番地、麻川泰次、昭和9年12月23日生まれ。同じく高根町箕輪1806番地、清水卓司、昭和9年1月21日生まれ。同じく高根町箕輪新町879番地、坂本仁、昭和22年8月5日生まれ。同じく高根町藏原1534番地、細田幸則、昭和15年4月25日生まれ。同じく高根町清里2138番地1、小清水秀徳、昭和13年10月18日生まれ。同じく高根町清里528番地、利根川均、昭和12年9月19日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第28号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市大泉町西井出1835番地、藤森征雄、昭和13年11月30日生まれ。同じく長坂町夏秋403番地、堤文美、昭和20年12月10日生まれ。同じく高根町下黒澤2750番地、櫻井武士、昭和11年8月30日生まれ。同じく高根町村山西割1242番地、大芝貞夫、昭和17年10月15日生まれ。同じく高根町藏原

1832番地、清水希信、昭和17年1月6日生まれ。同じく高根町箕輪2645番地、下條透、昭和14年10月11日生まれ。同じく高根町村山北割3198番地、坂本基可、昭和12年1月10日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第29号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市長坂町小荒間289番地1、小林宏、昭和16年8月7日生まれ。同じく長坂町白井沢3574番地89、小松攻一、昭和20年4月16日生まれ。同じく長坂町白井沢1463番地、田中公嶺、昭和13年6月25日生まれ。同じく長坂町小荒間779番地4、小林太夫、昭和12年1月2日生まれ。同じく長坂町大八田1435番地、伊藤重光、昭和12年3月25日生まれ。同じく長坂町白井沢2945番地、今井政明、昭和18年2月25日生まれ。同じく長坂町白井沢864番地、小松貞美、昭和21年1月7日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第30号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市長坂町長坂下条1072番地、内藤紀宏、昭和15年9月7日生まれ。同じく長坂町長坂下条1494番地、清水正隆、昭和16年4月11日生まれ。同じく長坂町長坂下条1508番地、植松幹夫、昭和19年12月15日生まれ。同じく長坂町富岡2799番地6、伊部袈裟晴、昭和19年7月9日生まれ。同じく長坂町富岡175番地1、草野知彦、昭和22年1月12日生まれ。同じく長坂町富岡151番地5、岩宗喜久雄、昭和20年4月29日生まれ。同じく長坂町富岡2787番地1、清水俊昭、昭和22年10月27日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第31号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員として北杜市長坂町日野636番地、米澤茂徳、昭和19年4月25日生まれ。同じく長坂町日野1610番地、向井照晃、昭和16年8月7日生まれ。同じく長坂町日野629番地、山坂一雄、昭和15年2月8日生まれ。同じく長坂町日野85番地14、向井恒壽、昭和18年8月16日生まれ。同じく須玉町若神子3227番地、内藤昭、昭和18年9月27日生まれ。同じく須玉町若神子1384番地、村田圭司、昭和21年3月12日生まれ。同じく高根町下黒澤3756番地2、矢崎正一、昭和24年4月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第32号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市大泉町西井出1544番地、浅川敏郎、昭和13年2月15日生まれ。同じく大泉町西井出3276番地、浅川満、昭和15年5月10日生まれ。同じく大泉町西井出4523番地、山田力三、昭和19年7月26日生まれ。同じく大泉町谷戸214番地、三井正隆、昭和16年9月11日生まれ。同じく大泉町谷戸1961番地、原昭男、昭和13年10月1日生まれ。同じく大泉町谷戸3773番地、丸茂浩二、昭和21年7月19日生まれ。同じく大泉町谷戸3942番地、小池橋夫、昭和10年1月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第33号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市大泉町谷戸1961番地、原昭男、昭和13年10月1日生まれ。同じく大泉町谷戸3773番地、丸茂浩二、昭和21年7月19日生まれ。同じく大泉町谷戸3942番地、小池橋夫、昭和10年1月26日生まれ。同じく大泉町谷戸3735番地、浅川治、昭和16年1月15日生まれ。同じく大泉町谷戸

214番地、三井正隆、昭和16年9月11日生まれ。同じく長坂町白井沢808番地、小松謙三、昭和21年6月8日生まれ。同じく長坂町白井沢1545番地、田中幸久、昭和15年3月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第34号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市白州町横手2641番地、込山幸雄、昭和12年3月28日生まれ。同じく白州町横手2532番地、向井睦尚、昭和16年3月23日生まれ。同じく白州町横手1426番地、中山盛夫、昭和26年1月27日生まれ。同じく白州町白須246番地、輿石剛、昭和13年10月23日生まれ。同じく白州町白須6725番地、嶋口昇、昭和24年11月14日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第35号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市白州町横手1403番地、三澤幸貴、昭和28年2月27日生まれ。同じく白州町横手1844番地、宮川節夫、昭和16年3月2日生まれ。同じく白州町大坊74番地、千野光雄、昭和11年11月24日生まれ。同じく白州町大坊116番地、水石良康、昭和16年7月26日生まれ。同じく白州町大坊774番地、天野義久、昭和17年9月28日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第36号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市白州町白須1060番地2、井上安秋、昭和15年10月27日生まれ。同じく白州町白須1568番地、山田輝夫、昭和18年6月7日生まれ。同じく白州町白須6748番地、原堅志、昭和27年11月20日生まれ。同じく白州町白須2924番地、古屋賢仁、昭和18年8月10日生まれ。同じく白州町白須78番地1、堀内弘、昭和20年4月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第37号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市白州町鳥原2745番地、渡邊陽一、昭和16年2月13日生まれ。同じく白州町鳥原1949番地、中山將弘、昭和15年1月4日生まれ。同じく白州町鳥原1533番地、伏見富平、昭和11年8月20日生まれ。同じく白州町下教来石754番地、林泰彦、昭和12年3月18日生まれ。同じく白州町下教来石18番地、山田勲、昭和10年5月19日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第38号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市白州町白須6807番地228、細田哲郎、昭和19年11月2日生まれ。同じく白州町横手1403番地、三澤幸貴、昭和28年2月27日生まれ。同じく白州町台ヶ原2229番地、鈴木亀雄、昭和2年12月28日生まれ。同じく武川町三吹2400番地、日向三郎、昭和15年4月10日生まれ。同じく武川町柳澤2136番地、水石秀敬、昭和15年7月26日生まれ。同じく長坂町日野315番地、田中浩、昭和13年3月31日生まれ。同じく長坂町渋沢910番地、跡部治賢、昭和23年6月12日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第39号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市武川町牧原1675番地、中山貴之、昭和16年9月7日生まれ。同じく武川町三吹337番地、古屋義徳、昭和18年1月8日生ま

れ。同じく武川町三吹2420番地、中山尚武、昭和19年3月3日生まれ。同じく武川町山高2684番地、溝口透、昭和21年10月22日生まれ。同じく武川町黒澤1658番地、一木忠義、昭和14年2月14日生まれ。同じく武川町新奥473番地、小澤敏男、昭和11年4月3日生まれ。同じく武川町宮脇54番地、小澤廣喜、昭和21年9月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第40号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市武川町牧原1675番地、中山貴之、昭和16年9月7日生まれ。同じく武川町牧原1384番地2、中山福孟、昭和16年7月16日生まれ。同じく武川町山高2676番地、山田佳男、昭和23年6月22日生まれ。同じく武川町山高2684番地、溝口透、昭和21年10月22日生まれ。同じく武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。同じく武川町柳澤2136番地、水石秀敬、昭和15年7月26日生まれ。同じく武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第41号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市武川町三吹337番地、古屋義徳、昭和18年1月8日生まれ。同じく武川町三吹331番地、知見寺千秋、昭和17年11月16日生まれ。同じく武川町三吹2420番地、中山尚武、昭和19年3月3日生まれ。同じく武川町三吹2422番地、石水正、昭和23年3月23日生まれ。同じく武川町山高2676番地、山田佳男、昭和23年6月22日生まれ。同じく武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。同じく武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第42号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市武川町山高2676番地、山田佳男、昭和23年6月22日生まれ。同じく武川町山高2684番地、溝口透、昭和21年10月22日生まれ。同じく武川町黒澤1658番地、一木忠義、昭和14年2月14日生まれ。同じく武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。同じく武川町柳澤2136番地、水石秀敬、昭和15年7月26日生まれ。同じく須玉町若神子2220番地、成瀬眞造、昭和15年2月7日生まれ。同じく高根町下黒澤188番地、樋口闇、昭和21年6月13日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第43号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市武川町三吹331番地、知見寺千秋、昭和17年11月16日生まれ。北杜市武川町山高2684番地、溝口透、昭和21年10月22日生まれ。同じく武川町黒澤1658番地、一木忠義、昭和14年2月14日生まれ。同じく武川町柳澤2136番地、水石秀敬、昭和15年7月26日生まれ。同じく須玉町若神子2220番地、成瀬眞造、昭和15年2月7日生まれ。同じく高根町下黒澤188番地、樋口闇、昭和21年6月13日生まれ。同じく長坂町塚川2087番地、鈴木幸男、昭和15年5月9日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第44号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市武川町山高2676番地、山田佳男、昭和23年6月22日生まれ。同じく武川町山高2684番地、溝口透、昭和

21年10月22日生まれ。同じく武川町黒澤1658番地、一木忠義、昭和14年2月14日生まれ。同じく武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。同じく武川町柳澤2136番地、水石秀敬、昭和15年7月26日生まれ。同じく武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれ。同じく長坂町塚川2087番地、鈴木幸男、昭和15年5月9日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第8号から同意第44号までの37件は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第8号 小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第9号 朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第10号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第11号 大平外壺字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第12号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第13号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第14号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第15号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第16号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第17号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

地方自治法第117条の規定により、坂本静君および内田俊彦君の退場を求めます。

（退 場）

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

坂本静君および内田俊彦君の入場を許可いたします。

（入 場）

これから同意第18号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第19号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第20号 前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第20号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第21号 安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第21号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第22号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第23号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第24号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第25号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第26号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第27号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第28号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第29号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第30号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第31号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第32号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第33号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第34号 三宝恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第35号 前山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第36号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

地方自治法第117条の規定により、原堅志君の退場を求めます。

(退 場)

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

原堅志君の入場を許可いたします。

(入 場)

これから同意第37号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第３７号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３８号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３８号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３９号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３９号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４０号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４０号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４１号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４２号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４３号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４４号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議会事務局長(伊藤精二君)

小宮山教育長が任期満了によりまして、本日をもって退任をされます。

ここで、小宮山教育長からあいさつがございます。

○教育長(小宮山英人君)

貴重な時間を割いていただきまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

退任にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

昨年の10月1日より、この職に就かせていただき原っぱ教育を特色とする本市の教育行政のさらなる充実を目指しまして、微力ながら取り組んでまいりました。

おかげさまをもちまして、懸案でありました長坂統合小学校の開校に向けての諸準備や今日的な課題であります、いじめ問題の克服等に向けてのきめの細かい取り組みを行うことができました。

至らぬ点多々ございましたけれども、活力のある本市の教育行政を推進する一員といたしまして、職務を遂行できましたことを大変ありがたく思っております。

しかし任期の期限でもあります本日をもって、また健康面での不備というようなこともございまして、本職を辞することとなりました。この間の議員の皆さま方のご支援やご協力に心より感謝を申し上げます。

白倉市長が常々語られますように北杜市は本当に山紫水明の地であり、たくさんの夢や希望、そしてロマンを大いに感じさせる地でございます。また一流の田舎町を目指し、特徴をつくり出し、特色を表に出すことを大変に奨励する可能性を秘めた魅力の溢れる地でもございます。しかもそういった地域の特色を教育といった面におきまして、最大限に引き出そうとする活力に満ちた地でもあります。

今後につきましては、そういった本市の進展のために一市民としてできる限りの支援をしてまいりたいと思います。

今後の皆さま方のご健勝とご活躍、さらには北杜市のさらなるご発展を心よりご祈念申し上げまして、退任にあたりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

散会 午後12時28分

平成 2 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 0 日

平成24年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成24年12月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 中山宏樹君
ほくと未来 福井俊克君
明政クラブ 保坂多枝子君
市民フォーラム 篠原眞清君
公明党 内田俊彦君
日本共産党 清水 進君

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 興水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（41人）

市長	白倉 政司	副市長	堀内 誠
総務部長	名取 重幹	企画部長	比奈田 善彦
市民部長	伊藤 勝美	福祉部長	原 かつみ
生活環境部長	坂本 正輝	産業観光部長	石原 啓史
建設部長	深沢 朝男	教育長	藤森 顕治
教育次長	大芝 正和	会計管理者	伏見 常雄
監査委員事務局長	清水 春昭	農業委員会事務局長	坂本 吉彦
須玉総合支所長	中山 健教	高根総合支所長	小尾 善彦
長坂総合支所長	興石 君夫	大泉総合支所長	浅川 一彦
小淵沢総合支所長	由井 秀樹	白州総合支所長	進藤 勝
武川総合支所長	山田 栄明	政策秘書課長	高橋 一成
総務課長	赤羽 久	企画課長	篠原 直樹
財政課長	斉藤 毅	地域課長	織田 光一
管財課長	武井 武文	介護支援課長	唐木 美代子
健康増進課長	浅川 正人	福祉課長	米田 隆史
子育て支援課長	浅川 輝夫	環境課長	土屋 裕
農政課長	梶村 宗弘	林政課長	小尾 民司
観光・商工課長	中田 二照	まちづくり推進課長	田中 幸男
住宅課長	植松 広	教育総務課長	岩波 信司
生涯学習課長	丸茂 和彦	学校給食課長	五味 正
市立図書館長	小林 弘		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
 議会書記 山内 一寿
 “ 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、75分。2番 ほくと未来、75分。3番 明政クラブ、45分。4番 市民フォーラム、45分。5番 公明党、30分。6番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

北杜クラブを代表して、質問させていただきます。

改選後の初議会において最初の質問をさせていただき、市民の負託に自分自身も身の引き締まる思いで臨んでいきたいと思えます。

市長および市議選が終わった直後に衆議院選挙があり、その結果、自民党に政権が戻りましたが日本を覆う閉塞感は続いており、新しい首相のもと夢のある政策をとってほしいと期待しているところでございます。

市長も所信表明の中で3期目の市政の舵取りを「市民と共に」を基本に、みずから求めて汗をかき、職員と一緒にさらなる躍進をモットーに市民に信頼される市政を推進すると力強く表明なされ、市民も期待しているところでございます。

その中で北杜市の一丁目一番地は財政の健全化であり、平成27年度からは地方交付税が縮減される中、非常に難しい舵取りが求められます。痛みを伴うことも市民の皆さまに丁寧に説明していかなければなりません。

力みなぎるロマン溢れる北杜市をつくるために、常にチャレンジ精神と改革意識をしっかり持ち、特長を出し小さくとも光り輝く北杜市を築くためにさらなる飛躍へ最善を尽くしていく覚悟と未来への希望を述べられており、共感するところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

はじめに財政健全化と地域主権改革一括法についてでございます。

合併から8年、市債残高も約170億円減らし、基金保有額を約110億円増やして、おおむね280億円の改善が図られました。市当局の努力の結果と高く評価しておりますが、市債

はいまだ高い水準にあり、平成27年度から地方交付税が縮減され、合併特例の終わる平成32年には44億円も減額されます。景気低迷が続く歳入の根幹の市税は伸び悩み、将来に不安を感じるところでございます。

人件費の削減は計画以上に進んでいますが扶助費は急激に増え、財政負担に重く押し掛かってくるものと思われます。事務事業評価は自分たちで評価するものでありますが、事業仕分けは第三者の視点から検証するものであり、どちらもその事業をチェックするものです。

市民の皆さまには、費用対効果がよく分かり事業に対する理解が進むものと思われます。そして地域主権改革一括法で国による縛りが緩和される中、地方分権、地方主権の取り組みは活用如何では住民の暮らし、福祉、地域経済、自治の発展につなげていくことができます。地域の力が試されることになります。

1つ目として、いまだに高い水準にある市債残高の削減にはどのような方策をとられますか。

繰上償還を積極的に行っていますが、限界があると考えます。素朴な市民目線で考えますと貯金、いわゆる基金をするより借金を返せ、市債ですね、ということになります。削減の方策について、お伺いいたします。

2つ目として、事務事業評価についてお伺いいたします。

全体的に前年より厳しい評価となっていますが、これも地方交付税縮減の影響と思われます。縮小・廃止の方向はどの事業でしょうか。また、この中で地域委員会はどのような方向にいくのか、お伺いいたします。また温泉施設はいかがでしょうか。

3つ目として、事業仕分けの結果についてお伺いいたします。

市民判定人の皆さんもかなり厳しい結果としていますが、要改善の事業の対策は考えていますか。また、不要の評価を受けた5事業の対策も併せてお願いいたします。

4つ目として地域主権改革一括法で枠付け、義務付けの見直しはどのような影響がありますか。今回の9つの条例改正で財政面の負担増になるものはありますか、お伺いいたします。

次に市役所本庁舎の建設、ならびに総合支所のあり方についてお伺いいたします。

新庁舎の建設については、行財政アクションプランの中で平成23年度に庁内検討会による検討を行い、平成24年度には市民による検討会を設置すると予定されております。

1つ目として、庁内検討委員会の検討結果と市民による検討会の設置についてお伺いいたします。

2つ目として、合併から8年が経過する中で市民との関わり合いが深い総合支所のあり方についての検討状況についてもお伺いいたします。縮小の方向ということですが、どのようなお考えでしょうか。

次に合併から新市建設計画に基づき新庁舎建設基金を積み立てていますが、現在の基金の現状と今後の基金の考え方について、お伺いいたします。

次に公共交通の今後とデマンドバスについて、お伺いいたします。

高齢者、障害者などの交通弱者の移動手段として、平成21年10月よりデマンドバス実証運行が始まりました。先日の全員協議会において、25年3月末でのデマンドバス実証運行の終了が説明されましたが、現在ご利用いただいている利用者に影響を与えます。せっかく慣れているところで終了とは、3年の実証運行で本運行に移行できなかった原因はどこにあるのか。高齢化が進む本市にとって公共交通のあり方について、お伺いいたします。

1つ目として、来年度のデマンドバス運行の基本計画と事業者との協議の中で存続の可能性

はあったのでしょうか。市側が譲歩する考えはなかったのでしょうか。

料金値上げ、当日予約廃止、行き先の制限、タクシー事業者への配慮等考えられますが、検討はしましたでしょうか。

2つ目として、運行継続の最大の障害はなんだったのでしょうか。事業者が納得できない点は为什么呢。

北杜市地域公共交通会議での主な意見はどんなものがありましたでしょうか。

3つ目として、デマンドバスに変わる公共交通は何を考えていますか。効率よく運行していくと聞いていますが、市民バス・路線バス・スクールバス・病院バスとの役割分担がありますがいかがですか。

4つ目として、福祉タクシーの利用基準と拡大の可能性はありますか。

デマンドバスの利用者の多くは病院へ行くことだそうです。病院バスも出ていますが、それでカバーしきれない人たちにタクシーチケット等を発行する考えはございますか。

次に循環型社会の構築について、お伺いいたします。

本市は太陽光発電や小水力発電等、地域特性を生かした自然エネルギーの促進に取り組み、トッランナーとして全国的に有名になりました。再生可能エネルギー固定買い取り法が成立したことで多くの企業が注目しているところとなりました。

北杜市地域新エネルギービジョンの基本方針の中で、太陽と水を中心とする自然エネルギーの活用、木質バイオマスを中心とする未利用エネルギーの活用、環境共生都市、資源循環型社会の形成、市民、事業者、行政の連携による推進と謳っております。循環型社会を構築するにはエネルギーも地元でできたものというわけですが、ただ電気には形がないので電線に乗ってしまえば区別が付きません。

そこで1つ目として、最近、都会の都市や官庁などでは東京電力以外の特定規模電気事業者からの購入をしております。本市では購入を検討中ということでしたが、その後どうなりましたでしょうか。また購入によって電気料がどのくらい節約できるか、お伺いいたします。

2つ目として、屋根貸し太陽光発電事業についてお伺いいたします。

本市でも屋根を利用した太陽光発電事業に補助金を出していることは周知されておりますが、初期投資が非常にかかるというところで、誰でも手を挙げられるというところにはいきません。しかし再生可能エネルギー固定買い取り法ができたことで、企業が動き出しております。例えば携帯電話のソフトバンクは、おうち発電プロジェクトとして全国で1千棟の住宅を募集し、発電した電気を電力会社に売電する事業を開始いたしました。20年借り受け、契約期間が終了したら家主に無償譲渡だそうです。大企業の場合は宣伝も大掛かりにできますし、それなりの信用もあります。これと同じことを中小企業がやろうとしたら大変なことです。そこで市が間に入り、事業者と個人宅を取り持つプロデューサー的なことをやる取り組みはいかがでしょう。もちろんこの場合は、市の補助金は必要ないと考えます。

また他の自治体では学校、保育園、市営住宅、市の保有する建物に屋根貸しとして事業者を募集しているところもございます。本市ではスクールニューディールをはじめ、積極的に対応しているので、設置する場所があまりないのは承知しておりますが、市営住宅などまだ設置しないところもあり、この場合は場所代として収入が見込めます。

屋根貸し太陽光発電事業の取り組みについて、お伺いいたします。

3つ目として木質バイオマスですが、北杜市バイオマスタウン構想を発表し、北杜市バイオ

マス活用推進計画に取り掛かっているようですが、太陽光、水力の取り組みはトップランナーとして全国から視察に見えるほど非常にうまくいっていますが、木質バイオマスはもうひとつ、うまくいっていません。

本市にとって広大な森林面積を有し、林業再生とも深く関わる重要なバイオマスでございます。木質バイオマスの取り組みについて、お伺いいたします。

4つ目として、木質バイオマスが普及しない問題点として移動や設備にお金がかかる等、いろいろ考えられます。やはり一番シンプルな、薪として利用するのが一番だと思います。ペレット、チップも考えられますけども加工するのにお金がかかります。そこで地域で専用の薪ボイラーを導入するのが効果的と思われます。農業ハウスや事業系、温泉施設など薪ストーブへの導入に補助金を出す考えはありますか。事業系薪ストーブが増えることで必然的に薪を必要としますし、地域内で薪が売れることにもなります。お考えをお伺いいたします。

5つ目として、カーボンオフセット農産物として売り出すことについてお伺いいたします。

環境省のカーボンオフセットガイドラインにおいて、カーボンオフセット型商品、サービスの販売にあたっては、カーボンオフセットの仕組みについて適切に説明するとともに、地球温暖化対策の喫緊性、カーボンオフセット型商品、サービスを提供する主体等による排出削減努力の内容、消費者の削減行動を促すための情報についても適切に説明、情報提供することが求められるとされております。この場合はオフセット排出量取引ということでなく、あくまでも商品を売るためのものでございます。

今の時代、ただ商品を並べていてもなかなか売れません。作る過程の説明や誰が作っているという情報を提供することで、消費者も納得して買っていただけます。差別化を図ることが必要です。

薪ストーブやペレットストーブなどで生産された農産物を、カーボンオフセット型商品として売り出すことはいかがでしょうか。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場について質問いたします。

今議会において、小淵沢駅舎改築の本格設計の予算が上程されました。小淵沢町商工会では平成7年から中心市街地活性化法を受けて、TMO構想を作成してきました。駅前商店街は小淵沢駅と密接な関係があり、駅舎の新築は商店街の人たちにとって非常に関心の高いところでございます。

こうしたことから、9月の市民対象のワークショップに続いて先日、北杜市商工会小淵沢地区でもワークショップを開催され、期待の高さからおおぜいの方々が出席いたしました。また八ヶ岳観光圏の指定も受け、観光客の入り込みもますます多くなると予想されます。

そこで1つ目として、新駅の八ヶ岳観光圏の中での位置づけについて、お伺いいたします。

2つ目として駅舎改築、駅前広場整備のタイムスケジュールはどうなっておりますか。いつから工事を始めますか。

3つ目として、観光案内所の中に観光協会やリトリートの杜が入ることは、検討されておりますか。

4つ目として、9月のワークショップで出された意見、要望への回答はいかがですか。

5つ目として、市内の農産物、特産物、お土産等を売るスペースはできますか。運営主体等いろいろあると思いますが、市内の活性化のために必要と思われます。

6つ目として、駅舎の建築に地元の木材を使用してはいかがですか。また市内にはおおぜい

の芸術家が工房を構えております。東京芸術大学の主導でつくる駅ならば、この人たちの作品も駅の中に取り込むことは考えておりますか。例えば壁画とかステンドグラスなどがあります。

7つ目として、駐車場についての考えをお聞かせください。ある程度の規模のパーキングが必要と思いますが、いかがですか。

8つ目として、今度2階建てとなりますが、駅からの眺望が素晴らしいと思います。そこで電線が気になってきますので、電線の地中化の検討はなされておりますか。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政健全化と地域主権改革一括法について、いくつかご質問をいただいております。

市債残高減少の方策についてであります。

本市は類似団体と比較して多額の市債残高を抱えていることから、市債残高の縮減方策の1つとして市債の繰上償還を積極的に行っているところであります。

市債残高の内訳としまして、公的資金の借入れと市中金融機関からの借入れがありますが、公的資金を任意に繰上償還する場合には、将来の支払い利息に相当する額を補償金として支払わなければならないことから現在は実施しておりません。

したがいまして、平成24年度の一般会計で行う予定の繰上償還約15億円はすべて市中金融機関を対象とするものであり、繰上償還の額は各金融機関との交渉で決定されるものとなっております。

今後につきましても各金融機関と交渉を行い、財源の許す限りの繰上償還を実施し、市債残高の縮減に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に市役所本庁舎の建設と総合支所のあり方についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、庁内検討委員会の検討結果と市民による検討会の設置についてであります。

市役所本庁舎の建設ならびに総合支所のあり方については、平成23年度に庁内検討委員会による検討を行い、平成24年度には市民による検討委員会を設置し議論を進める予定となっております。

庁内検討委員会では、防災拠点としての市役所本庁舎の耐震化事業が実施されることや南館についても当分の間、問題なく使用できること。また平成27年度からの地方交付税の段階的縮減により厳しい財政運営が見込まれることから、本庁舎の議論は当面見送るべきとの意見が多く出されました。

そこで市としましては、市役所本庁舎の建設については当面先送りすることが適当であると判断いたしました。このため市民による検討会につきましても先送りし、適当な時期がまいりましたら、市民の皆さまのご意見を伺いたいと考えています。

次に、総合支所のあり方についてであります。

総合支所については耐震化の対応が大きな課題となっており、安全性確保や施設の統廃合あるいは複合化を進める中で須玉、武川の総合支所の移転を行い、白州総合支所も1月から隣接するはくしゅう館等で業務を開始する予定であります。来年度以降に大泉、小淵沢の総合支所

の移転は計画していますが、長坂総合支所は耐震性が低く、高根総合支所は耐震性の診断がされていない等、残された課題もありますので、順次、安全性の確保等に努めてまいります。

しかし職員の定員適正化計画に基づき、職員の削減を進めていく上で、8つの総合支所について現在の体制を維持していくことは厳しいと考えています。このため、各総合支所の体制につきましては、さらに検討を進めていく必要があります。

次に公共交通の今後とデマンドバスについて、いくつかご質問をいただいております。

デマンドバス存続の可能性についてであります。

デマンドバスの実証運行についてはタクシー事業への影響を考慮し、料金の値上げ、運行日数、運行台数の削減等を来年度の運行の基本方針として事業者と協議してまいりましたが、デマンドバス実証運行によるタクシー利用者の減少は、会社の存続に関わる問題であるとのことから事業者の同意は得られませんでした。この事業は、道路運送法の第4条の許可を得ている事業者でなければ運行することはできません。

一連の経過を踏まえれば、市内の一部の事業者や市外の事業者への委託は考えられないことでありますので、運行存続は不可能と判断させていただきました。

次に循環型社会の構築について、いくつかご質問をいただいております。

特定規模電気事業者からの電力購入、その効果についてであります。

本市では、所管する施設のうち対象となる市役所本庁舎ほか71施設について、供給可能とした事業者を対象にプロポーザル方式により業者を選定し、対象となる全施設について本年12月から電力供給を受けております。また経費の削減効果についてであります。平成23年度の使用実績をもとに試算すると約900万円の効果が見込まれます。

なお、指定管理施設につきましても対象となる施設管理者に情報提供を行い、積極的に切り替えるよう指導しているところです。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備について、いくつかご質問をいただいております。

八ヶ岳観光圏の中での位置づけについてであります。

八ヶ岳観光圏は本市と長野県富士見町、原村の3市町村で構成されており、小淵沢駅は地理的に観光圏エリアの中央に位置しております。また、小淵沢駅は特急電車が停車することや小海線への乗換駅であることから、電車を利用して来訪する観光客の玄関口となっております。このため、小淵沢駅は観光圏の中でも観光客の滞在促進地区として位置づけている八ヶ岳高原エリアの中核的な施設であり、情報発信の重要な拠点と考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政健全化と地域主権改革一括法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事務事業評価による事業の廃止・休止についてであります。

事務事業評価は、職員の意識改革と事業成果を重視した市民本位の事業推進を行うために実施しており、本年度の取り組みとしては、総合計画実施計画に掲げている事務事業の中から354事業について、平成23年度事業実績に伴う事後評価を行いました。

評価結果については拡大・充実25事業、現状維持226事業、方法改善88事業、民間委

託等3事業、縮小5事業、統合・終期設定3事業、廃止・休止4事業との結果となりました。

廃止・休止の方向となった事業は女性団体運営費補助金、高齢者友愛活動訪問事業、身体・知的障害者相談員設置事業、長坂リハビリセンター管理事業の4事業であります。

地域委員会事業については所管課で今後の方向について検討を行っており、また温泉施設運営についても庁内検討会を立ち上げ、全庁的な検討を進めております。

次に、事業仕分けの結果に対する対応についてであります。

本年度の事業仕分けは政策シンクタンク構想日本のご協力をいただき、11月24日・25日の2日間で16事業について実施しました。今回は市民判定人方式を導入し、市民目線での判定も行いました。

判定結果につきましては不要・凍結が5事業、要改善が11事業との結果となりました。判定結果に対する対応につきましては仕分け結果を真摯に受け止め、所管課において速やかに今後の事業の方向性を検討し、年内に所管課による検討結果をとりまとめ、部長会議を経て方針が整理できたものから次年度予算に反映させることとしています。また検討結果については、議会に報告するとともに市民の皆さまにも公表してまいります。

次に、地域主権改革一括法による枠付けの見直しの影響についてであります。

昨年、二次にわたる地域主権改革一括法が成立し、基礎自治体への権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しなど国から地方への権限移譲が進められております。

これらに対応するため県と密接に連携し、県内他市の動向も把握する中で、本市の特色や独自性を生かした行政運営ができるよう、条例制定や一部改正を行っております。条例の制定や一部改正についてはもともと国や県の基準等に基づき対応していたものであり、直接財政面で負担増となることはありませんが、分権により市の権限が増加することから、市の施策の決定の内容状況によっては、財政負担が増加することもあります。また、地方分権により間違いなく事務量が増加することから、今後、事務体制の整備も必要となるものと考えております。

次に市役所本庁舎の建設と総合支所のあり方についていくつかご質問をいただいております。

庁舎建設基金の状況と今後の考えについてであります。

庁舎建設基金につきましては建設財源の一部とするための備えであり、決算上の余剰金が生じた場合に積み立てを行うこととしており、平成23年度末の基金残高は15億4,500万円余となっております。

今後につきましても、決算上の余剰金を活用して積み立てを行っていく考え方に変更はありませんが、積立額につきましては4億円規模の額を継続的に積み立てるのではなく、長期的な視点に立ち余剰金の状況や繰上償還の財源とするための減債基金への積み立て所要額などを勘案する中で、積立額の決定を行ってまいりたいと考えております。

次に公共交通の今後とデマンドバスについて、いくつかご質問をいただいております。

運行継続の最大の障害についてであります。

運行継続の最大の障害は、タクシー事業への影響であります。現在のデマンドバス運行は市がタクシー料金より安価な金額設定でタクシー事業に参入しているのと同じであり、タクシーの利用者がデマンドバスに乗り換えている状況となっております。デマンドバスの利用者が増加すれば、その傾向にますます拍車がかかることは明らかであります。

北杜市地域公共交通会議においては、このような状況の中でタクシー事業者がこの事業に同意できず、来年度の委託契約が締結できないという現実を各委員さんが理解され、運行の終了

についてはやむを得ないものと判断され、特に反対する意見等は出されませんでした。

次に、デマンドバスに代わる公共交通についてであります。

今回の実証運行の結果として、北杜市ではバス路線をカバーする交通手段としてタクシーが大きな役割を果たしているということが実証される結果となりました。

市として交通弱者に対する施策の必要性は十分認識していますが、本市では今回のデマンドバス実証運行と類似した施策は成り立ちにくいと考えざるを得ません。このため、実証運行終了後の対応については、基本的にデマンドバス実証運行導入前の状況に戻すこととしますが、廃止した町内の巡回線については利用者が著しく低い路線もあったことから、デマンドバス実証運行の経験を生かし、運行日の間引きや運行時間等を検討することといたします。またバスの運行にあたっては利用者の利便性の向上のため、自由乗降についても検討してまいります。

自由乗降は、バス停以外の場所で乗り降りができる便利なシステムではありますが、他の交通車両への障害となり、安全性の確保や運転者への負担などが課題となることから、バス運行事業者や関東運輸局などの関係機関に理解を求めてまいります。

市民バスの運行については、利用者の減少による効率の悪さを指摘されていた経過もあることから、運行基準を設け今後の運行見直しの基準とすることも必要であると考えております。

なお、今後のバスの再編にあたりましては、安全な運行の確保のため道路運送法の第4条許可を得た事業者への委託を進めることやスクールバスと市民バスのすみ分け、病院バスとの役割分担等の課題も多いことから関係部局と協議してまいります。

次に、福祉タクシーの利用基準と拡大の可能性についてであります。

市では、高齢者や障害者に対するタクシー利用料金の助成を行っております。具体的には、高齢者については乗車などに際して介助が必要な一人暮らしの方などが、障害者については肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級の方や最重度・重度の知的障害がある方などが対象となっています。

こうした助成制度は基本的に福祉施策であり、高齢や障害などが理由で公共交通の利用が困難な方を対象としております。このため、対象者の拡大を検討するに当たっては、財源確保の問題とともに福祉の範囲をどう捉えるかといった課題があります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

屋根貸し太陽光発電事業についてであります。屋根貸しは発電事業者が貸し手の建物の所有者に屋根の使用料を支払い、そこに太陽光パネルを設置し、発電で得た電気を電力会社に売するという仕組みであります。所有者は費用負担せずに使用料収入が見込まれ、また事業者側も自然エネルギーの普及拡大が図られるなどのメリットがあるといわれております。こうしたことから、民間事業者も屋根貸しによる太陽光発電事業に着目し事業展開を図っている状況であります。

市におきましても、こうした仕組みを活用しながら市民の皆さまとともに自然エネルギーの普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

循環型社会の構築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、木質バイオマスへの取り組みについてであります。

木質バイオマス資源の活用については、北杜市バイオマス推進協議会において他のバイオマス資源事業と併せて協議をいただいております。

今後は協議会での提言に基づき、バイオマス資源の有効利活用の取り組みを継続・強化していくことを重視した北杜市バイオマス活用推進計画に反映することにより、推進してまいりたいと考えております。

次に、薪ストーブ導入への補助金についてであります。

木質バイオマス資源を利用したストーブは、資源の有効活用に貢献する環境にやさしい製品であります。農家用ハウスに利用する製品や事業系製品は大型であり、初期費用やランニングコストが高価であるため、あまり普及していないのが現状であります。

現在、市には薪ストーブの導入助成制度はありませんが、安定的な需要供給バランスや普及状況など、今後の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、カーボンオフセット農産物についてであります。

農産物にカーボンオフセットとしての付加価値をつけて販売することについては今後、市が先進事例も調査するなど、その効果も研究し、支援について検討してまいりたいと考えております。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備にかかるご質問をいただいております。

観光案内所についてであります。

駅舎の整備に伴い、観光案内所も同時に整備することを計画しております。新しい観光案内所へ観光協会やリトリートの杜が案内窓口を設けることは、観光案内所のスペースも限られることから難しいものと考えております。しかし、観光案内所の情報発信機能を充実させるためには、観光協会やリトリートの杜などとの情報共有が重要でありますので連携を図りながら情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

小淵沢駅舎改築、駅前広場整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駅舎および駅前広場整備のタイムスケジュールについてですが、現時点では合築駅舎につきましては基本設計が終了し、平成25年1月から実施設計に着手し、平成26年4月からは工事着手を予定しております。

また駅前広場につきましては本年度に基本設計が終了し、平成25年5月から実施設計に着手、平成27年1月からは工事着手を予定しております。

全体の工事完了時期といたしましては、平成27年度末を予定しております。

次に、ワークショップでの意見に対する説明についてであります。

現在、ワークショップにおいて、市民の皆さまからいただいたご意見を小淵沢周辺地域活性化計画策定委員会で検討しておりますが、ご意見のうち計画に反映できるものについては可能な限り対応してまいりたいと考えております。

またワークショップでさまざまなご意見をいただいたことから、活性化計画の市民説明会を実施したいと考えております。

次に、市内の特産物や農産物を売るスペースについてであります。

特産物、農産物の販売スペースにつきましては特に考えておりませんが、市施設となる多目的スペース、駅前広場の空きスペースを活用策の1つとして、今後検討する必要があると考えております。

次に地元の木材、工房の作品の活用についてであります。

合築駅舎の整備に伴い、地元産の木材につきましてはできるだけ活用してまいります。また、工房の作品につきましては設計者の意向をお聞きする中で、今後検討してまいります。

次に、駐車スペースの確保についてであります。

現在の駅舎が西に移動することおよび構内道路の安全性を確保すること等から、現在約80台ある駐車スペースと同じスペースを確保することは困難であります。駅前広場の利用方法や交通方法を検討する中で、できるだけ駐車場のスペースが確保できるよう検討してまいります。

次に、電線の地中化についてであります。

現在、駅ホーム、駅前広場からの眺望は駅前広場にある電線等により阻害されております。今後、北杜市の玄関口にふさわしい景観を創出し、利用者の皆さまに雄大な眺望を提供できるよう、整備計画の中で電線の地中化を含め、さまざまな方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、大項目の順番に従って再質問をさせていただきます。

地方交付税が縮減されていく中、大改革が必要と考えます。このことは市民にもあらゆる機会を通じて知らせていかなければなりません。右肩上がりの時代は終わり、サービスの適正化が提案されております。今議会において国保、人間ドック負担金、北の杜聖苑使用料が受益者負担の適正化となりましたが、今後このような見直しがされていきますでしょうか。

次に地方交付税が縮減される前に現予算より15%ほど予算を減らさなければなりません。どのような考えで進めていますか。

次に地域主権改革一括法で地方の事務事業が増えます。事務事業に見合う人員増がどこまでできますか。本市は職員数が減少していく中でどのように対応するか、また専門的な対応も要求されます。責任ある執行体制の確立が求められていますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中山宏樹議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

大改革が必要であるというふうなことから、サービスの適正化が求められるということだと思いますが、先ほど答弁いたしましたとおり、事務事業評価の中に354事業の事業の見直しをする中で、議員おっしゃるとおり右肩上がりの時代はたしかに終わったというふうに私も個人的には認識しております。合併からの協定的な部分での約束事もたしかにある中ではありますが、すべての事業をある意味リセットする意識の中で本来あるべき姿、今後あるべき体制、こういったことを含めた見直しを余儀なくされている時期がきたのではないかというふうに基本的に思っています。

使用料とか負担金等については、基本的にはすべてを見直すような方向、あらゆる角度から検証・検討を図っていかなければならないものだというふうに考えておるところであります。

次に地方交付税が縮減される前にどう対応するのかというご質問だと理解いたしますが、普通交付税の段階的縮減の対応については、市債の発行を元金償還額の範囲内とすること。それから臨時財政対策債の発行の抑制をなるべく行っていきたい。それから市債の繰上償還を積極的に行うこと。こういうことで公費的な負担の支出を圧縮していきたいということを考えております。各種の事務事業の抜本的な見直しをさらに行うことによって、中長期的にも赤字団体に陥ることがないように、的確な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それから3点目の地域主権改革の一括法で、事務量が当然増えてくると。分権によって今まで、国等が行っていた、県等が行っていたものが各市のほうにそれぞれその事業が下りてくるということでもありますので、これが必然的に事務量は増えてくるわけでもあります。そうすると職員の適正化という部分で、職員を減らしておりますので、そういった点からすると事務の負担が相当増えてくるということではあります。限られた人員の中で精力的にこういった体制づくりを行っていくような処理をできるよう、努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に合併時からの新庁舎建設基金の積み立てでございますが、ただいまの答弁で減債基金のほうへまわすということでもありますけれども、新庁舎の建設基金は止めるということでしょうか。決算上の余剰金が出た場合、減債基金のほうとの兼ね合いはどういうことでしょうか。そこをお知らせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中山宏樹議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど答弁をさせていただきましたが、今までは年間約4億円という金額を目途に30億円という庁舎の建設基金を積み立てようという目標を立ててまいりました。しかしながら3.11の震災により、庁舎の安全性を確保するということで今回、新館の建設に踏み切る状況としてご理解をいただいたところでありますが、こういった状況を見た中で、必然的にこの庁舎の、新庁舎の建設の先送りをということでお話をさせていただいた関係上、4億円という金額を毎年積み立てていくことをもっとスローダウンしていくことでいけるんじゃないかと。ですから年度の決算状況を見ながら、その余剰金を見ながら例えば1億円のときもあれば5千万円のときもあればということで、金額の積み立てる額を減じていくことができるだろうと。その分を逆に減債基金等に積み立てることによって、地方債等の償還にまず充てていくという財源にするための基金にまわしていくというような工夫をしていきたいということでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次にデマンドバスについて、お伺いいたします。

事業者側はデマンドバス導入当初から、フルデマンドはしないという条件ということ聞いていますが、フルデマンドを取り入れた経緯についてお伺いいたします。フルデマンド導入、わずか3カ月でデマンドそのものを廃止するということは、見通しの甘さを指摘されてもおかしくないのではないのでしょうか。

デマンドバスは乗り合いタクシーといわれながら、ほとんど1人で乗っているタクシー状態でありました。行き先を制限したり、時間を制限したりしないと、なかなか2人以上の人が乗せられないと思うんですが、そこらへんの状況はいかがでしたでしょうか。

デマンドバス導入以前に、市民バス・路線バスを戻すということですが、空気を運んでいるからデマンドバスに切り替えるという説明があったかと思いますが、デマンドバスを廃止することで以前の乗客を増やすことが、どのように積極的に増やす方策があるかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

幾点かございますが、まずデマンド導入当初からフルデマンドはしないという条件ではなかったのかということだと思われませんが、21年の10月からデマンドバスの実証運行という形で行ったわけですが、当初のスタート時においては最大の配慮としてタクシー事業者への影響を配慮しなければならないだろうということから、2年半についてはフルデマンドを行わない状態として実施してきました。しかしながら利用者がやはり少ないということ、それから利用勝手が悪いよというふうな、利用者側からのご意見等もいただきました。そんな要望等もいただく中で、実証運行として行っている以上、やはりフルデマンドを実施するということも含めて、あらゆる可能性の検証を行うということで、フルデマンドということに踏み切らせていただいたものでございます。

またフルデマンドの導入、わずか3カ月で廃止と見通しが甘いんじゃないかというご指摘で

ございます。これにつきましては導入時を、フルデマンドをするということに関しては、すべてのタクシー事業者の了解を取り付けた状況として、導入に踏み切ったわけでありました。しかしながら利用者が前のデマンドバスに比べて、フルデマンドにしたことによって、たしかに利用者は増えたわけでありますね。しかしながら、その利用者が増えたことが今度は直接的にタクシー事業者に大きな打撃となったと。これは予想以上の打撃であったということであったことから廃止という形、事業者のほうに事業が圧迫されている以上、これ以上、協力することはできませんということになったものでございます。

それから次に継続可能な財政負担として条件を厳しくしたことも、事業者の反発を招いたんではないかというご質問ですよね。違いますか。

もう1点、デマンドバス導入以前に路線バスなどが空気を運んでいるということで、以前の状態に戻すことによる方策についてですか。これについては、今後は基本的にその市民バスという形に戻させていただくわけですが、今までの合併後、市民バスの運行をしてきた経過からいたしますと、当然その利用者が少ないところについてはバスを廃止せざるを得ない、こういう状況になった路線もございます。そんなことから、やはり今後は明確なバスの運行基準、こういったものを定めていかなければならないだろうというふうに考えています。

そしてそのバス路線を利用するという、市民の方がより多く利用していただくということが、その路線を維持していくということにつながっていくということを意識していただきながら、住民にもっとそういうことを理解していただくような周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

ただいまの答弁で答弁漏れだと思いますが、2人以上の、乗り合いタクシーといいながらほとんど1人で乗っているという状態であった。2人以上、乗せるような方策をとられていたかということです。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

大変失礼いたしました。

1人で乗っているタクシー状態であると。2人以上乗せられるような取り組みはしたのかということだと思いますが、まさに最初、デマンドを始めた段階では目安時間と、それから方向性を定めて運行してきたものでありますけれども、結果的に残念ながら利用者が少なかったという結果となってしまいました。

そんなことから、フルデマンドを試してみるためとして踏み切ったものでありますけれども、フルデマンド以前の状況では利用者が少ないということ、それから財政的にもまたそういった体制では厳しいという判断をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に特定規模電気事業者のことについて、お伺いいたします。

PPSともいわれていますが、東電と違い、やはり事業規模が小さいかと思いますが、電気が足りなかったり、停電した場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中山宏樹議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

12月からPPSとしての電力供給を受ける状況として今なっておりますが、この選定にあたっては、2社からのプロポーザル方式で実施しました。そのへんの事故等、そういったものの確認も併せて行っておりますけれども、まずPPS事業者は東京電力の送電を使って、当然、電気を供給しているということですので、事業者とすれば、その電気の供給だけを行っている。PPSの事業者はその東電の施設を使って、電気を送っているだけということになりますので、事故等、停電、非常時の対応についてはすべて今の状況と同じ、東京電力さんがすべてそれを行うというような内容となっておりますので、なんら問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に小淵沢駅舎について、お伺いいたします。

駅前駐車場がないと非常に遠くから来る人が利用できないわけで、駐車スペースは30、40台くらいほしいとは思いますが、無料の、ただいま小淵沢駅の場合は5台ほど無料のスペースがございます。無料にした場合は長時間、長期間駐車してしまうことがあります。管理ほかを考えますとコインパーキングにしたほうがよいかと思います。その場合、30分くらいは無料となるような仕組みで、小淵沢の駅前商店街で買い物をしていただけるような配慮をして、そういう仕組みの導入は考えておられますか。

また次に最近お年寄りが増えてまいりまして、ユニバーサルツーリズムということが話題になっております。車イスで旅行をするということらしいですが、車イスで旅行するツアーも出てきて、専門に扱う業者もいると聞いております。これからは当然その方向に進むと考えられますが、駅もバリアフリーについては検討されているようですが、老若男女、障害能力の如何を問わない、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた設計が求められると思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中山議員の再質問にお答えをいたします。

2点、ご質問をいただきました。コインパーキングの導入の考えはという、まず1点目についてでありますけども、現在、活性化計画策定委員会で駅前広場の利用方法、それから交通方法を検討しております。駐車場の利用形態につきましても、今後コインパーキングの駐車方式も含めて策定委員会において、さまざまなご意見をいただきながら検討していかなければならないというように考えております。

それから2点目のユニバーサルデザインについての、市の考え方というご質問でございますが、市では中山議員がおっしゃるようにこのユニバーサルデザインという視点は大変重要だというふうに考えております。当然のこととして駅前広場の案内板の手すりであるとか、さまざまな誰でも使いやすい、そういう環境は整備しなければならないというふうに考えておりますので、今後しっかりと施設の整備について対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

11時25分までといたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

関連質問はありませんか。

千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

大項目の質問、財政健全化のことについて、その中の特に地域委員会のことについての答弁がございましたけども、そのことについて伺いをいたします。

地域委員会は合併当初、8つの町が1つの市になるということで、市民の皆さんの意見をくまなく市政に伝えるための組織として地域委員会が設置されました。設置の時点ではたぶん10年間ということであったのかもしれませんが、今回の事務事業評価の中でも縮小とか廃止とかという、そういうところに位置づけをされているということでもありますけども、実際には私も何度かこの地域委員会のことについては質問させていただきましたが、当時、合併前は116人もいた町村議員も、現在22人の市会議員になったということ。また市町村長も8人いたものが1人の市長になってしまったということ。市の職員においても、適正化計画という形の中で、規模がどんどん縮小されています。村民であった今の市民が、役場が遠くなってしまいうというそういうことを合併当初から口にしていきます。合併して8年が経った現在とすれば、ある程度、市民の皆さんも理解が進んできたのか、あるいは諦めが進んできたのか知りませんが、そういう声も少しずつ薄らいできたような感はしますが、実際には今回の選挙戦にお

いても、市長・市議会の選挙においてもそうですし、国政においてもそうですけども、政治と市民、国民との距離が離れてしまったという、そんなことが今、国民のこの閉塞感につながっているかもしれません。

そういうことを考えた場合に、行財政改革の中でこういうシステムを縮小・削減というふうな形でいくのが正しいのか。あるいはもっと市民の声を十分に聞く1つのシステムとして、市のほうから市民に対して広報をするだけではなく、市民の声を聞く広聴としての組織としてこの組織の仕事、重要性というものはますます高まっていくのではないかという、そんな気が私はしています。そういう意味で庁内で検討するということはありますけども、市としてこの地域委員会の存続、地域委員会のあり方についてどのように考えているか、具体的な、基本的な考え方をまずお聞かせください。

そしてもう1つ、この8年の間に市長の仕事に対して意見を述べるができるという権能があると思うんですけども、そのあたりはどのように生かされてきていたのか、そのこともお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、千野議員の関連質問にお答えをいたします。

この地域委員会の件につきましては、先ほどの事務事業評価の関係で、協議会でもご説明をちょっとさせていただきましたが、いずれにしても条例化されておりまして、終期も設定されていないと。ただいま議員がおっしゃいましたように、合併当初のそういった議員の数、それから首長、職員の数等々のそういった削減、いろんなことがありまして、地域のことは地域で解決するんだと、そういうこと。それから行政の声をきちっと各地域にも伝えと。そういったいろんな目的があって、これを設置しましたが終期がないということで、今後どうしていくかと、これが1つの課題で残っております。

この間、説明をいたしました10年という節目の中で、これから地域委員会の組織そのものをどうするかと。それからもう1つ大きな、地域委員会の皆さまにお願いしております地域での事業ですね。イベントを中心、またあるいは地域で考えていただいた事業の展開をしていただいたと。これらの整理をしまして、特にイベントなんかもどういうふうな形で、この市の特徴あるイベントを集約していくかと、こういったことも各支所、それから産業、あるいは観光という側面的な考えも統一した中で、今後も展開していかなければならないという節目を26年には迎えるだろうということで、最終的な終期設定もしていかなければならないということで、C評価にさせていただいたということで、これにつきましても市民の皆さまもそれから各地域委員会、それから連絡協議会の中でもそういった声も出てまいっておりますので、いずれにしても、この行革との絡みもありますので、25年度中には一定の方向を見出していきたいと、こういうことが私どもの今、考えていることでございます。

それから条例の中には、いろんな地域委員会の役割等があるわけですが、市への提言等々もいただいてきた経緯もございます。例えば特に総合計画の策定から始まりまして、有害鳥獣対策に対する提言、それから直近ではバイオマスの関係、それから空き家対策、環境基

金の関係、それから武川の交流プラザの建設等々、いろんな角度からご提言をいただいております。

あと私どもの市から地域委員会の皆さまにお願いしているのは、特に事業として補助金といえますか、事業費も交付しているわけございまして、その中でいろんな知恵を出し合って地域の独特なものを残していくと。こういう事業を毎年、展開しているということです。

いずれにしましても、そのへんも今後どうするかということを捉えながら担当部局で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

今の答弁の中で、とにかく認識が混ざり合っている部分があると思うんですよ。特に地域委員会の仕事というふうに地域で聞けば、さっき言われたイベントのお金の予算の配分みたいなことが主な仕事ではないか的なそんな評価を地域で受けていることが、非常に私は残念に思うんです。もう1つの仕事として、先ほど述べましたように、地域のことを市の行政に対して提言をする、意見を述べるという、そういう一番身近な感覚のもの、意見をとりまとめて提言ができるという、そういう機能が一番重要だと思うんです。イベントの予算の配分等については、これから財政的なことも考える中からすれば、イベントのあり方についても市が直接、事業をするようなことも考える中で検討していくことは必要だと思うんですけども、この提言とか要望とかというものをしっかり吸い上げる組織として、この広大な北杜市だからこそ、市民が点在している地域だからこそ、そういう機能は必要だと思います。そういう意味で、検討するということでありますけども、特にこのあたりを重要視して、北杜市の独特なシステムとして存続していくようなその考えをぜひお聞かせ願いたいと思います。最後に。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

地域委員会のあり方についてご心配をおかけしておりますけども、千野議員ご指摘のとおり大きくなった市がさらにきめ細かい市政を推進すべきだというような思いで、先輩がこの地域委員会の存在を位置づけてくれたわけでありまして。私どもからすれば文字どおり8つのカラーを大切にしながら、なんとか北杜市として彩色豊かな北杜市のカラーをつくろうと。8つの味があるとするならば、8つの味を大切にしながらなんとかブレンドしていい味にしたいものだというので、もちろん地域委員も頑張っているわけでありまして。

さっき総務部長の答弁のとおり、10年を1つの節目としてさらにどういったあり方をすべきかは執行部として検討していきますけども、今、千野議員ご指摘のとおり是非のことをさらには提言していただいて、市政推進にも役立てていきますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

関連質問をさせていただきます。

大項目で、公共交通の今後とデマンドバスについて関連質問をいたします。

特に3点目のデマンドバスに代わる公共交通は何を考えていますかということの中で、一応、市民バス、もちろんスクールバス、また病院バスとの役割分担、またそれについては関係部局と協議していくといった答弁だったと思います。

今回、このデマンドバスの実証実験を終了すると、来年の3月までということの説明ですが、今ある実証運行の条例の施行規則第10条になりますか、使用料の免除、また今、デマンドバスを実際に利用している方々に対することですが、その中で一応、第10条の1項の3、小学生が5割の減額、ただし教育委員会が発行するフリーパス券を携帯する児童は免除と。また第2項になりますけど小学生の交通サポート事業対象利用者、これは市内の図書館ですか、特に中央図書館等に通う小学生については全額無料にしていると思います。そういったことが、この廃止、終了に伴って見方によればサービスの低下、また小学生ですね、そういった子育て支援、また教育の面でも低下という点にもつながるかとは思いますが。

そういったことで、これはまた所管は教育委員会にもなるかと思えますけども、現在このスクールバスというか、小学校に通うことでこのデマンドバスを利用している方がいらっしゃるか、お聞きします。また一応、今までの長坂地区の小学校統合に関わりまして、市議会でも数々議論をしております通学、要するにスクールバスを利用できる範囲、小学生については2キロを目安というようにお聞きしていますが、そういった点についての確認でお知らせください。たしか本市は非常に高低差があって、そういった距離は一応2キロですが、その高低差も案分に入れてスクールバス利用も認めていくというようなことを聞いておったと思います。そういったことも基準ということで、確認でお知らせいただきたいと思えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、中嶋新議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

デマンドバスにつきましては、実証運行のときから通学時間帯は市民バスを休止しないということでデマンドバスを実証しておりましたので、市民バスを使って通学をしている一番多いところは泉小学校、泉中学校が一番多いわけですが、これについては現在も市民バスを使って通学をしております。そんなようなことから、デマンドバスを使って通学をしているという事例はございません。ただし、先ほど議員ご指摘のとおり学校から図書館へ行くというのは、子育て支援として子育て支援課のほうで実施をしているというところでございます。

2点目につきましてスクールバスの基準ということですが、長坂地区につきましては県内でもモデル的に4つの小学校が統合して1つの小学校になるというところで、市民バスも走っている地域もありますけども、保護者からの要望もございまして。先ほど議員ご指摘のとおり距離ではなくて標高差も相当ありますので、おおむね2キロを目安にして、それを超えるところはスクールバスを4台で来年の4月から、長坂小学校につきましては運行していくという計画でございまして。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

分かりました。ゆくゆくは高根地区にとっても現在、検討されているのが3校の統合ということの中でやはりそういった基準と、そういった補助といえますか、補填が十分なされることを期待しているところです。

特にまた今、デマンドバスが終了ということの中で子育て支援課のほうのサービスということに関わることになるかと思えます。そういったことが関係部局と数多く協議していくということになるかと思えますが、その点について子育て支援課といえますか、そちらのほうの考え、今後のですね、ございましたら答弁を願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

現在、放課後の子どもたちの足の確保ということで、デマンドバスを利用いたしまして学校から図書館とか、それから児童館とか、そういうものの利用をしているところでございます。制度開始から徐々に利用者数も増加して、活用していただいているというふうな状況でございます。

今回、デマンドバスの廃止ということになるわけでございますけれども、放課後の足の確保というのは重要なことだというふうに考えております。その対応策といたしましては今現在、ファミリーサポートというふうな事業も行っております。いろいろなものを関連させまして、今後検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、ほくと未来の会派を代表いたしまして質問を行います。

わが北杜の山々も雪化粧に変わり、吹き降ろす風に身が引き締まる季節となりました。さて去る11月18日に執行されました市長選挙において、めでたく第3期目の当選を果たされま

した白倉市長には心からお祝いを申し上げます。

北杜市は人と自然と文化が躍動する環境創造都市を将来像として誕生し、早8年であります。白倉市長におかれましては市政執行の重責を担い、市民のための政治姿勢を8つの杜づくりの施策に掲げ、人の輪を大切にしながら後世に負担を残さない、未来に責任を持つ市政を基本に位置づけて、厳しい財政状況の中で効果ある多くの事業を積極的に取り組まれ、その手腕と実績が高く評価されたものと確信しております。

3期目に向けて力みなぎる北杜市のしっかりとした礎を築くため、力強くまい進していくことを心からご期待申し上げます。

また同じくして執行されました北杜市市議会議員選挙におきまして、市民の皆さまの温かいご支援を賜り、22名の議員が改めて議員活動へのスタートラインに立たせていただきました。

会派はくと未来は政治理念を同じくする新人議員5人が共に研鑽を重ね、市民の負託に応えられる議員活動、議会活動を目的とした同志で結成をいたしました。はくと未来は人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指す北杜市の輝ける未来のためにと、この思いを込め常に市民の目線に立って是々非々の原則に従い、議会と執行が両輪のごとく前進することを目指して活動してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速、初めての質問でございますけれども質問に入らせていただきます。

はじめに、ベンチャー自治体についてであります。

先般の所信表明において、白倉市長は常にチャレンジ精神と改革意識をしっかりと持ち、特長を出し、小さくとも光り輝くふるさと北杜市を築くため、限らない未来に向け市民の皆さまと共にさらなる飛躍へと最善を尽くす覚悟であると表明をされております。

そこでベンチャー自治体に向けて、大学や企業との連携による地域活性化、産学官連携についてお尋ねをいたします。

地域の再生、活性化について具体的な連携の内容と、またその成果、求めるものについてお尋ねをいたします。

次に、自然エネルギーの取り組みについてであります。

山梨県では電力の地産地消と称して県の特性を生かした太陽光、水力発電により地域内発電、地域内消費を打ち出しております。この取り組みには北杜市がいち早く対応し、北杜市は太陽光発電、水力発電での全国でのトップランナーであると認められているところでもあります。山紫水明の地北杜におきましては立地条件を生かした太陽光、水力発電が可能であります。市長が常々発言しているとおり人類は化石燃料に頼りすぎた、今後は再生可能エネルギーにシフトしなければならないと再生可能エネルギー、自然エネルギーにシフトする必要があると考えます。

そこで次の3点について、お尋ねいたします。

1点目として現在、北杜市における電力の地産地消の状況について。発電量と消費量の比較等につきまして、お尋ねをいたします。

第2点目として今後の市有地、市の持っている土地ですね、市有地等への太陽光発電パネルの設置の予定がありますか。

また3点目として、今後の小水力発電所の設置計画があるか。このようなことにつきましてお尋ねを、3点につきましてお尋ねをしたいと思います。

次に、働く場の確保と産業振興についてであります。

北杜市は人口減少と急速な少子高齢化が進行し、若者世代が高齢者世代を支えきれない状況が予想され、地域の担い手である若者世代が北杜市から流出することにより地域コミュニティを支える担い手がいなくなり、地域のコミュニティが維持できなくなることが予想されております。また現実でもあります。

高齢者の福祉や地域の子どもたちの健全な育成のためにも、若者世代が北杜市で生活できることが必要です。そこで若者の雇用を創出するためには今まで以上に企業誘致、あるいは産業の育成を図り、またＩターン、Ｕターンの促進も併せて図る必要があります。

市長は所信の中で農業を基幹産業として位置づけております。しかしながら北杜市の総生産額に占める農業を基本とする一次産業の割合は少なく、円高による企業の海外シフト等がありますが、製造業やサービス業が雇用や経済活動の中心であることは否めません。

合併後８年間で市長をはじめ関係者の努力により、企業誘致件数は１０件を数えております。北杜市では固定資産税の減免等により企業誘致の促進を実施しております。しかしながら全国にある各自治体も同じように必死に企業誘致に励む状況であります。また企業が安い人件費を求めて海外に生産拠点をシフトする中、容易に企業誘致が進む状況ではなくなってきていると聞いております。

一方、農業では総生産の割合は低いとはいえ、厳しい雇用環境や新しいライフスタイルを求めて農業を目指す若者も増えてきております。北杜市の野菜やお米など品質の高さは全国でも有名になりつつありますし、地球温暖化によりワインや果樹など、今まで想像のできなかった産業が花咲く可能性を大いに感じさせる地域となっております。

そのような状況の中で、読売新聞の６月２８日の記事によりますと、山梨県において２０１１年の新規就農者が２０７名にのぼり、２００名以上となるのは１９７１年以来、４０年ぶりであるという記事が載りました。１０代から３０代の新規就農者が７２％を占めるということです。このように山梨県は農業に将来の希望を見出す、たくさんの若者が新たにきて生活を始めている状況にあります。こういう若者を北杜市に積極的に呼び込むために、新規就農者への支援として農地の斡旋や住む家の斡旋、あるいは農業指導や農業生産法人の紹介を積極的に行っていかなければならないと考えています。現在、北杜市で新規就農した若者の意見を聞きますと、農地の確保に苦労したとか、あるいは住む家を見つけるのに苦労したという声を多く耳にいたします。そこで地域農業の活性化と地域雇用の創出についての２点について、お尋ねをいたします。

まず１点目として、市外からの新規就労者および企業への新規就労者の支援体制について、お尋ねをいたします。

第２点目として企業誘致の状況、農業関係も含め、その見込みとそこに関わる新規就農者の実績および就農者の実績についてお伺いをしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、市立病院の充実についてであります。

北杜市では現在、甲陽病院、塩川病院、白州診療所、辺見診療所の４つの施設が地域医療の中核的な役割を果たしております。また１つの市に２つの市立病院は、その運営に大変なご苦労を願っていることと思いますが、少子高齢化社会が進む中で市民にとっては大変ありがたく、さらに機能充実を期待しているところでもございます。

先般の市長の所信の中で、地域医療の充実を開業医との連携を図り、自治体病院としての機能充実を図るとしてありますが、次についてお尋ねいたします。

具体的なその方法について、そのお考えについてお伺いをいたします。

次に、防災対策についてであります。

白州・武川地域であります。昭和34年災害と昭和57年災害において大きな爪あとを残しました。特に昭和34年、未曾有の災害では多くの犠牲者を出し、逃げ遅れたある両親は母親が駿河湾において遺体で発見され、また父親はいまだ家族のもとに帰れない身元不明であり、そんな悲惨な話を聞いたたびに、二度とあのような大惨事を繰り返してはならないという思いであります。

また昭和57年の災害では犠牲者はありませんでしたが、白州の釜無川にはグランドキャニオンが現れ、武川町においては土石流が旅館を襲い、従業員は雨の中、山に逃げ込み九死に一生を得た。翌日、救助されております。

そのころ牧原、新開地、柳沢地区の住民が高台の公民館、知人の家に避難し不安な一夜を過ごしました。私も役場の職員でありましたので、大武川の2カ所が決壊の恐れがあるとの情報により、1人で小牧橋のたもとで警戒にあたっておりました。大武川の水量はまたたくまに増水し、河床が土砂の堆積により上昇していたことと相まって濁流が足の上を超え、立木が欄干に衝突する様を見たとき、身の危険を感じながら無線で柳沢地区下流の避難指示を本部に伝え、防災無線での避難の呼びかけ等、各民家への懸命な避難伝達に走り回り逃げ遅れた障害者の救助にもあたった記憶を思い浮かべます。

幸いにして堤防の決壊は免れましたが、あのまま1、2時間、あの雨足が続けばと考えたときに自然の恐ろしさ、人間の無力さを痛感いたしました。これらの経験と昨年の東日本大震災でも情報伝達的重要性を特に感じているところでもあります。

このように災害に対する市民の意識、たまたま低地に住み、常に大雨あるいは土石流災害を敏感に意識する人々と比較的安全な高台に住む人々につきましては意識の多少の違いがあり、今日での自主防災組織の結成率にも大きく影響しているものとも考えられます。

このような状況の中で以下4点について、お尋ねをいたします。

まず1点目として、白州・武川行政区における自主防災組織結成率とそれ以外の町の結成率についてお尋ねをいたします。

第2点目として白州町・武川町の戸別受信機撤廃による対策について、このことについてお伺いをいたします。

また3点目として、消防団員一斉メールの加入状況について。

また4点目として、安心・安全からの市民一斉メール導入の見込みについて、これらの4点につきまして、お伺いをいたします。

以上5項目につきまして、質問をいたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

昼食のため、暫時休憩いたします。

1時半、再開をいたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

再開をいたします。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

私の３期目のスタートにあたり、激励をいただきありがとうございます。市議会とも両輪となって力みなぎる北杜市をつくるため、力を合わせていきたいと思います。

はじめに、大学や企業との連携による地域活性化についてであります。

本市では企業・大学等と連携を図りながら、地域特性を生かし固有の地域資源を活用した地域の活性化に取り組んでおります。

現在、早稲田大学公共経営大学院、山梨大学、東京藝術大学、東京工業大学、中日本道路株式会社八王子支社と連携協定等を締結し、環境・福祉・産業・教育・観光などさまざまな分野において連携を図りながら、各種の取り組みを実施しております。

早稲田大学公共経営大学院とは平成２０年度に官学連携協定を締結後、これまで須玉町増富地区を皮切りに白州町台ヶ原地区、フィオーレ小淵沢、ハヶ岳パーキングエリアおよびハヶ岳南麓地域を研究フィールドに、地域活性化の方策について協働して研究に取り組んでまいりました。

他の具体的な成果として大学教授による講演会や各種講座、大学交響楽団によるチャリティーコンサート等の開催のほか北杜サイト太陽光発電所内での太陽熱エネルギーの研究、長坂統合小学校の校歌作曲および合唱指導、ＪＲ小淵沢合築駅舎整備、バイオエネルギー生産や高度堆肥処理システムの研究、新醗酵大豆飲料の市内民間企業との共同開発など多分野にわたって連携した取り組みを実施しております。連携が大切な時代でもあります。今後もさまざまな分野において、大学・企業・団体等との産学官連携による地域の活性化を推進してまいります。

次に、市立病院の充実についてであります。

開業医との連携を図り、自治体病院としての機能充実を図る具体的な方法についてですが、平成２３年度から１次救急医療を確保するため地区医師会が当番医を確保し、休日・夜間診療を行う在宅当番医体制が実施されており、患者さんの症状や時間帯によっては２次救急医療である両市立病院と医療連携を図り、受け入れを行っております。

また両市立病院においては、地域開業医で受診している患者さんの検査診療の調整や在宅看護の紹介など、医療情報の共有ができる総合窓口として地域医療連携室が設置されているため、開業医との連携も密になっております。

今後も、市といたしましては市立病院の救急医療体制の構築や高度先進医療を進めるための医療機器の整備などにより、高度医療の提供場所として診療の充実を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、行政区における自主防災組織の結成率についてであります。

行政区における自主防災組織の結成率は白州町が86%、武川町が100%であります。他の町の結成率でありますが須玉町が17%、高根町が21%、長坂町が28%、小淵沢町が46%、明野町および大泉町は現段階におきましては未結成の状況でございます。

防災・減災を進める上では、自主防災組織は行政区と一体となった取り組みや連携が必要とされることから、自主防災組織の結成が遅れている行政区へは区長会等を通じて働きかけを行い、さらなる組織化の推進を行ってまいります。

次に、戸別受信機の撤廃についてであります。

市では、平成26年度までに防災行政無線のデジタル化の統合整備を進めており、すでに一部運用を開始しております。この整備により、これまで各世帯に設置されていましたが戸別受信機は使用できなくなります。このため、放送設備である屋外拡声子局を必要な個所へ増設し、併せて防災行政無線は窓を開けて内容を聞き取っていただくよう、市民の皆さまに周知を図ってまいりました。

今後も最大限の効果が得られるよう放送スピーカーの角度調整などを行いまして、改善を図ってまいります。

次に消防団員一斉メールの加入状況についてであります。現在幹部を中心に423名の団員が登録を完了しており、台風等の災害警戒情報等を配信しております。

次に、市民一斉メール導入についてであります。

市ではすでに防災・防犯情報などを携帯電話等へ北杜ほっとメールで配信しており、現在の登録者数は878名であります。こうしたメール配信は、市民への情報伝達手段として有効であり、防災行政無線の補完にもなり得ることから多くの市民に登録していただけるよう、今後とも広報紙や市ホームページ等を通じまして周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

自然エネルギーの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、電力の地産地消の現状についてであります。

地域で得られる再生可能エネルギーの総量が、その地域におけるエネルギーの需要量に対してどのくらいの比率であるかを示す全国市町村別再生可能エネルギー供給状況によりますと、北杜市の再生可能エネルギー自給率は、平成22年度末で32.6%となっております。

今後もこれら調査の数値等を参考にしながら、人と自然と文化が躍動する環境創造都市として恵まれた地域環境を生かした自然エネルギーの普及促進に、積極的に取り組んでまいります。

次に、市有地等への太陽光発電パネルの設置についてであります。

これまで自然エネルギーのトップランナーとして、小中学校をはじめとする公共施設等に太陽光発電システムを設置し、地域の資源を生かした自然エネルギーの普及促進と環境教育に取り組んできたところでありますが、民間事業者等とも共同しながら今後も公共施設や法面などを利用した公共用地の活用を図り、より一層推進してまいります。

次に、小水力発電所の設置についてであります。

現在、市におきましては具体的な計画を持っておりませんが、いくつかの民間事業者等から

計画がある旨聞いておりますので、県の小水力推進室や民間団体などとも連携し、北杜市の恵まれた自然を生かした小水力発電の普及促進に今後も継続して取り組んでまいります。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

働く場の確保と産業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市外からの新規就労者への支援体制についてであります。

まず就農者に対しては、本年度新たに始まった青年就農給付金制度や経営体育成事業による農業用機械の購入および施設等の整備への補助、さらに標準小作料の助成等による支援を行っております。

企業へのＩターンやＵターンなどの就労者への支援体制については、定住促進就職祝い金や就業促進住宅への斡旋、さらに就職希望者には就職ガイダンスの開催も行っております。

次に、企業誘致の現状とその見込みと新規就労者の実績であります。

現在、市では首都圏で開催される企業立地セミナーなどの機会を捉えて、本市の持つ交通アクセスや自然条件のよさを積極的にＰＲしながら、誘致活動に努めているところであります。しかしながら依然として経済は低迷しており企業誘致においても厳しい状況が続いております。

一方、農業分野においては参入済みとなっている企業は水耕栽培を行う企業が２社、耕作放棄地を再生して野菜や醸造用ブドウの栽培を行う企業が６社、合計で８社となっております。また計画中の企業や参入を予定している企業も数社あり、今後も農業法人の参入は増えていくものと期待しております。

こうした農業参入企業への新規就労者の実績は、８社のうち操業を開始している６社の合計で７５人となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○４番議員（福井俊克君）

それでは再質問につきまして、お願いをいたします。

最初に自然エネルギーの取り組みにつきまして、再質問をいたします。

自然エネルギーの取り組みにつきましては、先ほどお答えがありましたけども、市有地につきまして太陽光パネルの設置計画も何カ所か計画されているということですが、武川町において柳沢と白州大坊の旧町村境には、目視で約８ヘクタール強の大武川の廃河川敷がございます。これらの場所につきましては、大武川の流路溝の整備によりまして、河川改修に伴う残土を処理した場所がございます。広大で造成できる土地がございますので、この管理主体につきましては山梨県であると認識しておりますが、県に働きかけ県営事業として、または民間活力を導入した事業などによって、太陽光パネル設置が可能であると私は思います。そんなことで、この自然エネルギーの取り組みにつきまして広大な土地がございますので、これらのものについても今後ご検討をしていただきたいと、このように思っております。そんな中で見解をお願い

いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

8ヘクタールほどの広大な廃河川敷、県有地があるということなのですが、現在、民間の事業者から太陽光発電の適地に対する問い合わせが多数きておりますので、その状況等を確認しながら、そこはもう県有地だということですので、県と関係機関と活用方策について検討してまいりたいと思います。

また今後も適地適所についての情報収集等、積極的に行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

ありがとうございます。この自然エネルギーの活用につきましては当然、推進をしていなければならないと思っております。そういう面でいきますと、やはり広大な土地が必要でありますので、土地からしてみれば適切な場所ではないかと思っておりますので、今後の、ぜひともこの事業化ができるようにご配慮をいただきたいなど、このように思っております。

続きまして市立病院の充実につきまして、ご回答いただきました。再質問をさせていただきたいと思いますが、3点ほどお願ひをいたします。

まず4施設の市立病院の運営をしておりますけれども、現在の運営状況、現在の財政状況等を含めながら、その状況についてお伺ひしたいと思います。

また2点目として現在、医師の獲得について大変な状況であるかとは思ひます。内科医の獲得についての展望について、お答えをいただきたいなどと思っております。

それと最後に3点目でありますけれども、産婦人科の将来像であります。以前、私もお産婆の検討委員会に出させていただきまして検討してまいりましたが、そんな中でやはり少子時代に入りまして、やはり子育てとして重要視されるのが産科の問題でございます。そういうことで北杜市内には産科病院がないということの中で、この将来のあり方等についてもお答えを願ひたいと、このように思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

はくと未来の福井議員の再質問、3点ほどご質問がございました。

最初に4施設、2病院、2診療所の運営状況と現在の財政状況等でございます。

運営状況でございますけれども、平成23年度の2病院の経営状況は5,300万円余でございまして、また2診療所の収益は3,400万円ということでございまして、運営面ではよい状況と言えます。

また現在の4つの施設の財政状況でございますけども、平成23年度の決算状況でございますけども、塩川病院は当年度末処分利益剰余金は7千万円余という状況で、利益剰余金となっております。甲陽病院につきましては、療養病棟の新築に伴いまして旧療養病棟の解体に伴う残存価格が出ているために特別損失を計上しなければならないということでございまして、5億5千万円ほどの決算となっている状況でございます。

また2つの診療所につきましてはここ3年間、毎年1千万円以上の利益が出ている状況でございます。

それから次に内科医の確保ということで、展望ということでございますけども、今のご指摘のように地域医療を担う医師不足というのは大変、全国的に厳しい状況でございます。北杜市におきましても、甲陽病院につきましては、平成21年度に常勤の内科医の先生が退職されまして、現在も充足されていない状況でございますけども、医師退職後、山梨大学医学部の医局をはじめとしまして、県の医務課など各関係機関にお願いするとともに、医師の人脈等を通じながら医師の確保に取り組んできております。

その甲斐がございまして今年度より入院患者さんを診ていただける、非常勤の内科医師ではございますけども、山梨大学医学部から先生が来ていただいております。今後もしも引き続き、一日も早い常勤内科医の医師、先生の確保に向けて取り組んでいきたいと、かように考えているところでございます。

最後の産婦人科の将来のあり方についていかがということでございますけども、近年は産科医療というのは安心・安全の確保ということで、医療スタッフというのが、先生方が医療機関に集中してしまうという状況でございます。また最近は産科医になる医師、先生が激減している状況もございまして、非常に厳しい状況でございます。

このような状況でありますので、長期的に見据えまして広域連携をする中で産婦人科の医療機関の設置について考えていくことも1つの最良の施策ではないかというふうに考えています。また専門家の開業医の誘致を図る助成事業を創設することも、医師確保には必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは続きまして、防災について再質問したいと思っております。

防災無線の戸別情報無線についての撤去があり、その代替措置について行っておりません。しかしながら、まず私も冒頭、質問をした中であの集中的な豪雨の中で、パンザマストの情報というのは当然聞き取ることができません。また夜間、近年の住宅についてもかなり密閉性がある建築等になっております。そんな状況から見ますと大変外からの情報、パンザマストからの情報というのは伝わりにくいということは実感としております。特に冒頭、質問いたしましたとおり、この台風時期、水害の発生の恐れがあるようなときにつきましては、停電等によってテレビの情報も入らないというようなことがございます。過去には白州、武川においては県営の中山間地域整備事業という事業がございしますが、こんなような事業で一体的に、これでは困るということで、市民の安全・安心の中でやはり戸別受信機は絶対必要だということで整備

した経過がございます。

今回、それを撤去して当面、外からのパンザマストによる整備をしていきたいと、こういうお答えではございますけども、実態に即した状況の中で、この防災情報というものの的確な情報伝達が必要ではないかと思われます。いろいろな方面で、この情報伝達においては考えられると思います。例えばFMラジオを通じて行うとか、あるいは戸別受信機が財政的に厳しいということであれば、やはりそれなりの負担は市民からしていただいても結構だと思います。そんな状況の中で、デジタル化を今、進めている中でなんとかそういう方向の中で、少しでも現実問題として地域の実情に即したものにしてほしいなど、ご検討をいただきたいなとこんなように思います。再度、そのへんについて質問をさせていただきます。

また自主防災組織の結成につきまして、やはり大きな川を有する白州、武川については自主防災組織の結成率が高いということは、先ほどからお話したとおりであります。そういう状況の中で、やはり一番心配となるものにつきましては、災害が起きた段階において、それぞれの住民が自主防に対して理解を深めて、しっかりとした体制をとっていくということであります。そんな意味合いから、これから自主防災組織がまだ組織されていないところにおいて、少しでもこの組織結成の促進を図るという意味合いからすれば、従前の旧武川村で行われました防災庫の設置とか、あるいは防災釜、浄水器とか、あるいは発電機とか、防災に対するその地域の備品、こういうものを新たに設置される自主防災組織に配備するというようなことをすれば、ある程度、自主防災組織の結成がしやすいように感じております。そんな取り組みが現在のところ考えられないか、併せてご質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、福井俊克議員の再質問にお答えします。

2点かと思いますが、最初の戸別受信機の撤廃に関わる件でございますが、22年度から5年間で今、整備をしております。これにつきましては最初の基本計画のとおり、災害時の情報伝達手段は拡声子局、いわゆるパンザマストからの放送を基本とすると、こういう計画でまいりたいと考えております。それにつきましても、先ほどと重複しますがスピーカー調整などをしまして、あらゆる手段を用いまして対応をしていきたいと思っております。

それから議員のおっしゃる武川、白州地区の歴史的な悲惨な過去を振り返りますと、おっしゃるとおりだと思います。それで私どももこの時期の段階としましては、この防災無線の重要な個所等々を捉えまして、それを鑑みまして充実も考えていきたいと、実態に合った対応をしていきたいと現時点では考えております。

それからそれに代わる計画ということになります。先ほど申し上げましたが携帯電話の市民へのメール配信ですね。これもその1つと考え、これが補完的な役割を果たすものと考えております。

それからその他、全国のこれほど課題であります。これも研究等をしまして、FMについても研究をしておりますが、多額な経費がかかるということで、これは材料としては研究テーマでございます。

それから2点目の現在、現行制度では北杜市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱を定

めております。この中には16品目の対象資機材が対象となっております。そのほかご提案の防災庫、防災釜等とございますが、現時点では今、試みている要綱ではこの体制といいますか、現行制度を活用していただいて、自主防災組織の結成に努力していただきたいということが基本でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。再々質問をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

先ほども言いました防災の設備であります、パンザマストの情報が聞き取れないというような情報はもう多々、私どもの耳に入っています。そういったことからいえば、やはり市民が安心して暮らしていけるという状況にするには、やはりぜひとも戸別受信機に代わるべきものが必要だと思っております。そういう中で、これから当然お金もかかるわけですが、しっかりそのへんをいろいろなものを研究していただいて、それに代わるひとつの新しい情報伝達の仕組みを考えていただきたい、こんなことを思っております。ぜひとも地域の実情をしっかり見据えていただいて、災害時の情報伝達が市民のために、本当によかったなということになるように当局のご検討を再度お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

再々質問にお答えいたします。

ただいまのご提案のとおり、今後、防災会議等も開催を予定しております。その中でもいろんな立場のお方に委員になっていただいておりますので、そのへんでまた情報を仕入れながら、できる限り研究・検討を重ねてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

上村英司君、関連質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

働く場の確保と産業振興について、2点お聞きしたいと思います。

企業誘致は本当に働く場所の確保にとって、非常に大事だというふうに思っております。そこで先ほど8社の農業分野の企業の進出があるというお答えをいただきましたけども、やはり産業額の高い精密機械ですとか製造業、そういうところも企業誘致していくべきだというふうに考えております。そんな中でそういう企業に対して、どのような現在アプローチを行っているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っております。

もう1点が、やはり新規就農者が北杜市にきたときに、やはり困るのが農地の確保と、あと住む家というのが非常に困っているという話をよくお聞きします。農地の確保について振興公社にお尋ねする例が多いと思うんですけども、振興公社に行ってもなかなか農地を紹介しても

らえない、そういう例があるというふうに聞いております。北杜市といたしましては農地の紹介、その他をどのように行っているのか、そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

上村議員の関連質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、農業以外の企業の誘致についてどのように市は取り組んでいるかということでございます。

商工業分野の企業誘致につきましては、市単独でというのはなかなか活動が難しいものでございますから、県の産業立地室、現在、産業集積課でございますけれども、そちらのほうで多摩地域のほうへ出かけて企業フェア、それから横浜市の商工会との連携、そういう場もございますので、そういう場所へ一緒に出かけていきまして、北杜市のブースですとか北杜市のPRの時間をいただいておりますので、県と連携してこういう誘致に努めておるところでございます。

それから2点目、新規就農者への農地の確保の支援体制、これは先ほどお話の中にありました振興公社、これは今年度から農地調整員ということで新規就農者等に対しまして農地の斡旋をしているものでございますけれども、まずこちらへご相談をいただいたり、あるいは直接、市のほうへご相談をいただいたり、県にあります就農支援センター、そういうところもご相談いただければ、土地のほうの確保についていろいろアドバイスをしておる、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

なかなか市単独では企業誘致の活動は難しいということですが、やはり大事なことだと思いますので、例えば企業立地専門の部署をつくるとか、そんなこともぜひ検討していただきまして、継続的に企業誘致をやっていくようなことをぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁はよろしいですか。

○1番議員（上村英司君）

企業誘致を市単独で継続でやっていくようなお考えはあるのか、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの上村議員の再々質問にお答えいたします。

市単独で企業誘致でございますが、市では企業立地ガイドとかいろいろそういう広報誌もつくってございますし、ホームページで市内にございます工業団地ですね、そういうところの紹介もしております。これは従来から努めておりますし、今後引き続き県、あるいはさっき申し上げました民間企業等と情報を共有する中で、積極的に引き続きPRをしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今月16日に投開票された衆議院総選挙において、自民党が292議席を占め絶対多数を獲得しました。4年前の選挙とは大きく様変わりし、政権交代が行われることとなりました。今回は新党が乱立し、混迷を極める中での選挙で圧倒的な数ではありましたが、得票率を考えると真の意味での信任とは考えがたい結果となっています。

原発やTPPも大きな課題であり、11月現在での貿易赤字は過去最大の9,534億円となり、デフレからの脱却、景気の回復、雇用対策は重要であり、国民の大きな期待が寄せられています。地方を変えるという時代の声が、決められない政府に対してどのように反映されていくのでしょうか。

3期目を迎えこれからの北杜市、市長の市政に対する基本姿勢について、ほか2項目、明政クラブを代表して質問いたします。

1項目めの1点目として、市長は財政の健全化を北杜市の一丁目一番として取り組まれています。実質公債費比率の改善や基金保有額を約110億円増やし、市債残額の減額を図ってこられました。しかし合併後10年から段階的に交付税の縮減があり、財政の健全化を図る必要がありますが、具体的な施策と数値目標はどのように考えておられるのでしょうか。

2点目、教育の推進について。

不屈な精神と大志を持った人材の育成を目標に、原っぱ教育を推進されてきました。また人は人生一生涯が学びの場であり、人材、知識、環境などさまざまな要因が相まって文化が形成されます。原っぱ教育と生涯学習について、取り組みと考え方について伺います。

3点目は、少子化対策についていくつかお伺いいたします。

まず少子化は、ふるさと存続の危機と市長は常々話されていますが、少子化対策は早急に対策を考えなければならない課題です。

平成21年に第2子以降の保育料無料化や、子育て世代等の就労支援であるハッピーワークの設立などいろいろと取り組まれておりますが、今回の所信の中で小児科医、産婦人科医の開

業に対する助成制度を創設されるようでございますが、どのような制度であるのか具体的にお示しください。また医師の確保の見通しはあるのでしょうか、伺います。

また、安心して産み育てる環境が整備されることは、少子化対策にとって最も大切な事柄であります。子育てしやすい住宅の整備をする方針のようでございますが、どのようなものでしょうか。

4点目、高齢者対策として地域での見守りを体系化したあんきじゃんネットワークなど、地域で安心して暮らせる仕組みづくりなどを構築されておりますが、高齢者の交流の場の整備とはどのようなお考えか、お伺いいたします。

5点目、市内に2カ所ある市立病院は市の財政が厳しい中ではありますが、収益の向上を図っていく中、地域の中核病院として重要な医療機関です。地域医療も含め、充実策と今後の方向性について伺います。

6点目、3. 1 1の大震災から原子力発電に対する課題が提起されてきています。自然エネルギーへの取り組みは北杜市のみならず全国、いや世界中の課題になっています。本市では早期に小水力、太陽光発電に着手し効果を挙げています。小中学校への太陽光発電も設置され、文字どおりトップランナーとして自然エネルギーの活用を行っています。

太陽光、小水力発電の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

また現在、各家庭に対して太陽光発電設置には補助制度がありますが、近年特に太陽光発電の関心が深まっている中で、地域の公民館などに太陽光発電を設置したいという声も高まっています。地域では高齢化により、空き家や高齢世帯が増えています。地区の草刈りや勤労奉仕にも参加できないばかりか、組費のような支払いも重荷になっている家庭もあります。地域住民の負担がなんらかの形で軽減ができる方法はないかと考えます。公民館など地域の住民が活用している施設などへの設置の補助は考えられますでしょうか。

7点目、産業の振興について。

地域での雇用を創出し、働く場所が確保されることは大変重要です。地域農業の活性化や農地の高度利用、豊かな自然環境を生かした企業誘致など、また大学等との連携による地域の活性化などを図る必要があります。働く場所の確保としての具体的な計画について伺います。

2項目めです。デマンドバスは3年間の実証運行を経て、市民に定着しつつあります。だいたい利用者も増えてきて、市民にとって便利で重要なシステムだと喜ばれています。こうした中、来年度廃止に向けての協議がされています。北杜市地域公共交通会議において廃止の意見が検討され、市では路線バス、病院バス、スクールバスなどに移行する旨の説明もありましたが、車が運転できないなど買い物に行きたくても行けない人、病院に行きたくても行けない人など多くの市民が困惑しています。今後の方向性について伺います。

1点目、廃止の理由はなんですか。また、どのような経過で廃止に至ったのでしょうか。

2点目、デマンドの現在の運用方法、例えば今、一律300円の負担ですが遠方で利用料金のかさむところから乗車するような場合、これは状況にもよりますが利用者の負担を少し増やす。500円とか、場合によっては極端な例ですが1千円とか、そんなことになるかもしれませんが、利用料金をもらう方法。またフルデマンドではなく、コースや時間を設定し稼働するよう、そんな方法も含めて検討し、再度北杜市地域交通連絡会との協議をすることは考えられますか。

3点目、デマンドバスができないとするならば、デマンドバスに代わる代替案はどのように

考えていますか。

4点目、実施しているほかの自治体の状況はどのようになっているのでしょうか。

5点目、デマンドに対する市民の要請と期待は大きく、今後どう応えていくのでしょうか。
これは大変重要なことです。市民への説明と周知の方法について伺います。

3項目めです。行財政アクションプランの取り組みについて、伺います。

11月24日・25日の両日にわたり、仕分け人や市民による仕分け判定人により事業仕分けが行われました。判定には不要、凍結、要改善などの判定結果が示され公表されています。平成23年度の354の事業について、事務事業評価の結果も提出されました。冒頭質問したとおり、財政の健全化は北杜市の将来がかかっている大きな課題であり、健全化を進めるためには抜本的な改革が必要であると考えています。

そこで以下、5点について伺います。

1点目、事業仕分けの結果は今後どうするのですか。

2点目、事務事業の見直しは今後どうするのですか。

3点目、以上2点の結論で廃止とされたもの、見直しとされたものは来年度予算にどう反映されるのですか。

4点目、事務事業評価において第三者、または第三者機関を加えて評価決定するべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

5点目、進捗率が低いものは早期に達成することが必要であると考えますが、25年3月末までに達成できますでしょうか。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市政3期目の基本姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、財政健全化の具体的な施策と数値目標についてであります。

市政3期目に当たりまして北杜市の一丁目一番地は財政の健全化であり、後世への負担を軽減し、持続可能で将来に責任を持てる財政運営を行ってまいります。

財政健全化への具体的な取り組みとしましては、臨時財政対策債を除く市債の発行額を各年度の元金償還額の範囲内とし、また臨時財政対策債につきましても可能な限り発行抑制を行うとともに市債の繰上償還を積極的に行う施策を継続するなど、第2次行政改革アクションプランに掲げる各種取り組み項目を着実に実行していく考えであります。

第2次行政改革アクションプランでは、財政健全化推進の数値目標として実質公債費比率を18%未満とすることを掲げておりますが、この目標は平成23年度決算におきまして達成することができました。

今後の実質公債費比率の数値目標につきましては、県知事への起債協議が不要となる16%未満を掲げたいと考えているところであります。

次に、専門医の開業に対する助成制度についてであります。

本市に専門の小児科、または産婦人科の診療所を新たに開設する開業医に対し、開業後の安

定した運営を図るため、運営費の一部を助成する開業医誘致助成金制度を来年度から創設する予定であります。この制度は地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を継続して10年以上開業する見込みがある開業医であることを条件として助成を行うもので、運営費助成の額は年間500万円を上限とし、診療所を開設した年度から5年間としております。診療所が開設されることにより、安心して子どもを産み育てやすい環境になるものと考えます。

なお、医師確保の見通しについてであります。この制度を創設することにより新たに診療所が開設され、医師の確保につながるものと期待しております。

次に、子育て支援のための住宅整備についてであります。

市では少子高齢化が進み定住人口が減少していく中で子育て世代が住みやすい、子育てに適した住宅を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。このため現在、住宅に困窮する子育て世帯に対する子育てに配慮した仕様を備えた良質な住宅供給を平成25年度から取り組めるよう、検討しているところであります。

次に、高齢者の交流拠点の整備についてであります。

市では平成23年度に山梨県地域支え合い体制づくり事業を活用し、高齢者の生きがい活動や交流ができる拠点づくりの支援を行い、地区組織、NPO団体、任意団体、民間事業所等により8カ所が整備されました。

本年度4月より、市ではこの拠点を中心に地域支援事業の通所系サービスふれあい処、いわゆるコミュニティカフェを委託し、介護予防サービスを提供しております。高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できる地域づくりの一環として今後も拠点づくりを進めてまいります。

次に、市立病院の充実策と今後の方向性についてであります。

甲陽病院においては常勤内科医師が不在ではありますが、今年度から常勤医師による脳神経外科の診療科が開設され、さらに山梨大学医学部から非常勤医師による入院患者の診療も行っております。塩川病院においても、常勤の整形外科医師が増員されております。また、開業医との医療連携を図る在宅当番医制や病院内にある地域医療連携室の機能を生かし、地域医療の充実に向け努めてまいります。

市立病院は地域の中核病院となるよう、救急医療体制の構築および高度な医療機器の整備等の充実を図り、みずからの地域で完結できる医療の体制づくりを目標として、今以上に常勤医師の確保に努めるとともに開業医との連携を深めてまいります。

次に、自然エネルギーの活用についてであります。

自然が生み出す恵まれた日照時間や水、地域住民の環境への意識の高さなど北杜市のポテンシャルの1つである地域エネルギーを生かした取り組みを検討する組織を立ち上げ、自然エネルギーのトップランナーとして、さらに推進してまいりたいと考えております。

現在、再生可能エネルギーの全量買い取り制度の施行により、市内数カ所で民間事業者による太陽光発電施設の建設が始まり、さらにいくつもの事業者による計画が予定されております。また、小水力発電も同様に北杜市の自然資源を生かした計画がある旨伺っておりますので、そうした取り組みに対して支援してまいります。地域の公民館などへの太陽光発電システムの設置につきましても、支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、産業の振興についてであります。

本市では農業を基幹産業と位置づけ、大規模な野菜生産団地造成や耕作放棄地の解消事業な

ど新たな農業生産基盤の整備に取り組み、積極的な企業参入を図ってまいりました。こうした結果、参入企業8社により地域農業の活性化や地域の雇用が創出されたところであります。

現在、農業参入を計画している企業もあることから地域農業の活性化や雇用がさらに増えることを期待しております。また、首都圏からの交通アクセスのよさや豊かな自然環境を生かした企業誘致を進めるため、先ほど部長も説明しましたが、多摩地域を対象とした企業立地セミナーや横浜市の工業マッチングフェアへ参加するなど、企業誘致に向けた取り組みを行っております。さらに商工業と農業・観光が相互に連携しながら、水や農産物などの地域資源を活用した産業振興を図ってまいります。言ってみればこういうイメージが北杜市のベンチャー自治体北杜市だということであります。ご理解ください。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

教育の推進についてであります。

北杜市においても児童生徒数の減少や社会情勢の変化により基礎体力の低下や生きる力、ふるさとを愛する心の育成等が大きな課題となっていることから、子どもたちのさらなる健全育成に資する原っぱ教育を推進し、これまでに着実に学力、体力、豊かな心の育成など成果を上げてまいりました。

学力では児童生徒それぞれの到達度を知るための学力検査の実施、体力では校内マラソンの実施や一輪車への取り組み、豊かな心の育成では市内3つの美術館が小中学生に無料開放してくださるなど、市内在住の音楽家などにより音楽会や劇などが実施されています。これらは市民の皆さまにご協力をいただきながら、原っぱ教育が学校だけでなく市民参加により推進されている効果であると考えています。さらに平成23年度からは、小中学校に設置されている太陽光発電施設による余剰売電収入を小中学校に還元し、各学校の自主性による原っぱ教育創生事業に補助しています。

また平成24年度から「郷土愛あふれるひとづくり」を研究テーマとして、原っぱ教育実践研究モデル校2校を指定し、小中学校における原っぱ教育のさらなる推進に努めています。また市内小中学校・甲陵高校が取り組んでいる合唱、劇などの特色ある独自の文化事業を国民文化祭北杜市実行委員会の公認事業として、広く市民等に鑑賞していただく機会を設けたところでもあります。

社会教育では市民の芸術文化スポーツの振興を図り、文化に輝くまちづくりを目的として企業などからご寄附いただいた北杜市芸術文化スポーツ振興基金を活用して、ふるさとにいながら本物に接し、一流に触れる機会の創出として市内小中学生をはじめ民間団体が行う各種芸術文化スポーツ活動にも支援してまいりました。

今後も市内の美術館や山梨大学、東京藝術大学、早稲田大学などと連携しながら、北杜市の文化芸術スポーツのグレードを高めるとともに市内小中学生や市民の文化体験や芸術鑑賞、スポーツ振興事業として、希望者を招待する推進事業を拡大してまいります。

また、本年度から市内ホールにおいて子どもたちに一流の音楽に触れる機会としての学校芸術体験事業は、鑑賞だけでなく楽器の演奏の仕方などを一流のアーティストに指導を受けるこ

とから今後も継続してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

デマンドバス実証運行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、廃止の理由と廃止に至る経過についてであります。

デマンドバスの実証運行については、7月から運行内容の見直しによる当日予約の実施や方向性と目安時間の撤廃といったフルデマンド化が、タクシー事業に大きな影響を与えているという申し入れがあり、来年度の運行について事業者と協議を進めてまいりました。

市、利用者、事業者がそれぞれ譲歩しながら持続可能な制度として確立できるよう、来年度の運行の基本方針を定め協議を進めてまいりましたが、デマンドバス実証運行のタクシー事業への影響は会社の存続に関わる問題であり、事業者の意見集約はできず、来年度の契約について同意は得られませんでした。

次に、地域公共交通会議との協議についてであります。

去る12月11日に北杜市地域公共交通会議が開催され、デマンドバスの実証運行の終了についてはご了承をいただいたところです。事業の委託先であるタクシー事業者から運行の同意が得られず、現実として委託契約が締結できないことから、実証運行の終了はやむを得ない判断であるとしてご理解いただいたものと認識しています。事業者の同意が得られない状況では、地域公共交通会議での再度の協議もあり得ないものと考えます。

次に、デマンドバスに代わる代替案についてであります。

実証運行終了後の対応については、基本的にデマンドバス実証運行導入前の市民バスの状況に戻すことといたします。しかし、廃止した町内の巡回線については利用率の著しく低い路線もあったことから、運行日の間引きや運行時間等を検討することといたします。日中の市民バスの運行については、利用率の低さを指摘する声もあることから運行基準を設け基準を下回る便については、見直しを行うことも必要であると考えております。

次に、実施している自治体の状況についてであります。

現在、県内では甲州市や笛吹市など、本市のデマンドバスと類似した交通施策を実施しています。その成果についてはその立地条件、地形、面積はもとよりJRや民間等のバス事業者の運行状況、タクシー事業者の状況など、さまざまな要因が複合的に絡んで結果が表われるものと認識しています。隣接する韮崎市でも一時、運行を行った時期がありましたが、地域にマッチしないことから運行を取りやめています。

次に、市民への説明と周知についてであります。

実証運行の終了につきましては広報紙、市ホームページ、行政区への回覧により市民の皆さまに周知してまいります。さらに予約センターからのお知らせや車中での広報も行う予定です。また利用者の皆さまには、直接お知らせすることも検討しています。

次に行政改革アクションプランの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業仕分けの結果への対応についてであります。

第2次行政改革アクションプランに基づき本年度から本格的に事業仕分けを導入し、11月

24日・25日の2日間で16事業の仕分けを実施した結果、不要・凍結が5事業、要改善が11事業と大変厳しい判定をいただきました。

今後の対応につきましては仕分け結果を真摯に受け止め、所管課において今後の事業の方向性を検討してまいります。また検討結果については、議会に報告するとともに市民の皆さまにも公表してまいります。

次に、事務事業評価に基づく事業の見直しについてであります。

事務事業評価は事業所管部局、課がみずから事業の評価を行い、事業の成果や課題を浮き彫りにし、市民に公表していくとともに次年度以降の事業のあり方や方向性、手法の見直しなどにつなげていくために実施しております。

次年度以降の見直しについては、平成24年度事務事業評価結果に示した今後の方向性に基づき、所管課において見直しを行っていくこととしています。

次に事業仕分け、事務事業評価の結果の来年度予算への反映についてであります。いずれも方針が整理できたものから、来年度の予算に反映させていくこととしています。

次に、事務事業評価における第三者機関の設置についてであります。

事務事業評価については、総合計画実施計画に掲げている事務事業の中から国・県の制度にかかる事業や単年度で実施する事業を除いた354事業について評価するもので、主要事業はすべてを対象としています。事業の中には専門的な知識を必要とするものも多く、市民を加えての検討には馴染まない面も考えられます。

このため、第2次行政改革アクションプランでは事務事業評価を発展させ、外部からの視点で事業の必要性を評価する事業仕分けの実施を掲げ、本年度から第三者が評価する事業仕分けを導入したところであります。

今後も、この方針に沿って事務事業評価と事業仕分けを行ってまいりたいと考えております。

次に、第2次行政改革アクションプランの進捗率についてであります。

平成23年度の取り組み結果に基づく、目標達成率は全事業の平均で49%となっております。進捗管理については企画課が中心となって行っており、各年度を前期・中期・後期の3期に分けて取り組み、所管課で期ごとの取り組み目標の設定を行っております。また、行政改革推進本部で内容の確認を行い、外部委員会である行政改革推進委員会からは目標達成に向けた、ご指摘やご意見をいただいております。取り組みの1年目ということで、進捗率の低い事業もありますが、目標達成期限である平成26年3月には達成できるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩をいたします。

2時50分にお集まりください。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

まず、基本姿勢の中でお伺いいたします。

教育の推進についてでございますが、現在の子どもたちが非常にコミュニケーション能力に欠けているというふう聞いております。また目的を持たないで高校や大学に進学して、その延長として社会に出て行くようなケースがあります。よく5月病といわれていますが、ちょっとうつになってしまったり、不登校とか中退、それから会社を辞めるというふうな社会現象も起きています。この北杜市の原っぱ教育、生涯教育の中ではぜひ個性を生かして自立できるような人間、そして生きる力を育てていく教育を推進していく必要があると思いますが、その考えを伺います。

それから原っぱ教育の実践校が2つあるとおっしゃっていましたが、その具体的な校名、もし差し支えがなければ教えていただきたいということと、それから取り組みについて大枠で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから少子化対策なんですが、先ほど大変うれしい制度のお話をしていただきましてありがたいと思っています。開業医に対して運営費の一部を助成金として年間500万円ですか、それを限度として開業した年度から5年間としています。その積算の根拠はどのようなものでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから子育てしやすい住宅の整備なんですが、子育てに配慮した仕様を備えた良質な住宅を供給するとさっきお話があったんですが、これは新築の住宅を考えていらっしゃるのでしょうか。もし既存のもので改修を考えているようでしたら、高齢者とお子さんが同じような部分で気をつけなければならない、共通した部分があるかと思うんですね。それで高齢者にも適合できるような改修が考えられるでしょうか。例えばバリアフリーの観点から床の面をフラットにするとか、浴槽の高さを小さなお子さんでも高齢者でも危険なく入れるような高さにするというふうな工夫ができるかと思いますが、そんなことは考えられるでしょうか。

それから市立病院の充実についてでございますが、先ほどのご答弁の中で甲陽病院では、山梨大学の医学部から非常勤の先生が入院患者の診療を行ってくださっているようですが、非常勤という立場でどのように関わってくださっているのでしょうか。その勤務体系について、お伺いいたします。

それから産業の振興の部分ですが、産業振興についてはいろいろな角度から検討しているようですが、この地域が活性化するように総合的なアドバイザー、そんなものを設置していただいて、すべてに共通する部分があるかと思うんですね。そういう部分の情報の共有なんかもしながら、総合的にアドバイスができるような立場のものを設置するようなお考えがあるでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、保坂議員の再質問にお答えしたいと思います。

はじめに生きる力の育成についてであります。

たしかに議員ご指摘のとおり情報化社会といいますが、グローバル化によりまして社会構造

が非常に複雑になってきております。一方でスマホなどの情報伝達機器の普及によって、情報交換というのは非常に盛んになるんですけども、直接会話をする機会が非常に減少しまして、コミュニケーション能力が育たず、先ほどご指摘のように目的もなく高校や大学を中退したり、就職をしても3年以内で退職してしまうというふうな、いわゆる生きる力が低下をしているのではないかとされています。このことから、市では生きる力を育てるために原っぱ教育は非常に重要だというふうに考えています。

答弁でも申し上げましたが、原っぱ教育は学校だけではなくてスポーツ少年団や地域、総合型のスポーツクラブでの子どもたちのスポーツを通じての人間形成を図っておりますし、北杜市の青少年育成市民会議という組織があるんですけども、ここでは子どもたちのキャンプを行ったり、小学生から中学生までと一緒に参加をして球技大会を行うなど、さまざまな事業を実施していただいております。

今後もコミュニケーション能力を付けていくために、子ども同士の交流や子どもと大人の交流を図る事業を積極的にやっていきたいというふうに考えております。

2点目の原っぱ教育でございますけども、これは市内の小中学校から募集をしまして高根東小学校と高根北小学校がぜひ取り組みたいということで2校を指定したところです。具体的な内容につきましては地域を子どもたちが歩いて、地域の歴史を知りながら育っていくというふうな野外活動をするための経費として支援をしているところでございますし、こういったことがほかの学校のモデルとなっていくということで設置をしたものです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

再質問2点ほど、明政クラブの保坂議員からいただきました。

最初に今回、予定しております助成金500万円という根拠でございますけども、これは運営助成金でございます、看護師の確保のために助成するものでございまして、看護師さんの平均年収に対して2分の1の額を看護師の人数より基準を定めまして、その限度額を500万円とするものというふうに考えております。

それから2点目の地域医療の関係で、甲陽病院に山梨大学のほうから非常勤講師が来ているけども、その勤務体系ということでございます。

従来、来ていただく前は月曜日と金曜日のみでございましたけども、それが7月より火曜日、水曜日、木曜日と来ていただくようになりまして、月曜日から金曜日ということでございます。水曜日については1日診ていただいております、その他の曜日につきましては午前中ということでございます。それぞれの医師が医大から来てございまして、入院患者さんを診てもらうということです。このことは非常にありがたいことでございまして、これからも一日でも早く常勤の内科医師の確保がこれからも図れるように、さらに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

産業の活性化にあたりまして、総合的なアドバイザーの設置についての考えということでございます。

農業の観点からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

国におきまして、来年度の新しい事業としまして農村の持つ地域力を発揮する、そういう事業に対して支援をしていこうと、こういう事業が想定されております。中身は地域の特性に応じまして、例えば食、健康、教育、観光等の領域で活用した地域をつくっていく。しかも事業主体は農村地域が中心となりまして、それに市町村、NPO、そういったものが連携をしていって地域の活性化に努めていく。それがひいては地域コミュニティの再生ですとか地域の活性化につながる、そういう事業を国が考えております。

これは今、本市の置かれております状況にも非常に合致すると思いますし、本市の目指している方向性にも合致するものと思われまますので、今後こういう事業に取り組むにあたりまして企業や大学、そういった各地域との連携を図るにあたりまして、ご例示のありましたような総合的なアドバイザー、当然アドバイザーでありますので、専門的な知識とかノウハウは有していると思われまますので、そういうアドバイザーの活用について積極的に検討してまいりたいとこのように考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援住宅の建設に関しましては、福祉部と建設部が共同して取り組んでいるということで、ただいまの再質問については私のほうからお答えをさせていただきます。

質問の内容は子育てしやすい住宅と申しますか、うちでいう子育て支援住宅は新築の住宅なのか、あるいは既存の市営住宅を改修するのか、また既存の住宅を改修する場合には子どもさんばかりではなくて、高齢者の方にもやさしい住宅となるではないかというご質問だというふうに受け止めております。

回答につきましては、子育て支援に特化した住宅を新たに整備することについて目下検討しているということで、現在の市営住宅を改修して高齢者にも対応するというふうな住宅の建設ということは考えてございません。

ただ、住宅改修については北杜市の公営住宅等の長寿命化計画、これに基づいて改修を図っているところでありまして、入居者の要望、アンケート調査等を行い改修を進めております。したがって、バリアフリー化等の要望があれば十分調査・検討して個別に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

少子化対策のところで、先ほどの助成の話は本当にありがたいと思っています。小児科医、産婦人科医の誘致については安心して子どもを産んで子育てができるという、非常に少子化対策に最も有効な手立てだと思っています。お医者さんが定住することを考えると、運営費に対する助成というのはお医者さまにはとっても大きな利点なんですが、この全国的にお医者さんが足りない、医師不足の中で、ぜひこの制度を活用してくれる人が表われることを祈っているところなんです、その前のハードの整備、要するに診療所の開設に伴う建物とか機器とかというものがかかると思うんですが、そういったものへの貸付の制度なんかがあると非常に誘致もしやすいし、来ていただけるということもあります。そんな仕組みづくりができるかなということ。例えば、条例化するというふうな措置が考えられますでしょうかということが1点。

それから先ほど子育てにやさしい住宅というところで、住宅の整備を25年度くらいから取り組まれるようですが、計画の策定の時期とか、具体的なスケジュールがもしおありであれば教えていただきたいと思います。

それから建設の場所の選定なんですが、これは子育てしやすい環境のところだと思うんですね。例えば学校の近くだとか保育園、病院の近くというところになるかと思うんですが、これからいろいろ施設の統廃合があると思います。それに伴って空き地なんかも出てくると思いますので、こうした空き地の活用とか、空き施設の利用なんかも考える必要があると思います、この点について伺いたいします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再質問でございます。

今回、予定しております開業医の運営費助成事業に対して、もっと貸付とかその他、取得費等々にまで活用できないかということでございますけども、現段階では先ほど申しましたソフト面の部分を中心に考えておまして、これから始めようという助成制度でございます。今回のようにまず要綱で定めまして、先生方の開業の意欲に結び付けたいというふうに考えております。

今後、申請者等々の方から、将来的になるかもしれませんが、そのような要望等があれば、これらも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

保坂多枝子議員より2点、ご質問をいただきました。

1点目は子育て支援住宅の具体的な策定の時期、計画はどうなっているかというご質問であります。

これにつきましては現在、関係する部署、私ども建設部と福祉部が中心となって検討を進めているところであります。目下検討中とか計画を策定中というところでありますけども、おお

よその予定は当然、立っております。25年度には委託、それがスムーズに進めば26年度には建設というふうに進んでいくのかなど、このぐらいの今、計画が練られております。

それからその住宅用地については統廃合施設の跡地なんか、そういった市有地を利用したらどうかというご質問だと思うんですが、それにつきましては当然、現在ある市有地、これを活用していくということがベストだというふうに考えておりますので、そういった土地の利用を今後、建設する住宅については考えていくということでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

デマンドバスについて、お聞きします。

このデマンドバスは市民にとっては非常に大切なものでありまして、重要な足になっています。ぜひ存続ができたというふうに私も思っているところなんです。この運行を受け持つほうのタクシーの事業者との話し合いなんです。先ほど私もお話しした中で利用料金を上げるとか、なんらかの方法をまた提起するなり考えるなりしてお話ができるのでしょうか。そのことについて、またお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で地域公共交通会議としての協議についてということで、質問のほうで北杜市交通連絡会の協議ということでの内容でしたので、ちょっとそのへんを訂正させていただきながら、今の質問と併せてご答弁させていただきたいと思います。よろしいですか、それで。

北杜市交通連絡会との協議ということでもありますけれども、これまですべて北杜市交通連絡会と協議をしてきた結果として、述べさせていただいた状況であります。前提としては、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

この交通連絡会のほうからタクシー事業者がデマンドバスによって圧迫されているという意見書が提出されてきたことが、1つの要因となっております。そこで市ではできる限り存続できる方法を模索する努力として、事業内容の見直しを行うための主に7つの案を提示させていただき、ご理解を求めてきたところであります。

まず、今までの委託料を均一に統一化した形で、全体的にはアップという状況になるような提案でありました。

それから2つ目としては、利用料金の値上げであります。安い安価な単価でデマンドに乗せると。安いデマンドだから、それは当然タクシーの利用がそっちに取られていくんだよということでしたので、500円から700円くらいの程度に利用料金を値上げする方向ではいかがでしょうかということです。

それから3つ目としては、運行日数を減らすことを検討しましょう。これは今まで日曜とか祭日はデマンドバスを止めていたわけですけども、土曜日も含めて運行日数を全体的に減らすということですから、ご理解をいただきたいということでの日数を減らすという提案をさ

せていただきました。

それから4つ目としては、市内タクシー事業者のみの運行形態としたいと。これは市外のタクシー事業者がこのデマンドバスにも関わっていたということで、市内業者に限ってこのデマンド交通の委託をしていきたいというお願いをさせていただきました。

5つ目としては台数を8台から6台に減らすことということで、少しでもタクシー事業への影響を減らすために効率的な6台体制に、2台ほど減らしますよという提案をさせていただきました。

6つ目は、そうは言いながらも当日予約だけはぜひ継続させてくださいと。

それから7つ目としては予約、それから配車業務は市が管理をする形で進めたいと。

主にこの7つの内容についてタクシー事業者、要するに北杜市交通連絡会と協議・調整をずっと図ってきた状況でありました。しかしながら、これは事業者からのご意見であります、デマンドバスそのものが市の施策を超えているというふうな意見も出され、結果的には理解を得ることができなかったものであるために再度、こういった協議をするとしても、結論そのものが翻るようなことはないというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今の件もよく分かりましたけれど、ぜひまたなんらかの検討をしていただければというふうに今、思っているところでございます。

3項目めのアクションプランの取り組みについてですが、アクションプランの達成率が49%となっています。アクションプランが達成できたものが6項目ございましたが、目標年度達成に向けて努力をされているとは思いますが、しかし、これは早期に達成することが非常に大切なことだと思っていますので、目標年度までに達成ができなかったという、結果が出ないような工夫をぜひしていただきたいと思います。そんな工夫をしていくお考えがあるかどうか、最後に伺いたと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

保坂多枝子議員の再質問であります、アクションプランの取り組みということでの再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

ご指摘のとおり達成率が49%、86項目の目標を掲げながら完了した項目については6項目ということで全体の達成率は49%となっているわけですが、それぞれ具体的な次年度以降の取り組み方針という形で、このアクションプランとしてそれぞれの所管課のほうで次の取り組み内容を明記させております。そんな関係で、各所管のほうでこの次年度以降の取り組み内容を十分に検討しながら、達成に向けた取り組みをするということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

相吉正一君、関連質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

デマンドについて、関連質問をさせていただきます。

先ほど答えがあったわけですが、タクシー業界とも何回も交渉を重ねた結果の答えがありましたけれども、私は北杜市はものすごく面積が多く、集落が点在しています。少子高齢化が急速に進む中で、やっぱりデマンドのニーズは高いと思います。フルデマンドについては中身を精査した中で、先ほども報告がありましたが、タクシー業界の経営を圧迫するとの理由で、デマンドの実証運行が廃止となる見込みでございますけれども、市民のデマンドに対するニーズはすごく高いと思っています。

私も市民の方から、本当に酸素吸入器を背負って7月からのデマンド交通を使っている方、すごく感謝されていました。それが何回か質問の中で、どうしても実証運行は終了ということなんですけれども、やはり高齢者や社会的弱者である市民の思いを考えますと、改めてタクシー業界ともっとキャッチボールを重ねて、合意形成をする努力をしてほしいと私は思っています。ぜひもう一度、そういう面も含めて今回の市民バスに、また病院等のバスに路線変更、公共交通全体を考えていくということですが、そういう中でもそういうことも1つは協議していただきたい。そして利用している方は、料金を上げてもいいと。150円、300円安すぎます。500円から1千円に上げて、ぜひ存続してほしいという声があります。そのへんも踏まえて、もう一度答弁・見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

関連質問で、相吉正一議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

そもそも21年の10月からデマンドバスの実証運行をしたところではありますが、このもとは市民バスが空気を運んでいるだけだということから、なんとかもっと合理的、効率的に市民の足を確保できないかということから、東大の開発したシステムによって、なおかつ市の姿勢とすれば交通の空白地帯を埋める画期的な、そういった地域公共交通になるんじゃないかという期待を込めた実証をしたわけでありまして。市の姿勢としては、そういった部分での取り組みを行おうということからスタートしたものであります。

しかしながら現実的にこの実証を進めていく中において、市がこのデマンドバスをさらに推進し利用者を増やしていくということは、再三、これも今まで申し上げていましたけれども、タクシー事業者がそれだけ圧迫されていくんだということに気づかされたわけでありまして。そして、そのデマンドバスをやるということに対して事業者からノーという結論をいただいた関係上、こういったデマンドバスに類似するような施策としては、今後も大変厳しいのかなという感じを受けているのが率直なご意見であります。

しかしながら市の責任という部分における、行政責任という観点からいたしますと市民バス

を中心とした効率的な運営を、今後については模索していくという状況として進めてまいりたいと思っております。

それから参考なのですが、このデマンドバスの実態を300人くらい、もうすでに利用して、特に月1回以上、利用している方たちを中心に300人くらいの方々を対象としたアンケートをさせていただきました。その中の結果としては、デマンドバス以外には交通手段として移動していないよと。デマンドを実際、要するにデマンドだけ使っていますよという方は13.5%の回答でありました。それから例えば料金の値上げについても、アンケートの中で問い合わせをしたわけですが、料金とすれば300円を希望する方が27%、それから500円でもいいよといっている方が26.5%、そして700円以上というふうな料金でもいいよといっていた方が3.3%、こういう数字上ではアンケート結果ということになっております。参考としてお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今お答えがあったわけですが、私は対極的な見地の中でやはり北杜市は面積が広くて高齢化がすごく進んでいます。今度、公共交通全体を含めて、そういうフルデマンドでなくていいんですよ。やっぱりそういう方向があると思うんですよ。現場の意見を聞きながら、大きなこれからの公共交通のあり方、方向性を含めてよく検討した中で、デマンドも含めて公共交通をしっかりと高年齢者、または社会的弱者の足を確保する方法をよく検討してほしいと思います。そのへんについてもう一度、考え方をお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

市民の関心がデマンドバスは高いなというふうに解釈しています。考えてみれば市民バスも結果として空気バスだったと。それでデマンドバスを研究したと。東大とも連携してやってみたと。結局、このデマンドバスも結果として空気バスになってしまったと。あまり銭金の話は言いたくないけども、1人平均移送するのに4千円くらいかかったとこんなことなんです。

そしてフルデマンド化を市が独自でやってみたと。そうしましたならば、事業主体である業界からの反発があって先が見えなくなると。こういうことでデマンドバスは、一言で言うと諦めざるを得ないような状況であると。

参考までに全国的にもデマンドバスが前進ギアではないんです。言ってみれば普及していかないんです。何かしらいろいろな意味で問題があると思っています。イメージとしては、タクシーのような機動力で、市民バスのような料金で乗れるから誰しも手を叩きたい事業だと思います。でも今、相吉議員、多くの皆さんが感じていると思いますけども、北杜市は高齢化が進んでいて、エリアも広いからうんぬんということでもあります。エリアが広いからまた大変なんです。1つのデマンドバスが飛び歩くときにはあっちも行ったりこっちへ行ったり、目的地も散っておると。こんなことが現状であるわけでありまして、結論としてデマンドバスは難しい

ということであります。

では交通弱者を、市民の足をどうやって確保しなければならないかということは、私どもも頭を痛めていきたいと思いますが、基本的には、短期的には前と同じように市民バスをできるだけ復活しようとか、聞くところによると圧倒的に病院への足が多そうだから病院バスとの連携はどうしようとか、そういう問題はこれから大きな課題として、代替というよりももう1回、原点にかえて交通弱者、市民の足をどうやって確保していくかという問題を考えていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに関連はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、13番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

会派市民フォーラムの代表質問を行います。

去る11月16日に行われました北杜市の市長選、ならびに市議会議員選挙におきまして、白倉市長は3期目を市民から負託されました。そして併せて私ども議員も市民から大きな負託をいただきまして、この席に立たせていただいております。

ご案内のとおり、これから進んでいく任期4年間はいよいよ合併特例が終了し、従前から言われていました時期にまさしく突入する時期であります。そういう意味合いからしまして、そこに向けて市長、ならびに議会が一体となって来たるべき厳しい財政状況の中ではありますが、従前から市長がよく述べられておりますように、北杜にはさまざまな財産がある、夢もある、そういう前向きな方向で共に市民の皆さんのご希望に応えられるような市政運営を担っていききたい、そんな思いをさせていただいております。

また併せて今月の16日には、第46回の衆議院議員選が行われました。国民の皆さんは新しい政権を選択いたしました。従前から言われておりますように政治に対する期待が落ちている、それは投票率に如実に表われている。これは否めないことだというふうに私は感じております。しかしその中でも、国民そして市民は生活の安定、経済の活性化、それから地域の活性化を目指して前向きに選択をしたのかなというふうな印象を受け止めさせていただいております。

私どももこれらの結果も踏まえながら、新しい自民党を中心とする政権がどのような政策をうってくるか分かりません。心配する動きもあります。自助を中心とした地域に対しての厳しい運営が始まるのではないかというふうな恐れることも耳には入りますが、それらも踏まえた中で北杜の市民の皆さんが安心して心豊かに暮らせる、そんな環境づくりを市長とともどもここにいる議員の皆さん、議会が担っていききたいなとそんなふうに思っております。

それらを踏まえながら、本定例会におきまして以下大きく5項目の質問を行わせていただき

ます。

まず、第1項目でございます。デマンドバスの廃止に対してでございます。

高齢化率が高い北杜市にあって10年先の将来はさらに高齢化が進み、現在の自動車移動をしている大半の高齢者は公共交通が唯一の移動手段となります。このため従来の市民バスのバス停から離れた地域に住んでいる高齢者などの交通不便者については外出の機会が失われ、閉じこもり、孤独、社会性が失われ、結果、医療費の増大につながる可能性があります。

この一文は、平成24年度北杜市デマンドバス運行の目的として書かれた理念の一部であります。この文章を踏まえた上で、市が突然示したデマンドバスの廃止に対する市長のお考えを伺います。

まず1つ目でございます。市民が誰にも気兼ねすることなく自分の意思で自由に外出し、行動できるデマンドバスを維持することと、タクシー会社の経営を維持することのバランスを市はどのように考えておられるのでしょうか。

2つ目でございます。市内のすべてのタクシー業者がデマンドバスの運行業務委託を受けなければデマンドバスの運行継続ができないとおっしゃっておりますが、業務委託を受けるといふ業者に委託することができないのでしょうか。

3つ目であります。北杜市と同じ東京大学のシステムを導入した甲州市は、導入の際に北杜市の事例を十分に研究した結果、好調な滑り出しをしたと聞いております。逆に甲州市を参考にして、デマンドバスの存続を試みようとするお考えはないのでしょうか。

4つ目、市独自の実証運行になってからは、フルデマンド化や当日予約を試みた結果、利用者が増加するなど市民の期待どおりの成果が上がったと市は評価しております。にもかかわらず利用者の声は聞かず運行委託をしている業者だけの声を聞き、一方的にデマンドバスを廃止し、従来の市民バスを復活させることと冒頭の理念との整合性を市民にどのように説明なさるのでしょうか、お尋ねします。

5つ目、今回の実証運行でバス路線をカバーする公共交通として、タクシーが大きな役割を果たしていることを再認識したとおっしゃっておりますが、収入をわずかな年金に頼る高齢者に高額なタクシー料金の負担を強いることと、市民の足の確保という行政課題を市はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

大きく2つ目でございます。事務事業評価と事業仕分けについて、お尋ねをいたします。

1つ目でございます。事務事業評価と事業仕分けのそれぞれの目的をお尋ねします。

2つ目、事務事業評価の客観性は誰がどのように担保されるのでしょうか。

3つ目、事業仕分けの対象事業は、どのように選んだのでしょうか。

4つ目、事業評価や事業仕分けの結果を今後どのように生かしていくのか。そして手続きやスケジュールをお尋ねいたします。

5つ目、事業仕分けは仕分け人の指摘や市民判定人の視点が厳しくも新鮮であり、大変学ぶことが多くあったと思います。職員はどの程度、傍聴等の参加をされたのでしょうか。プレゼンテーション能力の向上も含め、職員の研修として生かすことを考えなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

次に6つ目であります。以下、いくつかの個別事業の課題について市としての見解を伺います。事業仕分けの指摘も含んでおります。

1つ目、広聴広報事業。行政区に加入しない人が増えている状況の中で、周知方法が課題と

考えるがいかがか。

2つ目、指定管理者制度に関しまして、管理状況や対応など市民の評価を取り入れるお考えは。

3つ目、防災無線についてです。放送内容の統一が図られるようですが、時報や下校放送など市民生活に密着したものであり、市民の意向を十分に聞くべきではないでしょうか。

4つ目、保育事業についてです。財政負担の大きい第2子以降保育料無料化についても、十分な検証を行うべきではないでしょうか。

5つ目、青少年育成事業についてお尋ねします。高校中退者や成人のひきこもりなどは、どこが窓口になるのでしょうか。

6つ目、ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業。貸与が主業務の図書館が本をプレゼントする意義は为什么呢。

7番目、公共施設や市道の新設、改良等について、適正な設計であったのかなどの評価をどのように行い、またどのように対処しているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に大きく3番目の質問でございます。学校給食についてお尋ねいたします。

調理場の老朽化等に伴い、北杜南と北杜北学校給食センターへの統合が進んでおります。自校方式存続を希望する声や統廃合前の給食のほうがよかったという感想を多く耳にしております。これらの声を踏まえて、以下お伺いをいたします。

1つ目でございます。本年度より明野地区は北杜南学校給食センターから、白州地区は北杜北学校給食センターから配食されるようになり、大泉地区も統廃合に向け給食試食会が開かれました。これらの学校の児童生徒や保護者の意見や感想などはどのようなものであったのでしょうか。アンケート等の実施やその結果、またそれらの公表はどのようになっているのでしょうか。

2番目でございます。学校給食運営委員会は学校、保護者、教育委員会、学識者の代表により構成され、学校給食のさまざまなことを議題として考えておりますが、1の質問の関連ではどのようなことが議論されたのでしょうか。

3番目、児童生徒や保護者の感想や意見を踏まえ、現在の学校給食を検証した上で改善していく必要があると考えますが、教育委員会としてはどのように考えているのでしょうか。また具体策はあるのでしょうか。

次に大きい4番目の質問でございます。行財政改革についてお聞きいたします。

北杜市の将来を考えると、恵まれた自然環境がもたらす景観や名水および日照時間等の豊かな資源や首都圏の近傍に位置する地の利を生かした都市住民との交流や物流を生かした産業振興等、大きな可能性を秘めている一方で急速な少子高齢化がもたらす影響は地域コミュニティの維持を困難にするのみならず、市の行財政運営にも大きな影を落としております。

特に市税収入の伸び悩みや地方交付税の段階的縮減等の厳しい財政環境の中で、合併の大きな目標である人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、現在市が進めている行政改革大綱に基づくアクションプランで示された政策の実施は、欠かすことのできないものであります。したがって、その進捗状況は大変重要であるとの観点で以下質問をいたします。

1つ目、総人件費抑制の上で定数適正化計画実施は重要であります。公務員の再任用義務化を受けて計画への影響をどのように考えておられるのでしょうか。

2つ目、本庁舎の位置の決定および総合支所統合に関しての検討状況と今後の取り組みをお尋ねいたします。

3つ目、人事評価制度の導入が遅れておりますが、その原因と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

4つ目、地域委員会が事務事業評価で統合、終期設定となっておりますが、評価の内容と今後の進め方。またこの間、市長が委員会に諮問した案件、委員会が市長に地域課題として提案した案件など、本来委員会が条例で求められている主要目的を履行した具体例をお示しください。

5番目、市長は所信表明において3期目の市政運営の重点的施策を公表いたしました。少子化対策としての産科・小児科の設置支援や基幹産業振興としての農業対策、鳥獣害対策、自然エネルギー活用対策などの推進においては、そのテーマに特化した組織を庁内に設置し効率的かつ集中的に対策を講ずるべきと考えますが、ご見解をお尋ねいたします。

最後に5番目でございます。明野最終処分場問題について、お尋ねをいたします。

明野町に設置された山梨県環境整備センター、通称、明野廃棄物最終処分場であります。平成21年5月に開業してすでに3年を経過いたしました。この間、平成22年1月には遮水シートに誤って穴を開けてしまう事故、それから平成22年の10月4日には漏水検知システムが非常に高い電流値を感知し、その後1年5カ月にわたって操業が停止され、しかも安全管理委員会で何回となく、あるいは専門家の方たちも多く招集をして、その原因究明にあたってまいりました。今年の3月から改めてまた事業が再開されておりますが、ご案内のとおり昨日、また再び前回と同様の漏水検知システムの異常感知事件が大きく報道されております。

内容を聞いてみますと、前回問題を起こしました法面の反対側の同じような法面の位置ということで、どうも状況からしますと前回、漏水検知をいたしました17カ所、今回は実に30カ所、漏水検知がされておりますが、前回の17カ所のうちの1カ所だけが飛んで、反対側の法面に電流を感知する状況が明記されておりましたが、私は安全管理委員会でそのときに併せて、その部分も掘削して調査すべきということを主張いたしました。が、一切聞き入れられませんでした。今回の発生した場所は、どうもその場所のようであります。大変残念でありますとともに、このような事故が重なっているこのことを私ども地元の人間としては看過できない、大変重要に受け止めております。

現在、調査中ということでございますから、原因究明の状況等もまた見えてくるというふうに思いますが、重大な関心を持ってこの問題には対処していきたいと、そんなふう考えております。

以下、今回通告をいたしました2項目につきまして、北杜市の見解をお伺いいたします。

まず1番目でございます。明野廃棄物最終処分場は、かつて山梨県に管理型最終処分場がなく、県内で発生した廃棄物を他県で処理していたことから、それを自県内で処理する必要があるとして計画され、これまで山梨県も事業団も自県内処理の名のもとに当時の明野村民や県民に広報誌などを使って説明してきたところでございます。ところが地元明野の団体の調査により現在、搬入されている廃棄物の大部分が県外廃棄物であることが判明いたしました。山梨県もこの事実の一部を公式に認めております。公害防止協定の実質部分に反する行為に対しまして、受け入れた自治体としての北杜市の見解と対応をお伺いいたします。

2つ目であります。明野最終処分場では現在、防災調整地に浸出処理水を入れております。この行為は廃棄物処理の専門家によりますと、全国的な処分場でも非常に珍しい対応であるという指摘をいただいております。排水に関する水質汚濁防止法や廃掃法に抵触する可能性を指

摘する弁護士もおります。さらに防災調整地は、地下浸透防止施設はなく防災調整地に入った浸出水処理水が地下に浸透している可能性があります。公害防止協定の当事者であり、かつ市民の生命・健康を守る責任のある北杜市は、防災調整地に堆積している泥が重金属等に汚染されていないか、専門機関に調査させるよう山梨県・事業団と協議すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく5項目についてご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

総選挙を踏まえて政治不信のお話がありましたけども、私も私なりに市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕することを肝に銘じながら議員ともども頑張りたいと思っているところであります。

まずデマンドバスの廃止について、いくつかご質問をいただいております。

市民の足の確保についてであります。

実証運行終了後の対応については、基本的にデマンドバス実証運行導入前の市民バスの状況に戻し、さらに廃止した町内の巡回線についても運行日や運行時間等を検討した上で復活することといたします。交通弱者の移動手段の確保については重要な課題であると考えていますが、行政にも限界があり自助・共助という視点からも、個人あるいは地域でできることはぜひご協力いただき、公助を合わせてこの問題に取り組んでいきたいと考えております。

次に行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

再任用義務化を受けて、職員定員適正化計画への影響についてであります。

本市では現在、平成22年度に策定した第2次北杜市定員適正化計画をもとに、職員の定員適正化を図っているところであります。再任用義務化につきましましては、定年退職する職員をフルタイム勤務で採用しなければならないというものであります。しかし、こうした中で再任用の義務化を内容とする法律が成立されていないため、義務化後に再任用された職員が定員管理上、どのような位置づけとなるのかもまだ示されていません。したがって、定員適正化計画に与える影響につきましましては、国の動向等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

明野廃棄物最終処分場について、いくつかご質問をいただいております。

公害防止協定の見解と対応についてであります。

明野廃棄物最終処分場にかかる公害防止協定では、第3条において受入廃棄物を山梨県内から排出される廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物および同条第4項に規定する産業廃棄物のうち13種類のものとし、別に受入基準を定めることとしております。

このうち山梨県内から排出される廃棄物とは、山梨県内の事業者および中間処理業者から最終処分のために排出される廃棄物として理解しているところであります。最終処分のために処理され排出された廃棄物の受け入れは、山梨県環境整備事業団による山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程により定められた基準に適合すると判断されたものであり、公害防止

協定の目的である地域住民の生活環境の保全に影響を与えるものではないと県から説明を受けておるところでございます。

今後も地域住民の安全を守るために、必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

学校給食について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、アンケート等についてであります。

給食センターからの配送校には、栄養士による学校訪問や親子試食会などにより児童生徒から意見や感想を、保護者からは記述式のアンケートにより味付けや盛りつけ、献立内容等についてご意見や感想をいただいております。

明野小1年の親子試食会を去る5月10日に実施し、参加された保護者46名のうち15名から記述式の回答があり、「メニューの構成をもう少し考えてほしい」「南給食センターの給食を食べてみていろんな野菜が入り、普段、家で食べない子どもが食べたのでよかった」などの感想をいただきました。

なお、明野小学校ではPTA役員、新入生保護者が北杜南学校給食センターの見学に来ていただいております。

また、明野中PTA試食会が10月15日に実施され、参加された26名から「南給食センターになって味付けが心配だったので確認できてよかった」「あまり美味しくないという評判でしたが、そんなことはなかった」などの感想をいただきました。

白州小1年の親子試食会は5月18日に実施し、保護者20名全員から回答をいただき、味については「おいしい」が15名、「まあまあ」が5名で、量は「多い」が1名、「普通」が19名でした。また意見・要望では「家で食べない食材をしっかりと食べた」「もう少し温かいとよい」などがありました。

泉小学校につきましては、7月5日に泉小学校PTAから親子給食試食会開催のご要望をいただきましたので、これまでに2回実施いたしました。

児童214名、保護者168名のうち1回目は10月6日に児童46名、保護者54名、2回目は11月10日に児童213名、保護者61名参加し、1回目は保護者を、2回目は児童と保護者を対象に味・量・温度について、PTAによるアンケート調査が行われました。

結果は保護者からは量、温度について「ちょうどよい」が3割でありましたが、児童からは味・量・温度について「ちょうどよい」が7割で、保護者と児童では違った結果であったところです。

なお、調査結果は11月22日に学校から保護者へ通知されております。

次に、学校給食の内容についてであります。

学校給食における食事内容の充実と向上を図るため、平成22年度から校長会、PTA、学校給食主任、栄養士等で構成する学校給食献立作成委員会を設置し、郷土食や行事食、地産品を利用した献立の作成や食物アレルギーや給食食材の放射性物質への対応、献立や給食の量、味、残食などについて親子試食会でのアンケート結果などを踏まえながら検討いただいている

ところでは。

次に、学校給食の検証と改善についてであります。

保護者からの要望もございますので、今後も栄養士、調理員による学校訪問や親子試食会での児童生徒、保護者からのご意見や感想を踏まえながら学校給食調理場運営委員会、学校給食献立作成委員会において検討いただき郷土食や行事食、地産品を取り入れた安全で栄養バランスのとれた給食を提供できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人事評価制度の導入についてであります。

人事評価制度は、行財政改革アクションプランに位置づけられました重要課題の1つでもあります。本市では、人事異動の際の参考資料として全職員から「私の希望と意見」を提出されており、その中で個人目標を掲げ、その達成度を自己評価したものを管理職が面談し評価しています。これは人事評価制度における業績評価として、平成20年度から実施しているものです。また人事評価制度導入に向けて、事例研究、先進市の検証や県内市町村の状況把握などを行いながら、本市に合った独自の運用マニュアル作成の準備を進めてきました。

しかし、制度導入にあたっては評価者、被評価者、双方に相当な事務量の増加が想定されることや統一した評価がされるかなどの問題等もあることから、導入の必要性、それから導入による効果など改めて調査研究を慎重に行いまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、地域委員会についてであります。

事務事業評価による地域委員会の今後の方向性は、平成26年度で地域委員会設置後10年が経過することから、地域委員会連絡協議会等の各種団体や市民の皆さまからのご意見等を参考にしながら、平成25年度中には今後の地域委員会のあり方について一定の方向性を打ち出してまいりたいと考えております。

これまで8地区の地域委員会から27件の要望および提言が市長に提出されており、提出された要望および提言につきましては関係部署において検討し、それぞれ対応してまいりました。

具体例としては北杜市バイオマスタウン構想の策定、北杜市空き家バンク制度の創設および武川交流プラザの建設等は地域委員会からの要望および提言を検討し、具現化されたものと捉えております。

また、市長が委任する事務としては毎年度、各地域委員会において地域独自の取り組みや個性を継続させるための予算使途事業の提案をいただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

デマンドバスの廃止について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、タクシー会社の経営についてであります。

デマンドバスのタクシー事業者の経営への影響度については、事業者の規模や営業エリアのタクシー利用者の利用傾向等、複雑な要因もあり一概には論じられませんが、傾向としては事業規模の大きい事業者に深刻なダメージを与えているものと理解しております。

現在の事業委託の形態はそれぞれの事業者が1台ずつ受託しているため、受ける影響と委託金額が比例していないという状況も生じています。また受けているダメージを市が補填することになれば、北杜市の委託料の総額は莫大なものになると考えざるを得ませんので、デマンドバスの維持とタクシー会社の経営の両立は、本市では困難であると考えます。

次に、一部の事業者による運行継続についてであります。

小規模の事業者においては、デマンドバス運行によるタクシー事業への影響を事業の受託によりカバーできることから、事業の継続について容認する事業者がいることも事実であります。しかし、一部の事業者だけによる運行継続については、結果として他の事業者を廃業に追い込む恐れもあります。タクシー事業は市民の足として、また市を訪れる観光客の移動手段として大きな役割を担っていることから、タクシー事業全体の衰退は市としても避けなければならない問題であると考えています。

次に、甲州市を参考に事業の存続を図る考えについてであります。

デマンドバスの運行の成果については、さまざまな要因が複合的に絡んで結果が表れるものと認識しています。システムの運用方法等により利用者の状況に多少の変化があるとしても、デマンドバスの運行がタクシー事業に影響を与えるという、根本的な状況が改善するとは考えられないと思っております。

次に、デマンドバス導入の理念との整合性と市民への説明についてであります。

タクシー事業者からの申し出があった夏以降、市では来年度の運行継続を目指して検討を重ねてまいりました。市民の声を反映するため、月1回以上の利用があった、およそ300人に対して電話による聞き取り方式でデマンドバスの利用実態や他の移動方法、デマンドバスや市民バスについての意見など盛り込んだアンケートを実施しております。利便性の高いデマンドバスについては多くの利用者に評価していただいております、必要とされていることも事実ですが、事業者のご協力なしには成り立たない事業であることも事実でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に事務事業評価と事業仕分けについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事務事業評価と事業仕分けの目的についてであります。

第2次行政改革アクションプランに基づき、事務事業評価は市民に満足していただけるサービスを提供するため、施策や事務事業について成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その成果を行財政運営に反映させ、施策や事務事業を再構築する仕組みとして平成22年度から本格的に導入しております。

また事業仕分けは事務事業評価を発展させ、市が実施する事業の必要性や実施方法について外部からの視点で事業の検証を行うことにより、スリムで効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明責任の徹底と職員のさらなる意識改革を図ることを目的として本年度から本格的に導入したところであります。

次に、事務事業評価の客観性についてであります。

事務事業評価の導入にあたっては実績がある事業者に委託を行い、評価システムを構築した

ところであります。評価方法等については、マニュアルを作成し全職員を対象とした職員研修を行う中で、客観的な評価ができる仕組みの構築を行っております。また本年度から所管部局に加え、政策秘書課、財政課、企画課が合同で評価結果に対する検討や助言を行い、客観性を高める取り組みを行ったところであります。

次に、事業仕分けの対象事業の選定方法についてであります。

事業仕分け対象事業の選定方法については、平成24年度事務事業評価の評価結果をもとに事業費の規模等、形式的な基準を設け第一段階として対象事業を51事業に絞り込みました。この51事業について、さらに構想日本の意見を聞いた上で行政改革推進本部で事業分野のバランス等を考慮し、最終的な絞り込みを行いました。

次に、事業仕分け等の結果についてであります。

事務事業評価については、所管課において評価結果の今後の方向性に基つき事業の改善等を図っていくこととしております。

事業仕分けについては所管課において速やかに今後の事業の方向性を検討し、方針が整理できたものから次年度予算に反映させることとしており、検討結果については議会に報告するとともに、市民の皆さまに公表してまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けの際の職員の傍聴についてであります。

事業仕分けの職員の傍聴については、1月に行われた模擬仕分けではリーダー以上の出席を義務づけました。また10月28日に行われた市民判定人の事前研修にも参加を呼びかけ、研修を行ったところであります。

なお、今回は会場の関係から市民の傍聴者を優先するため、職員は任意での傍聴といたしましたが120人ほどの傍聴がありました。

次に、個別事業の課題についてであります。

はじめに、行政区未加入者への周知方法についてであります。

市では行政区を通じて広報ほくとや議会だよりを配布するとともに、回覧文書により市の情報等をお伝えしており、行政区未加入の方についても広報紙等は公共施設に設置し、取りに来ていただいております。

また、市からの情報発信は市ホームページでも実施しており、広報紙も閲覧・印刷することが可能であります。

なお、本市へ転入の際には、各窓口で行政区への加入案内を配布しているところであります。引き続き広報ほくと、市ホームページやCATVで案内し、行政区への加入推進を図ってまいります。

次に、指定管理者の管理状況と市民評価の導入についてであります。

指定管理者の管理運営に対する評価につきましては、事業実績報告書を参考に評価基準に従って施設所管課と管財課で実施し、合同協議を行った中で評価をしております。評価に際しては、平素から市に寄せられる市民・利用者からの意見・要望や指定管理者に義務付けている利用者満足度調査などを評価のポイントとしております。

なお、さまざまな場面で市民、利用者の声を直接指定管理者に指導・助言をするようにしており、改めて市民による評価制度を設けることは考えておりません。

次に、防災行政無線についてであります

防災行政無線の整備完了後は市内全域へ1つの周波数帯で放送を行うことから現在、防災行

政無線で行うべき放送であるか、他に情報の伝達手段はないか、時報などについては放送時間の集約ができないかなど、平成27年度の完全移行に向け検討を進めているところであります。

時報についてはこうした方針をもとに代表区長会へ説明を行ったところであり、放送時間の統一化へ向けて市民の意向確認をお願いしているところであります。

また、小学校の下校時に放送される見守りの放送については、同様の時間帯に放送がされていることから、今後、教育委員会を通じて学校や父兄等の意向も伺いながら調整を行いたいと考えております。

次に、保育事業の検証についてであります。

第2子以降の保育料無料化は、平成21年度から全国的にも特色ある子育て支援事業として子育て世帯の経済的負担の軽減や就労支援のため実施し、効果があったものと考えております。

事業実施から4年が経過し、本年8月に子ども子育て関連3法が公布され、保育制度の改正が行われることや北杜市保育園充実プランの中でも長坂地区、高根地区の分園化の実施後、平成25年度中に保育園の適正規模、適正配置の中間評価を行うこととされているので、これらとともに検証等を行ってまいりたいと思います。

次に、高校中退者や成人の引きこもりに関する窓口についてであります。

市では、支援の対象となる方の年齢に応じて担当組織を設けております。このため、18歳未満の方については子育て支援課、65歳以上の方については介護支援課の地域包括支援センター、それ以外の方で精神疾患が疑われる方については、福祉課の障害者総合支援センターが窓口となっております。また、心の健康全般については健康増進課においても相談を受けているところであり、関係課で連携を図って対応しております。

次に、ブックスタート事業についてであります。

家庭環境にかかわらず絵本に親しむとともに図書館を身近に感じるきっかけづくりとして、図書館ボランティアにご協力いただきながらブックスタート事業を行っています。絵本が家庭内に長く置いてあることで、保護者と子どもたちが繰り返し絵本に接することができるため、本に親しむ機会が増え、北杜市の将来を背負ってくれる子どもたちの心豊かな人づくりにつながるものと考えております。

事業仕分けにおいて市が本を購入することについてご意見がありましたので、保護者アンケートや図書館ボランティアの意見などを踏まえながら、図書館協議会においてご検討いただき、今後の実施方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、設計等の評価についてであります。

公共施設の建築にあたりましては所管課でそれぞれ該当する基準に従い、有資格者である工事検査員の審査を受けて設計し、県の事前審査や建築確認等を受けております。

また、市道の新設・改良等につきましては道路構造令等の基準に基づき、現地の状況と将来計画に合わせて、有効性や経済性を考慮して設計を行っています。この設計の段階において複数の計画案を作成し、工法および経済性等の比較検討を行い、費用対効果を重視した設計を行っています。積算につきましては山梨県の基準を遵守し、発注時の経済状況に応じた単価設定を行い、過大設計の防止に努めております。

なお、国庫補助事業等につきましては、施設・道路とも会計検査院の検査を受検しており、適切な設計および積算が行われてきていると認識しております。

今後も有効性・経済性等を考慮した適切な設計・積算に努めてまいります。

次に行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

本庁舎の位置の決定および総合支所統合についてであります。

市役所本庁舎の位置ならびに総合支所のあり方については、平成23年度から庁内検討委員会による検討を行ってまいりました。庁内検討委員会では、防災の拠点としての市役所本庁舎の耐震化事業が実施されることや平成27年度からの地方交付税の段階的縮減により、厳しい財政運営が見込まれることから、本庁舎の議論は当面先送りすることが適当であると判断いたしました。このため、平成24年度から予定しておりました市民による検討会につきましても先送りし、適当な時期がまいりましたら市民の皆さまのご意見を伺いたいと考えています。

次に、総合支所のあり方についてであります。

総合支所については耐震化の対応が大きな課題となっておりましたので、安全性確保や施設の統廃合、あるいは複合化を進めてまいりました。

今後も耐震性に問題のある支所については順次、安全性の確保などに努めてまいります。しかし、職員の定員適正化計画により職員の削減が必要であることから、8つの総合支所について現在の事務体制を維持していくことは厳しいと言わざるを得ません。このため各総合支所の体制につきましては、さらに内部での検討を進めていく必要があります。

次に、重点的施策を推進する組織の設置についてであります。

これまで保健福祉部を分割して市民部、福祉部として充実させたことや管財課、収納課、子育て支援課および食と農の杜づくり課を設置するなど、重点的施策に対応できる体制づくりを行ってまいりました。

今後必要に応じて、組織・機構の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

排水処理の専門機関への調査についてであります。

明野廃棄物最終処分場での浸出水処理施設放流水につきましては、処分場の操業以来、排水基準以下の検査結果の報告を受けているところであります。

ご指摘の事項につきましては山梨県および山梨県環境整備事業団に対し報告の上、対応してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩をいたします。

4時25分にご参集ください。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時25分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長したいと思います。

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

大項目に従いまして、再質問を行わせていただきます。

まずデマンドバスの廃止に関してですが、この件に関しましては他会派の皆さんから再々ご質問等がありまして、重なる部分もありますから、そのへんを調整しながら私のほうでは再質問させていただきたいと思うんですが、まず入り口の部分で、この市は先ほど私が申し上げましたように、この事業の理念、考え方というところで、しっかりと方向を示してこの事業を推進してきております。まさしく市民の立場に立った、市民の目線でのものの考え方だというふうに正直感じております。

ところで今日に至る事態はその流れからしますと、この間、平成21年にデマンドを導入して以降の流れ、さまざまな努力をされていることも私は分かっておりますが、当初からタクシー事業者への負担があるということは想定できていたというように私は理解しますし、多くの市民の皆さんも理解しております。その中でデマンドの利便性というものを、あるいはこの北杜市へのマッチングも考えて推進を図ってきたわけであります。そういう行政的な責任も含めて考えたときに、この事業は私は、私の立場からすれば北杜にとってデマンドは足の確保のために必要なというように思っておりますが、関係する業者、委託を受けていただく業者の方々、それから市の政策を担う皆さん、そして利用者、さらにはそれを囲む市民の皆さん、この4者の協力体制、それぞれの痛み分けではありませんが、それぞれが応分の負担をしていただく中で、なんらかの道は開けてくるのではないかなと。

ところがここへくる間の経緯を見ますと、非常に後手後手にまわってしまって、最終的にはあたかもタクシー業者の皆さんが受けてくれないから、どうにもならない的な落としどころと受け止められがちな状況にまで追い込まれた中での廃止の決定ということになったように感じておりまして、その点においても非常に私は残念でありますし、大変7月以降、利用者も増えて、本来からいえば事業としてはいい方向へ向かっていたものがわずか数カ月でまったく全廃という、この決断というのは、なかなか市民の皆さんの理解を得がたいというふうに思います。その点を含めて、もう一度、私の今の素朴な疑問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

再質問のご指摘のとおり、市とすれば交通弱者としての市民の皆さま方をなんとか救済する方向として、公共交通のあり方、その中でデマンド交通という試みをするという決断をし、スタートしたわけであります。当初の段階で、タクシー事業者に影響があるということが分かっていたのではないかと。まさしく、そのとおりであります。タクシー事業者に影響があるということは、あくまでも前提の中で理解をしていたところでありまして、そのことによって目安時間、それから方向性というふうなものを定め、限られた状況の範囲の中でタクシー事業者に影響がないような運行を2年半、行ってきたところであります。

しかしながらそれぞれ利用者の要望であったり、それから地域公共交通連絡協議会、そういったところのご意見等もある中で、もう少し利用者を確保する必要があるだろうと。それから周知も行って、利用者を確保しなければいけないではないかというふうなご意見が出されました。その結果、実証運行ということもある中で、まだ踏み込めなかったフルデマンド化ということも、これは実証する必要があるという判断のもとに24年4月からフルデマンド化という形で実証運行に市が単独で切り替えさせていただいたところであります。

しかしながら利用者の要望を十分に考慮する中で、利用者を確保すればするほどタクシー事業者の収益が落ちていっているという、これにはたぶんこういった経済背景、社会背景ということもそれは要因ではあるとは思われますが、このへんについてはどういうふうなすみ分けで、その市の実施するものと、それから経済的な影響というものをすみ分けすることは難しいわけですが、いずれにしてもこのデマンドバスそのものをする事自体が本来、行政が行うべく事業展開ではないというふうな、厳しい事業者からの指摘も受けたところであります。

理念とすると、その市の方向性としては十分にその市民の役に立てる、また効率的な公共交通としての仕組みづくりということに取り組んだわけですが、実証運行として行ってきた、この間の結果として最終的にやはり、その効率性、あるいは事業者の影響、こういったことを考慮すると決断せざるを得なかったということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

デマンドについてですが、今、るるご説明をいただきましたが、私の率直な印象からしますと、これは国交省の許可がいる事業ですから、その点で非常に担当の皆さんも、職員の皆さんも悩まれた部分があるかと思えますけど、追い込まれてしまって後付けの理由を付けているように私には聞こえます。もうちょっと、先ほど申しました3者がしっかりと負担をしていたら、使用者の料金も上げていただいたり、それからタクシー事業者の事業に関する部分での細部での仕組みの考えようも、検討のしようも私はあったではないかなというように思いますし、業者からのご意見も聞いてみますと市のやり方は無理なやり方だと。最終的にはできないと言わざるを得ないという印象を私は持っていますという話まで聞いております。そして最後に業者の皆さんから、本来は市の事業に喜んで協力し、共に繁栄していくべき業者の方々から、この種の事業は、デマンド事業はやるべき事業ではないなんていうことも言わせてしまっている、そのこと自体も非常に私は残念な結果でありますし、このことは利用者をはじめ、市民の皆さんにとっても非常に理解のし難いことになってしまう心配をしております。その点については、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の再々質問にお答えしたいと思います。

業者側の意見といたしますと、そもそもこういった事業をすることが行政のすべき取り組みではない。なおかつ料金が基本的には安い料金で、300円で、例えばタクシーで行けば3千円の距離を300円で乗せている、そのこと自体がすでに圧迫につながっていると。その300円を500円から700円か1千円という形に上げて、それはまったくもって料金の高い安いには関係ない話だよということまで言われました。

行政が後手にまわっているというふうなことのご指摘であります、われわれとすればその効果を最大限に生かせる取り組みとして実施してまいったところでもありますけども、8月の業者からの申し入れ書、それから9月には意見書という形で、2回のそういった事業者からの圧迫をしているということでの要望が出された。そのことによってわれわれとしても、これに対してなんらかの対応を考えなければならないということから、なるべく事業者にしわ寄せといえますか、減収にあまりならないような工夫の中でご提案をさせていただいた項目としていくつかあるわけなんです、そういう取り組みをしたところ、これはもうそういうことではないと。そもそも事業そのものが事業者としては理解ができない、協力ができないと。中には先ほど答弁でも申し上げましたけども、結局2台、3台のタクシーの事業者と、それから15台くらいの何台も台数を抱えている事業者、そういったところの、どうしても収益上の違いが出てくるということからすると、少ない台数の経営者からすると、その市の事業を受けることによって、ある程度、事業利益というふうにつながっていくという効果があるということから容認する事業者もありました。しかしながら大規模的にこの地域でやっている事業者からすると、そんな市から受けている委託料等の収益では、とても追いつかないというふうなことで、全体の意見に一致が見られないということからして、タクシー事業者の連絡会という組織の全体の意見、総意としては今後の契約はできないという結果につながったものでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

次に、事務事業評価と事業仕分けについての再質問をさせていただきます。

2つ目の事務事業評価の客観性、誰がどのように担保するかというところで答弁をいただきました。マニュアルを作成して、職員の皆さんが全職員で研修をして、そして客観性をそこで高めるようにしているということですが、その努力は当然、必要なことだと思いますし、そのことを否定するものではないんですが、やはり先ほどの説明のように事務事業評価で出たものを、今度はさらに市民の声を聞くという意味で事業仕分け、判定人の声を聞くところへ持ち込んで、今後もやっていきますということをされているとするならば、まず前段で事務事業評価になんらかの客観的な声を、評価を反映させることで、より効率的な事業仕分けができていくのではないかなというふうに私は思います。その点に関してのお考えをお聞きます。

それから、もう1点。指定管理制度に市民の評価を取り入れることに関してですが、指定管理業者の事業報告の中でさまざま利用者の声も聞いているということですが、やはりなんといってもそれはあくまでも、別に疑うわけではありませけども、事業者という立場でのアンケートになってしまいますので、やはり施設を提供している市として客観的に市民の声を聞くというものがあって、そして指定管理者の評価の中にそれを加えて、より客観性、公平性を持たせ

る、本来の目的、市民のための施設という、その目的を達する必要があるやにと思いますが、その2点についてのお考えをお聞きます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず事務事業評価の客観性についてということでございますが、先ほどご答弁させていただいたとおり、客観性を高めるために企画課、財政課、それから政策秘書課がそういった部分での評価を行いながらやっているということでありまして、まず事務事業評価という基本的な部分については執行側があくまでも原則的に判断をするという観点の中で、より客観性を努める方法としてこういう形をとっておりますが、さらにその客観性を担保するための方法として事業仕分けということまでやっているんですが、その前段階では行革の推進本部、部長会議の中でそういったものの成果、状況、そういったものをまた議論するような形で取り組んでおりますし、なおかつ総括的には行政改革の推進委員会等にも、そういった内容も含めながらご協議をいただいているということで、今の段階ではこういった組織も含めた中での客観性を担保することができているものというふうに判断しております。

それから、もう1点。指定管理者の関係についてであります。まず指定管理者の評価等についてですが、施設の所管課やそれから財政課等に市に寄せられる市民からの苦情や意見、要望、できる限りこういった事業運営に反映できるような指導・助言をし、指定管理者には毎年利用者満足度調査、先ほども答弁させていただきましたが、こういったものも義務付けています。毎年5月までに実績報告を上げさせて、それに併せて満足度調査、業者ごとに任意の形でそれぞれ用途が違いますので、任意の形の中で利用者のそういった意見を反映させるということから、調査を確認しながら指導または年度協定の時点でもヒアリング等も実施しながら指導をさせていただいているところであります。

また、これも指定期間が満了する時点ではありますが、指定管理者の選定委員会の中においても委員の中に地区の代表者を加えておりますので、その施設の利用状況とか対応など、こういったものを十分に参考意見としていただいておりますので、このへんにおいても評価の客観性という部分も含めた中での一応、形は整えられているのかなという状況で考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

次に、行財政改革について再質問させていただきます。

2つ目の項目の本庁舎の位置の決定および総合支所等に関する検討、取り組みに関してですが、先ほど来ご答弁をいただきまして、本庁舎の位置の決定についてはさまざまな状況、財政状況、あるいはお答えいただいたような状況の中で当面先送りすると。適当な時期に市民の皆さんの意見を聞いていきたいというお話をいただきました。それはそれで、私は理にかなっている判断かなというふうに思っております。

1点申し上げたいのは、この本庁舎の位置の決定および総合支所統合に関する検討は、私たち北杜市の事業の総元締めであります総合計画の中で、しっかり謳われているものであります。ですから、この方向に変えたとするならば、総合計画もそれに合わせた形でなんらかの変更的な措置をとる必要があるやに思いますが、その点をどんなふうにお考えか、お伺いいたします。

それから地域委員会に関してであります。地域委員会、先ほど総務部長からご答弁をいただきましたが、基本的に地域委員会がどういう法律に基づいてつくられているかというところで認識をもう一度、再確認しなくてはいけないかなというふうに思っております。

合併のときにつくられた、北杜市にとっては大きな意味のある委員会、条例であります。この条例は先ほど来、他会派の皆さんの質問の中からも答弁として出ていますが、10年が1つの節目のようにそれぞれ発言をされているやに私は感じ取ったんですが、この北杜市の地域委員会は他市がよくやりましたように、合併推進委員ですか、特例法に基づく期限が10年に限られた地域審議会ではないんです。北杜市の地域委員会は、あの当時は7つの町村の合併でした。7つの町村が光る、それぞれの個性を持って光る合併にしていこうというのが大きな目標でした。それをもとにして出てきた委員会であります。そしてこれは自治法というならば付属機関、自治法に位置づけられた付属機関なんです。ですから期限なんて一切関係ありません。いつまでも必要とあらば、条例を廃止しない限りはこの委員会は存続できます。そして運用上でさまざまな批判を浴びています。仕分けの中でも批判を浴びています。私からすれば、この地域委員会が条例どおりに、本当にこの地域委員会が運用されたんでしょうかというふうにお聞きしたい。委員会の運営要綱というものを別途つくられて、その中で予算、市長が諮問し、予算に関与していただくというところ、そこ1点に運用が絞られてしまったことの結末ではないかなというふうに思っております。

ですから、条例からする地域委員会の持つ本来の意味合いであります地域委員会の権限、市長がその地域のことについて諮問する、それについて答申をするとか、あるいは市が処理する事務に関して地域の声として委員会が市長に意見を述べる、こういうことがなされたかどうか、私は知りたい。もう一度、そこをお尋ねいたします。

そしてそういうものが少ないとするならば、改めて設置条例に基づいた運用をしていく中で、これから先の厳しい北杜の財政状況、地域が自立していかななくてはならない状況の中で、この委員会の必要性をもう一度、しっかり見つめ直した上での判断をすべきというふうに考えますがご答弁を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の再質問であります。本庁舎の位置の決定等の方向性が変わったということによって、総合計画等の見直しをすべきだろうということで、まさしくご指摘のとおりだというふうに思います。総合計画の中の実施計画、あるいはアクションプラン等の位置づけについて、その内容を変更する等の手続き、取り組みを行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、篠原眞清議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃるように、合併特例法で定められた地域審議会とは違っております。合併協議会でもそのへんをどうしようかという議論は、かなりしてまいりました。その合併によって、1つの旧町村が寂れてはいけないというのが合併特例法で、国の総務省が定めたものでありました。しかしそれを形を変えて地域委員会ということで、当時は7つですが、今までの伝統とかそういったものは消してはいけないという思いから地域委員会を設置しました。期限も設けませんでした。そういった経緯があるわけですが、議員おっしゃるように運用上の批判といいますか事業ですね、イベントが主になっておりますが、そういった経費の使い方のほうに議論がいつてしまって、本来のみずから地域は守っていくという、本来の趣旨が寂れているというか、形骸化しているということは事実であります。

地域委員会の設置条例はいろんな委員会の権限とか市長がすべきこと、もちろん市政報告会もそうですが、いろいろ謳ってございますが、このへんの検証ということですが、なかなかみずからしていただくというのが本来の目的でありますので、たしかに過去27ぐらいの要望がありました。これは総合計画のときにもいろんな説明をしながら進めてきたり、あとは有害鳥獣駆除の関係とか河川美化、ゴミの問題等々、地域に関わる問題はそれぞれ市のほうにご提案をいただいたりして、それは先ほど申し上げましたが、実施できるものはしてきたと、こういふことでありますが、本来の地域委員会の原点に立ち返って、やはり目的は考えていかなければならないわけですが、実際問題はそれぞれの地域委員会がいろんな議論を重ねて、地域の仕組みをつくっていただくというのが趣旨でございますので、もちろんわれわれの指導も足りない部分もありますが、そのへんのことも立ち返った中で議論しながら必要性を、10年の節目で考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

最後の処分場問題について、質問させていただきます。

ちょっと時間がないので駆け足になってしまって申し訳ないんですが、まず第1点、最初の1つ目ですが、自県内処理というものをどういうふうに理解するかということですが、先ほど市長の答弁の中で、協定の中に第3条で受け入れる廃棄物について、県内において排出される廃棄物というふうな表現がありました。1点だけお尋ねします。ゴミの排出と発生、これはどう違うか、まず1点お考えをお聞きしたいのと、それと2つ目の処理槽への防災調整池に浸出水の処理水を入れてしまっていることの怖さ、危険性というものをもうちょっと認識をしていただかなければいけないのかなというふうに思います。そういう意味で質問させていただきたいと思いますが、浸出水の処理水、その処理水に関しては排出基準というものがあります。これは河川や水路、それから湖、沼、湖沼ですね。海など公共水域へ放流して、そして薄めることを前提にこの排出基準というものは設けられています。ですから環境基準より10倍緩く、有害物質の基準が10倍緩くできています。なぜならば川へ流せば薄められるからということが根幹です。その10倍緩いものが入ってしまっているんです。防災池に。そしてその防災池は法律上、防災池には浸透防止装置を付ける必要がないんです。浸出水を処理するために浸出

水の流量を調整する調整槽というのがあります。これは処分場を造る共同命令というもので下へ漏れないように、有害なものですから漏れないようにしっかりと浸透防止装置を付けるようになっています。防災装置は付けなくていいことになっているんです。そこへ処理をしたといえども、有害物が多少なりとも混じっているものが常時流れて、そこへ溜まっているんです。そしてさらにこの環境省の省令で技術基準が決められているんですが、その泥は常時、その機能を、要するに泥が溜まってくると水が溢れる可能性があるから、一定の期間ごとに浚渫しなさい、これは基準で決められています。ですから山梨県事業団はやらなくてはならないんです。法律をぜひ読んでください。法律にそのことが書いてありますから。そしてそれをもってぜひ県へ、あるいは事業団にこれをやらなくてはいけないことをぜひ理解をしていただきたいと思います。そのときに有害物の存在を、検査と一緒にしていただくことができれば、その結果で私たち、市民の皆さんも安心すると思いますから、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に排出と発生の違いの認識ということでありますけども、難しい問題でゴミが発生するというのは、その全国どこでもゴミが捨てられるところのことをゴミが発生するというふうに私は認識しております。そして排出というのは、処理されたものが出てくるその場所というふうに認識しております。それで今回この廃棄物ということで、廃棄物の処理法上、災害廃棄物は事業者が責任を持って適正に処理するとされておりまして、その適正処理を前提に経済原則に従って、都道府県の枠を超えて広域的として処理されているというふうにされています。この処理を引き受けた中間処理事業者において、廃棄物の県内、県外にかかわらず、合わせて中間処理をそこでされているというふうに県のほうから説明されております。

2番目ですけれど、防災調整池に泥が堆積されていることの危険性を指摘されておりましたが、この点につきまして、県のほうでは汚染の有無を判断する環境基準等は、そこには設けられていないという説明がありましたけども、今、篠原議員の言われたことを県のほうに、県と事業団のほうにこういうふうな考え方を受けましたということを報告して、対応を求めたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

排出と発生、大きく違うんです。排出ということになりますと、中間処理業者が県外から持ち込んで中間処理をして出すものは排出です。そして山梨県で純然に企業活動から出てくるものが発生です。そして従前から山梨県は県内に最終処分場がなく、県内で発生しているゴミを処理できないから造るんだと。ずっと私たちは聞かされてきています。ここに平成12年の8月12日に県事業団が明野全戸へ配ったクリーンセンターの概要が書いてあります。受け入

れ廃棄物は県内で発生する産業廃棄物および一般廃棄物、山梨県で発生するものだけと書いてあるんです。このことをしっかり認識してください。公害防止協定で排出してあるから仕方がない、そうではないんです。その排出は県だって、その時点は常に発生と言いつけていたんです。そのことを市長ぜひ、県のほうへも言っていただきたい。ぜひお願いします。その点についてのご見解をお尋ねします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

客観的な事実として、今、篠原議員の言われるような国語の解釈もあると思います。現実の現場として、中間処理業者が県内のゴミと県外のゴミをどうやって分けてもつかという難しさもあろうかと思います。そういう意味で、私どもも県の考え方と一致して、一言でいえば県内の処理業者、中間業者が搬出されるゴミは拡大解釈してやむ得ない、いいだろうという見解に立っているわけであります。

以上です。

○13番議員（篠原眞清君）

終わります。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

岡野淳君の関連質問を許します。

○8番議員（岡野淳君）

では、まずデマンドから関連質問をさせていただきます。

デマンドバス廃止をして、市民バスを復活させるということはよく分かりました。ただ、代表質問の冒頭にもありましたように、理念として例えばバス停から遠い人とか、障害を持った方々が市民バスを利用できない。だからデマンドバスをやってみようというのもあったはずで、ところがデマンドバスが廃止になって市民バスが復活すると、そういう方々を救済する措置というのが今日の代表質問を聞いていても具体的に示されていません。この方々の足というものを今後どのように確保するのか、その議論があって、先にそれが決まってからデマンドの廃止をするというのが道筋だと思いますが、そこらへんどのようにお考えになっているのか、まず1点お聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

関連質問として、岡野議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回のデマンドバス終了というふうなことで、ご存じだと思いますが陸運局に4月1日から、市とすれば事業者からノーと言われたことによって、次へのステップが進めないという状況に追い込まれましたので、とりあえずその4月1日に間に合わせるためには、まさにご指摘のとおり、ではバスに代わってもバス停まで遠いよという方たちに対して、どういうふうな

対策を講ずるのかということで、このへんについては特別、今の段階では煮詰まったものがないということは現状であります。

そこでとりあえず、公共交通としての空白の時間をつくりたくないということから、いったん21年の9月までに実施していた状態の路線として、なるべく短時間で許可がいただける申請として、この方法しかないということで、いったん市民バスの既定の路線状態に戻すということの措置をとらせていただきます。それに対しては、自由乗降というような配慮をする前提で申請行為を行っていくつもりであります。警察等も含めた中で、どこまでの許可がおりるか、今後の状況にもよりますけども、市としては自由乗降も目指した形で進みたいと。

それからある一定期間、その煮詰める状況の中で、例えばそのデマンドバスもある程度、その利用状況というふうなことがデータ上、蓄積されている部分もありますので、今までの起点、終点という部分でのバスの運行に対して、それらのデータを加味しながら、例えばその起点の場所を少し延ばすというようなことも、例えば検討すべきだろうというふうにも考えております。そういった部分で今後、陸運への申請行為と併せて、これ以降、それらの対応等についての方策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

今の件、1点だけ重ねて伺いますが、自由乗降というのはあくまでも路線が決まっているバスのお話であります。したがって、その路線から遠く外れた人の足をどういうふうに救済するのかということをお伺いしておりますので、そこをお答えください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

あくまでも私も既定路線ということでの話をさせていただきましたが、基本的に市民バスの今までの運行の反省点、結果とすると空気バスというふうな状況になっていたこと、そのものが既成事実としてあるわけでありまして、それらをどういうふうに埋めていくかということで、市民バスがそういったものをすべて埋めていくということは、これは非常に厳しいものだと思います。

この間、デマンドバスの利用者の約300人の方のアンケート結果によりますと大体、そのバス停までの所要時間が6分以内という方たちが多くいらっしゃいました。そういった関係で、例えば既定の路線からまた少し迂回をする形の中で、中まで入っていくということになると、バスそのものの運行時間の形態そのものにも影響があるということですので、このへんは利用者の方がある程度は、やはり最寄りのバス停までなんらかの方法で利用していただくような形で来ていただくようなことに努力をしていただくしかないのかなという状況でもあります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

時間がないので次にまいりますが、そのバス停に行けない人がいたからこそデマンドが始まったので・・・。

○議長（渡邊英子君）

もう再々までいきましたので。その点については。

○8番議員（岡野淳君）

結構です。その点を指摘させていただきます。

次に学校給食の関係で1点、質問させていただきます。

泉小の関係者なんですが、自校式からセンター式に移行する際に学校給食の質を低下させないということをおられます。そういう施策を検証し、またその実現を協議するような場をつくっていただけないかという声があります。県や市の教育委員会ですとか、保護者の代表ですとか、そういう然るべき人たちを集めた協議会の設置が考えられないかどうか、その1点だけ伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

岡野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

泉小学校のPTAの一部の方から要望をいただいております、質を低下させないということでございますけども、答弁でも申し上げましたけども、平成22年度から校長会とか、PTAの代表、それから学校の給食主任、これは県の職員でございますけども、あとは栄養士等で構成する学校給食献立作成委員会というものをすでに設置しておりますので、ここで十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

明日の一般質問で自分の首を絞めるので急ぎますけども、最後に青少年育成事業のところで1つだけ伺います。

代表質問の中で高校生の中退、あるいは成人の引きこもりのサポートはどこが窓口にするのかという項目がありますが、こういう方々のカウンセリングだとか、あるいは社会復帰の支援だとか、そういうことは具体的にどういうふうにするのか。それから事例があるのか。それから職員の方のそういう事例に対する経験がどの程度あるのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

青少年育成事業の中の引きこもりについて、答弁をさせていただきます。

高校中退者や成人の引きこもりということで、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、18歳未満の方々につきましては子育て支援課の家庭児童相談室がございます。そちらのほうで保健師と、それから相談員の2名の体制で相談に応じているところでございますけれども、現在までの中で引きこもり、18歳未満の方についての引きこもりということでの相談はないというのが現状でございます。虐待等の関連につきましては相談等はございますけれども、引きこもりというふうな捉え方の中ではなかったということでございます。

それから一般の成人ということになりますと、障害者総合支援センターで対応しているところでございますけれども、かざぐるまで対応しているところでございますけれども、こちらにおきましても社会福祉士が1名、それから保健師1名、精神福祉士が1名というふうな体制で行っておりまして、今まで約10名の方々について相談等を実施しているというふうな状況でございます。

経験年数につきましては、それぞれ保健師はもう20年ぐらいの経験がありますとか、それから社会福祉士につきましては、8年ぐらいの経験というふうなことの中でさまざまな経験年数ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、国の経済対策について、施設の利活用について2項目7点につきまして公明党を代表いたしまして質問を行います。

12月16日に行われました第46回衆議院選挙は、民主党政権に対して明確にノーの審判を下しました。自民党は過半数を上回る議席を獲得、自民党とともに公明党に日本再建を託したと考えるところでございます。

日本再建を担う責任感と経験、具体的な景気・経済対策、そして地域に根ざし現場の声に耳を傾けながら政策を立案し、実現していくチーム力、実現力に対し、有権者の期待が寄せられた結果であると確信いたします。

今回の衆議院議員選挙にあたり重点政策7つの日本再建を掲げ、東日本大震災からの復興、防災・減災ニューディール、景気・経済対策を訴えてまいりました。自民党・公明党両党は自公連立政権の発足に向けての政策協議では、具体的な項目として1. 東日本大震災からの復興と万全な対策、減災対策。2. 経済・景気対策。3. 社会保障と税の一体改革。4. 原発、エネルギー政策。5. 教育再生。6. 外交安全保障。7. 憲法。8. 政治、行政、公務員制度の改革の8つについて合意がなされる予定であります。

今年度補正予算および来年度当初予算において、経済対策とこれらの政策協議により大幅な

増額が予想されるところであります。

地方自治体北杜市にとって、安全・安心をはじめ過去のインフラ整備の老朽化および人口の減少と産業の衰退は著しいところであります。今後の国の経済対策に期待するものであります。今後、予想される経済対策について、まずはじめに5点、質問をさせていただきます。

すでにご承知のとおり、中央自動車道の笹子トンネルのボルトが折れまして、コンクリート天井板の落下によりまして多くの犠牲者を生んだところであります。そしてその結果、遺族の皆さまに深い悲しみと山梨の経済において、大きな打撃があるところでございます。

1番目におきまして、道路、橋梁、トンネル、上下水等の点検・補修について、いかが今後対応していくか、お考えを伺いたいと思います。

2番目におきまして、本日の代表質問の中にもございましたが、やはり地震、天災につきましては非常に今、関心が高いところでございます。防災拠点の整備、今後の防災計画の見直しおよび防災会議について、お伺いをするところでございます。

3番目といたしまして、国は今、新たな産業を興したり、今ある地場産業をなんとかしていきたい。そういった意味では今後、お金を投下してくれるんだらうという予想はあたってくるんだらうと私は思っております。農業をはじめ産業の新たな創出と地場産業の発展について伺うところでございます。

そして4番目、まさに私ども北杜市は自然エネルギーのトップランナーとして過去、走ってまいりました。スクールニューディールをはじめ太陽光パネル、小水力発電、いろいろなものに取り組んできたわけでございます。この分野についても、国が力を入れてくることは、原発事故によりまして当然考えられるところでございます。自然エネルギー分野の推進についてお伺いをいたします。

そして5番目になりますが、北杜市には多くの公共施設がございます。この公共施設等ではいかなる場合におきましても、事故等があった場合は市民を悲しませ、またそれを利用する皆さまにご迷惑をかけることでございます。各施設の修繕・補修について、お伺いするところでございます。

2項目めに移らせていただきます。施設の利活用について、お伺いをいたします。

北杜市においては今、多くの施設がございます。それらの施設におきましては統廃合が行政改革アクションプラン等によりまして、今、進捗している状況でございます。

今後、学校の統廃合をはじめ当然、行政財産を普通財産に移行して、その施設の利活用を図っていかなければならない状況に直面しているところでございます。

そこで2点について、質問をさせていただきます。

今一番、公共施設でいきますと長坂小学校の統合にあたり、各小学校が3校の協議をしながら、この利活用についてまい進しているところだと思います。その現状の状況について、お伺いをするところでございます。

2番目といたしまして、公共施設でございますから、各施設のできた生い立ちがございます。そこには多くの過去からの住民の皆さまが土地を提供するですとか、物を寄贈するですとかいろいろな状況がございます。一概に簡単に一般的な考え方で進むわけにはいかない現状があると思います。

地域の実情を踏まえ、地域の要望事項を盛り込んだ契約をもとに一般公募方式の貸借、また施設によっては売却もしなければならぬと思いますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

以上2項目5点につきまして、質問させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国の経済対策について、いくつかご質問をいただいております。

道路、橋梁、トンネル等の点検・補修についてであります。

笹子トンネルの天井板落下という悲惨で重大な事故を見ますと、道路・橋梁・トンネルなどの安全確保につきましては、日ごろの点検および補修の積み重ねの重要性を痛感するところであります。

道路につきましては、道路監視員による市内全域の日常点検を実施しており、危険個所の把握と補修作業を行っております。橋梁につきましても、平成19年度から平成20年度にかけて実施しました橋梁の点検結果に基づき、平成21年度には橋梁長寿命化実施計画を策定し、橋梁の状態に応じた修繕計画に沿って、計画的に点検と補修を行っております。

トンネルにつきましては、4路線5カ所について目視による緊急点検を実施したところ、緊急を要する補修箇所は確認されませんでしたが、軽微なひび割れや補修跡の老朽化が数カ所認められたため、引き続き専門業者による詳細の点検および補修業務を実施する予定であります。

今後も国の補助事業等を積極的に活用し危険個所の改善を優先的に進め、道路交通の安全確保に努めてまいります。

次に簡易水道事業における施設の点検・補修は、専門業者への委託等により必要な点検・補修を行っており、今後の国の経済対策では現在、進めている簡易水道統合整備事業のさらなる拡充に期待するところであります。

また、下水道事業につきましては、現在策定中の公共下水道長寿命化計画および農業集落排水事業施設機能診断に基づき適正に対処してまいります。

次に、自然エネルギー分野の推進についてであります。

エネルギー問題は国においても重要施策に位置づけられており、市としましては北杜サイトをはじめ、太陽光や小水力発電など自然エネルギーのトップランナーとして普及促進に努めてきたところであります。

こうした施策をさらに拡大し、低炭素社会実現のためにも国における支援策は必要不可欠であることから、国の動向を注視するとともに制度を最大限活用できるよう準備を進めているところであります。

また、新エネルギー推進のための組織の構築を図るなどさらに研究を重ね、本市からも国などに対し事業を提案するなど、緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国の経済対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災拠点の整備についてであります。

東日本大震災により防災体制の見直しが求められ、本市におきましても防災対策としての新庁舎の建設、災害時における電力確保のための自家発電装置の整備など、防災対策の拠点となる市役所本庁舎の整備を実施しているところであります。併せて災害の発生を想定して食料、飲料水、災害用備品等についても計画的に備蓄を進めているところであります。

防災対策はこうした防災拠点の整備や防災備蓄のみならず、水道や下水道のライフラインの耐震化、避難路や緊急輸送道路の整備、医療体制の整備などハード、ソフト面での幅広い対応が必要とされ、安心・安全のための防災力強化には総合的な地域力の底上げが大切であると考えています。このことから庁内での連携を密にし、今後、国が打ち出す経済対策事業等にも注視してまいります。

次に、地域防災計画の見直しおよび防災会議についてであります。

昨年発生した東日本大震災を教訓に法令や上位計画が改正・改定されたことから、本市においても大規模災害に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に留められるよう地域防災計画の見直しを進めているところであります。

このことから今月の２６日に北杜市防災会議を開催し、地域防災計画の見直しをお願いすることを予定しております。防災会議には災害対策基本法の改正などを受け、行政区の代表者、女性委員および関係団体にも参加をいただき、幅広い方々からご意見を伺い協議していただきたいと考えております。

今後、できるだけ早い時期に公表できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国の経済対策について、ご質問をいただいております。

各施設の修繕補修についてであります。

本市におきましても公共施設等の老朽化に伴い、今後は維持修繕費の増加が想定されるところであります。年明けの通常国会において予想される経済対策の補正予算編成を念頭に、修繕や長寿命化対策などを行う必要がある施設を精査し、国の経済対策に乗り遅れることがないよう、国費を有効に活用するための準備を事前に進めておきたいと考えております。

次に施設の利活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂小学校の統合に伴う跡地の利活用についてであります。

跡地の利活用につきましては、今年２月に地元を最優先に活用していただけるよう意見交換会を開催し、７月に開催された長坂地区の代表区長会の際に、地元としては３校とも地域として利用する計画はないとの回答をいただきました。それを受け再度、公募にあたり選考の参考とさせていただくために、地域要望などがあれば提出していただくようお願いいたしました。そのことから、８月に関係３地区から主に体育大会や育成会等の行事や災害時の避難場所として利用したい旨の要望書が提出されました。

現在は、将来なるべく課題を残さないように取り組むことが重要であること、また借手側の障害とならないようにするためにも、登記や課題解決に向けた整理等を行っているところであ

ります。

次に、地域の実情や要望を踏まえた公募や売却についてであります。

公募や売却については地元からの要望等を踏まえ、公募する場所や条件等を決定し、できる限り多くの企業や団体、個人からの応募を期待するために、公募の条件として借主の事業運営に支障のない範囲で地域要望に応えられることを基本に考えてまいります。

また、市の最重要課題である施設の統廃合等を進める中で、行政財産として使われなくなった土地や施設の処分については、売却を基本に進めたいと考えております。

なお、小学校跡地のような広い施設の場合、地域への影響等も大きいことに配慮し、一定期間貸し付け、効果等を見ながら売却も積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国の経済対策について、ご質問をいただいております。

産業の創出と地場産業の発展についてであります。

今回の経済対策では農林漁業の6次産業化を推進し、意欲ある若者等の農林漁業への雇用を促進する施策や地域雇用の担い手である中小企業が活力を発揮し、地域から経済の活性化を図るため、中小企業の経営支援などの施策の前倒しが予想されます。

本市におきましては実情に応じ、緊急性の高い施策から積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行わせていただきます。

まず1項目めの国の経済対策について、再質問をさせていただきます。

先ほどから1番から5番までにつきまして、各担当部長のほうからご説明があったところでございます。

まずはじめに道路、橋梁、トンネル、上下水等の点検補修についてでございますが、これにつきましては、橋梁については長寿命化対策におきまして、もうすでに点検が実施されているという報告でございました。

冒頭で申し上げましたが、北杜市は今までの国の経済対策の対応につきましては、32億円を超える交付金を獲得しているところでございます。それはなぜかと言いますと、それまでに準備をしていたからだというふうに思っているところであります。今、お聞きしたところによりますと、今までどおり自然体でいきますと、おそらく交付金等の獲得は、かなりの率でできるという期待感を持ったところでございます。それでお聞きするところでございますが、現実、橋梁につきましては非常に心配するところがございます。そしてトンネルは、北杜市内におい

ては、簡単に言うと短いトンネルでございますから、崩落等においても、過去の地震においても、そんなには私自身、心配はないと思っているところでございますが、橋梁につきましては県道をはじめ、非常に架け替え等が迫っているところがあると思います。それらについて、まず1つ質問をさせていただきますが、よろしくお願いします。

そして2番目の防災拠点の整備、今後の防災計画の見直し、防災会議についてでございますが、これにつきましては、防災会議につきまして会議がなされ、それらにおいて見直しが今後進んでいくというふうに解釈をいたしたところでございます。つまりこの整備にしても、また避難所の指定にしても、それから避難所を運営する方法にしても女性の委員の登用もされまして、これから12月26日に協議がされているということでございますけれども、その12月26日の防災会議において、どのような案件が今、諮られる予定かお伺いをいたすところでございます。もしかしたら任命だけなのかもしれませんが、それらについてよろしく願いいたします。

3番目といたしまして、農業をはじめ産業の新たな創出と地場産業の発展についてでございますが、表向き100点満点のような回答でございましたが、実際、中身はよく見えないというところでございます。今、市としては何をやろうとしているのか、お伺いするところでございます。

4番目といたしまして、自然エネルギー分野の推進についてでございますが、私も過去の質問の中でここはトップランナーとして、1つのセクションを設けてという話の中で、今回やはり、セクションを設けながら取り組んでいくということの答弁がございました。非常に民間の皆さんが太陽光パネルをはじめ、北杜市においては非常に注目を浴びているところでございます。それらも相まって、私たちは発電することについて、たしかにいろんな投資がされてくる可能性はあるわけでございます。発電売電について。しかし、この3番目の産業と相まって、これらにリンクする形で企業等の創出を考えていただきたいと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

5番目の各施設の修繕・補修については、これは企画部長ご答弁のとおり、各施設については、今までもほとんどの施設がきらめきの交付金を使ったりいたしまして、修繕をしてまいったところでございます。しかしまだまだ施設的には多くございまして、それらについて本当に補修をしていいのか。補修をすることによって、かえって長くするために市にとって財政負担になるのか、これらを見極めていかなければいけないと思っております。それは各担当課が指定管理施設もはじめ、掌握をしていかなければならないところでございますけれども、当初の目的がどうであったかというようなことはきちっと協議を行って、まい進していくべきと思いますが、お伺いをいたします。

まず、以上5点をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

公明党、内田議員のご質問にお答えをいたします。

橋梁について、大変心配をしていると。市では、その対策をどのように考えているかという内容だと思います。たしかに市には橋梁が調査した一定以上の長さのもので426橋、そのう

ち289橋の計画について策定を終えております。非常に計画どおり、ことを進めようとする
と年間、実は3億、4億円のお金をかけないと理想的な長寿命化が図れないという現実がござ
います。

いずれにしても、今回の見込まれる大型補正でそういった部分の補正が組まれるならば、
この橋梁といった部分に予算をつけていきたいというふうに考えております。

ご指摘のとおり、今後は維持補修、長寿命化というのはこれはもう橋梁に限ったことではな
くて、すべての施設について、こういった視点で物事を考えていかなければならないのかなと
いうように考えております。そんな方向で頑張ってまいります。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、内田議員の再質問にお答えします。

26日に防災会議を開催いたします。構成メンバーも女性を含めた中で結成をいたします。
それでももちろん任命以外に現在、予定しておりますのは先ほど申し上げましたが、地域防災計
画の見直し素案ができておりますので、このへんの内容をお諮りしたいということでございま
す。それから災害対策基本法の改正なども説明をしてご審議いただくと。それから県計画の改
定がございました。これは東日本大震災の教訓、それから自主防災組織の指導、それから特に
本市は関係ないかと思いますが原子力災害対応、それから広域協力体制の充実など、さまざま
な県計画の反映をしていきます。

それから北杜市の状況に即した内容の見直しをいたします。特に富士山噴火、それから風水
害発生時の避難基準、あるいはきめ細かな避難所の判断の基準、それから本市の特徴であります
北部西部の山間地、これは武川、白州、先ほどから出ていますが、そういった水害対策、それ
から孤立地区の対策、それから高齢者・障害者等の避難環境の整備、さまざまなことをご提案
しましてご審議いただくと、こういう予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

具体的な農業における新産業創出、それから地場産業発展についての具体的な、想定してい
る計画はなんだというご質問でございます。

まず1点目、農業の産業の創出でございますが、先ほど前倒しの一例として6次産業化の推
進ということをお答え申し上げましたけれども、現在、国の25年度の予算、概算要求、その中
から一番、額として大きかったのは地域の6次産業化。では具体的になんだということござ
いますが、6次産業を進める地域のリーダーですね、人材育成、これは経済対策として即効性
は若干弱いかもしれませんが、広くあまねくこれは活用できるものと考えております。

またもう1つの中小企業対策でございますけれども、これは過去、緊急経済対策が行われたた
めに、これは商工会、それから中小企業団体、中央会等に相談窓口を設置するとともに、また
金融機関等に対しまして金融支援を行ってきておりますので、今回もそのような対策が直ちに
取られるものと想定しております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

自然エネルギー分野の推進について再質問をいただいたわけですが、たしかに今、個々にいろいろな事業体が太陽光発電とか設置しております。これからトップランナーとしてやっていかなければならないことの中に、それらを、その事業体をどういうふうに連携していくかと同時に、先ほど議員がご指摘されたように、ここの産業とどう相まって、どういうふうにここの産業に結び付けていくかというのが非常に大事になってきている。大事になっていくというよりもやっていかなければいけないことだろうというふうに認識しております。

たまたま私どもの市には、太陽光の電池を検査している企業があります。キャパシタという蓄電機能をつくっている企業があります。そして屋根材の企業があります。電子のリモートでやる企業もあります。そういう企業の方々がかなりおりまして、そういう人たちを有機的につなげて、すでにある一部はつながっているところもあるわけなんですけども、そういうことを利用しながら、面的にそういう産業を興していくようなことができればいいなと思っています。

そのためにも先ほど答弁の中にもありましたけども、市民の代表や事業者や有識者などを集めた新エネルギー推進のためのさまざまな立場と角度から研究、検討していただくような組織を立ち上げて、これから自然エネルギーのトップランナーとしての一層の推進を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ただいま内田議員から、きめ細やか光を注ぐ経済対策33億円の実績を生かしながら、今回の国の経済政策もしっかりと頑張れというような激励だと思います。国政に口を出すつもりはありませんけども、いわば安倍内閣が誕生するとするならば即、大型補正を組むとか、その延長上で25年度予算も相当膨らむ可能性が、良い悪いは別であります。想定されます。したがって、私どもとしても遅れることなくいいまいしょうか、いろんな意味の提案型を含めて、職員にそのスタンバイに入れと指示しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田俊彦議員の国の経済対策の5番目、各施設の修繕・補修についてということについて再質問にお答えさせていただきます。

公共施設の安全性の確認・点検、これには解体も視野に入れた判断が必要になると考えますが、これらの徹底を図ってまいりたいと考えております。

またご指摘いただきましたように経済対策等により遅れることのないよう、25年度以降に予定している事業を前倒しし、実施できるような準備をするように財政課のほうにも指示をしたところであります。前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問を行います。

これはどうしても財政課に聞かなければならないんですが、各事業課はこうやって一生懸命やってくると、どうしてもそれに紐付きや100%ならいいんですが、どうしても市の財政を圧迫する可能性がある。それらについてはやはり当然、有利なものは使っていくんですが、先ほど企画部長の答弁のとおり、今、やろうとしたものを前倒しでやることは非常に今後、素晴らしいことだと思うんですけども、それらについて、今後やっぱりブレーキもかけなければならない役割があるはずなんです。それらについて、いかがお考えか伺いたいします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田議員の再々質問にお答えしたいと思います。ブレーキをかけなければならない、有利なものは積極的にということで、またさらにその精査の中である程度、やはりなんでもというわけにはいかないよという部分からすると、ブレーキをかけるという意味からいたしますと、今後の見解として、やっぱり先々を見越した中での展開に結びつくかどうかという1つの判断基準になろうかと思いますが、的を射ているかどうかちょっと分かりませんが、そういった部分も含めながら気を引き締めた状態の中として事業の精査、こういったことの取り組みをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

2項目めについて、質問させていただきます。

施設の利活用についてでございますが、今、当面、直面しておるのは長坂小学校の統合に伴う3校の廃校、そしてその利用になるというふうを考えております。冒頭でも述べたとおり、各小学校におきましては寄附のものがあったり、昔からの歴史的なものがあたり、いろんな状況があるはずなんです。そういたしますと地域は仮に貸し出すにしても、それらについてはぜひともなんとか守っていただきたいという要望があって然るべきだと思っております。先ほどの答弁の中では、借り手が借りやすいようにある程度の要望だけというようなことになっておりますが、その中にはもしかしたら契約とかそういうものもありまして、それらをクリアしながらというのは非常に難しい問題があると思います。借り手なり売却なりどちらかは分かり

ませんけども、おそらく貸し出すような形になると思うんですが、それらについてどこで要望等の検討をしっかりとやっていくのか、どこまでやるのかということは、これは地域との話をしていかなければならない問題だと思いますので、その点について再度、質問をさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田俊彦議員の、施設の利活用についてということの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

各3校の行政区単位の、学校の行政区のほうからそれぞれ8月付けでの地域要望等をいただきました。この要望に際しては、それぞれやはり借り手の方々にあまり負担になって借りることができなくなるような状況としては一番避けたいという思いがありますので、無理のない形の中でなおかつ、この内容については借り手の方々との話し合いの中で、どこまで聞き入れられるか、極力、行政側としてもそういった対応を尊重しながら進めてまいりたいという形でのお話をさせていただきましたところではありますが、今後の中でこれらの要望につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおり、少し整理をしなければならないことがいくつかありますので、こういったものの整理の方向性が見えてきたところで、公募体制にも入っていきたいというふうに考えております。その段階で地域要望については、十分に考慮したいというふうに考えております。

また選定委員さん方として、地域の代表の方もその選定委員さんに加わっていただくということで、前回の増富小学校のときにも地域代表の方たちにも入っていただき、そのへんの確認やら要望やらということも踏まえた中での選定ということにしてありますので、同じような形で地域の代表の方たちに入っていただきながら、選定作業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問を行わせていただきます。

去る12月16日に投開票が行われた衆議院選挙で、自民・公明両党が320議席を超える議席を獲得し、自公政権が復活する結果となりました。自民党が政権につくことになったとは

いえ、経済問題では民主党に公約違反をけしかけて進めた消費税増税の責任には口をつぐみ、デフレ脱却だといって異常な金融緩和と公共事業のばらまきを示しただけであります。これは財政と経済を一層、破綻させる道です。また、憲法改定を公然と掲げる自民党政権が生まれることは極めて危険な動きですが、この道を強行しようとするれば、平和を願う広範な国民の世論、アジア諸国民の世論と激しい矛盾を引き起こさざるを得ないと考えます。

私たち日本共産党は政治のゆがみを根本から正すことを訴え、消費税増税阻止、即時原発ゼロ、TPP参加反対、憲法の平和原則を守れと今後もその実現に力を尽くしてまいります。また昨日は山梨県環境整備事業団、明野町産業廃棄物最終処分場で再度の漏水検知システムが作動した、こうした報道がありました。わが党は操業を続ければ続けるほど採算が取れなくて赤字が増える、水源池の上に位置する処分場は直ちに操業を終了すべきだと訴えてまいりました。今回の事態は処分場の延期ではなく、直ちに停止することを県に求めています。

さて、本日は市政に関する以下4点、質問をいたします。

まず第1に第2次アクションプランの取り組みについて、今後の考え方についてお伺いをいたします。

合併後11年目から合併特例がなくなって、市の最大の収入を占めている地方交付税が減られ、平成32年度には23年度と比較して44億円少なくなってしまうから大変、このように強調をされています。しかし私はお金の使い方、支出について見てみますと平成23年度支払い、歳出の総額は295億円、そのうち借金の返済、公債費として46億9千万円。さらに積立金として基金に26億6,900万円、この2つの支出で25%を占めております。残りのお金で市民サービス、そして職員の人件費や教育保育、防災、消防などすべてを行っております。

平成23年度を基準にして44億円収入が少なくなると歳入、収入では251億円になります。支出において平成32年度の借金の返済額、公債費は39億円と予測されています。積立金、基金をゼロ、そんなふうにと考えると使えるお金は256億円であります。今後の高齢化で福祉予算関係が増えると考えられますが、公債費と積立金が大幅に減少すれば平成23年度と32年度では251億円と256億円、市民のために使えるお金はあまり変わらない、こうしたことになるではありませんか。

自治体は会社や企業の経営と違い、利益と効率を追求するのが目的ではありません。住民福祉のためにお金を使うことは市民に歓迎される、このように考えます。

以下、アクションプランでは財政健全化など、3つの改革の基本目標を掲げております。この中では、料金の改定する内容が含まれております。市民生活に与える影響、特に若い子育て世代を直撃する以下について、今年度の検討状況と来年度の予定について市民に知らせることを求めます。同時に庁舎建設基金を積み増しするのをやめて、値上げをしないことを求めます。

1つは、保育料の見直し。

2つ目に、放課後児童クラブ利用料の見直し。

3つ目には、温泉・入浴施設使用料の見直し。

4つ目に社会施設、コミュニティ施設使用料の見直し。

これらの見直しについて、検討結果を求めます。

第2には、子どもの医療費助成の年齢の引き上げについて市の見解を求めます。

中学3年生まで医療費助成を求める会では、この1年間の累計で9,500名を超える署名

を集め、早期に実現するよう市長に提出しています。笛吹市においては市長が替わり、小学6年生までの医療費助成をしておりますが、中学3年生までを対象とする市町村が増えており、子育てしやすい環境を整えるとして、来年4月より中学3年生に引き上げる条例改正をこの12月議会に提出するとしています。北杜市の小学3年生までは県下で最低であり、北杜市だけしかありません。市内の開業医、歯医者さんなど23の医療機関の先生方がこの運動に賛同しています。また無料定額診療事業は経済的理由によって窓口負担ができないために、医療を受けられない人々に対して、患者負担が無料または定額の診療を実施する制度であります。この制度を実施している医療機関、全国で284事業所あります。そのうち歯科では29事業所で来院された患者さん、この制度を利用した患者さんの実態をまとめています。

歯科の酷書、酷書は酷使される酷書であります。そうしたこの報告書があります。ここでは格差と貧困が生み出した口腔崩壊、口の中の崩壊が発表されています。驚かされます。報告の中では、ほっぺをぱんぱんに腫らした4歳の男の子、子どもの乳歯全体20本のうち14本が虫歯、そしてその母親も27本のうち15本の歯が治療中の歯、この家族には障害の兄がいます。そしてこの4歳の男の子の歯みがきまで手がまわらなかったというふうな状況から、こうした事態になっています。

市では医療を無料化することによって、医療費が増加するこうした懸念があるといわれています。市民や子どものすこやかに健康に成長することは、何もかえられない喜びではありませんか。格差と貧困の社会の中、政治、行政の果たすべき重要な仕事だと考えております。新年度において、中学3年生まで引き上げるべきではありませんか、市長の見解を伺います。

第3に、介護保険料の生活困窮者の減免制度要綱の作成を求めます。

まず生活保護の老齢加算制度が1960年開始され、原則70歳以上の生活保護費に月額1千円加算したものであります。消化吸收のよい食品の購入や暖房費、冠婚葬祭費など特別な配慮として認められたものです。その後も金額が引き上げられております。高齢者は肉体的条件から暖房費、被服費、そして保険衛生費等に特別な配慮を必要とし、また近隣、知人、親戚等への訪問や墓参など社会的費用が他の年齢層に比し、余分に必要となっている。こうして高齢者の老齢加算が必要とされて認められてきました。この加算が2004年4月から減額、そして2006年4月に廃止されており、今、全国で生存権裁判としてこの復活を求める運動が行われております。

こうした中で2005年5月28日、全国介護保険担当者課長会議で示された介護保険料の保険料全額免除は不適當、2. 減免した額を一般会計から繰り入れるのは不適當、そして3番目に収入のみに着目した一律減免と資産把握が行われないままの減免は不適當、こうした見解がありますが、この見解は法的拘束力がないと見解があります。本市においては、生活困窮者の減免制度がありません。生活困窮者の保険料減免制度要綱作成を求めます。

和歌山県桂木町では今年3月より介護保険料の減免規定の要綱を見直し、生活困窮者は全額免除としております。全国にはこういう事例があります。そして現在、低所得者で保険料を滞納している世帯、人数、金額、その方は介護サービスが利用できているのか、併せてお伺いをいたします。

第4に、市民共同発電所づくりなど推進する考えについて伺います。

日本共産党は即時原発ゼロの実現を提案しています。1. 原発事故の被害はなお拡大を続けており、二度と原発事故を起こしてはなりません。2. 原発稼働を続ける限り、処理方法のな

い核のゴミが増え続けます。３．原発再稼働の条件も必要性も存在をしません。第４に国民世論が大きく変化し、原発即時ゼロは国民多数の願いになっています。

再生可能エネルギーの潜在量は、原発の４０倍にも上ります。ドイツでは原発関連の雇用は３万人ですが、再生可能エネルギー関係は３８万人、就労をしています。雇用強化も地域経済の波及効果も原発より、はるかに大きな可能性を持っております。そして、ここで伺います。

再生可能なエネルギー資源が豊富なこの北杜市で、エネルギー供給地として新たな発展と活性化が行われていく可能性があります。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によって、農山村は食料生産に加えてエネルギー作物、バイオマス、森林資源などのバイオマス生産、さらに風力発電・太陽光発電・小水力発電設備の設置を担う地域となり、農林業が新たな発展に向かうとともに住民主導の普及が進めば利益が住民や地域に還元され、生活も豊かになります。

再生可能エネルギー普及政策や制度を導入する際に、普及主体が地域社会になることを前提に制度設計することが求められております。市として、市民共同発電所づくりなど推進する考えについて、最後にお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

第２次行政改革アクションプランの取り組み状況についてであります。

平成２３年度から平成２５年度までの３年間で取り組んでいる、第２次行政改革アクションプランでは受益者負担の適正化として使用料、手数料、負担金等の見直しを掲げ、行政の役割と範囲、受益と負担の公平性、他の自治体との均衡等を考慮しながら適宜見直しを行い、適正な負担水準の設定に努めることとしています。

アクションプランに基づき所管課で保育料、放課後児童クラブ利用料、温泉・入浴施設使用料、社会施設・コミュニティ施設使用料の見直しに取り組んでいるところでありますが、市としての方向性がお示しできる状況になりましたら、速やかに市民にお知らせするとともにご理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、市民共同発電所づくりの推進についてであります。

本年７月の再生可能エネルギーの全量買い取り制度の施行により、さまざまな分野において自然エネルギーを利用した発電施設が建設されているところであり、こうした自然エネルギーの拡大には市民あるいは企業・団体等、事業者による取り組みが最も重要であります。市ではこれまでも事業者等と連携し、自然エネルギーの普及促進を図ってきたところであります。

市民および市内法人発議の発電所につきましては、情報提供等図りながら市民の皆さまと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険料の生活困窮者の減免制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護保険料における減免についてであります。

市では介護保険料の減免に関しては、北杜市居宅介護サービス費等の額の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱で、世帯の生計を主として維持する者が災害、長期入院、失業等により収入が著しく減少した場合には、減免できるよう必要事項を定めております。

次に、滞納世帯数についてであります。

保険料は個人管理をしており世帯数としては把握しておりませんが、平成23年度の所得段階1と2の方の滞納者数は81名で、金額は130万4,220円であります。

なお、滞納している方で介護認定を受けている方は2名であり、介護保険サービスの利用はされております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子ども医療費助成の年齢引き上げについてであります。

市では平成27年度からの交付税の段階的な縮減に備え、市債の繰上償還、定員適正化計画に基づく職員数の削減、事務事業評価や事業仕分けなどを活用しながら徹底した歳入歳出の見直しを行い、財政健全化への取り組みを進めているところであります。

少子化対策として、保育料の第2子以降無料化や放課後子ども教室など特色ある子育て支援事業を多方面から実施しており、県で実施している乳幼児医療費助成事業は未就学児を対象としていることや子ども医療費助成の年齢引き上げについては、大きな恒久財源の確保が必要になることから、交付税縮減後においても健全な財政運営の持続が可能かどうかの検討を行い、将来の子どもたちに負担を残さないように、引き続き慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでははじめに介護保険の減免制度について、お伺いをいたします。

北杜市の24年から26年度まで3年間の介護保険料、7つの区分に段階が設定されていますが、第1、第2段階は年額、現在2万3千円、月に直すと1,900円ぐらいになります。老齢福祉年金だけで生活している方、この基準だと生活保護世帯よりも少なくなってしまう、そういう基準ではないでしょうか。ですので、恒久的に風水害だとかいろんな災害があつての減免ではなくて、恒常的にこうしたもともと低所得者の方々への減免制度ができる、そうした規定を設けるべきだと考えますが、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

今年度から介護保険事業計画に基づきまして、介護保険料の改定で事業を進めているところでございます。今、議員が申されましたけれども、所得段階を7段階に設定してございまして、今後もこの方針で3年間は徴収をしたいと思っております。

それから新たに指定ということでございますけれども、現在の設置してあります要綱に基づきまして、今後も減免対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは最後に、子ども医療費の年齢引き上げについてお伺いをいたします。

先ほど福祉部長が言ったのは全県下、やはり同じ中身であります。それで各自治体によってばらつきが生まれるということがあります。県の補助は一律ですので、例えば笛吹市長が代わり、アリーナ建設を中止する。そうした中でやっぱり県下の中で、子どもさんの中学3年生まで実施している自治体が増えるということで、その環境を整えてやろう、子育て支援を行う、そうした決断だと考えますが、そうした北杜市での決断はされないのでしょうか、再度お伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

少子化対策、子育て世帯の経済的支援ということの中で、北杜市におきましては多方面からバランスよく支援を行っているというふうに、事業を実施しているところでございます。医療費の助成につきましては、県下では小学校3年生までは北杜市のみというふうな状況になっておりますけれども、これも医療費にかかる、医療にかかる年代が10歳くらい、小学校3年生くらいまでは頻繁にかかるというふうな内容の中で挙げた経過もでございます。そのほかの面において経済的な支援で多方面から実施しているということを考慮いたしまして、現在のところ慎重に検討をしているというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時07分

平成 2 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 1 日

平成24年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成24年12月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

15番	中 嶋 新君
17番	千野秀一君
10番	相吉正一君
8番	岡野 淳君
18番	小尾直知君
21番	中村隆一君
3番	齊藤功文君

2. 出席議員（22人）

1番	上 村 英 司	2番	小 野 光 一
3番	齊 藤 功 文	4番	福 井 俊 克
5番	興 水 良 照	6番	加 藤 紀 雄
7番	原 堅 志	8番	岡 野 淳
9番	中 山 宏 樹	10番	相 吉 正 一
11番	清 水 進	12番	野中真理子
13番	篠 原 眞 清	14番	坂 本 静
15番	中 嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千 野 秀 一	18番	小 尾 直 知
19番	渡 邊 英 子	20番	内 田 俊 彦
21番	中 村 隆 一	22番	秋 山 俊 和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（38人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	興石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	管財課長	武井武文
地域課長	織田光一	福祉課長	米田隆史
環境課長	土屋裕	上水道課長	小松武彦
農政課長	梶村宗弘	林政課長	小尾民司
観光・商工課長	中田二照	食と農の杜づくり課長	茅野臣恵
まちづくり推進課長	田中幸男	道路河川課計画担当リーダー	中田治仁
教育総務課長	岩波信司	生涯学習課長	丸茂和彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
議会書記 山内 一寿
〃 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、7人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、37分。次に明政クラブ、21分。次に市民フォーラム、11分。次に公明党、15分。次に日本共産党、15分。最後に無会派の齊藤功文議員、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

議長より、本日冒頭の登壇をお許しいただきました。

今月の2日、青天の霹靂と申しましょうか、あまりにも突然で信じ難い事故、中央高速笹子トンネル天井板の崩落事故に関しまして、一言申し上げさせていただきます。

犠牲になられた9名の御霊に謹んで哀悼の意を表したいと思います。

本市にとっては観光をはじめ、産業振興のパートナーでもあります中日本高速道路でございます。年末年始の時期を迎えまして、私のところにも観光業に従事する市民の方から不安の声が届いております。中日本高速道路では下り線のトンネル2車線を対面通行にして、今年中を目標に上下線の通行を復旧させるとのことですが、何より厳格な原因究明に努めていただき、一日も早い復旧を願うばかりでございます。

質問に入ります。

皆さまご承知のとおり、来年1月12日から富士の国山梨国文祭がスタートいたします。303日間にわたる全国初の通年型の国民文化祭であります。全国各地からさまざまな文化活動に親しんでおられる個人や団体が集い、発表また共演、交流する日本最大の文化の祭典でございます。

本市では、この歴史的なイベントに市の豊かな自然や特性を生かした5事業が計画されております。本年は当局はプレ事業として市の史跡、名勝、天然記念物などを巡る北杜24景フットパスや全国的にも稀有な囲碁美術館を活用した囲碁文化の継承と参加者の交流を図る囲碁サミットなどが開催され、多くの市民と協働して本番に向けての周知や文化活動の推進に努めて

おられることは承知しております。

本番を来月に迎え、日ごろ文化・芸術に親しんでおられる市民の皆さんはもとより、多くの市民の方に県内で開催される事業やイベントに参加いただけることを願うばかりであります。

そこで北杜市総合計画第7章第3節にあります、芸術と文化で育む地域の創造の1項にあります芸術・文化活動を通じ、文化の薫り高い北杜市民、地域づくりへの取り組みについて以下、伺います。

峡北地域8町村が合併しまして、新たに市民5万人の北杜市が誕生して8年が経過いたしました。この間、関係当局の指導や各種の支援策により、芸術・文化に関わる後継者の育成や地域文化の発展が着実に図られております。

しかしながら一方で市内の多くの芸術・文化活動は、旧町村単位の地域内での活動が中心であり、今後、少子高齢化時代を迎え、構成員の減少や高齢化が課題となり、後継者の育成や活動の停滞が懸念されております。

そこで本市の芸術・文化活動の充実を願い、世代間や地域間の交流をさらに推進するために関係団体への支援策を多角的に検討・実施することが肝要と考え、以下の点について伺います。

最初に現在も施行されております、施設の使用料が減免される対象者の範囲と施行の基準をお聞きます。

次に、これに伴う過去3年間の減免の実績と活動状況の推移についてもお知らせください。

また3点目としまして市の総合計画、現在、後期基本計画に基づいて3年間の実施計画、平成24年度から26年度ですが、この3カ年の総額の予算が出ております。約102万円の予算が計上されておりますが、北杜市和太鼓組曲「相生」の保存、普及活動の推進ということで、こういった予算が盛られておりますがその点について、推進について伺います。

次に国文祭開催を契機に、北杜市の芸術・文化活動をさらに県外や国外に発信する機会の創出のお考えをお聞きます。

最後に市民の交流と融和を図るためにも、これは仮称ですけど、北杜音頭や舞踊の創設の考えについて、お聞きます。

以上5点ですが、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

芸術・文化を育む地域づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施設使用料の減免についてであります。

芸術・文化活動の拠点となる市内3ホールでは、それぞれの条例および規則において同一の減免の対象となる団体や使用について定めており、市の主催・共催事業のほか市内小中学校や保育園が行う教育活動は10割、市内の教育・福祉・環境・産業・文化団体および公共的団体は7割、定例教育委員会において後援名義の許可を受けたものの中で、必要と思われる事業については減免を行っております。また、平等性の観点から施設の減免等にかかる運用基準を設け、使用申請から減免、共催事業にかかる事務手順について、各ホールの臨時職員等にも研修を行っております。

次に、減免実績と活動状況についてであります。

市内3ホールでの市および学校等の免除事業は平成21年度が137回、22年度が104回、23年度が134回であります。また、市文化協会や市内の文化団体など7割減免等の利用は平成21年度が169回、22年度が182回、23年度が134回で年度によりばらつきがありますが、23年度は計画停電に伴う使用制限により利用が減少したことによるものです。

各中学校では合唱や吹奏楽などの練習、発表の場として、また市内の各種文化団体にも同様に活用いただいております。

次に、北杜市和太鼓組曲「相生」についてであります。

北杜市和太鼓組曲「相生」は、市内7つの和太鼓団体の連携および各団体の枠を超えた一体感を醸成するため、平成18年に制作したものです。平成21年度には、市内の和太鼓団体の交流とともにその保存と演奏者育成を進めるため、北杜市太鼓保存会が設立されました。「相生」はこれまで市政記念式典、やまなし県民文化祭部門別フェスティバル、風林火山館でのイベント等で演奏され、今後も市のホール活用イベントや国民文化祭の県主催事業で演奏される予定であります。

市におきましてはその保存および普及を進めるため、25年度に計画されています北杜市国民文化祭記念事業での仮称、太鼓まつりを契機に後継者確保、指導者の育成および演奏機会の創出等の課題解決に向け、北杜市太鼓保存会の活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、芸術・文化活動の発信についてであります。

平成25年1月から開催される第28回国民文化祭におきまして、ジュニアコーラスの祭典インほくとでは、アメリカなどの国外2団体を含む県外15団体と県内15団体による演奏について、インターネットによるストリーミング放送を計画しています。市内からも4団体が参加しますので、全国に向け北杜市のジュニアコーラスの合唱が発信される機会となります。

金田一春彦ことばの学校では年々知名度が上がってきたこともあり、今年のプレ大会では例年を大きく上回る2,484句の方言川柳の応募がありました。来年の本番では全国からさらに多くの方言川柳が集まるよう、情報発信していきたいと考えております。

また民間が実施しています清里フィールドバレエや八ヶ岳薪能などは、日本の文化として定着し、北杜市で奏でる芸術として世界へ発信されていますので大いに期待されるところです。

なお、和太鼓演奏は外国の方々にも高い評価を得ており、国際姉妹地域であるアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡や韓国抱川市との国際交流事業の折にも演奏を行っていただいております。

しかし、海外での演奏は太鼓の移送等の経費の課題もありますので、国際交流事業で派遣する太鼓指導者による和太鼓交流については、検討してまいりたいと考えております。

次に、北杜音頭や舞踊の創設についてであります。

北杜市では、平成20年度に市制施行4周年を記念して「北の杜賛歌 北杜市民の歌」を制作し、市内の合唱団や各種行事等でも積極的に歌われてきたことから市民にも広く定着してまいりました。

一方、音頭につきましては、南アルプス市や市川三郷町などいくつかの合併した市町では新たに作られ、県の体育祭りでも披露されていますが、北杜市では合併前の旧町村の音頭を踊っているのが現状です。

このようなことから、市体育協会民踊部からも要望をいただいているところでもありますので、子どもから高齢者まで気軽に市民が踊れる音頭を制作し、地区や市の体育祭り、運動会などで披露していただき、音頭を通して市民の心が1つとなるよう、平成25年度で仮称、北の杜音頭を制作し、平成26年度に披露できるよう計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に1点目の施設使用料、これは減免、条例でも定められておりますが、その内容だと理解しています。それでこの施設の使用料について、市民の声として芸術文化の練習等で、生涯学習的な、社会教育的な施設を利用する場合もあろうかと思います。そういった施設に対する免除なんかも必要かと思えますけども、その点について1点、お聞きしたいと思います。

先ほど答弁の中で、これは3ホールですね、大きな、北杜市が抱えております3ホールのご答弁だと思いますが、これにはホールの運営検討委員会が設置されておまして、運営に対していつも審議をいただいていると理解しております。その中で今、これは行政改革の中で設置をしていると思いますが、ゆくゆくですけども、次年度ですか、今後はホールの有効活用をしながら指定管理、または民間の運営にも検討をするということを謳っていますが、その点について計画があればお聞きします。

また具体的になりますけども、今、臨時職員等が各ホールの運営、操作等を受け持っていると思いますが、今回の23年度の事業評価の点で見ますと、できる限り利用者に施設等の操作方法を指導するという方向のようでございます。一時はそういうお話も聞きましたけど、やはり高価な施設であって、機械器具の具合とかそれはやっぱり専門的なことがあります。そういったことは今後どのように考えているか。本年度はどうもそういうことで臨時職員を雇うということで予算化されているとは思いますが、将来にわたってのお考えをお聞きしたいと思います。

確認ですけど2点目で減免の実績、これもホールの回数だとは思われますけど、10割減免で137回等々、あと文化協会団体の7割で169回、これは要するに合計ですね。ですから3ホールの合計の数字だとは思われますが、かなり回数というか有効に使用されているということと理解しますが、その点についてもう一度、確認をお願いいたします。

それから3点目の和太鼓、相生の保存・普及ということで積極的に今、計画をいただいているということで一応、理解をいたしました。やはり海外での和太鼓の演奏といいますか、普及といいますか、そういった紹介は北杜市にとっても、また文化協会にとっても、関係者にとっても大きな励みになろうかと思えます。そういったことも今、海外で指導者の派遣というふうにとつて聞きましたけども、ちょっとそのへんの具体的な点を教えていただきたいと思います。

それからあと4番目の今回の国民文化祭に触れる中で、3点目の海外や県外、国外、インターネットによるストリーミング放送、今どのような形態ですか。よくあるユーストリームとかそ

ういったもので、その現場をライブで放送するということでしょうか、そのへんのことをちょっとお聞きしたいと思います。

あと5点目としましては、私の地区は高根でございます。今、夏のふるさとまつりということで北杜ふるさとまつり、長坂地区と共催で開催されております。たしかにその中でその時期は盆踊りといいますか、踊りがやっぱりメインというところがありまして、各地区の旧の町村の盆踊りというか、踊りということの中で今お聞きしましたように北杜音頭、その舞踊を計画しているというか、もう作成に入りたいというような返事でしたので、これはどうですか、作詞とか市民との協働の点で公募するとか、そういったまだ具体的な内容については検討段階でしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中嶋新議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目のホールの活用状況ですけども、須玉のふれあいホールが年間に189回、高根のふれあいホールが81回、長坂のコミュニティステーションのホールが136回と、これは平成23年度の実績ですけども、3ホールで23年度は406回、利用をいただいております。

そのうち、いわゆる減免をしない、民間の団体が公共性がなくてやっているというような、減免をしない件数というのが98件でございまして、率にしますと24%。これを21、22もあまり傾向は変わりませんで、おおむね20%から25%の範囲内で使用料をそのままいただいているんですけども、逆に言いますと8割ぐらいは、いわゆる市民の団体が使っているというふうな形になりますので、ほとんど減免の対象になっているというふうに捉えていただいて結構だと思います。

ホール以外にも市の中では総合会館ですとか、社会教育施設というのがあるんですけども、これにつきましては支所が管理をしていたり、教育委員会で管理をしているような施設が今まで利用形態が異なるということもございまして、そのような管理をしていましたけども、今後につきましては、25年度を目安に利用者の声も聞きながら、管理の一元化を図って市民に広く使っていただけるような社会教育施設にしていきたいというふうに考えております。

それからホールの指定管理というお話が出ましたけども、これにつきましてもやはりホールの検討委員会の中でも意見が出まして、指定管理にすると市民が使いにくくなるのではないかというふうなご意見もございしますので、慎重に委員さんの意見、または利用者の意見を聞きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから2点目のホールの機器、やはりかなり専門性を有する操作も必要になってまいりまして、現職員がなるべく対応できるようにはしているんですけども、利用者から職員が音響や照明の操作ができないとかというような苦情もありましたし、ホールの運営検討委員会の中でもそういう意見がございました。このようなことから、今年からですけども、定期的に職員の研修を行っております。専門業者に来ていただいて、実際に操作方法を研修しておりますし、または山梨県が県民文化ホールを会場にして行っております技術研修会にも職員が全員参加しているところです。

今後も音響等の操作においてホールの利用者に不便をかけないよう、職員の研修をしてまいりたいというふうに考えております。

それからインターネットのストリーミング放送ですけども、当日のコーラスの様子をインターネットで動画として鑑賞できるようにするものでありまして、当日から1週間程度見られるようにするというのを今、計画をしております。

それから最後に北杜音頭ですけども、体育協会の民謡部からのご要望をいただいております。ただ作詞、作曲、それから振り付けとなりますと、いわゆるバランスが非常に必要になるということです。製作にあたっては全部を一括で、民謡部との意見を聞きながら委託をして、そして踊りやすいような曲にしてもらいながら、音頭を作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

あと1点。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは中嶋新議員の再質問にお答えしますが、和太鼓の普及活動を海外でというご質問でございますが、先ほどお答えしましたが、国際交流ということで日米文化交流事業の中で要請がきているようでございますので、手始めといいますか、海外での演奏につきましては、先ほど申し上げましたように、ケンタッキー州マディソン郡で小学生、あるいは一般市民に披露するとともに演奏指導を行いたい、こういうふうなことを考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

分かりました。

あと1点ですね、この時期といいますか、国民文化祭に関わることもなんですけども、今、この中でジュニアコーラス祭典イン北杜で、宿泊の受け入れの協力をお願いをしていると聞いております。非常に重要といいますか、大事な事業の中でこの宿泊費用ですけども、何かお聞きしたところによると一泊朝食付きで4千円、または5千円というような、このデフレの時代ですから低額でいいのか、また県の大きな国民文化祭に参加する北杜市としましては、民間のこういった宿泊施設の協力が必要だということの中で計画されているとは思いますが、この点についてどの程度まで進んでおりますでしょうか。またこの料金については、この設定について何か根拠がございましたら教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中嶋新議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ジュニアコーラス、今年プレ大会を実施したわけですが、どうしてもジュニアということで子どもさんだけの参加ではありません。当然そこに保護者が付いてくるという形になりますと、1つの家庭の負担も大きいということで、なるべく早めに参加者の確定をしまして、基本的には市内の宿泊施設を利用していただくということで、ペンションですとか市内には合宿を目的にした宿泊施設等もございますので、そういうところに協力を呼びかけて、なるべく市内で宿泊をしていただくというふうな形で今、進めているところです。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、17番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

中部横断自動車道ルート変更についてをお伺いいたします。

まず、この中部横断自動車道の中央高速から佐久間のルート案は昨年2月、第1回目のアンケートにより示されました。そして多くの住民の関心が高まりました。しかし選択肢が全線新設と一部旧清里有料道路を活用する2案だけだったことも含めて、異論が出ました。そして1年後の本年2月、前案に国道141号線の整備と何もしない、この2案が追加された4案を提示して、2回目のアンケートが実施されました。しかしこれもまた、その後、別荘所有者への意見が反映されていない、あるいはアンケート集計では国道整備案が一番多かったのに等々の異論が噴出しました。

そんな最中の11月4日です。突然「清里高原迂回案の検討も」と報じられ、そして11月22日には清里高原迂回へ2案、そしてその2案から新ルート案を決めることを確認したとあり、詳細図も載っておりました。また、このことは誰が見ても変更と受け止められる記事でありました。私は大変驚き、同時に大きな憤りを感じました。そこで以下、お伺いをいたします。

市はこれまで、旧清里有料道路の利用ほかを提案してまいりましたが、今回のまったく違った別ルートが示されたことに対し、この案に対し市がなんらかの意見、関与はあったのか。そのことをお聞きいたします。

2番目です。当初の案は第1回目のアンケートにより市民に知らされ、それから1年8カ月後ののちに変更案が示されました。しかし、この変更案は今年度中、平成24年度中、来年25年の3月までには決定をしたいということも伝わってきております。あまりにも拙速すぎるものであります。地元自治体、住民軽視も甚だしいと思いますがお考えをお伺いいたします。

3番目です。この変更案は建設費も難工事のため、当初の2倍から2.5倍にもなるというふうにも伝えられております。このため十分な議論が必要と思われそうですが、いかがでしょうか。

4番目です。市は当事者として、このような進め方に対し強く意見を述べるべきと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道ルート変更について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国が示した新たなルート案についてであります。

中部横断自動車道につきましては、国において平成22年12月から計画段階評価の試行に着手し、地域の方々、自治体や関係団体のご意見を聞きながら6回に及ぶ関東地方小委員会の中でルート案等について検討されてきました。

この中で去る10月4日に開催された関東地方小委員会において、八ヶ岳南麓地域での整備への異論や旧清里有料道路の活用への懸念が多くあったことから、清里高原南側のルートも含めて検討すべきという意見が出されたことに伴い、現在、関東地方小委員会より付託されたワーキンググループにおいて、清里高原南側を通るルート案を検討している状況であります。

このような経緯の中で、新たなルート案に直接的には関与しておりませんが、市がこれまでに要望してきた意見等については、十分に考慮していただけるものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

17番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道ルート変更について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、変更案の年度内決定についてであります。

市としては特に年度内に結論が出されるとは承知しておりませんが、今後、北杜市内において誰でも参加できる公開の意見交換会を1月中旬に計10回程度開催し、最終的な方向性を取りまとめていくと聞いております。

意見交換会の開催がより細やかなコミュニケーションの場となるよう、周知徹底を国に要望するとともに、市も主体的に協力してまいりたいと考えております。

次に、変更案の建設費についてであります。

この点につきましても、関東地方小委員会においてルート検討を進める場合は、コスト削減を念頭に置くべきとの意見が出ているところでありますので、ルート決定の際には配慮されるものと考えております。

次に、国の進め方についてであります。

市では当初から国に対し、ルート選定にあたっては自然環境や景観への配慮を強く要望する中で推進してきたところであります。新たなルート案に関しましても、ワーキンググループの中で提示されたものであり尊重すべきものと考えていますが、今後開催される意見交換会などを通じて、地域の方々や関係団体の皆さまのさまざまな意見を参考とする中で、最終的なルートが決定されるよう、国に要望してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

それでは、再質問をさせていただきます。

質問事項が5つあったわけでありますけども、1つずつ、まずお聞きしていきたいと思っております。

まず最初の質問ですけども八ヶ岳南麓地域での整備への異論というふうな発言がありましたけども、この異論というのはどのような内容なのかを、承知しておりましたら教えてください。

そして2番目です。旧清里有料道路を活用ということは、このことについて懸念というふうな話がありましたけども、この案は以前から市がこれまで私も質問をいたしましたけども、その答弁の中でもありましたが、可能な限り既存の道路を活用してという答弁がありました。この既存の道路というのは、最初のアンケートの答えの中にもありましたけども、北杜市とか南牧村の行政からの賛成意見でもありました。今回、このことを否定するようなものであるというふうにも思いますが、そのことについてのお考えをお伺いします。

そして3番目です。コストのことについて、ちょっと話がありましたけども、ルートの決定時に予算の縮減をするような方向を考えてくれるだろうということでありますけども、また自然環境ですとか景観についても強く要望してきたというふうな答弁でありましたが、この南麓の比較的平らな地形に比べますと、この前、新聞等でその示されたルートは急峻な山を削ったり、トンネルを掘ったり、そしていくつもの巨大な橋を架けなければならないような難工事が想定されます。決して、このことも自然に対する負荷が少ないわけではないようも気もしますが、この3点についてお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

3点目の第1点、八ヶ岳南麓地域での整備への異論というもの、その内容はということでございます。

景観への影響でありますとか地下水脈への影響、そして地域コミュニティへの影響といった部分が挙げられておりますけども、いずれにしても八ヶ岳の南麓のその地域が日本を代表するような自然豊かな地域であるといった、そこに高速道路ということについて異論があったというふうに承知をしております。

2点目であります、市の意見が否定されたと。清里有料道路の活用への懸念といった部分で、可能な限りこれまで市では既設の道路を活用した道路がいいんじゃないですかと、国に対して提案もしてきたというところでありますけども、あくまでも市がこれまで述べてきた意見につきましては国にも当然届いているわけでありまして、これが関東地方小委員会において旧清里有料道路の活用の懸念というような形で、10月4日の小委員会において国の専門的な見地から総合的に判断した結果、委員会の結論として、既存の道路の活用はなしという結論になったということでございまして、これにつきましては、市としては国の判断、総合的な判断の結果ということですから、受け止めざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

3点目でございます。コストの関係でありますね。コストに関しましても、国がまだ、現段階では概算ということではじき出されている概算事業費でありますので、現段階で具体的な比較をするという、そういう段階ではないなというふうに思っておりますが、いずれにしても自然環境だとか景観を保護する上で、例えばコストが高くなるということが結果としてあろうと

も、それはそれで市としては受け止めるべき部分だろうというふうに思いますし、必ずしもこういった道路は費用対効果だけで是非を判断するべきものではないとも考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

今、コストのことについて説明がありましたけども、このコストのことですけども、2回目のアンケート用紙に4ルートが示されて、そこの中の建設の概算が載っていました。それによりますと、当初の長坂八千穂間の34キロの総工事費が新設の場合で2,100から2,300億円というふうにあります。にもかかわらず、今回示された清里高原の迂回ルートは中央道から野辺山付近までの全体の約3分の1の距離にもかかわらず、費用はなんと1,600から1,900億円かかるというふうに書いてあります。どう見ても、その当初のルート案に比べれば2倍から2.5倍もの経費がかかるということが想定されます。そういうことも考えてみた場合にそれが環境負荷ですとか、そういうことについての対価だというふうなお考えなのか、そのこともちょっとお聞きします。

そして、先ほど最後のご答弁なんですけども、今後開催される意見交換会での関係者とか地域の皆さんの意見を聞いて国に要望するということではありますが、この案件につきましては今回の議会で4人の議員が質問する予定であります。それほど関心の高いものでありますし、本議会でのいろんな意見についても、しっかりと受け止めをしていただく。そして当時者として、北杜市として、このような進め方に対して、再度しっかりとした意見を申し述べていただきたいというふうに思いますが、そのへんのご意見をいただきたいと思います。

いずれにしても、にわかに当事者となった地元住民としましては、到底このような決定について承服できるものではないというふうに思います。ご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野議員の再々質問にお答えをいたします。

コストの関係であります。たしかに示された概算の事業費はかなり高いものになっているというふうには承知をしておりますが、これもやはり自然に配慮しながら、例えば工事を考えれば、それが結果的に高くなるということもあるでしょうし、ただ具体的な事業費、積算をしているわけではありませんから、概略、思うにたしかにこれは高くなるんだろうというふうには思います。というのは、この直近でとんでいくわけではありません。迂回してとんでいくわけですから、延長は少なくとも長くなるというところでは事業費は高くなるんでしょうけども、やはりその北杜市へのある種、一方では配慮、一方では配慮がないという議論になってしまいますけども、北杜市に配慮をしていただきながら最良のルートを検討した結果が、原案ではそれが事業費として高くなっているといったあたりは、私どもがこの事業についてうんぬんするという立場ではないというふうに考えていますが、今後、国においてしっかりそのあたりの費用対効果も、必ずしも費用対効果ではないと先ほど申し上げましたが、費用対効果も片方では見

据えながら、十分な検討がされていくものだというふうに考えております。

それから市のほうの考え方につきましては、繰り返しのようことになりますけども、国の進め方に対する市の考えとして、新たなルート案に関しましても、ワーキンググループの中で国が提案し、そしてワーキンググループの委員さんがこれを承認したという、A案、B案ともにあくまでも私どもはこれは案だというように考えております。ですから、この案に対して市はこの地元で10回程度の意見交換会を開催して、地域の皆さんの声を聞くという姿勢を示しているわけですから、ぜひ市民の皆さんにはその会場に出向かれて意見を言っていただければ、必ずその意見は形をかけて、原案に反映されるものだと思います。そうしたのちに最終的な案が決定されると、こういう段取りでこの事業は推移していくものだというふうに受け止めております。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで17番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

通告に従い、質問をさせていただきます。

先般、私たち議員が改選され新たな任期がスタートしました。合併後8年が経過しましたが、まだまだたくさんの課題があります。議員の一人として一つひとつ懸案事項の解決に向け、努力をしていかなければならないと考えております。

こうした中で、日ごろから市民の皆さんが身近に感じている課題について、2項目の質問をさせていただきます。

最初に、空き家などの適正な管理についてであります。

全国的に少子高齢化が急速に進む中で、本市においても他市と同様、年々空き家が増加しています。自然と景観にやさしいまち、本市にとって空き家などの対策は重要な問題であります。私が言うまでもなく、本市にとって自然環境と景観の素晴らしさは貴重な財産であり、この財産、自然環境と景観を将来にわたり守っていくことは私たちの責務であり、必要不可欠なものだと考えております。現在、所有者、所有権が不明の老朽した危険な建物、管理ができないで放置されたままの空き家などが急増しています。

本市でも数年前から空き家バンク制度を導入してその活用を図っていますが、一方で長い間、放置され荒廃し、廃屋化してしまった危険な空き家も多く見受けられるようになってきました。このことについては以前にも質問があったと記憶していますが、行政では個人の所有権までは踏み込めないとのことでした。しかし時が経過し、少子高齢化が進む中でこれは本市のみの問題ではなく、全国的な大きな問題、課題となっています。こうした中でこの問題を解決するために最近、多くの自治体が条例を制定する取り組みをはじめ、すでに全国で16都道府県、31の地方自治体で制定がされています。本市でも市内の空き家などの実態を調査して、早急に取り組むを進めるべき問題と思い、以下伺います。

1つ目として、空き家などの実態は把握しているのかどうか。

2点目として、空き家バンク制度の活用状態はどうか。

3点目として、空き家などの適正な管理条例の制定についての考えがあるのかどうか。

次に、若者の雇用対策の推進について伺います。

長い長い経済不況が続く中で若年労働力に対し雇用環境が大変厳しく、非正規雇用の方が増え続け、正社員になれないケースが増えています。これらの原因は円高のため安い労働力を求め海外に工場を移転するなど、いろいろな要因が考えられます。

少子高齢化が進む中で本来は若者、若年労働力が求められていることがごく自然だと思えますが、逆行しているのは今の現状であり、国に対しても抜本的な雇用対策、政策が求められています。本市でも誘致企業等に対し、企業等振興支援条例や産業立地事業費助成金交付要綱を設け支援をしていますが、若者を正社員として定期的に採用する企業は少なく、派遣労働者やパート社員に頼っているのが現状であると思います。年に一度の就職ガイダンスだけでなく随時就職情報が見られ、アドバイスができる体制づくりも求められています。

若者等がふるさとで定着し、経済的に自立し生活していくには市内や近隣市町村で働く場、まず仕事があることが必要不可欠であります。このことを踏まえ、市としてもっと積極的に雇用対策に取り組む必要があると思いますが、見解を伺います。併せて市のホームページにハローワークと連携して、管内や隣接する長野県の諏訪方面の雇用情報などを掲載する取り組みも必要であると思いますが、その考えはあるかどうか伺います。

以上で、私の質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

空き家などの適正な管理について、いくつかご質問をいただいております。

空き家などの適正な管理条例の制定についてであります。

老朽化し廃墟となっている建築物には適正な管理がされていないものが多く、良好な景観を阻害し、生活環境上および防犯上も好ましくないことは事実であります。

現行の建築基準法では建物の維持保全について所有者の努力義務を規定しておりますが、所有者に対し強制的に倒壊寸前の空き家の解体をさせる内容とはなっておりません。しかしながら景観の維持保全および周辺の住環境、防犯、防災等の観点からは取り組まなければならない課題と考えております。

今後、率直に言ってこの問題はさらに加速化していくような思いもしますので、総合的な見地からの対応を検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

空き家等の適正な管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家等の実態についてであります。

平成19年度に空き家情報登録制度の創設を進めるため、空き家調査を実施したところ122件の居住可能な空き家が存在しました。

なお、危険な空き家、それから管理がされていないなどの空き家の数については把握しておりません。

次に空き家バンク制度の活用状況についてであります。本市では空き家の有効活用を通して都市住民との交流拡大および定住促進による地域の活性化を図るため、平成19年度に空き家情報登録制度 空き家バンク設置要綱を制定しまして、空き家バンク事業を推進してまいりました。

制度の創設以来、延べ25件の物件が登録され、うち14件が契約成立に至っています。一方、空き家の利用を希望する利用登録者数は年々増加しておりまして、12月1日現在で393名の方に登録していただいております。

今後も市ホームページ等を活用して空き家バンク事業制度につきましては周知をし、空き家の有効活用および地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

若者等の雇用対策の推進についてであります。

ハローワーク荏崎管内の10月の有効求人倍率は、0.69と依然として厳しい状況でございます。市では就職ガイダンスを実施したり、ハローワークの求人情報誌を市役所や総合支所に置いたり、雇用の促進に努めておるところでございます。またこれらに加え、現在ハローワークと協力しながら実施している北杜ハッピーワークの対象者を拡大するとともに、週1日の開催を週5日の常設とすることも検討しております。

なお、市ホームページへの雇用情報の掲載につきましては、すでにハローワークがインターネットで全国の雇用情報を提供しておりますので、市ではこれらのサービスの周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

空き家などの適正な管理について、再質問をさせていただきます。

まず最初に空き家などの実態を把握していないとの回答だったと思いますが、市内には危険な空き家や管理がされないで放置された空き家が急増している中で、防犯・防災上や市民の安全・安心を図るためには早急に空き家の実態を調査し、その実態の把握に努めるべきであると思いますが、その考えはあるのかどうか伺います。

2点目として、空き家の所有者が行方不明で壊さずに放置されたままの建物、土地所有者はいますが、建物に地上権があり壊したくても壊せない、長期間放置されている空き家もあります。また、公共施設や市の道路と接する崩壊寸前の危険な空き家も数多く見受けられます。このことに対して行政はどのように受け止め、今後どうしていくのか伺います。

またあと1件ですが、空き家バンクの活用状況について先ほど答弁がありました、25件が登録されているということで、成立もされているということで、また現在は、12月1日現在で393名が登録しているということでした。そのへんの内訳、内容的には売却なのか、賃貸借なのか分かればお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

相吉議員の再質問にお答えします。

3点いただいておりますけれども、2点目ですね。管理がされていない空き家、所有者等が不明の老朽化した危険な建物についての対応はという内容だと思います。

今、ご指摘のそういった危険な建物は防犯、災害、周辺の環境、景観など全国的に重要な課題というような、そんな時代となってまいりました。市としても今後、これらの空き家がますます増えるものと予想しておりまして、老朽化した空き家等の適正な管理を図るため、空き家条例を検討することは、これは早急な課題というように考えております。

今後、市内の関係する各課と協議を進めまして、また先進地、他地域の先進事例も見ながら条例制定に向けて対応してまいりたい、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは相吉議員の再質問にお答えしますが、空き家バンク事業につきましては先ほど申した件数であります、特徴的なことを申し上げますと、登録者の大部分が公民館、あるいは低賃金の賃貸物件を希望していると、こういう現状があります。北杜市は避暑地として別荘が多いということから、別荘を売却したいという希望が多く、実態はほとんどが別荘構造の建物ということで、ほとんどがそういった売却で25件は成立しております。

また、別荘以外ではいわゆる393人の希望がいるんですが、貸し手のほうはときどき使用するか仏壇等、家財が置いてある。それから入居者がどんな人か分からないなどの、やはりそういった理由で、なかなか空き家を貸していただけないというのが実態となっておりまして、現状では需要と供給のバランスが非常に取れていないという結果でございます。したがって、制度的にはこういった制度はよろしいかと思うんですが、なかなか認知度が低く、貸主の理解が得られないというケースが大半でございます。

いずれにしても、住むことができる空き家等の物件は把握に努め、今度さらに推進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

空き家の適正な管理に関する条例の制定に向けての取り組みについてでございますが、先ほ

ども質問した中にありましたように、今、全国で31の市町村が制定しています。特に埼玉県の所沢市が22年の7月に初めての条例を制定しました。先ほど答弁の中で、建築基準法で建物の所有者に努力義務があるということで、それを根拠に条例を制定したと私は思っています。そういった中で、本市は環境創造都市です。すでに景観条例、まちをきれいにする条例、空き地、土地に関する適正な管理条例はすでに16年11月1日に施行されています。またまちづくり条例、景観条例も23年3月から施行されています。環境基本条例も制定される、そういう中でやはりこの条例は、県内ではまだ制定されていないと思います。まず、北杜市が率先的に取り組んでいくべき問題だと考えています。これは先ほど固定資産税、家屋は税務課が管轄です。そして環境関係については環境課、空き家バンクについては地域課が所管していると聞かれています。全体的には、まちづくり推進課がまとめて指導するということになると思います。やはり縦ではなくて横の連携をしっかりと、本市にふさわしい条例を制定していただきたいと思って今、質問しています。ぜひ、そんなに難しい条例ではございません。空き家条例、土地に関する条例により、適正な管理がされていない空き家の所有者には、勧告とかいろいろできるわけです。そういうものをよく庁内で検討して、早急に条例制定に向けて取り組んでもらいたいと思って、再度その考え方について伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

相吉議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、関係各課で連携をとりながら条例制定に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に若者等の雇用対策の推進について、再質問させていただきます。

長い経済不況が続く中で、引き続き若者の定住件数が少なくなっています。特に若い方の正社員としての採用率は少なく、依然として雇用関係はよくなる兆しが見えていません。なんとかこの時代を打開し、若者の雇用状況が少しでもよくなるよう願っているところであります。そこでこういうことができないか、質問・提案したいと思っています。

今年6月に北杜ハッピーワークが、つまり福祉ハローワークが開設され、相談件数が93件あって、うち13件が就職ができた、報告があったと聞いております。大変にうれしいことであります。これを若者等のハローワークにも併せて活用することができないか、伺います。

併せて、先ほど答弁がありました市のホームページにもリアルタイムで随時企業の求人情報を掲載することができないか、伺います。これはすでに秋田県の大仙市で行っていきまして、ハローワークでも温度差があるようですが、ぜひ紙ベースでは市のほうにきていると思いますが、市のホームページに掲載すれば、例えば都会からUターン、Iターンする方がリアルタイムで見られるということで、そのへんについての見解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

2点でございます。まず1点目。現在、設置してある福祉ハローワーク、これを拡大して通常のといいますか、一般の求職者にも拡大したらいかかというお話でございますが、先ほど当初の答弁の中でも申し上げましたとおり、それにつきましては今、葦崎のハローワークと協議を進めておりますので、今後も継続して協議を進めてまいりたいと、このように思っております。

2点目でございます。

ハローワークのホームページ、他県の事例をご例示されましたけども、ハローワークのホームページと現在、市のホームページをリンクさせておりまして、ハローワークのホームページのPDF部分だけはダウンロードできるようになっておりますけども、これも市のホームページのレイアウト等を工夫するですとか、見やすく誘導するようにするとかそういう充実は図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問ですが、今のハローワーク、なぜ質問をしたかということは、ハローワークがすごく混んでいるんですね。そして若者で、相談するところ、例えば卒業して何年か経った若者がいるわけですが、相談するところはハローワークしかございません。現状は満員で、とても対応できる体制があるとは私は思っておりません。インターネットで検索しなければ、情報が得られない状況、ハローワークで相談したくてもできない状況を見れば、混雑の状況を見れば若者は行かなくなってしまう、そういう状況も聞いています。そういう若者の気持ちも分かる気がします。そうした意味で先ほど、秋田県、東北地方ですが、もうすでにやっけていて、経費はかからないそうです。これはハローワークの問題だと思っていますので、紙ベースは先ほどきているということを聞いていますので、ぜひ取り組んで、北杜市として若者の就職情報、プラスアルファやっているんだ、そういう取り組みの姿勢を示していただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、まさに情報の発信源がハローワークしかない。あとホームページ等々で情報を得るにはもっと充実した内容、これについて市として積極的に今後、取り組むべきというお話ということはたしかにまったくそのとおりでございます。地理的に特に若い方は県のジョブカフェ山梨ですとか、就職相談総合センター、こういうところへ出向いていくのはたし

かに非常に不都合であったり、不便であります。

したがって、今おっしゃいましたようにホームページ等による情報の連携、これは比較的時間がかからないと思いますので、引き続きハローワークと協議をしてみたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

11時25分に再開いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

次に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

一般質問に先立ち、去る12月2日に発生した中央道笹子トンネル事故において、被害に遭われた方々へ心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

時間がありませんので、早速質問に移ります。早口になることをお許してください。

まず中部横断自動車道佐久ルート of 建設計画ですが、このほど新ルートが提案され、沿線の住民からは戸惑いや不安の声が挙がっております。国の計画とはいえ市民の意見を吸い上げ、疑問や不安を払拭する説明責任の第一義的には地元である北杜市にあるはずだと考え、以下の項目について伺います。

1997年の国幹会議で重要通過地域として、長坂町という地名が出てきます。87年の四全総以降、この間、誰がどのような場でどんな議論をして長坂町の通過が決まったのか。国交省からは明確な説明がありません。

市長は長坂町内で中央道と接続させることとの必然性をどのようにお考えなのか、伺います。

次に、北杜市が主催する全市的な市民との意見交換会の開催について伺います。

国交省はすべての市民、あるいは別荘所有者が自由に参加でき、意見を言うことができる場を設けてきていません。冒頭で申し上げたように、第一義的な説明責任は市にあるはずです。北杜市が独自に市民や別荘所有者との意見交換会を開催するお考えはありますか。

次に、観光振興に寄与するという根拠について伺います。

以前、清里駅前の駐車場経営者の方が清里の観光が駄目になったのはバイパスだ、これは旧清里有料道路のことですが、バイパスができたからだとお話されていましたが、この論法だと中部横断自動車道の建設は、清里観光に致命的な打撃を与えることになります。観光地としての実力があれば、高速道路がなくても人はやってくるはずです。それでも中部横断自動車道ができ、インターチェンジができれば清里の観光振興に貢献するという根拠について、お尋ねします。

次に、ルートを選択について伺います。

ルートの最終的な決定権は国にあることは承知していますが、選定にあたっては地元の意向が反映される傾向があると国交省から聞いております。現在、複数のルート案がありますが、市としてはどのルートをよしとするのか、その根拠とともにあえてお考えを伺います。

次に中央道笹子トンネルの悲惨な事故を受けて、市長の考え方を伺います。

今回の事故は開通から35年が経過して発生しました。人災の可能性も指摘されている中、国交省は事故の翌日の12月3日に、全国の吊り金具により支えられた天井板を有するトンネルの天井板の緊急点検を指示しました。

平成21年度国土交通省白書では、2011年度から2060年度までの50年間で老朽化が進む社会資本の維持更新費は190兆円、年間にして約4兆円に達すると予測しております。もちろん老朽化が進む社会資本の中には道路以外のものも含まれていますが、今後は新たな高速道路を建設することよりは、まずメンテナンスにお金をかけるという、検討をしていく必要があることを今回の事故が教えてくれたと考えるべきではないでしょうか。

こうした観点から中部横断自動車道の建設に対し、北杜市は建設計画をいったん止め、既存の施設のメンテナンスやひいては東北の復興に予算を使うよう、国に対して進言すべきだと考えますが、市長のお考えを伺います。

続いて、大泉町の水道問題について伺います。

1つ目として、市長は大泉町の市民の多くが改定後の料金を支払わないとする運動を続けている理由をどのように認識しておられるのか、お尋ねします。

2つ目として、市長は大泉町の水道使用料不払い問題をみずからの説明で解決しようとする意思がおりなのか、ないのか、これを伺います。解決しようという意思がおりならば、どのような方法をお考えなのか。決まったこととしてこのまま強行する場合、不払いをしている住民に対してどのような対応をするのか伺います。

3つ目として、市長はこの事態の收拾に向け、大泉の住民に対して直接説明する責任があると思いますが、その考えをお持ちでしょうか、重ねてお考えをお聞きます。

4つ目として、料金を統一しないと国からの補助金を受けられないという説明をしながら結局、料金体系は2系統となり特別なペナルティもありませんでした。つまり虚偽の説明をして料金の統一を強行したということになるのではないかと大泉町民は考えておりますが、市長の見解を伺います。

最後に2体系でいいということであれば、大泉をどちらからも外して3番目の料金体系にすることも可能なはずですが、なぜそうしないのかを伺います。

北杜市簡易水道運営委員会による北杜市水道料金等に関する答申では、白州・武川を分けた理由について、料金水準の大きな差異を挙げております。料金水準の大きな差異によって料金を2体系に分かれるのであれば、大泉を白州・武川に組み込むほうが理にかなっているともいえると思いますが、いかがでしょうか。コップ1杯の水の料金が地域によって異なるのは、料金設定の原則が原価主義である以上、当然のことであって、違いが生ずるのは無理からぬ話だと考えます。

続いて、野生のニホンザルによる農業被害の対策について伺います。

市内各地でサルによる農作物の被害が目立っていますが、八ヶ岳南麓でも小淵沢町の一部などで被害が出始めているようです。サルによるさまざまな被害は全国各地で問題となっており、

この問題は農作物に限ったものではないことは周知のとおりです。八ヶ岳南麓でもそう遠くない将来、この問題が深刻化すると考えられる。その点について、市長の見解を伺います。

武川町の調査をしてきた知人の受け入れではありますけども、現在、八ヶ岳南麓にはすでに200から300頭のサルが生息しているとの見方があります。この問題について、市長はどのような認識をお持ちでしょうか、伺います。

八ヶ岳南麓の農家は、まだサルを目撃さえほとんどないことから、被害についてイメージができていません。そのため、対策についても遅れをとっているのが現状です。私は旧大泉時代からこの問題に警鐘を鳴らし続け、最近も幾度ともなく市長、副市長をはじめ関係者の皆さまに早めの対策をとるように進言してまいりました。今後の対策について、今から勉強し準備を始める必要があると考えていますが、市長の見解を伺います。

日本全国各地の観光地にも、ニホンザルは大きな被害をもたらしています。日光、軽井沢、志賀高原などの教訓をどのように捉えておるのか、併せて市長の見解を伺います。

以上、答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員のご質問にお答えします。

中部横断自動車道佐久ルート建設計画について、いくつかご質問をいただいております。

清里の観光振興への寄与についてであります。

清里地域にはインターチェンジの設置を強く要望しているところであり、国道141号にアクセスするインターチェンジが実現すれば、清里はもとより平成22年に認定された八ヶ岳観光圏を中心とした広域的な観光振興に十分、寄与するものと期待しているところであります。

また、その前提として新たな人の流れを市内へと誘導する魅力づくりこそが重要であることから、市としても地域を挙げての取り組みに対する支援に努めるべきものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えします。

大泉町の水道料金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、改定後の料金を支払わない運動についてであります。

住民に直接影響する公共料金の改定についてはさまざまなご意見があると思いますが、不払いを続けている方々の思いは、料金改定時のプロセスに対する不服の表明と認識しています。

次に、市長みずからの説明で解決する考えと不払い者への対応についてであります。

料金改定を目的とした北杜市簡易水道給水条例は、すでに平成23年1月から施行されており、このことに関し改めて説明する必要はないものと考えています。また、不払い者の今後の対応については不払いではなく滞納として、条例等に基づき対応していく考えであります。

次に、市長みずからの説明責任についてであります。

このことについては担当職員の料金改定に伴う住民説明会等を含め、議会における説明を

もって責任は果たせたものと認識しています。

次に、料金統一と国からの補助金の関係についてであります。

国は平成19年度に国庫補助制度の見直しを行い、水道事業経営の効率化、健全化を進めるため同一市町村内の水道の事業運営を一本化する事業に対し補助金を交付することとしたため、説明会では国の方針を説明したものであり、誤った説明はなかったものと考えています。

次に、料金体系についてであります。

今回の料金改定にあたっては、本来1体系であるべきところを簡易水道運営員会の答申を尊重し2体系とした経過があります。したがって、それをさらに細分化するのは料金統一にはならないと考えております。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えします。

八ヶ岳南麓のニホンザルによる農業被害について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、ニホンザルの生息数の認識についてであります。

市では平成23年度から臨時職員2名を雇用し、テレメトリー受信機により市内のサル群を捕捉し行動域調査を実施しております。エアガンによるサルの追い払い、罠による捕獲も行っております。

平成23年度の調査結果では市内に11のサル群が存在し、八ヶ岳南麓地域では小淵沢町で約100頭の1群が確認されております。引き続き監視を継続する中で、追い払いなど事前の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、農家への啓発活動についてであります。

市ではニホンザルを含む野生鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、地域が一丸となった活動に対し、市が補助金を交付する北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業などを広報誌やホームページにより周知しております。今後は区長会などを通じて、地域住民への啓発活動をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、全国各地の観光地の教訓についてであります。

観光地におけるニホンザルの被害については、観光客による餌付けなどに起因しているものが大半であり、人に慣れきったニホンザルが観光地の生活環境を崩し、観光物産品や農作物に大きな被害をもたらしております。

今後は観光地の実情や対策を調査・研究し、地域関係者との連携による有効な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道佐久ルート建設計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中央自動車道との接続地点が長坂町内であることの必然性についてであります。接続地点に関しましては標高を考慮し設定していると国から伺っており、道路勾配や通行の

安全性、地域への影響、建設費等を総合的に検討した結果であると考えております。

次に、市が主催する市民との意見交換会についてであります。

意見交換会につきましては、事業内容について把握している実施主体たる国が主催する中で開催されるべきものと考えており、北杜市内において、誰でも参加できる公開の意見交換会を1月中に計10回程度、開催する予定だと伺っております。

次に、現在示されているルート案の市の考えについてであります。

市として一概に「良し」とするルートはありませんが、できるだけ豊かな自然環境や清里地域へのアクセスに配慮した路線となるよう整備を要望してきたところであり、こうした要望も踏まえる中で今後もさまざまな検討が行われるものと考えております。したがって、どのルートになろうとも最良のルートが選定されるものと考えております。

次に、高速道路建設促進よりもメンテナンスにお金をかけるべきだということについての質問であります。

高速道路に限らず、社会資本の老朽化は大きな社会問題であり、本格的な対策が必要であると考えております。また同時に命を守り、地域振興に寄与する幹線道路についても積極的に整備を図る必要があるとも考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

残り3分を切っておりますので、お知らせします。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

まず、中部横断道について再質問をさせていただきます。

先ほどの千野さんの質問のときにもそうなんですけども、すべて国任せではなくて、地元の自治体である北杜市が北杜市民の声を吸い上げて、積極的に関与してほしいということを申し上げているわけですね。したがって、先ほどの選定についても最良のルートを選定してくれるだろうというふうなあなた任せではなく、市として市民がこう考えている以上、こういうルートをやってくれないかというふうな、要望を強くしていくということがないのかということに改めて伺いたいと思います。

それから長坂を通過する、今、長坂ではなくて北杜市という言い方になっておりますけども、長坂を通過するのは標高をかせぐためだということは分かります。しかし、例えば旧清里有料道路を使うという案になった場合に、あの橋を渡って清里に行く勾配は、そのまま使うとなれば高速道路としての勾配は当てはまらない。そうするとせっかく標高をかせいでも、そこで話が台無しになってしまうわけですね。そこらへんの整合性が見えないんですが、そこをどういうふうに考えているのか、お答えください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

岡野議員の再質問にお答えをいたします。

説明会、意見交換会については市が主催して実施すべきだというご意見・ご質問であります
が、私ども決して説明会をすることを、何か逃げているような、何かそんな印象を与えている
ようで大変遺憾に感じております。これはやはり国が積極的に説明会、意見交換会というもの
を開催するならば、その場で直接意見を言っていたいただいたほうがことは伝わりやすいのかなど。
市が主催するのか、国が主催するのかという問題では私はないと思っております。

ですから私どもは国に対して、市民に対しての説明会を開催してくださいということも繰り返
返し、これまでも申し上げておって、それが功を奏したかどうかということはちょっとなんと
も言えませんが、いずれにしてもこのたび10回程度の市内における説明会というものが実現
したわけですから、その場でしっかりと意見も言っていたなく、そして私どもは市として当然
言うべきことはこれからまた国に伝えていくという、そういった会であってよろしいのではな
いかというように思います。

2点目の標高、示されたルート案が勾配的に整合性が、これまでの案と今回、示されたもの
で整合性が取れるのかというふうなご質問でありますけれども、これらについても大変専門的な
部分、技術的な部分もございましょう。内容について、私どもも詳細なものは把握しておりま
せんが、いずれにしても最良のルートが国によって選定されていくというふうに確信をい
たしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再々質問をさせていただきます。

先ほどの説明会なり意見交換会なりですけども、国交省のやり方というのは7月8日に海ノ
口でやったように、時間も意見も人も全部制限されてというのが僕らの印象です。そうではな
くて、全部フリーで誰もが参加できる、そういう形にしてくれというのが住民たちの強い意向
だと思うので、そこをぜひ北杜市からも働きかけてくれということを申し上げております。そ
こはいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

再々質問にお答えをいたします。

まったくご指摘のとおり、そういう意見交換会でなければ、いわゆる説明会ではなく意見交
換の場でなければならないというように考えております。ですから国が開催しようとしている、
この意見交換会といいますか、説明会は国ではコミュニケーション活動の一環だというように
申しているわけですから、その場は活発なコミュニケーションが交わされる場であるというふ
うに考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り1分です。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

あと1分ということです。サルについて、再質問します。

小淵沢で約100頭の群れが確認されているということは、これは考え方によっては非常に大問題になります。執行側の見解を伺いますが、この100頭のサルが今後どういうふうに移して、どういう被害が想定されるのかをご説明いただけませんかでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

岡野議員の再質問にお答えをいたします。

100頭のサルが今後どう推移していくかという見込みということでございますが、サルの群形成につきましては、すみません、素人ながらの知識で申し訳ないんですが、100頭、多くても150頭ぐらいで1群をなすというふうに考えておりますので、今後このまま放置しておきますと何年か後には2班に分かれるかもしれないということは十分考えられます。また先ほど申し上げました市内のその他の群では100頭規模のものが1つ、あとはそれ以下のものがございますので、なるべく群れが分散しないように、そういうふうな対処を考えていきたいと、こんなように考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り37秒です。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

100頭のサルがどうなるか、これは武川のデータをよく調べてほしいんですけども、ある時期を過ぎると武川ではサルの人口、ポピュレーションが爆発的に増えているという数字が出ています。これが八ヶ岳で起こったらどういうことになるのかということをよく考えて、これからの対策をとらなくてはいけないということを申し上げているんですね。そこをぜひ、これから先、武川の事例を研究しながら八ヶ岳南麓の対策を考えていただきたい、そこをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

群れがあまり大きくならないように、分裂しないようにというご指摘でございますので、今ご例示がありました武川の群れ等々、十分調査・研究しましてぜひ効果的な対処に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党の一般質問を行います。

はじめに青年就農給付金について、いくつか質問します。

現在の農業従事者の平均年齢は65歳ですが、米作農家に限定すれば高齢化はもっと深刻です。狭い耕作地で高額 of 農業機械を使い、生産性が上がらない農地で夢を描けというほうが酷な話です。嫁さんだって来てくれません。広大な土地を使い少人数で大々的に機械化された農業を営んでいるアメリカ、オーストラリアなどと比べたら基本的にモチベーションが違います。

一方、過去20年間で農業従事者数は約900万人から560万人に激減し、耕作放棄地も拡大し、土地持ち非農家の割合が増えています。中山間地域の農業は、規模拡大するのは不可能に近い。これまで農業法人化への取り組みを推進してきましたが、その法人も高齢化で担い手不足の状況。農業問題は農村、農業者の問題ではなくて、ある意味、消費者の問題でもあります。安全・安心の食料を確保するためには、価格が安いという理由だけでは不安定です。気候変動などの不安定要素の多い昨今、食料自給率の向上は不可欠です。そうした観点から、農業の将来は消費者の考え方にかかっているといえます。

こうした中、平成24年度食糧・農業・農村基本計画に基づき農業における青年新規就業者の定着を図るため、青年就農給付金制度が実施されています。

以下2点について、伺います。

本年9月より実施し、31人程度の申し込みがあったと聞いておりますが、この状況についてはどうか、お答え願いたいと思います。

2つ目、これには準備型と経営開始型の2通りがあるが、申し込みは経営開始型で期間は5年間となっています。これはいかに定着するかが大事でその方策について伺います。

次に、リース方式による公共施設へのLED照明の導入について。

東京電力、福島第一原子力発電所の事故を受けエネルギー政策の大きな転換が課題となり、これは電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。

逼迫する電力事情を背景に省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は、積極的に検討すべき課題といえます。またLED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。

しかしLED照明への切り替えとなると、照明器具は高価なため予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても初期費用は重い負担とならざるを得ません。逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するためには、こうした事態を打開したいところです。その1つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明の導入を進める動きがあります。リース方式を活用することで、新たな予算措置をすることなく電気料金の節減相当分で、リース料金を賄うことを可能とするものです。茨城県取手市や千葉県茂原市などはすでに実施されており、効果は顕著に表れています。

そこで質問いたします。

逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明を積極的に導入する考えがあるか、伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員のご質問にお答えします。

青年新規就農給付金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、就農給付金制度の実施状況についてであります。

この制度は青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、人・農地プランに位置づけられた就農時45歳未満かつ就農5年未満の新規就農者に、年間150万円を最大5年間支給するものであります。本年度については、31名に対し給付を予定しております。

次に、新規就農者の定着への方策についてであります。

JAなどの関係機関との連携による経営改善指導や技術向上に向けた指導を継続し、農業委員会や北杜市農業振興公社と連携する中で、経営規模拡大を進めてまいりたいと考えております。さらに地域活動への積極的な参加などを通じて、コミュニティの形成が図られるよう助言を行ってまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

18番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

リース方式による公共施設へのLED照明の導入についてであります。

本市は多くの施設を有しており、電気料削減のため、本年12月より電力供給を特定規模電気事業者、いわゆるPPSに切り替えたところであります。LED照明につきましては、省電力と製品の寿命の面で注目されており、本市でも本庁舎新館等の新規建設時には一部採用したところであります。しかしLED照明は統一した規格がなく、寿命についても検証が済んでいないなど、課題もあることも事実であります。

こうしたことからLED照明の導入につきましては、リース方式の経済性や製品の信頼性・価格等を見ながら、計画的に導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

最初に、青年新規就農給付金についてお伺いいたします。

今年は31人程度ということで、来年度以降はすでに決まって、60人ぐらいというふうに聞いてはおりますが、その内容についてちょっと、もう少し具体的に教えていただきたい。

そしてもう1つ、支援体制についてですけども、振興公社とかいろいろ考えているようですが、今までの例を見てみると、なかなか仲間づくりとかそういう地域の方に飛び込む、そ

ういうことが難しいというか、なかなかそのへんがうまくいかないということがあると思うんですが、そのへんのところの体制についてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

小尾議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、新規就農者、来年度以降の見通しということで、60名程度の内訳というご質問でございます。

現段階で、来年度予定しておりますのはまず単身の就農者が28名、それから夫婦での新規就農者が19組38名でございます、合計で66名を想定しております。

そして2点目の再質問でございますが、新規就農者に対する地域の仲間づくりに対する支援体制ということでございます。

地域就農者の支援につきましては、農地の斡旋から始まりまして県、農協等とタイアップをして支援をしているところでございますけども、今後こうした新規就農者が農業の担い手としてだけではなく、地域コミュニティの構成員として地域に定着できるよう、まず就農者同士の情報交換の場づくり、そして地域の構成員として地域コミュニティの形成への仲間づくり、その2点につきまして引き続きソフト面の支援ですね、これを県、農協等となんらかの支援ができないかというようなことを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

新規就農寄附金について、もう1点ちょっと確認をしておきたいんですが、これについての人数制限とか、ある意味、金銭的な制限もあるかも分かりませんが、このへんのところの状況をお知らせ願いたいと思います。

それからLEDの照明の導入についてですが、およそ分かる範囲で結構ですけども、現在の電気料金がどの程度になっているのか。それをこの電気料金については、すでに今年4.8%ですか、値上がりしました。今後さらに電力需要の自給等も考えれば上がることが予想されます。そういうことも含めて、これは今後の課題にもなるかと思うんですが、こういうものを置き換えていったら金銭的にどういうメリットがあるのか。もし仮にデメリットがあるとすればなんなのか、そこらへんもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

小尾議員の再々質問にお答えをいたします。

新規就農者における、まず金銭的な制限でございますけども、これは年間の所得が250万円を上限とされております。そして人数につきましては、特に制限はございません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

小尾直知議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

本庁舎といいますか、市の施設の中で電気料はどのくらいかかっているのかということですが、23年度の実績で試算いたしますと本庁支所、あくまでも市役所の本庁支所だけでありますが、年間で3,400万円くらいの電気料がかかっております。それと市全体の中で50キロワット以上という、大口の施設でいきますと72施設ほどございます。この72施設について、PPSの導入をこの12月から行ったわけではありますが、72施設の総額でいきますと年間で2億4千万円ほどの電気料でございます。これがPPSを今月から導入したことによりまして、節減額は全体で900万円ほどとなる予定でございます。

ちなみに今回の電気料金の値上げに伴いまして、現在2億4千万円がかかっているわけなんです。値上げの影響幅といたしますと約5千万円ほど値上がりが見込まれてしまうという状況だというふうに判断をしております。

そういった中でLED照明を付けることの、なかなか品質、規格、基準、そういったものの確たる状況の製品がないというふうな判断もしているわけではありますが、効果としては普通の蛍光灯に対してLEDを使うことによって、約半分くらいにその電気料が減ってくるということがいわれております。電気使用料も含めて、17%程度の節電効果が見込めるんじゃないかという見方をさせていただいております。

また年間の点灯時間が2,500時間以上の場合については電気料の削減額でリース料金、リースをした場合ですが、リース料金を賄うこともできるということでの大きなメリット効果もあるというふうには考えますので、このへんについても品質基準等の動向も注視しながら計画的にLEDの導入にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、小尾直知君の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

1時半にご参集ください。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

12月議会にあたり、3点について市長に質問いたします。

質問の第1は、重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料の継続を求めることについてです。

山梨県の重度心身障害者医療費助成制度における窓口無料化は、長年の障害者団体・家族の運動があり、知事が選挙公約して2008年に導入された全国に誇ることのできる制度の1つです。これを自動償還払いに後退させることは、所得収入が少ない多くの重度障害者本人やその家族の方が毎回、窓口負担分の現金を用意しなければならず、お金がなければ受診できないという状況が生まれます。山梨県は障害者の負担軽減のため、貸付制度をつくるとしていますが、貸付制度の手続きで役所や医療機関を往復したり、書類を作成することは障害者本人や家族の方へのさらなる負担を増すことになり、非常に使いづらい制度であることが他県で証明されています。医療が命綱である重度の障害者の実情を知っていただき、現行の窓口無料の継続を求めます。

なお、北杜市での受給者証交付者数は1,761名です。北杜市での事業費実績は約8,800万円、今年の4月です。

1. 重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料を継続するよう、市から県に要請してください。

2. 窓口無料にかかるペナルティの撤回を市から国に要請してください。

市長の見解を求めます。

質問の第2は、北杜市のデマンドバスを自主運行して存続することについてです。

9月議会での私の質問の答弁で市長は高齢者、交通弱者をはじめ市民の足を確保するための公共交通体系の維持は市の責任であると考えておりますと述べています。それにもかかわらず12月7日の全員協議会で示された市の決定は、平成25年3月末をもってデマンドバス実証運行を終了するというもので、まったく責任を果たしているとは思えない。業者の営業は守るが市民の生活は守らない。このような市政でよいのか。タクシー業者に頼らず市の責任で独自に自主運行すべきである。オペレーターは市の職員、バスは市有のもの、運転手は公募するとか、自主運行できるのではないか。市長の見解を求めます。

この間の実証運行で地域によって利用に差があることが明らかになった。すべてを平均で議論するのは適切ではない。例えば平成23年度の1人当たりの経費4,131円と書かれているが利用者の多い4号車は2千円、少ない8号車は2万円以上になるのではないか。4号車のような利用者数にするには、どうしたらよいか考えるべきである。なんのための実証運行だったのか、地域によってデマンドの利用に差がある。利用が多いところは続け、利用の少ないところはどういう方法がよいのか考える。そうでなければ実証運行の意味がない。デマンドバスの利用者が多い地域は残すべきではないか。八ヶ岳南麓の4町は利用者も多いのでデマンドバスを工夫し、他町は路線バスに戻すということでの試算はしてみたか。市長の見解を求めます。

質問の第3は、中部横断自動車道建設の中止を求めることについてです。

国交省、社会資本整備審議会の関東地方小委員会ワーキンググループが自然環境や景観への配慮を求める地元住民の声に配慮し、清里高原を迂回する新たな2案を提示しました。2012年11月22日の山日新聞により。

ルート案は2案とも約1キロメートル幅で示し、事業費は1案は約1,700億円から1,900億円、2案は約1,600億円から1,800億円を見込んでいます。私は9月議会でも住民は誰でも参加できる公開の説明会を北杜市で開催するよう国交省に求めるよう、市に要求してきましたがいつ開催されるのか、答弁を求めます。

12月2日の中央自動車道、笹子トンネルの天井崩落事故を受けて、道路の新規建設を抑えて道路の安心・安全確保のための施設の維持・管理・更新に重点を移し、大型開発から命と暮らしを守る地域密着型の公共事業に変えるべきだとの住民の声が出ています。八ヶ岳南麓を横断する自動車道の新規建設の中止を求めるべきではないか、市長の見解を求めて質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成事業の窓口無料化の継続について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、窓口無料化の継続についてであります。

窓口無料化につきましては、市長会から県に対して国の公的負担制度が確立するまでの間、現行制度を堅持することを要望しているところであります。しかし、現時点では窓口無料化を廃止するとの県の方針に変更はありません。

今後、仮にそうなった場合でも障害のある方々の負担が可能な限り抑えられる仕組みとなるよう、県と協議を続けてまいりたいと考えています。

次に、窓口無料化にかかるペナルティ撤回についてであります。

窓口無料化の実施に伴う国民健康保険のペナルティについては、市にとっても大きな財政負担となっております。このため毎年、市長会から県に対してペナルティの廃止を国に働きかけるよう要望してきたところであります。また、全国市長会からも国に対して同様の要望を行っております。しかし、現状ではペナルティ廃止の実現の見通しは立っておりません。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバスの自主運行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンドバスの自主運行についてであります。

本市で行っているデマンドバスの実証運行は、その形態から道路運送法上の運行区分は一般乗り合い旅客自動車運送事業の区域運行という位置づけとなっております。

この運行形態は、市が市民バスの運行を同法第78条の規定により自家用車両、いわゆる白ナンバー車両により行うことを認められているケースとは異なっておりまして、同法第4条の営業許可を受けた事業者だけに認められた事業であるため、市の自主運行が認められることはございません。

次に、エリアを分けてのデマンドバスの継続についてであります。

今回のデマンドバス実証運行については、市の今後の財政負担等、いくつかの課題がありますが、運行終了の最大の要因は、市が安価なタクシー事業を行っていることがタクシー事業者の経営を圧迫し、事業者の理解が得られないことから来年度の契約が締結できないということ

でございます。

利用者の多い地域についてはデマンドバスを残すべきとのご意見であります。利用者が多いということは、それだけタクシー事業に影響を与えているともいえるわけであり。エリアごとに運行を見直せば解決する問題ではないと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道建設の中止について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公開の説明会の開催についてであります。

去る11月21日に開催された第1回ワーキンググループの会議で、北杜市内において誰でも参加できるとして、自由に意見の言うことができる公開の意見交換会を1月中に計10回程度開催する予定だと伺っておりますので、日程が決定次第、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に新規建設を抑え道路の維持、管理などに重点を移すため、建設の中止を求める考えについてのご質問であります。

道路に限らず施設の適正な維持・管理につきましては、生命に関わる非常に重要な事業だと認識しております。今後は長寿命化対策に重点を移しながら、ライフサイクルコストの縮減と費用負担の年度間における平準化を図る必要があると考えておりますが、その一方で地域振興に寄与する道路建設の必要性までもが否定されるべきものではなく、社会資本整備は総合的な見地から議論・検討されるべきものと考えておるところであり、市としてこの中止を求める考えはございません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

11月27日の山日新聞に載っていましたが、「重度障害者家族は嘆く」という記事を私も読みまして、非常にその障害者の病院の窓口での診察が無料というのがいかに優れている、そういう施策であるのかと、そういうふうにつくづく思いました。本当に今の知事もこういう運動がもとで山梨県がそれに踏み切ったということで、非常に山梨県は土木行政だといわれた中で福祉でひとつ目立ったのは、この重度心身障害者の窓口無料であったと。それを今の知事が素晴らしいことを始めておきながら、今度は自分の手でこの制度を国のペナルティがあるからといって閉じてしまおうとしている。これに対して障害者の家族、障害者が署名運動をして今、県に働きかけをしているわけです。そういう点で市からも強く県に働きかけをしていただきたいということと、国に対してこんないいことをやっているのにどうしてペナルティをかけるのかということについて強く抗議をしていただきたい、そのへんの決意をお願いしたいと

思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

中村議員の再質問にお答えをいたします。

本市、それから県内の市町村におきまして、今までもこの制度の存続を県、それから国へも要望をしてきているところでございます。そのような中で今回、県がこういうふうな決断をするということで今、進んでいるわけでございますけれども、市といたしましては障害者の方々に負担のかからないように、これからも県と協議を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

では、次の項目で再質問をいたします。

このデマンドバスについてですけども、国の補助金を3年間受けて実証運行してきて、本来ならこの4月からは本格実施に移るべきでしたけれども、業者と市当局との交渉がうまくいかないという話でこれが頓挫しようとしているわけですが、今までも市民の声を、利用者の声を聞きなさいということを何回か、私ども議会で言ってきたわけですが、ほとんど利用者の声を聞かない。今回の市の決定についても利用者の声をほとんど反映していないと、そういうことで結論だけが出されてきたというふうに感じるわけですね。そういう点で補助金があるときには、潤沢に業者にお金をばらまいたというかそういうことでやってきて、そのツケが今ここへきているんじゃないかというふうに考えていますけれども、そのへんの経過について市当局では反省がないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

21番、中村隆一議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、私たちはこのデマンドバスを取り入れた段階から地域推進協議会ですか、その推進協議会の中にも利用者の代表の方たちも入っていただきながら、またいろんな提案・提言、それから直接に私自身もその方たちとの話し合いの場の中にも参画して、利用者の方々の声を尊重しながら十分に考慮してきたつもりでございます。

また当然、協議会の会議の中におかれて出た内容につきましても、それらをもちろん尊重しながら、例えば乗り合い率が低いものをなんとかしなければならない、それから当日予約についても実現してほしい、そういった部分を検証する意味においてもドア・ツー・ドアでいきたいという要望もありました。実証でやる以上はこういったものも基本的に確かめてみないと、どういう状況になるのかということが判断できないということから、今年度、今年の4月から

フルデマンド化を含めた中でトータル的な運行状況を確認するという状況の中で、運行してまいりました。

さらに事業者に委託料をばらまいてというような今、ご質問でありましたけども、ばらまくという意味が私にはよく理解できませんけども、当然、委託料としての契約、その見直し算定の均一化、統一化という部分における取り組みはしてきたわけですが、決してばらまくというような、そういう形のものではないというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

私もよその県の例なんかもちっと聞いてみましたけども、北杜市のように市民バスを切ってデマンドバスを取り入れたと。今度は逆にデマンドバスをやめて市民バスに戻すということで、救えなかった部分をどういうふうに救っていくのかと、そういう点が現在欠けていると思うんです。そういう点で宮崎県の山間の町、三股町というところでは生活支援のためのコースということで、山間部から病院とか買い物に行けるようなところには、そのデマンドバスに代わるような、そういうコミュニティバスを走らせていると。小型のバスなんですけどもね。そういうふうに考えてみてはどうかと、そういうふうに思います。

それともう1つは、デマンドバスを応援する人々が市長宛てに抗議文を出している。こういう事態を受けて、なおデマンドバスを切って市民バスに変えてしまうと。このへんが拙速ではないかと思いますけれども、この市に対する、市長に対する抗議文の受け止めなど、どのように考えているか答えてもらいたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

21番、中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

先ほど宮崎県の三股町という例を参考にお話いただきましたけども、コミュニティバスを打ち出しているということですが、このへんは山間地域である町かもしれませんが、こういった地形とか面積とか、あるいは中心市街地的なものがあるとか、そういった地域状況の中でまったくもって、このへんの判断は変わってくるのかなというふうにも思われます。言うならば12月19日の山日新聞の中に南アルプス市のコミュニティバスの廃止の記事をご覧になった経過があるかと思いますが、南アルプス市もそれぞれ最寄りのショッピングセンターに市民の要望に応じて、コミュニティバスを運行させてきたところですが、やはり利用者がいないということから、来春それを廃止すると。市の負担は2,300万円くらいだというふうな記事があったと思われれますけども、そういう形の中でやはり利用率が低いということは、それを将来にわたって維持していくということは非常に厳しいと。特にこういう時代の中においては健全化ということを柱に掲げる中において、やはり厳しいという判断をせざるを得ないということも南アルプス市の中では、そういうふうに起きたものだと思っております。

それから応援する会の抗議文というお話もありましたけども、抗議文にかかわらず私もこの

関係に関わってから応援する会の皆さん方のご意見というものは、本当に尊重する形の中で十分にそのへんも配慮する形の中で進めていこうという思いでやってきたことは事実であります。しかしながら今回のことに関しては、やはりタクシー事業者が、タクシー事業者が実は悪いんではないんですね。こういうことでこういうことをやってきたことは、あくまでも実証運行という形で、これを試していくうちにいくつか気づかされたことがあります。それは市がデマンドバスの利用者を増やせば増やすほど、これは何回も言っていますけども、タクシー事業者の収益を圧迫させてしまっていたんだということに遅ればせながら気づかせていただいた部分があります。それから北杜市が効率的な公共交通の運行に馴染みづらい地域であることということから、この地域には多くのタクシー事業者が発展してきたという歴史的な背景があるんだということを感じさせられました。

それから行政サービスには限界があること。それからタクシー事業者を市がこれを存続して続けていくということを判断し、やっただ場合にタクシー事業者を廃業に追い込むということではできないと。市は地域の産業を守ることも大きな役割であるというふうに思います。

それと振り返ってみればということですが、過去の経過から私が見る限りにおいては、女性たちも30代、40代の手習いの中でテラーの資格を取り、もっと小回りにということでバイクの資格を取り、そして年を取ってきていよいよバイクも乗れなくなったときに、何に乗ったかといったシニアカーを自分で購入して、自分たちの足を確保していただきながら生活をしていただいているという、そういう高齢者の方もたくさん見るわけであります。

ですから、こういった意味においても、なかなかこの地域としては、これだけの広大な地域を本当に効率的に運行するという、行政が行う公共交通の難しさというものを感じたわけがあります。特にタクシー事業者が圧迫するということではありますけども、現実には自分たちがそのタクシー事業者に代わったときに、当然それは、行政が本来こんなことを税金かけてまでわれわれの収益を減らすような運行形態をとっていいんですかと、当然それは出る話だというふうに気づかされました。そういった意味で、地域の産業を守る意味においてもこの判断ということを経ざるを得ないということとっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間2分3秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは、その次の項目ですけども、7月8日に長野県の南牧村で住民説明会がありました。これは発言する人の人数が制限されていたり、発言者が制限されていたと。傍聴人も制限されていたと。そういう説明会であったわけですが、これを北杜市側で住民が誰でも参加できる、そういう説明会、その要望をずっとしてきたわけですが、その要望がまだ満たされていないということで、そのへんについてその実行を求めるということで、市の努力をもう一度伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

7月8日のコミュニケーション活動は、一方的な意見の言えないものであったと。それを反省点として、市でも北杜市内で自由に意見の言えるような説明会を開催するように国に要望しろというのがたしか以前のご質問の中にあった、そのことは十分承知しております。それで市内で説明会、意見交換会を行うというのは先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、国では1月中に10回程度、双方向の意見交換会を開催するということをはっきり明言しておりますので、日程的なものがまだ定まっていないというところではあるんですが、定まり次第、市としても周知徹底には当然、全面的に国に協力してこれを進めたいというふうに考えています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間1分6秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

この前、山日新聞で国交省のほうから迂回案が、八ヶ岳の南麓を迂回する、そういう案が提案されていたわけですが、そのときに部長が出掛けて行って、高根町の東井出とか村山西割とかというところで、集落で説明会を開いたと、そういう話がありまして、私どものところでやってくれないかというふうな声が大泉町などでありましたので、そのへん部長が出掛けて行って説明するということはあるのか、ないのか。ぜひしてほしいという要望があるんですけど、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村隆一議員の再々質問にお答えをいたします。

たしかに私ども5地区で説明会を、私どもが主催するという形は当然取ったわけですが、内容的には地元からの要請を受けて、国にぜひ今までの経緯を、10月4日までの経緯ですよ、その経緯の説明に来ていただかせんかというお話をして、国がこれに応じて実施したというのが実情でありまして、内容については当然、私ども詳しい部分まで承知しているものではありませんので、当然、内容的な説明は国が行ったという事実はございます。

それで、今後そういった説明会の開催が可能なかどうなのかというあたりもこれもひとえに国がその要請に、国としてお答えいただけるのかどうなのかといった部分はございますけども、ただ、今、私どもが考えるのに明らかにその1月中に計10回の意見交換会が開催されるということがはっきりしておりますので、経過の10月4日に立ち返っての同様な説明をしろと国にいった場合に、国では意見交換会の冒頭にそれぞれ、その都度、10月4日時点に立ち返っての経過の説明をその冒頭にするというあたりで、その要望にはお答えできるのではないということもこの間、国のほうに伝えておきました。それがどんな形で実現するのかは、私どもちょっと今のところ見当がつかせんけども、国にはそういう説明会が可能なかどうなのか、単なる先ほど来申し上げていますような、意見交換会ということだけではなくて、冒頭に10月4日までの経緯を説明するそういう機会が設けられるかどうか、今、検討していただ

いているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この議会でも結構、中部横断道に対するご意見が多いわけでありますけども、私もたびたびここで説明することもあるわけでありますけども、中部横断自動車道は私どもこの地域で生まれ育ち子々孫々にふるさとの繁栄を考えるとときに必要な道路であるという、私も認識に立っています。そしてまたこの中部横断道路が時に20年前にいろいろな意味で運動が起きたときに「君は太平洋を見たか 僕は日本海を見たい」という意味からすれば、まさに内陸圏に位置している北杜市の市民の願いでもあると私も率直に思っているところであります。たびたびここでも申し上げますとおり、今日的に月並みでありますけども、環境にやさしい道であってほしいというのも市民の等しく願いとするところだと思います。なんとなく中部横断道路は白根楕形を見てしまうから非常に心配されるわけでありますけども、私も大変当局と詰めたわけではありませんけども、そんな道は少しも考えていないと思います。

そういう意味で、ルートとか構造とか等々については当然、最大限配慮された形の中で位置づけていただけたらと思うわけでありまして、今度の議会でも結構、中部横断道に対しては心配の声を含めて多々あったわけでありますけども、私どももそういった基本的スタンスで当局にしっかり要請と実現を図っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

私はこのたびの市議会議員選挙において、市民の声を市政へ、皆さんの声を市政に反映させましょうを掲げて、市民の皆さんにお伝えしてまいりました。微力ではありますが、全力投球します。まずは今できる一歩から始めたいと思っております。

住んで誇れる北杜、住んで誇れるまちづくり、地域づくりのために今後、全力で活動してまいりたいと思っております。

さて、白倉市長は12月4日開会の第1回臨時会での所信表明の中で、市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕すると市政にあたる基本姿勢を述べられました。

そこで私は今議会において北杜市に山積する課題等の中から、以下10項目について質問させていただきます。

まず第1は、公共料金等の改定に市民の意見を十分反映させるにはであります。

今後、市では公共料金、各種使用料等の改定も予定されていることと思いますが、ここでは昨年改定され施行された北杜市簡易水道料金について、お伺いいたします。

私は、大泉町民の多くの方々から先の水道料金改定に納得がいかないとの声を聞いております。平成21年5月8日付け、北杜市水道料金等に関する答申、北杜市簡易水道運営委員会の

2の（5）説明責任についての項の中で本改正は使用者の痛みを伴うものでもあり、十分な説明責任が果たされなければならないと明記されてあります。

そこで水道料金改定の経過について市長に納得いくよう説明をされ、説明責任を果たすことが求められていると思います。そのためには市長が出席して、直接住民に説明する機会を早急に設けてもらうことだと思います。

私はこの選挙期間中、多くの人たちから私たちは水道料を払いたくないのではないよ、水道料金改定について納得のいく説明をしてもらいたいんだよとの話をあちこちで聞きました。これが大泉町民の多くの声であると思います。住んで誇れる北杜のためにも市長が出席して、直接住民に説明してもらえるのかどうか、ここでお伺いいたします。

第2は、中部横断自動車道建設計画についてであります。

中部横断自動車道建設計画について、新しいルート案が平成24年11月22日付け山梨日日新聞に報道されました。市はどこまでこの報道された計画内容について把握していたか、お伺いいたします。

またルート案の担当地区住民の方々への地元説明会について、住民への周知をどのようにこれからしていくのか、お考えをお伺いいたします。併せて、市の中部横断自動車道建設計画に対する基本姿勢をここでお伺いいたします。

第3は、小中学校統合計画についてであります。

平成21年3月策定の北杜市小学校・中学校の適正規模・適正配置・通学区域等について答申（北杜市小中学校適正規模等審議会）および平成22年5月策定の北杜市立小中学校適正配置実施計画（北杜市教育委員会）に基づき小中学校の統合計画を進めておると思いますが、そこで小中学校統合計画についての進捗状況と計画、推進の中での課題・問題点などがあるのかどうか、お伺いいたします。

また児童生徒数の今後の見通しは計画当初と変わらないのかどうか。11月28日付け、山梨日日新聞によると、山梨県教育委員会は2014年度までに公立小中学校全学年に少人数学級を拡大する方針を決めたと報道されております。現在、進められている統合小学校建設に関しては影響がないのかどうか、お伺いいたします。

また、学区編成については地域性だとか、歴史的なことを十分考慮されているのかどうかも併せてここでお伺いいたします。

第4は、防災拠点づくりについてであります。

3.11東日本大震災以降、国民の防災意識が大変高まってきております。市内小中学校は、防災避難所として位置づけられていると思います。防災拠点づくりの一環として給食調理室、ランチルームの活用と、こうした施設も防災施設として位置づけしたら、避難所としての機能が高まることと思います。

そこで、お伺いいたします。

喫緊の課題として、泉小学校関係について質問いたします。

泉小学校では歴代、給食調理室、ランチルームを備えた自校式の学校給食を取り入れ、これを誇りにしてきた学校と私は聞いております。3.11東日本大震災を契機に耐震診断の結果、耐震基準に満たないランチルームは耐震化して改築することになったと聞いておりますが、給食調理室については廃止して、北部給食センターへ移行する計画とのことでした。防災拠点づくりの上からも今後、小中学校の統合計画と併せて、これら計画を国の経済対策をも生かして再

検討していただき、いつ発生するか分からない災害に備えることが防災対策上、とても大切なことだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

第5は、デマンドバス運行についてであります。

12月11日開催の第2回北杜市地域公共交通会議においての結論は、北杜市デマンドバス実証運行の終了についてはやむなしの結論を得ていますが、山間僻地における交通弱者の足の確保は死活問題であります。なんとか運行できるよう多くの利用者の期待に応えていただきたいと思います。

私は選挙期間中、多くの方から功文さん、デマンドバス運行廃止はさせないよう頑張ってくださいと肩を叩かれました。高齢化が進み、病院に行くのに買い物に行くにも一歩家を出て用事をたすためにも足の確保は必須であります。この現実を踏まえ、問題点、課題等を検証し、再度検討する新たな会を立ち上げ、早急に審議してほしいのが私の考えでもあり、お伺いをいたします。

第6は、大泉総合会館耐震改修工事についてであります。

はじめに、耐震改修工事計画の進捗状況についてお伺いいたします。

また、大泉支所移転計画についてとそれに伴う総合会館の改修工事完成後の管理運営についてお伺いいたします。

また改修工事の設計段階から利用者の意見を反映できるようにワーキンググループなど早急に立ち上げて工事設計を進めていただくよう、強く要望するものです。将来にわたり利用される施設なので、有効に予算を生かし、創意工夫して利用しやすい施設にしてもらいたいのが市民の願い、利用者の願いであります。また改修工事中の利用者の利用の配慮は他の施設を考えているのかどうか、併せてお伺いいたします。

第7は社会教育関係団体である市文化協会、市体育協会の自立化へ向けての取り組みについてであります。

平成24年4月23日策定の第2次行政改革大綱、アクションプランに則した自立化計画(北杜市教育委員会 生涯学習課)により進められていることと思います。こうした団体の自立化へ向けての進捗状況と問題点、課題等はないのかお伺いいたします。

また自立化計画を進める中で住民の意見や声をどのように受け止め、今後進めようとしているのか、お伺いいたします。

第8は、再生可能エネルギー導入の取り組みについてであります。

私は再生可能エネルギー導入の取り組みの一環として遊休農地、農地の畦畔、土手などを生かして太陽光発電を導入し、農地の高度活用を推進できたらと思っておりますが、お伺いいたします。

第9は、耕作放棄地解消策についてであります。

市内農地の耕作放棄地解消のためにも農業者戸別所得補償制度を活用してソバ、小麦、大豆など作付けすることが有効であると思います。

そこで市単独事業で補助している生産量に対するソバ、小麦、大豆等への補助を今までどおり継続してほしいとの願いは農家の願いでもあります。また、個人で大規模に農業経営している方にも大規模農機具等、購入の補助制度を考えてほしいとの声も聞いております。来年度の予算編成に向けて、これらについて併せて推し進めていただきたいが、そのお考えをお伺いいたします。

最後になりますが、野生鳥獣害対策と渋柿を生かした地域おこしについてであります。

農家の庭とか畑のくろなどにある柿の木、この柿が収穫されなく放置されている風景が市内あちこちに見受けられます。戦前戦後の食料の厳しかった時代には、とても大切にされました。いまやこうした柿がそのまま放置され、野生鳥獣のエサになってしまっているところもあるやに聞いております。この柿は甲州丸の名で渋柿の代表として重宝されてきました。野生鳥獣のエサにしてはもったいない話であります。渋柿の活用で観光と商工を結びつけた特産商品を開発したら野生鳥獣害対策の一石二鳥となるかもしれません。

そこで市としても今後これらのことについて検討していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車建設計画について、いくつかご質問をいただいております。

中部横断自動車道建設計画に対する基本姿勢についてであります。

中部横断自動車道の整備促進につきましては、北杜市を構成する8町が合併前のころから、その有効性について議論を重ねてきたところであり、平成8年にはすでに中部横断自動車道沿線市町村が連携し、中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会を立ち上げ、早期着工に向け、国への提言や要望活動等を行ってきたところでもあります。

市では早期に全線を開通させることを基本方針として、高速道路の広域ネットワーク化や日常生活圏の拡大、災害時の緊急輸送路など、さらには地域の産業・経済・観光・文化などさまざまな分野に整備効果が及ぶものと期待しております。

一方で、八ヶ岳南麓の優れた景観や貴重な自然環境については最大限に配慮されるべきものと考えており、可能な限り景観や自然環境への負荷の軽減策が検討され、モデル的な道路となるよう意見書も提出してきたところではありますが引き続き関係機関に強く要望してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の統合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統合計画の進捗状況と課題・問題点についてであります。

平成22年5月に策定した北杜市立小中学校適正配置実施計画に沿って、来年4月に長坂地区の4小学校を統合し、長坂小学校を開校いたします。

高根地区の小学校統合の取り組みについては、計画では高根地区は第1段階として高根清里小学校を除く高根東小学校、高根西小学校、高根北小学校の3校を統合することとします。今後、関係者、関係機関とさらに話し合いを進めていく中で、長坂地区同様、基礎資料を作成し対応していきますとしております。

高根地区の小学校統合を進める上で、基本的な考えとして現在の学校の位置と児童数を考慮する。既存の校舎を活用し、不足施設は増設する。児童の登下校は徒歩を原則とするが、規定の距離以上の児童は市民バス、スクールバス等で通学することとし、各学校の位置、児童数の推移、居住状況等を考慮するとともに統合にあたってはスクールバス、保護者による送迎がありますので、通学路、駐車場の整備、学校と主要道路間の市道整備等、全庁的に検討しながら平成25年度には統合計画案を策定することとしています。

中学校の統合への取り組みについては、計画では審議会からの答申は中期的展望に立ち市内3校ありますが、地域住民説明会等においての要望や創設以来の歴史的経過や地域性、既存の建物等を勘案すべきとの意見や要望などから市内配置を教育面、財政面、地域特性等を考慮しながら配置案を作成し、話し合いを進めていきますとしておりますので、3校を4校にする方策も考慮に入れながら、平成25年度に配置案を作成し、保護者や市民、関係機関等に提示しながら進めていくこととしています。

また町を越えての通学となることから国道、県道の交差点改良や歩道の整備など主要道路整備が必要となりますので、国・県等と協議しながら進めるとともに市道の整備などについては全庁体制で計画的に実施していかなければならないと考えておりますので、配置案にはこれらを踏まえながら検討することとしております。

次に、児童生徒の増減の見直しについてであります。

広報9月号でお知らせしましたが現在の中学3年生は444人、小学6年生は362人、平成23年度の出生数は265人、本年の出生見込み数は240人前後と減少傾向にあります。

次に、学区および学級数の見直しについてであります。

学区は、市内の町単位で定めております。諸事情等で別の学区に通学を希望する場合は申請していただき、教育委員会が認める場合は指定校変更で対応しておりますので、学区の見直しについては考えておりません。

学級数については、山梨県の基準により編成しております。

次に、大泉総合会館耐震改修工事について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、計画の進捗状況についてであります。

大泉総合会館は地域市民の拠りどころ、学習や文化事業の場として年間2万人以上に利用されておりますが、昭和55年に建設されてから30年以上経過しているため、水道管の破損や雨漏り等が発生しており、耐震基準も一部満たしていないため、現在、改修工事の実施設計において関係部局と基本的な部分についての協議を行っております。

次に、総合会館の完成後の管理運営についてであります。

大泉総合支所が移転しても従来の利用形態と変わらず、市民が利用しやすいよう管理運営に努めてまいります。

次に、ワーキンググループの立ち上げについてであります。

今回の改修は建物の耐震化と経年劣化に伴う雨漏りや内外装、給排水設備や電気設備の改修などが主なものです。そのため利用形態の変更はありませんので、ワーキンググループは考えておりません。

次に、有効に予算を生かすについてであります。

今後も長期に利用されていく施設でありますから、耐震化による建物の基本的な構造の改修や給排水などの必要な設備改修を中心に実施していきたいと考えております。

次に、工事期間中の利用者への配慮についてであります。

改修工事は平成25年6月から12月までを計画していますので、利用者に周知しながら、この期間の代替施設としていずみ活性化施設を中心に、近隣施設の利用を考えております。工事期間中はご不便をお掛けしますが、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、文化協会・体育協会の自立化への取り組みについてであります。

第2次行政改革大綱・アクションプランに基づき、市に事務局を置いている文化協会や体育協会などの団体については、設立趣旨に沿ったさらなる発展のための活動を継続するため、自主運営を推進しております。

そのため平成23年度には緊急雇用対策事業を導入して、他市町村の状況を調査、研修を行う中で、団体みずからの中に事務機能を持ち、事業や収支計画を決定して団体運営を行っていく自立化プランを作成し、平成24年度のそれぞれの総会において提案し、ご理解をいただいたところであります。これに基づき、平成24年度から25年度にかけて教育センターで各町の文化協会や体育協会の担当役員に事務や会計処理等について指導を行い、事務の自立化を進めてまいります。また、平成25年度には市協会の事務の要となる人材を確保し、自立後の運営計画を作成し、平成26年度以降の自立化にスムーズに移行できるよう指導する計画であります。

今後も市文化協会や体育協会の役員会において意見集約するとともに、各町の文化協会や体育協会の事務所の確保や市協会事務局の人件費などの課題について、検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

防災拠点づくりについてであります。

北杜市地域防災計画では、災害時の食料供給のために炊き出しを行う施設として給食センター等の施設を有する学校施設を利用するものとしております。したがって、市では北杜南学校給食センターおよび北杜北学校給食センターが整備されたことにより、災害時の炊き出しを行う拠点施設として両施設の活用を考えているところであります。特に北杜南学校給食センターにおいては、万が一災害等により停電が発生した場合においても炊き出しが行えるよう施設整備がされていることから、同施設に500キログラムの米を備蓄するなどの対応に努めているところでもあります。

なお、有事の際には、必要に応じて利用可能な他の給食施設の利用も検討することになるものと考えております。また、状況によっては各避難所での炊き出しの実施も想定されることから、総合防災訓練等においても現場炊き出し訓練も実施しているところであります。

なお、泉小学校につきましては、来年4月から北杜北学校給食センターから配送することとしておりますので、拠点としての考えはございません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバス運行についてであります。

実証運行の結果から事業者の同意が得られないことや法律上の問題として市の直営による運行ができないなどの理由により、再度検討する会を立ち上げて審議することについては、成果が期待できないものと考えられますので、審議することについては考えておりません。

○議長（渡邊英子君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

水道料金改定についての住民説明についてであります。

水道料金の改定については、住民説明会等を行う中で理解を求めてきた経過があり、大泉町でも3回の住民説明会を行ってきたところであります。また、北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例については市議会での慎重審議により、すでに施行されているものであり改めて住民への説明を行う考えはありません。いずれにしても、今回の水道料金改定は新しい時代の新しい料金体系の始まりであり、これをもとに水道事業を進めていきたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー導入の取り組みについてであります。

市では地域新エネルギービジョンに基づき、太陽エネルギープロジェクトとして北杜サイト太陽光発電所、住宅用太陽光発電設備の設置への助成、まるごとメガワットソーラー事業による市内小中学校および公共施設等への太陽光発電システムの設置、法面を活用した永井原太陽光発電所。小水力エネルギープロジェクトとして、村山六ヶ村堰小水力発電所（クリーンでん）でん、小水力発電実現可能性調査、官民パートナーシップによる小水力発電導入事業などにより、自然エネルギーの普及を推進しているところであります。

また、低炭素社会の実現のためには、遊休農地や地域の特性である農地の畦畔などを利用した取り組みも考えられますが、ご存じのとおり農地法等の制限もありますので、国等にも提言するなどしながら農地の高度利活用も図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地解消について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市単独事業の生産量に対するソバ、小麦、大豆等への補助の継続についてであります。

ソバ、小麦、大豆等を対象とした産地づくり助成補助金は、奨励作物の品質向上や作付け定着のためにも有効な手段と考えております。今後は、国の農業施策の方向性を見ながら制度について検討してまいりたいと考えております。

次に、個人への大規模農機具等の助成についてであります。

現在、経営体育成事業におきまして認定農業者や新規就農者に対し、農業機械の購入助成が受けられることとなっております。今後も農業経営発展に意欲のある個人農家等に向けて、こ

うした補助施策の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、渋柿を生かした地域おこしについてであります。

以前、高根町の女性の会や小淵沢町の団体が渋柿を利用してジャムやあんぼ柿づくり、ゆずの柿巻き等の試作を行いました。また、北杜市商工会においても柿酢ドリンク等の商品開発を行った事例があります。

なお、干し柿および加工品を販売する方法としては、市内の道の駅や直売所で販売することができます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車建設計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画内容の把握状況についてであります。

新聞に掲載された具体的なルートについては、11月21日に開催された関東地方小委員会ワーキンググループの会議において示されたものであり、会議の当日に情報を得たものでございます。

次に、国が北杜市内で開催を予定している意見交換会の住民へのPRについてであります。

意見交換会に関しましては国による記者発表、市内各行政区への回覧、市ホームページへの掲載、公民館、民間施設等への掲示を行うなど市としても周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川大泉総合支所長。

○大泉総合支所長（浅川和彦君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所移転計画についてであります。

大泉総合支所は一部増築部分を除き、昭和45年に建設されて以降40年以上が経過した未耐震構造の施設であるため、老朽化が著しい状況となっております。一方、本市の行政改革アクションプランの取り組み項目として、総合支所、生涯学習施設等の複合化の推進を掲げ、業務効率や市民の利便性の向上および経費の削減を図ることとしています。

こうした状況から支所を利用する住民の安全を確保すると同時に、施設の複合化を推進するため、平成25年度に大泉総合会館の耐震・改修工事を実施するのに併せ、支所を会館内に移転することといたしました。

移転時期につきましては、来年度予定しております総合会館の工事完了後に移転する計画となっております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

残り時間2分15秒です。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再質問させていただきます。

まず水道料関係でございますけども、市長に質問させていただきます。

市民の多くの声、これは市長が直接、大泉に来て説明をしてもらいたい、これが端的に言えば声であります。説明責任を果たすという、そうした水道料金の答申にもありますように、十分な説明を果たさなければならないと、こういうふうに書いてあります。ここ1年、2年、大泉は水道の問題について嫌な思いをしております。とても住んで誇れる町とは言えないような状況であります。そんなことを解消していただくためにも、市長に英断をもって大泉で不満がある、そうした料金のことについての説明責任を果たしていただきたいと、こういうふうに思います。市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど部長が説明をしたとおりでありまして、水道料金の改定といわず、合併した北杜市、公共料金の統一は大変大きな重要な施策でありました。水道料金然りであります。そういう意味で住民説明会等をやってきたわけでありまして、大泉町でも先ほど部長の言うとおり3回、開催させていただきました。市議会でもこの議論はたびたび説明してきたところありますから、そのへんでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間、1分2秒です。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは、防災拠点づくりについてお伺いいたします。再質問させていただきます。

先ほど言いましたように泉小学校は歴代、給食調理室、ランチルームを備えた自校式の学校給食を取り入れ、これを町、村の誇りとしてきた学校だと聞いております。ぜひ給食調理室を防災拠点の国の経済対策の交付金ですか、補助金を活用した中でぜひともこれを同じようなシステムとして自校式の給食を存続させていただくように強く要請いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、給食施設につきましてはセンター化を進めるということで北杜北、南に順次、老朽度合いに応じて統合していくという基本方針で、今年度から明野の給食センター、それから白州の小学校、中学校のそれぞれの調理場から統合しまして北杜北と南から配送をしております。このようなことから、泉小学校につきましても給食の調理場の耐震が非常に悪いと

ということで、PTAのほうにもご理解をいただきまして、PTAの結論としてはセンター化はやむなしというふうな形でご理解をいただいたところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間21秒です。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

21秒ということですので質問できませんけども、あと21秒、ぜひ泉小学校の歴代、誇りにしてきたという、そうした学校の思いをぜひとも伝えていっていただきたいと私はそう思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

お答えはよろしいですか。

○3番議員（齊藤功文君）

どういうふうにお考えか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤議員の再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁をいたしましたとおり、学校での説明会、あるいは試食会等を通じまして、PTAのほうのご理解もいただいたところです。PTAの意見としては、やはり給食施設を造るということは将来に子どもたちに負担を残すということも鑑みて、ただし泉小学校でやってきたような給食については、例えば調理員との交流ですとか、地元産を使うとか、特色あるメニューをつくるとか、献立を作成するとかといったようなところを続けていってほしいということを踏まえまして、ご理解をいただけたということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

平成 2 4 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 5 日

平成24年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成24年12月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第115号 | 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第116号 | 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第117号 | 北杜市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第118号 | 白州総合支所の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第5 | 議案第119号 | 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について |
| 日程第6 | 議案第120号 | 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第121号 | 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第122号 | 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第123号 | 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第124号 | 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第125号 | 北杜市穂足財産区下水道施設整備基金条例及び北杜市穂足財産区下水道事業推進整備基金条例を廃止する条例について |
| 日程第12 | 議案第138号 | 動産の購入について（北杜市図書館システム一式） |
| 日程第13 | 議案第139号 | 市道路線の重複認定の承諾について |
| 日程第14 | 議案第140号 | 市道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第109号 | 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第110号 | 北杜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第111号 | 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第112号 | 北杜市市道の道路構造基準に関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第113号 | 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |

- 日程第20 議案第114号 北杜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第126号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第127号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第128号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第129号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第130号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第131号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第132号 白州・尾白の森名水公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第133号 大武川河川公園の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第134号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯他2施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第135号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」他3施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第136号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第137号 北杜市武川運動公園他3施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第141号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第142号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 発議第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第36 発議第4号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第37 選挙第6号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第38 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	興水良照	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	興石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	齊藤毅		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	山内 一寿
〃	小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

14番議員、坂本静君は一身上の都合により、本日の会議に遅参する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、2件が提出されました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議案第115号 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてから日程第

14 議案第140号 市道路線の認定についてまでの14件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第115号から議案第118号までの4件および議案第138号について報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

委員長報告をさせていただきます。

平成24年12月25日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は12月10日の本会議において付託されました事件を、12月14日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第115号 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例について

議案第116号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第117号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

議案第118号 白州総合支所の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第138号 動産の購入について（北杜市図書館システム一式）

以上5件であります。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第115号 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてであります。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第116号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業について所要の改正を行うものであり、「現在は対象となる職員はいないということであるが例えばどのような職員が対象なのか」との質疑に対し、「調査研究等の専門職の職員で再任用短時間勤務職員、任期付き短時間勤務職員等が対象である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第117号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであり、「税額更正等について申請により求められた許認可等を拒否する処分、不利益を処分する場合とは。またそれらの処分においては、どのような事務処理がなされることとなるのか」との質疑に対し、「住宅用地や非課税用地などの認定済み用地について、使用目的が異なる等の理由で認定を拒否することが「許認可等を拒否する処分」、増額課税することが「不利益処分」である。本市ではその旨を納税者に通知する際、これまでも理由を附記していたが本条例改正により理由の附記を明確に規定するものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第118号 白州総合支所の移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

老朽化が著しい白州総合支所をはくしゅう館へ移転すること、および同総合支所に設置している西部上下水道センターを白州町農村婦人の家へ移転することから、北杜市総合支所設置条例及び北杜市白州町農村婦人の家条例について所要の改正を行うものであり、「白州総合支所移転後の旧総合支所庁舎の解体工事等の予定は、また移転先となる施設の使用について補助金にかかる制約等はないか」との質疑に対し、「総合支所については、平成25年1月4日から新事務所で業務を開始する。旧総合支所庁舎については平成25年6月ごろまでには取り壊し、その後、駐車場や外構工事を行い、同年11月までにはすべての工事を完了する予定である。また支所の移転先となるはくしゅう館については既存の事務室を使用し、西部上下水道センターの移転先となる白州町農村婦人の家については昭和53年度完成の建物であり、補助金を所管する農政課から県に財産処分報告書を提出し、了承を得ている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第138号 動産の購入について（北杜市図書館システム一式）であります。

北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであり、「業者選定の経緯およびシステム導入効果、ならびに今後の保守管理に対する考えは」との質疑に対し、「プロポーザル方式により2社から導入するシステムの内容、金額等の提案をいただき、総合的な審査を行って当該業者を決定した。このシステムの導入により検索機能の充実が図られ、利用者の利便性が向上する。また将来、学校図書館への接続も可能になり、図書館機能がさらに高められることが期待できる。また、保守

管理はシステム導入が完了した平成25年6月から平成30年5月までの5年間の委託を考えており、年間約270万円の経費を見込んでいる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第119号から議案第121号までの3件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成24年12月25日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、12月10日の本会議において付託されました事件を12月17日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について

議案第120号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第121号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

以上3件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例についてであります。

山梨県において、老人医療費支給事業補助金が平成25年3月31日をもって廃止されることから、本市においても老人医療費支給事業を廃止するため条例を廃止するものであります。

「県は国の高齢者医療制度の充実を県単老人医療助成制度の廃止理由の1つとしているが、どのような充実が図られたのか」との質疑に対し、「低所得者に対する負担軽減措置が充実してきているということである。具体的には、国民健康保険税の軽減措置や窓口での支払いを所得に応じて一定の額までとする仕組み、いわゆる高額医療費の一定限度額を超える分についての支払い免除の制度が充実してきているということである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第120号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、「市内における指定地域密着型介護老人福祉施設と指定地域密着型介護予防サービス事業者の状況と本市における可能な介護サービスの方向性については」との質疑に対し、「現在、市内には地域密着型サービスとしては小規模多機能型居宅介護と認知症デイサービス、グループホームがあるが、29人以下の小規模特別養護老人ホームはない。本市の場合、人口規模と高齢者の数から見ると特別養護老人ホーム、老健施設、療養型病床群の施設系のサービスは全国的にも多いほうである。しかし市内の高齢者の多くは住み慣れた地域や家で過ごしたいと希望しているため、今後、在宅での介護ができるサービスを充実させていきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第121号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

市立甲陵中学校・高等学校にかかる予算について、効果的・効率的な予算連携を図ることを目的に甲陵中学校・高等学校特別会計予算を廃止し、一般会計に組み入れるため所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第122号から議案第125号までの4件と議案第139号および議案第140号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長（相吉正一君）

経済環境常任委員会報告を、朗読をもって報告させていただきます。

平成24年12月25日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月10日の本会議において付託された事件を12月18日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第122号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第123号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第124号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第125号 北杜市穂足財産区下水道施設整備基金条例及び北杜市穂足財産区下水道事業推進整備基金条例を廃止する条例について

議案第139号 市道路線の重複認定の承諾について

議案第140号 市道路線の認定について

以上6件であります。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第122号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）により、地方自治法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであり、「これまで市の総合計画の基本構想に基づいて定めてきた一般廃棄物処理計画は、条例改正により基本構想も含めて計画を策定することになるのか、また計画の策定手順が変わってくるのか」との質疑に対し、「本市の一般廃棄物処理計画については、今後も本市の総合計画基本構想に基づいて策定するもので、策定の手順の変更はない」との答弁がありました。また「市は環境創造都市を理念に掲げ、これからも環境の維持を政策の中心としていく観点から、省令で定める基準を参酌できる部分において、本市の特性を生かすため、考慮すべきことに関して検討したのか」との質疑に対し、「今回の改正は技術管理者の資格に関する規定について条例で定めるものであるもので、本市の特性を考慮すべきことは特にないと判断し、省令と同様の規定とすることにした」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第123号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）により下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第124号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

「東日本大震災に伴う被災者への市営住宅提供にかかる入居期間は、来年の3月で終了となるのか。また県は県営住宅に入居できる期間の延長をするようであるが、市はどのような対応を考えているか」との質疑に対し、「市営住宅に入居できる期間は、入居日から2年間であるので入居日によって終了時期は異なる。また、県は入居期間を3年に延長しているので、市でも同じような対応をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第125号 北杜市穂足財産区下水道施設整備基金条例及び北杜市穂足財産区下水道事業推進整備基金条例を廃止する条例についてであります。

須玉町穂足地区住民の下水道事業受益者負担等への助成を目的に設置した当該基金について、補助金の交付対象期間が終了したことから基金を廃止し財産区管理基金へ組み入れるため、基金条例を廃止するものであり、「当該基金を活用して公共下水道に接続した穂足地区の実状と当

該基金廃止後の未接続世帯等への対応をどのように考えているか」との質疑に対し、「穂足地区における関係戸数は４７２戸、うち補助金により整備された戸数は４３５戸、加入率は９２．２％である。穂足財産区では、当該基金による補助制度については当初５年の期限を設けていたが、８年に延長したことで加入戸数は増加した。未加入世帯の多くは、後継者のいない高齢者世帯や経済的事情で加入ができない世帯である。しかし、下水道の普及率を上げるために加入を推進していかなければならない。穂足地区は、新しい世帯がこれから増えてくるものと思われる。現時点での未加入世帯と世帯の増加に応じて、なんらかの対応をする必要があると考える。改めて、当該制度等について財産区と協議・検討が必要であると考えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第１３９号 市道路線の重複認定の承諾についてであります。

高根町清里地内の市道清里３号線について、長野県南牧村から道路法第８条第３項の規定により重複認定の承諾の協議があったため、同条第４項の規定により、議会の議決を求めるものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第１４０号 市道路線の認定についてであります。

県道の交差点改良工事に伴い、すでに移管されている県道の取り付け道路が市に移管されていることから、市道路線の認定について道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第１１５号 北杜市暴力団排除条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１１５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１５号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第１１６号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第116号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第117号 北杜市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第117号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第118号 白州総合支所の移転に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第118号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

反対討論を行います。

議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について、反対の立場から討論を行います。

この制度は山梨県単独事業で住民税非課税世帯の68歳、69歳の方を対象に医療費に関わる自己負担を1割とする制度であります。対象になる方々の医療費を県と市が負担をしていますが、県がこの制度を廃止するので市でも廃止するというものであります。今、住民の皆さん、特に年金で生活している方たちは年金が減らされているのに年金から引かれるものが多くなってどうやって生活していったらいいのか、こうした声を聞いております。そんな中でこの制度の廃止であります。自己負担が3倍の3割に増えることになります。県が廃止するから市でも廃止するのではなく、どうしたら住民の負担を少しでも軽くできるかを考えるのが市の仕事ではないでしょうか。さまざまな制度の改悪が行われ、住民の苦しみを考えると本条例の廃止を黙って見過ごすことはできません。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

議案第119号 北杜市老人医療費助成金支給条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論いたします。

まずもって、文教厚生常任委員会の審議結果は全会一致により可決であります。委員会の結論を尊重すべきであります。北杜市において、現行制度は県と北杜市がそれぞれ負担し、68歳、69歳の市町村民税非課税者の23年度末4,147人を対象として、医療費自己負担3割を1割に軽減するものであるが、平成17年度においては20都道府県が実施していたが、低所得者に対する負担軽減措置が平成19年には入院について患者負担額を所得に応じて一定の金額までとする仕組みの導入、平成20年には医療保険と介護保険の合算により一定の金額までとする仕組みの導入、平成24年には通院による窓口負担を一定の金額までとする仕組みの導入により23年度実施は新潟、山梨、滋賀、京都の4県となった。

山梨県行政改革大綱、行政評価アドバイザー会議、行政改革推進本部会議により抜本的に見直しと整理が指摘された。これらの理由により、山梨県も県単老人医療費助成の廃止に踏み切るもので、23年度決算で山梨県は自己負担軽減分、ペナルティ分、事務費分、合わせて1,035万8,867円で北杜市においては900万9,067円であり、299人であります。財政状況と社会情勢および軽減措置等に鑑みると致し方ない状況にあります。北杜市においても今後、対象者への速やかな周知と特定検診および特定保健指導の充実、人間ドックの受診年齢の拡充、介護予防の取り組みなどにより相談業務の充実により高齢者福祉の後退がないよう努力していく旨、答弁がありました。北杜市の今後の取り組みに期待するところであります。

以上の理由によって、議案第119号に賛成いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第１１９号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第１１９号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第１２０号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１２０号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２０号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第１２１号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１２１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２１号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第１２２号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第122号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第123号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第123号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第124号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第124号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第125号 北杜市穂足財産区下水道施設整備基金条例及び北杜市穂足財産区下水道事業推進整備基金条例を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第125号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第138号 動産の購入について（北杜市図書館システム一式）について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第138号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第139号 市道路線の重複認定の承諾について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第139号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第140号 市道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第140号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第15 議案第109号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

それでは議案第109号 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

最初に趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次地域主権一括法でございますけれども、これにより介護保険法の一部が改正されたことに伴い、北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが介護保険法が改正され、従来、厚生労働省令で定めていた指定基準等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について市の条例で定めるものでございます。

指定地域密着型サービスの事業については現在、従業者に関する基準、事業の設備、運営に関する基準について常に詳細な基準が定められており、その基準に基づき必要なサービスの提供等がなされ、指定地域密着型サービス事業者である市内5事業所においては適切な設備整備と適正な事業運営がなされているところでございます。そのため、本条例においては現在の国の基準に従って同様の内容を定めることとするものでございます。

また、それぞれの事業者の運営基準である記録の整備の規定については、省令の基準では書類の保存が2年間ですが、市の独自基準として5年間の保存期間としております。

議案書以下をお開き願いたいと思います。

議案書、次のページでございますけれども制定文でございます。

2ページ、3ページの目次でございますが本条例は第1章、第1条から第9章、第202条まで各それぞれの指定地域密着型サービスの種類ごとの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等で構成をしてございます。条文の数が多く内容の共通する条文をまとめて章、節等に区分してございます。

3ページ、4ページでございますが第1章、総則でございます第1条から第3条までこの条例の趣旨、定義、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を規定してございます。

4ページの第2章からは各それぞれの指定地域密着型サービスの種類ごとの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等の共通する条文を102ページの第202条まで定めてございます。

4ページでございますけれども、ここは第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービ

スに関する基準等を２３ページの第４４条まで定めております。

次に２３ページでございますけれども、第３章、夜間対応型訪問介護のサービスに関する基準等を３０ページの第５９条まで定めてございます。

次に３０ページでございますけれども、第４章、認知症対応型通所介護のサービスに関する基準等を４０ページの第８０条まで定めております。

次に４０ページでございますけれども、第５章、小規模多機能型居宅介護のサービスに関する基準等を５３ページの１０８条まで定めております。

また５３ページでございますけれども、第６章、認知症対応型共同生活介護のサービスに関する基準等を６２ページの１２８条まで定めております。

次に同じく６２ページでございますけれども、第７章、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスに関する基準等を７２ページの第１４９条まで定めております。

次に同じく７２ページでございますけれども、第８章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスに関する基準等を９５ページの第１８９条まで定めております。

最後に９５ページでございますけれども、第９章の複合型サービスのサービスに関する基準等を１０２ページの第２０２条まで定めているということでございまして、以上が指定地域密着型サービスの指定権者である市の条例に委任されたことから、必要な基準を定めるものでございます。

最後にこの条例の施行予定日は平成２５年４月１日でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１０９号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０９号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１０９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第16 議案第110号 北杜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

それでは議案第110号 北杜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

趣旨でございますが、この条例は介護予防に関するものでございまして、先ほどの条例の内容とも重複するんですけども、第1次地域主権一括法により介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、基準を定める条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが介護保険法が改正され、従来、厚生労働省令で定めていた施設基準と指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について市の条例で定めるものでございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業については、指定地域密着型サービスと同様に現在、事業所に関する基準、事業の設備、運営に関する基準についてすでに詳細な基準が定められており、その基準に基づき必要なサービスの提供等がなされ、地域密着型介護予防サービス事業所である市内5事業所において適切な整備と適正な事業運営がなされているところでございます。そのため本条においては、現在の国の基準に従って同様の内容を定めるものでございます。

また先ほどの条例と同様、それぞれの事業者の運営基準である記録の整備の規定については、省令の基準では証書類の保存は2年間ですが、市の独自基準として5年間の保存期限としております。

議案書を以下、お開き願いたいと思います。

2ページになりますけども、制定文でございますけども、まず目次でございますが、本条例は第1章から第4章、第90条まで各それぞれの指定地域密着型介護予防サービスの種類ごとの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等で構成してございます。条文の数が多く内容の共通する条文をまとめて章、節等に区分してございます。

2ページ、3ページにつきましては第1章、総則でございまして第1条から第3条までこの条例の趣旨、定義、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則を規定してございます。

3ページの第2章からは各それぞれの指定地域密着型介護予防サービスの種類ごとの基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等、内容の共通する条文を42ページの第90条まで定めてございます。

3ページですが、第2章、介護予防、認知症対応型通所介護のサービスに関する基準を

19ページの42条まで定めております。

次に同じ19ページでございますけども、第3章、介護予防、小規模多機能型居宅介護のサービスに関する基準を33ページの第69条まで定めており、33ページの第4章でございますけども、介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスに関する基準等を42ページの第90条まで定めております。

以上が、指定地域密着型介護予防サービスの指定権者である市の条例に委任されたことから必要な基準を定めるものでございます。

最後にこの条例の施行予定日は、平成25年4月1日でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第17 議案第111号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

それでは議案第111号 北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、ご説明いたします。

まず趣旨でございますけども、第2次地域主権一括法により水道法の一部が改正されたことに伴い、北杜市水道の布設工事監督者および水道技術管理者に関する条例を制定するものであります。

制定の内容でございますけども、水道法第12条第1項および第2項ならびに第19条第3項が改正され、布設工事監督者の配置基準、それと資格基準および水道技術管理者の資格基準について、水道法施行令で定める基準を参酌して市の条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

なお、本市における資格基準等については、政令で異なるべく特別な状況は見当たらないため、政令の資格基準等のとおり規定するものであります。

施行予定日は平成25年4月1日から施行いたします。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

条例文ですけども、まず第1条で先ほど申した趣旨が述べてあります。

第2条で布設工事監督者を配置する工事、第3条で布設工事監督者の資格があります。

めくっていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

第4条で、水道技術管理者の資格が定められております。

最後に、附則で平成25年4月1日から施行するということになっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第111号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第111号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日程第18 議案第112号 北杜市市道の道路構造基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

それでは議案第112号 北杜市市道の道路構造基準に関する条例について説明させていただきます。

概要書をご覧くださいと思います。

まず制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部が改正されたことに伴い北杜市指導の道路構造基準に関する条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございます。

道路法第30条第3項が改正され、市道の構造の技術的基準については、特定の項目にかかる構造基準を除き、道路構造令の規定を参酌して市が条例で必要な事項を定めることとなりました。

条例は基本的に制定が定める基準どおりの内容となっておりますが、第8条、停車帯、第12条、歩道、第20条、曲線部の車線等の拡幅、21条、緩和区間、第24条、登坂車線、第26条、舗装、第27条が横断勾配、第30条が平面交差または接続、第33条、待避所に關しましては北杜市の実情を勘案し、独自基準を定めております。

続きまして、議案書の2ページをご覧くださいと思います。

条例は44の条項に附則を加える形で構成されております。

まず第1条で市道を新設または改築する場合に基準となる条例制定の趣旨、同じく2ページの第2条で用語の定義、同じく2ページ、第3条で道路の区分。続きまして2ページから22ページに記載がございますけども、第4条から第44条では項目別に市道の構造の一般的、技術的基準についてそれぞれ定めております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市市道の道路構造基準に関する条例について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第112号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第112号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第19 議案第113号 北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

それでは議案第113号 北杜市市道の道路標識の寸法を定める条例について説明させていただきます。

概要書をご覧くださいと思います。

まず制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法の一部が改正されたことに伴い、北杜市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございます。

道路法第45条第3項が改正され、市道に設ける道路標識の寸法及び文字の大きさについては道路標識、区画線および道路標示に関する命令の規定を参酌し、市が条例で必要な事項を定めることとなりました。

条例は基本的に命令が定める基準どおりの内容となっておりますが、第4条、市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例、第6条、特定の案内標識の文字の大きさにつきまして

は本市の実情を勘案し、北杜市の独自基準を定めております。

続きまして、議案書の２ページをご覧くださいと思います。

条例は、８つの条項に附則を加える形で構成されております。

まず第１条が条例制定の趣旨、第２条で用語の定義と第３条から第８条、これにつきましては２ページから４ページに記載がございます。これは案内標識及び警戒標識の寸法の原則、案内標識及び警戒標識の寸法の特例、案内標識及び警戒標識の文字等の大きさの原則、特定の案内標識の文字等の大きさ、案内標識及び警戒標識のふち等の太さ、補助標識の寸法についてそれぞれ定めております。

なお、この条例は平成２５年４月１日から施行するものでございます。

以上、北杜市市道の道路標識の寸法を定める条例について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１１３号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１３号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１１３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第２０ 議案第１１４号 北杜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

議案第114号 北杜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について説明させていただきます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

まず制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により河川法の一部が改正されたことに伴い、北杜市準用河川にかかる河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるものでございます。

次に制定の内容でございますが、河川法第100条第1項が改正され、準用河川における河川管理施設等の構造基準については、河川管理施設等構造令の規定を参酌して市の条例で必要な事項を定めることとなりました。

北杜市の準用河川における河川管理施設等の構造基準につきましては、堤防その他の主要な施設の構造に関し、河川管理上、必要とされる一般的な技術基準を定めるものであり、本市においては特別な状況は見当たらないため、河川管理施設等構造令が定める基準どりの内容となっております。

続きまして、議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。

条例は38の条項を7つの章でくくり、これに附則を加える形で構成されております。

まず第1章の総則は第1条で趣旨、第2条で用語の定義について定めております。第2章は堤防に関し、第3条から第14条、これは2ページから5ページに記載がございますが、それから第3章は床止めに関し、第15条から18条、これは5ページに記載がございます。第4章は水門及び樋門に関し、第19条から第24条、ページは5ページから6ページでございます。第5章は橋に関して、第25条から第31条、ページ数は6ページから8ページ。第6章では伏せ越しに関し、第32条から第36条、これは8ページから9ページでございます。ここにおいてそれぞれ技術的基準を定めております。第7章、雑則は9ページでございますが、第37条と第38条で適用除外等について定めております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、北杜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第114号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第21 議案第126号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第126号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第4号)であります。

1ページ目をご覧いただきたいと思います。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,163万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を297億5,097万5千円とするものでございます。

恐れ入ります、5ページ目をお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正であります。

まず2款総務費、1項総務管理費の白州総合支所移転事業3,318万1千円であります。白州総合支所の建物には石綿が含まれていることから、解体に所要の日数を要するため繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費の団体営土地改良事業1,020万円であります。小淵沢久保地区の農道舗装工事において、用地交渉等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同じく県営土地改良事業7,632万円であります。中山間地域総合整備事業ほか10事業の県営土地改良事業について、用地交渉および関係機関等の調整に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に7款商工費、1項商工費の精進ヶ滝遊歩道橋梁等整備事業1,805万円であります。砂防指定地域内行為許可として、砂防施設の占用に対する不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費の市単道路新設改良事業4,366万8千円であります。白州白須27号線、富岡大八田線および西井出清里線の道路工事において用地交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同じく道整備交付金事業3,183万5千円であります。浅尾新田浅尾線、旧52号線の道路工事において保安林解除に不測の日数を要していることから、繰越明許費を設定する

ものでございます。

次に同じく社会資本整備交付金事業7, 800万円ではありますが、長坂上条1号線、道路工事において用地交渉に不測の日数を要していることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に同じく交通安全施設等整備事業4, 754万円ではありますが、国の経済危機対策地域活性化予備費を活用した経済対策として事業の実施を前倒しするものであり、年度内の事業完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に5項都市計画費の小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業9, 924万4千円ではありますが、設計測量調査に所要の日数を要するため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

3表 地方債補正であります。合併特例事業債につきまして、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業費県営土地改良事業費負担金および交通安全施設等整備事業費に充当するために1億3, 800万円を増額し、限度額を23億9, 690万円とし、地方債の借入限度額総額を39億7, 320万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入のご説明をいたします。

まず10款1項地方交付税につきましては1億1, 068万5千円を増額し、補正後の額に117億2, 633万7千円とするものであり、一般財源といたしまして普通交付税を充当するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金430万円の増額ですが、県営土地改良事業費の受益者分担金であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金2, 759万3千円の増額ですが、更生医療公費負担の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金の増および生活保護補助費の増加に伴う生活保護の負担金の増加によるものでございます。

2項国庫補助金5, 134万円の増額ですが、国の経済対策として交付される交通安全事業統合補助金2千万円。それから小淵沢駅舎の実施設計に指定交付される社会資本整備総合交付金3, 014万円などの増によるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金405万7千円の増額ですが、更生医療公費負担の増加に伴い障害者自立支援給付費の県負担金の増によるものでございます。

2項県補助金5, 013万5千円の増額ですが、集落営農団体が整備するコンバイン等への補助などに対し、水田農業構造改革対策県単事業補助金1, 843万6千円や青年就農寄附金1, 650万円などの増によるものでございます。

20款諸収入、5項雑入552万5千円の増額ですが、住宅用太陽光発電システム設置費補助金に充当する北杜サイト太陽光発電の売電収入であります。

21款1項市債ですが、合併特例事業債1億3, 800万円の増額であります。内容としては小淵沢駅舎の改築、駅前広場の整備事業費に充当するものとして6, 490万円。県営土地改良事業費負担金に充当するものとして4, 700万円。交通安全施設等整備事業費に充当するものとして2, 610万円を計上しております。

3ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費4,644万2千円ではありますが、白州総合支所の解体等に要する経費4,081万円などがございます。2項徴税費270万円ではありますが、人件費補正でありまして、人事異動による予算の組み替えでございます。3項戸籍住民基本台帳費196万円ではありますが、人件費補正であります。

3款民生費1項社会福祉費2,529万円ではありますが、重度心身障害者医療費の助成1,794万円および厚生医療公費負担1,622万8千円などがございます。2項児童福祉費1,870万円の減額ではありますが人件費補正でございます。3項生活保護費2,602万3千円ではありますが生活保護扶助費2,597万3千円などがございます。

4款衛生費、1項保健衛生費1,193万9千円ではありますが、住宅用太陽光発電システム設置補助500万円の増額および人件費補正などがございます。

6款農林水産業費、1項農業費1億736万円ではありますが県営土地改良事業費負担金が7,264万8千円、水田農業構造改革対策事業費補助金が729万4千円などとなっております。2項林業費408万円ではありますがニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲を行う特定鳥獣適正管理事業費460万円などがございます。

8款土木費、1項土木管理費1,344万円ではありますが人件費補正でございます。2項道路橋梁費4,754万円ではありますが、国の経済危機対策地域活性化予備費を活用して通学路の整備を行う交通安全施設等整備事業費でございます。

4ページをお開きください。

5項都市計画費9,884万4千円ではありますが、小淵沢合築駅舎の実施設計を行う小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業費9,924万4千円などがございます。

9款消防費、1項消防費1,316万円ではありますが、峡北広域行政事務組合への常備消防費負担金でございます。

10款教育費、1項教育総務費190万円の減額ではありますが人件費補正でございます。4項社会教育費412万8千円ではありますが、根古屋神社のオオケヤキ樹勢回復などを行う文化財保護事業費172万8千円および人件費補正などがございます。5項保健体育費921万円ではありますが人件費補正でございます。

以上ではありますが、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第126号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第126号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第22 議案第127号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)および日程第23 議案第128号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

それでは議案第127号 平成24年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,222万3千円を追加し、予算の総額をそれぞれ61億9,843万3千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

まず2ページの歳入でありますけども、5款1項前期高齢者交付金2,811万2千円の増額補正でございます。

10款1項の繰越金であります。1億2,411万1千円の増額補正でございます。

3ページの歳出でありますけども、3款1項後期高齢者支援金等補正額9,934万4千円の増額は支援金の確定に伴う増額でございます。

11款1項償還金及び還付金、補正額5,287万9千円の増額であります但し各種負担金補助金及び交付金等、過年度分の精算に伴う増額でございます。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして議案第128号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ480万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ37億4,915万9千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず2ページの歳入でありますけども、7款1項一般会計繰入金480万2千円でございますが、人件費認定診査システム改修に伴う増額でございます。

3ページの歳出であります。

1款1項総務管理費、補正額137万円の増額は介護保険担当職員の増に伴う人件費でございます。同款3項介護認定診査会費、補正額343万2千円の増額でございますが、平成24年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修費用でございます。

以上、2案件どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第127号および議案第128号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第127号および議案第128号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第127号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第128号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第24 議案第129号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第26 議案第131号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

議案第129号 平成24年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。今回は繰越明許費の補正でございます。

2ページをご覧ください。

第1表 繰越明許費、2款水道施設整備費、1項水道施設建設費のうち事業名が水道施設整備事業300万円の繰り越しでございます。これは須玉町若神子地内におきまして、県発注工事の橋梁工事が繰り越されたために、ここに添架するための事業費を繰り越すものでございます。

続きまして議案第130号 平成24年度北杜市下水道事業特別会計補正予算書（第1号）をご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,707万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億3,991万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず第1表 歳入でございます。6款繰入金、1項繰入金を30万円減額するものです。これは市債との財源の組み替えでございます。

7款1項繰越金でございますけれども、1,707万8千円を追加するものです。

9款1項市債でございますけれども30万円の追加でございます。これは繰入金との財源の組み替えでございます。

3ページ目をお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費でございますけれども1,707万8千円の追加でございます。これは消費税の確定によるもの、それと光熱水費、職員の異動による給与費でございます。

3款公債費、1項公債費ですけれども、これは財源の組み替えによるものでございます。

以上、合計で1,707万8千円の追加をお願いしてございます。

4ページ目をお開きいただきたいと思います。第2表 地方債の補正でございます。

下水道事業債でございますけれども限度額5億4,480万円に30万円を追加し5億4,510万円、総額を5億4,510万円にするものでございます。

以上が、下水道事業の特別会計の補正です。

続きまして議案第131号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

1ページ目をご覧くださいと思います。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算それぞれ467万2千円を追加し、総額を9億224万9千円とするものでございます。

地方債の補正は、第2表の地方債補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず1表 歳入歳出補正予算の歳入でございます。

6款1項繰入金でございますけれども130万円の減額でございます。これは市債との財源の組み替えでございます。

7款1項繰越金でございますけれども、467万2千円の追加でございます。

9款1項市債でございますけれども130万円の増額。これは繰入金との財源の組み替えでございます。

3ページ目をお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費でございますが467万2千円の追加でございます。これは消費税の確定によるものでございます。

公債費、3款1項公債費につきましては財源の組み替えによるものでございます。

4ページ目をお開きいただきたいと思います。第2表 地方債の補正でございます。

下水道事業債を1億6,450万円に230万円を追加し、総額を1億6,580万円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第129号から議案第131号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第129号から議案第131号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第129号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第130号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第131号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第27 議案第132号 白州・尾白の森名水公園の指定管理者の指定についてから日程第32 議案第137号 北杜市武川運動公園他3施設の指定管理者の指定についてまでの6件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第132号 白州・尾白の森名水公園の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

提案理由についてであります。白州・尾白の森名水公園の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項および北杜市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称 白州・尾白の森名水公園

指定管理者となる団体の名称等 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地
株式会社アルプス

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

次に議案第133号 大武川河川公園の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称 大武川河川公園

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市武川町柳澤1549番地1
フレンドパーク友の会

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

続いて議案第134号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯他2施設の指定管理者の指定についてでございます。

公 の 施 設 の 名 称 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯
みずがき山リーゼンヒュッテ
みずがき山グリーンロッジ

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市須玉町比志6438番地
一般社団法人 護持の里たまゆら

指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年
間となっております。

続きまして議案第135号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」他3施設の指定管理者の指定についてでございます。

公 の 施 設 の 名 称 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設
「スパティオ小淵沢」
小淵沢町生産物直売・食材供給施設
小淵沢町農林漁業体験実習館
小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市小淵沢町2968番地1
株式会社スパティオ小淵沢

指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年
間としております。

続いて議案第136号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市小淵沢総合スポーツセンター
北杜市小淵沢東スポーツセンター
北杜市小淵沢B&G海洋センター

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市小淵沢町1905番地
八ヶ岳スポーツトレーニング倶楽部

指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までとなっ
ております。

最後に議案第137号 北杜市武川運動公園他3施設の指定管理者の指定についてでございます。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市武川運動公園
北杜市武川テニスコート
北杜市武川体育館
北杜市武川弓道場

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市武川町新奥1112番地
武川スポーツ公園管理組合

指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年
間としております。

以上6件の指定管理者の指定に伴い議会の議決を求めるものでございますが、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

議案第133号 大武川河川公園の指定管理者の指定についてと議案第136号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定について、お伺いいたします。

まず133号のほうですけども、選定委員会において審議された任意団体であるフレンドパーク友の会の構成員の住所、氏名、経歴などを教えてほしい。これが1点です。

また、こうした任意団体が指定管理を行っていく中で、例えば事故などがあった場合に損害賠償責任者はどなたになるのか、教えていただきたいと思います。

136号のほうですけども、指定管理者選定委員会において審議された任意団体であるハケ岳スポーツトレーニング倶楽部の構成委員の住所、氏名、経歴などを教えてほしい。

2つ目は、こうした任意団体が指定管理を行っていく中で事故などがあった場合、損害賠償責任はどなたにあるのか、併せてお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

齊藤功文議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、大武川河川公園の指定管理者の構成員の氏名等、また議案第136号の小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の、同じく構成員等の氏名等の公表についてということですが、この件につきましては、特定の個人を識別するような内容のものにつきましては、北杜市の個人情報保護条例第2条第2号に規定された個人情報に該当するという判断でありまして、第5条3号の保有個人情報ということに該当するために提供することが、名前等、具体的な個人を指すような内容のものについては、差し控えなければならないという判断になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから事故などがあった場合の責任者ということでの所在でありますけども、このへんにつきましては当然、協定を結んでありますので、それぞれ団体の代表者であり、またその役員の構成員の中における責任という問題もありますし、また市のほうで入っている施設の保険等がありますので、そういったものとも併せながら対応をしていくことになろうと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

質疑はよろしいですか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第132号から議案第137号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第132号から議案第137号までの6件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

齊藤功文君。

○3番議員(齊藤功文君)

反対討論をいたします。

議案第133号 大武川河川公園の指定管理者の指定についてのところでございます。

私は議会において、議案についてはこうした議会において丁寧な説明が求められていると思いますが、議会において任意団体の責任者もどなたがやっておられるかということが明らかにされないようでは的確に判断できないので、この指定管理には反対いたします。

続きまして議案第136号について、北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定についてであります。反対討論をいたします。

先ほど133号でも申しましたが、私は議会において、議案については丁寧な説明が求められていると思います。任意団体であります八ヶ岳スポーツトレーニングクラブという構成員も明らかにされなくて、責任がどなたにあるかも私たちは分かりません。そうしたことが明らかにされないようでは、的確に指定管理がよろしいのかどうか判断できないのであり、私は反対いたします。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員(内田俊彦君)

まずはじめに議案第133号 大武川河川公園の指定管理者の指定について、賛成討論をいたします。

この議案は、地方自治法で定める244条の指定管理者制度に基づきまして提案がされているところでございます。地方自治法244条の指定管理者制度に基づく議会の議決におきましては公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称等、指定の期間がわれわれの議決の内容でございます。指定管理者制度におきましては、まずあらかじめ公募がされ、もしくは選定がされ、その後、公募によったものについては選定委員会での選定がされているところでございます。その選定委員会等においては所定の書式、所定の団体のお考えのもとに仮協定書が出されているわけだと思っているところでございます。われわれはこの仮協定書に基づきまして、本協定に至る前の議決を今、委ねられているところでございます。

先ほど企画部長のほうから説明がありました、この指定管理者である候補である団体の構成

員については、個人情報保護法に基づきまして、北杜市の個人情報保護条例に明記されているところでございます。仮に指定管理がされ、議決の前にこれらの情報等が外に漏れますと、それらの方々に対して、ある程度の迷惑がかかることも考えられるところでございます。また団体名称等については、法務局等でも確認できるものもあるわけでございます。

以上の理由によりまして、議案第133号について賛成をいたします。

議案第136号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定についても、議案第133号の賛成討論と同じ理由によりまして賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ただいまの議案第133号 大武川河川公園の指定管理者の指定についておよび議案第136号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター他2施設の指定管理者の指定について、3番の齊藤功文議員に同調するものでございます。

今、齊藤功文議員が申しました指定管理者のフレンドパーク武川友の会およびスポーツレーニング倶楽部会員の名簿につきましても、こういった形で申請を出す以上はみなし法人という形態をとっていいと思います。通常、法的な法人というものは謄本を取ることによって、その会社の組織が分かるわけです。みなし法人も法人とみなされているわけですので、やはりこのへんは明らかにすべきものと思います。よって、それによって当然、災害やなんかの責任者も明確になるものと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

原案に賛成者の発言を許します。

（ な し ）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第132号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第133号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第134号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第135号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第135号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第136号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第136号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第137号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

再開を1時40分といたします。ご参集ください。

休憩 午後12時12分

再開 午後 1時40分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日程第33 議案第141号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第141号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に7億2,381万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ304億7,479万2千円とするものであります。

今般、白州町北原地区に企業参入する農業生産法人の生産設備整備が農林水産省の補助事業

として採択されることとなり、山梨県においてこの12月定例県議会に当該補助金の予算案が追加上程されたことから、本市においても早急に予算化する必要があるため、本日追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

お手元の資料、議案第141号 平成24年度北杜市一般会計補正予算書（第5号）でございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2,381万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を304億7,479万2千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入からでございますが15款県支出金、2項県補助金7億2,381万7千円の増額につきましては、企業参入型野菜産地強化事業費県補助金でございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。

6款農林水産業費、1項農業費7億2,381万7千円の増額につきましては、白州町北原地区に企業参入する農業生産法人 株式会社ノームファームほくとが整備する野菜生産設備に対して助成する企業参入型野菜産地強化事業費補助金でございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第141号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第141号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第34 議案第142号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第142号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、実証運行を実施していますデマンドバスにつきまして、事業の継続が困難となり市民生活に支障をきたすことから、市民に必要な交通手段を市民バスにより確保しなければならないため、本日、追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

次に、内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

お手元の概要書、議案第142号の概要書をご覧くださいと思います。

題名につきましては、北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてということであります。

趣旨につきましては現在、実証運行をしているデマンドバスについて事業の継続が困難となり、市民生活に支障をきたすことから市民に必要な交通手段を市民バスにより確保するため、北杜市民バス条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、デマンドを廃止し市民バス体制にするために、復活させる路線といたしまして、1番として市民バスの運行を廃止した明野巡回線、須玉巡回線、小淵沢巡回線および塩川・黒森線を再開するために当該路線の始点、終点、経由地および運行距離の規定を加えるものでございます。

②番として別表第2の関係でありますけれども、普通収入における運賃の規定において明野巡回線、須玉巡回線および小淵沢巡回線については南部巡回線と同一の料金として、塩川・黒森線については距離制の運賃とするための所要の改正を行うものでございます。

③番としては、これに伴って附則において北杜市デマンドバス実証運行条例を廃止するものでございます。

施行予定日につきましては、平成25年4月1日からということでございます。

次に内容の説明に入りますが、改正文の2ページをお開きください。

まず改正文の別表第1でございますが、復活させるためのそれぞれ4路線については、この

4路線でありまして、その右隣が始点という形になります。始発の場所でありまして。それから次の欄が経由地でございます。そして次の行が終点になり、一番右側の行につきましては運行距離を表すものでございます。

それから別表第2の関係であります、運賃の規定を示したものでございます。それぞれ津金・百観音線、清里・長坂線、小泉・長坂線、小淵沢・長坂線および大泉・長坂線という形で、これは距離制による運賃という扱いであり、南部巡回線につきましては1乗車300円という形で一律の同一料金ということでございます。

新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の4ページから7ページにかけてということの内容でございますが、備考欄でございます。これにつきましては、各路線ごとの停留所名と料金を表示しておりますが、すべての停留所を表記していないこと。それから今後の運行計画の見直しなどにより、変更等もあることが想定されることから、自由乗降などのことも含めながら規則のほうで定めようというということでございます。

以上が今回の改正の説明内容でございますけれども、このたびのデマンドバス実証運行終了につきましては、利用者の皆さまをはじめ事業にご協力いただきましたタクシー事業者の皆さまにも多大なご迷惑をおかけすることとなり、また混乱させる結果となってしまったことに対しまして誠に申し訳なく、この場をお借りいたしまして改めてお詫びを申し上げますとともに深く反省をしておりますのでございます。

何とぞ実情をご理解いただきご議決賜りますようお願いし、説明とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

本案につきましては、篠原眞清君ほか6人からお手元に配布のとおり修正案が提出されますので、修正案を本案と合わせて議題とし、提出者から説明を求めます。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

ただいま議長からお話がございましたように、本条例に対する修正案を修正動議として提出をさせていただきます。その内容につきまして、また提案理由につきましてご説明をさせていただきます。

北杜市議会議員 渡邊英子殿

修正動議発議者

北杜市議会議員	清水 進
〃	中村隆一
〃	野中真理子
〃	岡野 淳
〃	小野光一
〃	齊藤功文
〃	篠原眞清

以上の7名が発議者でございます。

この動議は、地方自治法第115条の2および北杜市議会規則第17条の規定により、別紙1、2の修正案を添えて提出をさせていただいたものでございます。

修正案の内容につきまして、ご説明させていただきます。別紙1をご覧ください。

議案第142号 「北杜市民バス条例の一部を改正する条例について」に対する修正案

議案第142号 「北杜市民バス条例の一部を改正する条例について」の一部を次のとおり修正する。

附則のうち「(北杜市デマンドバス実証運行条例の廃止) 2. 北杜市デマンドバス実証運行条例(平成24年北杜市条例第2号)は、廃止する」を削除する。

別紙2におきまして、削除部分を表記させていただきました。

次に、提案理由を申し上げます。

議案第142号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例は、現在実証運行を実施しているデマンドバスについて、事業の継続が困難となり市民生活に支障をきたすことから、市民に必要な交通手段を市民バスにより確保するため、運行を廃止した市民バス路線を再開するため所要の改正を行うとともに、附則において北杜市デマンドバス実証運行条例第2号を廃止するものでありますが、修正案は附則のうち「北杜市デマンドバス(北杜市デマンドバス実証運行条例の廃止) 2. 北杜市デマンドバス実証運行条例(平成24年北杜市条例第2号)は、廃止する」を削除する内容であります。

北杜市は広大な面積に集落が点在するという特性、さらには少子高齢化の急速な進展に伴い、市民が安心して豊かに暮らせる環境づくりとして、市民の足の確保を担う公共交通のあり方が大きな課題となっております。特に従来から運行しております市民バスの効率性等、検討する一方、ドア・ツー・ドアの利便性に代表される新たな交通手段としてデマンドバスシステムの取り組みが全国で注目を浴びました。

北杜市も平成21年より国交省の補助を受けたデマンドバスの実証運行に参加し、3年間にわたり実証するとともに、平成24年4月からは北杜市デマンドバス実証運行条例を定め、市直営にて実証運行を継続しており、平成24年7月からはフルデマンド化や当日予約を可能とする運行に変更をし、検証を進めてまいりました。

この間、市民の皆さまのデマンドバスに対する関心が高まるとともに、その利用も増加しておりましたが、特に本年7月以降は利用度が高まり、平成24年度の利用者数予想も2万4千人となっております。

ところで、利用者増加は従来から問題となっておりましたデマンドバス運行委託業者であるタクシー業者の事業運営に影響をきたし、この事業の受託を拒否する動きが露見するとともに市の費用負担増が大きく、その結果、デマンドバスの運行を来年度から廃止する方向が示されました。

しかしながら、私ども発議者は高齢化が進む北杜市の将来のあり方を考える上で市民、特に交通弱者の足の確保は重要課題であり、市民の要望が高いこのデマンドバスをさらに検証し、市の負担の軽減や事業者への影響の軽減、利用者負担の見直しなどさらなる検討を十分行った上で、北杜市デマンドバス実証運行条例のあり方を考えるべきと考えます。

また大変残念に思いますのは、デマンドバスの廃止に伴う福祉を含めた高齢者等、交通弱者対策についての代替案が具体的に示されていないことです。したがって、直ちに廃止することは、デマンドバスを利用している市民の理解を得ることはできないものと考えます。また

同時に廃止に際して、行政の市民に対しての説明責任が問われています。少なくともデマンドの廃止には3年間のデマンドバス実証運行のメリット、デメリットなど検証した結果を市民に知らせ、理解を求め、議会において最終的にしっかりと協議した上で議案として提出すべきものであり、ただ単にタクシー業者の経営を圧迫するという理由で廃止することでは、市民の理解を得ることはできないと考えます。

今回、北杜市民バス条例の一部を改正する条例の附則の中で、あえてデマンドバス実証運行条例の廃止の議決を求めることは、現状の提案理由だけでは市民に対しての理解が得られないものと考えます。したがって、北杜市デマンドバス実証運行条例の廃案を求める附則の削除を求めるものであります。

どうかご議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

暫時休憩の動議を提出したいと思います。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩をいたします。

再開を2時半にいたします。2時半にご参集ください。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時30分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

説明が終わりました。

これから最初に、原案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

この142号案が急きょ、デマンドバス条例を廃止するという附則も入れて、この12月議会に急きょ提出・提案されたわけですが、なんの法律的な根拠に基づいて、この12月議会であればならないのかと、そのへんを明確にしていきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずデマンドバスの運行の継続が不可能となってしまったという結果を受けて、市民に少しでも早く周知し、市民バスを復活させることで混乱を未然に回避させようということで議会の議決をいただきたいということでございますが、この議決を、要するにデマンドバスそのものが運行できないということに対して、市民バスを代替として市民バスに切り替えていかなければならないということなので、1つの考え方とすれば並行的に、セットの状態に進めなければ

ならないというふうに思っています。それはなぜならば、議会の議決をいただくことによって市民への周知と併せて、その議決をいただいたことによって、はじめて国等の関係機関への申請行為、手続き行為ができるものというふうに判断をしています。そんな関係上、急きょではありますが、その急きょになってしまった要因といいますのは、タクシー事業者との調整が本当に今議会のぎりぎりまでかかるような状況として、調整を図っていた状況であったということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

今、国の申請をする理由ということを言いましたけども、12月11日の地域公共交通会議ではこのことは全然、議題にはなっていませんでした。3月の議会にデマンドバスの廃止を提案すると、そういうことであつたわけですね。それが急きょ12月に持ってきたと。これは市民への周知のためだとは言っていますけども、どうしてもその理由が法律的なそういう根拠が薄弱だなということを感じます。その地域公共交通会議には運輸省、関東運輸局の係官ですか、出席をしていて、別に異議を唱えなかったということです。この12月に慌てて議論をするという必要はなかったのではないかと。市民への周知を理由にしていますけれども、4千人からの会員がいて、そして利用している人たちが1千人もいると。こういう中で慌てて、12月にこうして市民に周知ということはおかしいのではないかと思います。そのへんの答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

今のご質問であります。まずもって12月11日の日に地域公共交通会議を開催したところでありますけども、基本的に議会の議決と、それから地域公共交通会議の決定という部分では、これはまったく切り離した状況としてご理解をいただきたいと思います。

その地域公共交通会議において、まず確認したことにつきましては、今回のデマンドバスを終了せざるを得ないということで、特段、異議もなく決定されたところでございます。その際、陸運等の関係者もいたわけですが、そこでそういう意見もなかったというお話ですが、この議会の議決という部分とはまったく関係ない話ですので、そこでの議論とする内容ではないという状況でございます。

またこのへんは私としても、謝らなければならないことだと思っておりますが、たしかに今回の12月議会で、議員の皆さま方にこういう結果になってしまったということをご報告するにおいては、12月7日の全員協議会のところで初めてお話しさせていただきました。その段階では、実を言うと前日の6日の夜まで事業者との会合ももった状況の中で進めていたわけがありますけども、その時点ではこの12月議会の中にこの議案を提案するということは時間的な部分も含めて暇がないということから、これは全員協議会等を含めて議員の皆さん方のご理解を得ながら、手続きのほうは進めていきたいという思いを持っていたところであります。

しかしながら、議員の皆さま方の中からもそれは、先行的にしていくということは議会を軽視するというふうなご意見もいただく中で、まさしく私たちも見通しが甘かった部分として、これは考え直さなければならぬという反省の立場に立った中で、急きょであります、きちっとした手続きの中で市民に迷惑をかけないような体制で進みたいということから、こういったお願いをさせていただくということにさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

3点、質疑をさせていただきます。

1つ目として提案理由の趣旨説明の中で現在、実証運行を実施しているデマンドバスについて、平成25年4月以降の事業の継続は困難となったことから、北杜市デマンドバス実証運行条例を廃止するとのことですが、事業の継続が困難となった具体的な理由についてお聞きします。

2点目として、附則において北杜市デマンドバス実証運行条例は廃止するとしていますが、12月7日の全員協議会での説明資料では、来年3月の定例会において条例を廃止したいとのことでしたが、今この時期に廃止する理由はなんなのか伺います。併せて市民バスの条例改正、一部改正とは切り離して本来、提案すべき条例ではなかったのでしょうか。

3つ目として、市民バス条例の一部を改正する条例およびデマンドバス実証運行条例の廃止案は、ともに市民に十分な周知を図るための期間を必要としています。デマンドの廃止については市民に検証した結果や代替案を説明した上で進めていく必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

相吉正一議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず1点目の、事業の継続が困難になった具体的な理由は何かということだと思えますが、この問題に関しては平成23年度までの実証運行の内容では、財政的に継続は無理という判断でフルデマンド等を導入し、実証に入ったところであります。結果的にタクシー事業者に影響を与えることとなってしまったことから、来年度の運行について協議を進めてまいりましたが、事業者との合意に至ることができませんでした。市が目指そうとしている継続可能な運行内容について、事業者の理解が得られなかったものと判断をしております。

それから2点目、来年3月の定例会において条例を廃止したいということで、先ほどの中村議員とのことも若干、関係があらうかと思いますが、デマンドバス実証運行の廃止と当面の代替策である市民バスの運行につきましては、まず市民への周知が必要になってくるということでもあります。市民の周知を徹底させて混乱を招かないよう、今議会での追加提案とさせていただいたものでございます。

また市民バスの一部改正につきましては、デマンドバスの廃止ということが前提にある、その代替措置として市民バスを復活させるということでの一部改正でありますので、今議会での可決がなければ関係機関への申請、あるいは許可等の問題をクリアしていくためには、4月からのバス運行に支障があると判断をしたものでございます。

それから3点目ですね、市民に検証した結果や代替案、こういったものを説明した上で進めていく必要があるのではないかとこういうご質問だと思われましても、現実的な状況として来年の4月からの委託ができないという状況に陥ってしまったわけであります。既存のバス路線の見直しや巡回線の見直し、それから新設等については国の関係機関の認可がどうしても必要になってきます。そんな関係で代替案を示しながらの周知を行っていくためには、時間的に非常に厳しい状況だということでございます。大変、私たちとしても苦しい状況であるわけですが、今後の対策につきましては全庁的な取り組みとして進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

もう1点、質問します。

デマンドを利用している体の不自由な方や車の免許を返上した高齢者などの市民の思いを考えると、今、タクシー業者の経営を圧迫するという理由で廃止するとのこと、また赤字ということもあると思いますが、理由が1つ弱いような気がして市民には理解ができない面があると思います。もっと時間をかけて公共交通全体のあり方を含め、慎重にかつ計画的に対応すべきであったと思いますが、考え方をお聞きます。

また今回のデマンド廃止による交通弱者である市民への影響について、行政としてどう考えているのか、併せて伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

デマンドバスの廃止に伴って、弱者の方たちに対してどういうふうにするのか、もっと時間をかけて進めるべきではないかというふうなご質問かと思われましても、取り急ぎこういう状況になってしまいました経過につきましては、るるご説明してきたつもりでありますけれども、この時間をかけて、たしかにその代替案的に、ではデマンドをなくしたときにどういうふうな代替案をもっていきますよということまで併せ持った状況としての時間が取れることが一番望ましいわけではありますが、再三の交渉をしてきた結果、こういう契約をすることができないという状況になってしまいました。さらにそれを受けて市民へのそういう理解を求めたり、次の代替の案を併せて進めるべきだということをすることによって、手続き上の問題も含めて先送りになった場合に、4月1日にこのデマンドバスが終了したことの不便さを解消するための市民バスを運行しようとする、そのタイミングがさらに先にいかないと、やりたくてもできない状況になってしまう。要するに不便な状況を市民に強いるような状況が出てしまう。そこ

に空白の時間帯を取りたくないということから、今回のお願いをさせていただくということで進めさせていただいたものでありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第142号の原案につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほど企画部長の答弁の中でございましたが、まず事業者との合意ができなかったということでございますが、この事業者となぜ合意ができなかったのか、それをお示ししていただきたいのと、事業者は今、委託をしているわけでございますが、もしこの事業者が合意できなくて委託契約ができなかった、でしたならば法的根拠によってこの事業者に委託しなければならない、道路運送上の問題があると思いますが、それらについてきちっと説明していただかないと、ただ不可能だとかということと言われましても、法令等の根拠をもとに説明していただかないと私どもは理解できないわけです。これは市民も理解できないです。

そしてもう1つ、財政的なことを言われておりますけれども、ならばデマンド交通に、この3年間の実証研究をはじめ、補助金等をはじめ、そして今している現状のフルデマンドもはじめ、それらのかかっている金額を当然、示していただかなければ財政的な根拠がないわけでございます、それらもきちっと示していただきたい。

そして利用者がどのくらいあって、1人の人が何回使って、どういうふうに便利なのか、また不便なのか。そして今までの利用者に対して、このデマンドについて、どのようなご意見があるのかをきちっと掌握しなければ、行政はならないと思っております。それらの根拠を説明しながら今回の提案をきちっとしていかなければ、到底われわれ議員も市民も納得いくものではないと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田議員の、4点ほどのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

事業者との合意がなぜできなかったという1点目のご質問でありますけれども、この点につきましては、事業者のフルデマンドに入ったことによってデマンドバスの利用形態は、またその利用者が増加していくという状況で、それなりの効果は見込めたわけですが、反面、タクシー事業で本来、タクシー事業者がお客さんとしていた方たちが、市が運行するデマンドバスのほうに当然、安い料金で行っているわけです。300円という、市が行うデマンドバスという名のもののタクシーのほうに移行していったことから、固定客が減ってしまったということで、そもそもこういったタクシー事業を本来、市が行うべき事業ではないと。私たちの経営の減収を考えると、これ以上、行政が行うデマンドバスに協力することが基本的にできないという状況での合意ができなかったものと思っております。

それから2点目の委託契約ができなかった、法的な根拠の説明等ではありますが、まずこのデ

マンドバスにおきましては、道路運送法上の第4条という許可を得た事業者でなければ運行が許可されません。その4条の許可といいますのは、一般的に営業者として緑ナンバーを付けている事業者でないと、こういったことが、運行ができないというものでございます。ですから市がデマンドバスをなんらかの形で進めていこうとしても、その緑ナンバーを付けている、イコールタクシー事業者ということですが、そのタクシー事業者でないとこういったデマンドバスを続けたくても続けることができないというものでございます。

それから財政問題としてどういうふうな、今まで財政状況であったのかということですが、大変申し訳ございません、今、手元に3年分の実績の数値、たまたま持っていませんが、平成23年度、昨年の実績の状況でありますけれども、デマンドバスの年間の経費が8千万円あります。それから市民バスにかかる23年度実績が1億3千万円、合わせて2億1千万円が費用として市民バス、朝と夕方という形にかかっている市民バスの経費が1億3千万円。その日中を埋めるべくデマンドバスにかかっている費用が8千万円。合わせて2億1千万円あります。また平成21年度の9月まで市民バス一本でやってきたわけですが、そのときのバスの年間の運行経費の実績が1億5千万円でした。ということは、6千万円ほどデマンドバスをすることによって費用が膨らんでいったという状況になっております。

それから4点目の利用者がどのくらいあって、また利用者からどんな意見等が寄せられているのかということでもあります。

利用者は前の全員協議会の中でもお示ししましたが、おおむねデマンドバスの運行のシステムのデータから吸い上げた内容から申し上げますと、20カ月間ありますけれども、目安時間を定めて運行していた場合と、それからそれにフルデマンドの体制で実施していた、その間、20カ月のデータであります。実質的にその利用をいただいた方たちは1,073人ということになっております。その1,073名の方々につきましては、例えば1回でも20カ月の間に乗ったことがありますよ、2、3回乗ったことがありますよという方も含め、月に最高は10回、大体5日間として往復とするならば10回ですから、5日間くらいひと月の間に利用するという、いろんな利用形態があると思うんですが、1日でも1回でも使ったことがあるという方を含めて1,073名という数字になっております。そして特にその月に10回以上、使っていらっしゃる方という数からするとおおむね300人くらいの方がデマンドバスを使っている状況になっているという結果になっております。

それと利用者のご意見・・・すみません、今の内容をご訂正いただきたいと思いますが、月に1回以上ですね。先ほど月に10回以上というお話をさせていただきました。月に1回以上、乗っている方が300人という結果になっております。すみません、ご訂正をいただきたいと思います。

それからどんなご意見が出されているのかということですが、デマンドバスの利用者に対するアンケートを実施しました。これは電話による聞き取りという形で調査をさせていただいたものでありますけれども、デマンドバスを20回以上、利用された方、おおむね300人、一番多く使っている方たちを上から対象にして、このアンケート調査をしたところでありました。そういった内容としての捉え方ではありますが、実際にデマンドバスの主な利用目的、そういったものは通院とか買い物を中心であります。それから運転免許証を持っていないと回答された方、195人の家族の状況についてと、そういった中では送迎できる家族がいるという方が、デマンドバスを使っているけど家族も送迎してくれる方がいるよというのは20%くらい。送

迎できる家族がいないという方が56%程度であったりとか、それからデマンドバス以外の利用方法としてはタクシーが35%、市民バスが17%、家族の車が29%、デマンドバス以外は移動しないという方が13%、こういった内容として一応、アンケートの中ではご意見も含めた形でいただいております。

またその間、デマンドバスを考える会とか、そういったところから協力をしていただける中においていろんな方向等を講じるような形、ご協力をいただけるような、そういうご意見も含めてお伺いした経過がございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

なかなか短時間なのですべての詳細というわけにはいきませんが、これは平成21年度ベースで8千万円と言われているけども、本年度ベースはもっと下がっているはずですよ。ところが平成21年のときは、国の補助金が3年間付いているんですが、これは3,231万8千円だったと思います。そういった数字をきちっと説明してくれないから、われわれに理解しろといっても無理なんです。そして今回の提案におきましては、6月の議会でフルデマンドの条例を出されているわけですよ。ですから、これらのことをきちっとアンケート調査をしながら進んできたにもかかわらず、議員の何人かが言われるように急に、拙速な条例の提案だから批判もされてしまうわけでございます。

そしてなおかつ、業者が委託を受けてくれないからできないと。これはもう法令上、どうにも逃げようがない話であって、駄目と言われればこれはできなくなってしまうと。これは分かるんです。しかしそれらだけをたてに、急なことを行政がやっていいのかというのを私は憤りを感じるわけでございます。

そもそも論が3月の議会において、企画部長が再質問においてデマンド化についてを明言したわけです。ということは、3月の時点からそのへんの構想はあったわけございまして、それらがうまくいかなかったということなんですよ。このような拙速なことをしたことについて行政側としていかが反省しているか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田議員からの非常に厳しいご質問でありますけども、おっしゃるとおりだということでございます。まさに3月の時点で、これもまた拙速な形でフルデマンドという形で議員の皆さま方にお話をさせていただきました。大変苦しいわけではありますが、今までの目安時間を定めた3年間の実証運行の状況ではまだ実施できていない部分があったり、それから市民の要望を真摯に受け止めながら、なんとかそれが市民の足として確立できるような方向性を模索していくためには、こういった形でどうしても市が単独でありながらにして補助金はいただけないけども、やってみないことには最終的な結論が見い出せないだろうということから、たしかにご指摘をいただくような状況として深くそのへんについてはお詫びを申し上げ、また大変申し訳な

く思うところでありますが、私たちといたしますとタクシー事業者の方々にも大変申し訳なく思っておるところでありますけども、市民の利便性を最優先すべく取り組みを行った結果として、タクシー事業の経営に影響を与えてしまったものとして、次回からの契約は受けられないというふうな結果になってしまったものでございます。

いずれにしても、このへんの見通しが甘かったということも含めながら、大変申し訳なく思っております。しかしながらなんとか、デマンドができない状況になったものの、なんとか市民バスを充実した形の中で運行していけられるような体制をとってまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

まず、これから市がやらなければいけないことは、きちっと周知もしなければいけないでしょう。そして今は、この対案として市民バスの条例を出しているわけですが、これは今、答弁の中で56%の方が家族に足としてお願いする人がいないという結果が、ここにあったわけですが、そしてその人たちはまだ自分で電話もできたり、登録もできたり、ある意味、自分の意思表示をきちっと言える人たちだと思います。しかし今、北杜市の高齢者であったり、障害者であったりする人たちの中には、そういう声も挙げられない場合もある。必ずやあると思っています。その人たちへの対応も今後、市民バスを含め病院のバスもある、スクールバスもある、いろんな北杜市には公共交通が存在するわけですが、そして各担当部署は、どこにどういった障害者の方がいるとか、高齢者の一人住まいの方がいるとか、詳細なデータをお持ちであると思っています。ぜひとも全庁を挙げて、今回を契機にそういった皆さまの思いを行政側からお声を聞く、それによって今後の公共交通を考えていくということを提案いたしますが、いかがお考えかお答えいただきたい。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

内田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

周知をすべきだということで、まさに周知をさせていただきたいと思います。またご指摘のとおり、今回につきましては本当に拙速でもあるというご指摘を受けても仕方がないというふうにも認識しておりますけども、まさに交通弱者といわれる皆さん方への対応・対策等につきましては並行的な形の中で全庁的、横断的、広域的な形の中でそれぞれのできる内容、事業、取り組み、こういったものについて早速に調整を図ったり、連携を図る形の中で対応策を見出し、取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございますか。

岡野議員。

○8番議員（岡野淳君）

ただいまの件、引き続き質問させていただきますが、まず部長、先ほど来おっしゃっているように、タクシー業界に多大な影響を与えてしまったということを何度も繰り返しておられますが、こんなことは最初から分かっていたことというよりも、前提だと思うんですね。デマンドバスを動かしているところは北杜市以外にもたくさんあるわけで、おそらく先進地のほとんどのところがタクシー業者との軋轢と申しますか、そこをどういうふうクリアするかというのは最初に考えていることだと思うんです。したがって、実証運行が始まった段階でこの問題はすぐに取り組むべき話だったと思います。

例えば、そのフルデマンド化したからと言いますけれども、市民の側から実証運行、国から補助金が出ている間に、常に早いうちからこの問題を想定して、先にフルデマンドをやってみたらどうか、あるいは目安時間を取っ払ってみたらどうか、あるいは予約の取り方はそれでいいのかという提案があったはずですよ。それを3年間やってこないで、4年目にいきなりやって、タクシー業界が嫌だといっているからもうやめますというのは、これはとてもではないけど市民の声をまったく無視した進め方で、行政のあり方としていかなものかなという気がしますけれども、そこらへんはどういうふうに考えていますか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

タクシー事業者に影響を与えてしまったということに対する、事前の見通しは当然あったんではないかと、それが前提であったんではないかと、当然それはあるべきことだというふうなことだと思いますけれども、市の進め方、実証運行をしていた3年間の進め方としては、最初からフルデマンドというご意見が相当あったかに思います。しかしながらこれだけの、602平方キロメートルという中心市街地が形成されていない、この北杜市の中においてはフルデマンドは好ましくないだろうと。そしてそれはタクシー事業者に、まず配慮するということを前提の中で目安時間、方向性を決めた取り組みを段階的に全市的な形で広げて実験をしてきました。最終的な形が、全市的に広がった段階で当日予約のあり方であったり、それから目安時間を撤廃し、フルデマンド化をしてみるべきだというご意見も利用者の方からもいただきながら、またシステム上の関係でそういった試みがされていなかったというようなことも踏まえながら、一度はこのフルデマンドということをやってみないことには、結果が見出せないという判断のもとにタクシー事業者のご理解もいただき中で、フルデマンド化に入っていた状況でございます。ただ、そういった中でまさに数カ月のフルデマンド化をした結果として、こういう結果になってしまった。このへんの見通しが甘かったという部分から、ご指摘をいただく部分においてはこれは本当に返す言葉もない、反省すべき点だというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野議員。

○8番議員（岡野淳君）

返す言葉がないとおっしゃっていただいても、こういう形で業者が嫌だからデマンドをやめ

ますと、そうですかというわけにはいかないわけですよ。これは現実問題として、代表質問のときにもちょっと触れましたけども、そもそも論ですね、そもそもデマンドバスがなぜ走らなければいけなくなったのかという、これは市民バスがカバーしきれない人たちがおるといところがスタートではないですか。そこを、デマンドが走らなくなったから元に戻しますよといって、その市民バスでカバーしきれなかった人たちはどうなるんですかといったときに、それは具体策がないからこれから考えます、これでは今まで一体何をやってたんだという話ですよ。そこを明らかにして、こういうふうな手立てをするからデマンドを廃止しますというんだったらまだ分かるけれども、そこも何もなくてご理解してくださいといっても、それは理解できませんよ。そこらへんは、どういうふうに説明されるおつもりですか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

まさに何度もご説明していますとおり、市がイコールタクシー事業を運行している形にデマンドバスがなっているということから事業者に影響が出ているということでありますが、例えばこのままデマンドを継続するということに関して言うならば、タクシー事業者が打撃的に受けている減収分をすべて、例えば補填するということで事業を継続させてくださいという願いをすることが、ある意味受け入れとして可能なのかもしれません。分かりませんが。しかしながら多くの市民である、また納税者の皆さまのご理解をいただけないことが想定されたり、また財政健全化を一丁目一番地に掲げて取り組もうとしている北杜市とする中で、これらの財政負担を増大させていくということは逆に避けざるを得ないと。そういった意味でタクシー事業者に財政健全化に向けた経費を削減する、そして事業者のあまり負担にならないような、規模を縮小した形での運行を継続させていきたいという願いもしたところでありますけれども、受け入れていただくような、理解をいただくようなことにつなげられなかったという状況だと理解しています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野議員。

○8番議員（岡野淳君）

あらゆる手立てを尽くして交渉したけども駄目だったというお話だと思いますが、そのときデマンドという政策自体が、行政がやるようなことではないというような説明がこの間、タクシー事業者からあったということのをちょっと聞きましたけども、もし業者さんがこれは市がやるような仕事ではないでしょうということを言うんだったら、それは4年前に言ってほしいではないですか。補助金まるまる3年間もらってから言うような話ではないと思いますけども、そこらへんはどういうふうに受け止めますか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

今のご質問でありますけれども、4年前に当然、そんなことは分かっていたことではないか

ということであります。

これは経済的な社会背景等もあろうかと思いますが、デマンドバスが運行することによって、業者の主張からするとタクシー利用者が減っていつてしまっているということでもあります。このデマンドを続けるにあたって、事業者の中でも意見が実際には食い違っている状況であります。市がこのままデマンドをやり、そしてそれを委託を受けて委託料として会社の収益にそれがつながっていくことによって、会社の利益になっているという事業者もいますし、逆に比較的市内でもタクシー事業の経営規模が大きいところについては、とても1台分の委託料だけを市が委託料としてそれを収益にしても、全体の利用者のタクシーを利用してくれるお客が減ってきているということであれば、それは会社の打撃につながっているということで、必ずしもすべての事業者が同じ意見ではないということは事実であります。しかしながら、これは今後の運行にあたって、1つの事業者でもそういったご意見があって協力できないということになると、これはデマンドバスの運行そのものの許可が、やはり合意形成が得られていないということでの許可がいただけないというふうに認識をするものであります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野議員、質疑は3回までですので終わります。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

る、今まで各議員さんがこのデマンドバスの廃止につきましてご意見を出されているところでありますけども、私はこのように考えます。今回のこの議案につきましては、今までの実証運行を今年度末において廃止したい。そしてその代わりに今まで、過去にありました市民バスを復活するものであります。もともとデマンドバスの目的につきましては、先ほど来、議論に挙がっているわけでもありますけども、従来のバスの、一般公共のバスに比べまして、高齢化社会に向けた中で、本当に特に交通弱者への利便性が図られるということと新しい交通体系の中で期待されたものであったかと思います。そんな中で北杜市においては、今まで実証運行をいたしまして、いろいろ試行錯誤していたところでもあります。

その間、やはり市民の皆さんもこのデマンドバスについてはある程度の理解を示しながら、またその利便性に利用客も慣れてきて、一応の効果が表れてきたかなというような矢先でもございました。そんな中で、今回のこのデマンドバスの廃止ということに4月から踏み切りたいというお話がございました。私は、この今までのデマンドの実証運行については、あくまでも実証でこれが本当の北杜市の新しい交通体系として望ましいものであるかどうかというものを、試験的にやってきたということだと思います。

○議長（渡邊英子君）

福井君、質疑です。手短に。

○4番議員（福井俊克君）

分かりました。

そういうことから言いまして、まずいろいろな、先ほどからのご意見も伺った中で、まず市長に私は聞きたいと思います。

この今までやってきたデマンドバスの実証運行を反省した中で、新しく4月から市民バスを復活するということでもありますので、その今までの代替策として、デマンドバスの対応策とし

て、今後4月からどのように市長はお考えを持っているか、そのへんを改めて伺いをしたいと思います。

大変、市民の皆さんはこれに対して関心を持っておられます。ここでしっかり、4月以降の交通体系はこう思うということで、市長から明確なご答弁をお願いしたらと思いまして質疑をしたわけであります。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどからご熱心にご議論をいただいているのも、公共交通は重要な課題であるなというふうにお互いに思っているところであります。デマンドバスは言ってみれば新しい時代の足の確保として期待もいたしました。そしてまた国もこの事業を起こしまして、私どもも東京大学と実証実験をさせていただきました。しかし全国にもこのデマンドバスが、ある面でいうならば課題も多い行き詰まり状態になっていることもたしかだと思えます。また北杜市としても、先ほど来の部長の答弁のとおりであります。大変厳しい状況に置かれていることもたしかであります。それは決して、財政の問題だけではありません。業者との問題もあるでしょう。この事業は私ども行政としてできる事業ではない。先ほど部長の答弁のとおりであります。業者に委託をせざるを得ないという現実等々が、全国的にもいろいろ惹起されていることはたしかだと思えます。

しかし私どもは21年に東大と3年間やってきたり、市も独自に実証研究を重ねる中にあって、そのデマンドバスの実証運行終了後におきましても、なんとか公共交通を確保するという意味からすれば、交通弱者への新たな救済対策については、デマンドバスの実証運行の経験を生かしまして、先ほど来お話のとおり市民バスのルートの再検討をするとか、あるいはまた自由乗降をできるだけ可能にしようとか、また循環バスのきめ細かい運行と新路線の検討は考えていきたいと思えます。併せてどうしても病院の問題があると思えますので、病院の送り迎えをどうするとか、障害者については違う形でも今、足は確保しておるわけではありますが、その問題をどうするかというものは当然、惹起されてくると思えます。しかもこの流れは過疎地帯ほど厳しいのかもしれない。全国、地方共通した課題でありますので、先進事例等々も目を開いていきたいと思っています。

いずれにしてもこの問題、先ほどそれぞれの多くの議員からご指摘のとおり、全庁を挙げて新しい北杜市の公共交通として、あるいはまた交通弱者の足を確保するべく全力で取り組んでいきたいと思えますので、今回のこの条例についてはご理解をさせていただいて、ともども新しい交通体系を考えていきたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

今までもいろいろなご意見、ご質問が出た中ですけれども、やはり答弁を伺っていても、な

ぜデマンドバスが継続できないか、要するにタクシー業界が委託を受けてくれない、そして市はタクシー業者を廃業に迫りやるわけにはいかないということをおっしゃっていますから、要するにタクシー業界の業績に圧迫を与えているからということになると思うんですけども、それを細かく、それから冷静に分析、本当にしたんでしょうか。というのは、例えば市民バスの利用者は減っている、でもその分をカバーしているほどのデマンドバスの利用者は増えていません。それから今、アンケートをお取りになったとおっしゃっていましたが、要するにデマンドバスがなくなったら家族の方に頼んだり、もう何も利用しないという方もいらっしゃるわけですから、必ずしもそれがイコールタクシーの利用者となるとは限りません。ですからタクシー業界への影響を市としてどのように考えているか、市のお考えをまず伺いたと思います。

それからこのデマンドバスのもともと出発点は高齢者の福祉、要するに多くの方に外出していただき、引きこもりやそれから孤独感がなく、行動して医療費の予防にもつなげたいという大きな目的があったと思います。それには市民バスを復活させただけでは、その目的は達せないわけで、ここには老人福祉、それから介護の予防、それから生涯学習のあり方など市全体の本当に大きな問題がここに入っているわけです。そこをどう考えて、今のこのデマンドバス廃止というところに来たのか。

今の市長のご答弁のところで、今後そういうことも考えていきたいとおっしゃいましたが、本来であればそういうものがあって、これが代替でありますから、デマンドバスはこういう理由で廃止させてくださいということを市民にお示しするのが本来の姿だと思います。今のはまったく、もうタクシー業界が受けてもくれない、それから財政的にも無理だから、もう無理無理ということで、これで申し訳ないけどお願い、やめてくださいということで、これでは市民の方とはとても納得できないと思いますし、議員としても、私も納得ができないので、やはりタクシー業界を圧迫するということはあると思いますが、タクシー業界も市の観光政策やいろんな市の中で生きているわけです。ですからタクシー業界をちゃんとした分析のもととか、それから大きな市の目的のことを言って、やはり分かっていたら、デマンドバスをちゃんとした公共交通の体系が示せるまで継続するのが本当だと思いますし、一部運行ということも可能でしょうし、そういうことを含めてちゃんと考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

傍聴者に申し上げます。

ご静粛をお願いいたします。

○企画部長（比奈田善彦君）

野中議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

タクシー事業者の影響というふうな部分を、市はどういうふうに分しているかということでもよろしいですか。1点目。

たしかにそうなんですけども、現実にはその比較をするために、タクシー事業者から経理の状況を確認する中で、そういった分析をするということまでは、突っ込んだ形としてはできなかった、またできないものだというふうに思っていますが、現実的にタクシー事業者も、その事業者の中にはその委託を受けることが、市の委託を受けることが収益にもつながっている

というふうな事業者もある中においては、すべてがすべてではありませんが、どうしてもそのデマンドの影響だというふうな主張をされるということに関して言うならば、分析という状況までは当然できないわけですが、そういった意見を基本的には尊重せざるを得ないものという判断でございます。

それから高齢者の福祉、それから引きこもり、あるいはそういう予防的な、福祉的な予防が目的でそもそも運行したものであるという、まさしくおっしゃるとおりでございます。この問題に関してはそういう目的、効果を検証もし、現実にはそういったものを期待しながら実証運行という3年間の中で、国の補助金をいただく中で本来、市としても廃止ありきでやったものではもちろんなくて、本格的な稼働につなげていきたいという思いの中で取り組んできたものがあります。結果として、今までお話をさせていただいたような状況として、デマンドバスの運行ができなくなってしまったという状況になったものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

本当に分析もきちっとできていないし、タクシー業界から数字をもらわなければ、それができないということでは絶対にはないと思います。これは業者ももちろんですけども、市としての公共交通政策がどうあるべきかという市の思いと、それから市民の皆さんの思いと三者の方のご意見の中でやっていくもので、タクシー業界には市からの意見とか市民の方がこう言っていることを説得しなければいけない立場に市はいらっしゃるわけですよ。そういう中で分析もできていないような状況の中で、こういうようなタクシー業界が駄目だということを言っているから、もう私たちはこれ以上、言えないというようなことではとても納得できないんですけども、今後の対応も含めてどういうふうに思っているのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

分析もできていない、それから今後の公共交通のあり方がどうあるべきかという内容だと思われましても、先ほども言ったように分析はできていないと言われれば、いけません。タクシーの経営状況までは、それを含めた分析ということはしていません。それから・・・。

○議長（渡邊英子君）

秋山君。

○22番議員（秋山俊和君）

傍聴席の方々に静かにしてもらうように指示をしてください。

○議長（渡邊英子君）

再度、申し上げます。

傍聴者の皆さん、私語、それから拍手、それらをしないようにご静粛をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので念のため申し上げます。

比奈田企画部長、お願いいたします。

○企画部長（比奈田善彦君）

タクシー事業者の経営状況までの分析としては行っていないものであります。しかしながら各実証運行、このデマンドを取り入れた段階から地域公共交通活性化協議会の中でいろんなご意見もいただきながら、またそのデマンドバスの利用状況等も含めた中でのデータもお示しながら話を進めてきたりしているという中での分析ということとして、私は捉えておるところであります。

それから公共交通がどうあるべきかということですが、市民バスを合併後も運行をし、そしてそれが空気バスではないかということから、なんとか市とすればデマンドバスという新たな仕組みを試すことによって空白地帯であったり、もっと公共交通としての効率性、効果というものが展開できるんじゃないかという期待を持った、積極的な取り組みとして実施してきた状況であります。しかしながら今回の4年に及ぼうとする、このデマンドバスの取り組みをしたときに、非常にこの大きな北杜市の中で地域公共交通が馴染みづらい地域であるというふうなことを気づかせていただいたことも事実であります。しかしながら、この行政が行う公共交通として、もちろん経費の問題もあります。弱者に対することも当然配慮しながら、いくつものバスが縦横断的に市内を走らなければ、それぞれのその目的が達成できないという現実を見る中において、こういったものをさらに、先ほど言ったスクールバスとか病院バスの関係とかも含めながらということになります。そういうすでに縦横断的に運行されているような、そういったものの整合性、連携というふうなものがかいかに図られるかと。その中で費用を抑えながら効率的な運行を目指そうとすることはこれは当然でもありますし、今後もそういった取り組みを積極的に図ってまいりたいと思います。

また交通弱者の方々には、たしかに並行的にこういったものに対する対応が今の段階では具体的なものがお示しできない状況で大変恐縮ではありますが、いずれにしてもこういった問題に対する取り組みについては、当然の責任として検討していかなければならない、また実施していかなければならないものだと思っていますので、そんな方向で前向きに当然、取り組んでまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

やはり今のご答弁を伺っていても、市民の皆さんにデマンドバスを廃止するということの説明責任というのは果たせないままに、この条例が出てきたという印象を拭えませんか、またそれにもし代わるものが市民バスであるならば、それを具体的にどうするかというビジョンも示さない。どちらもやっていない中でこの条例が出てきたとしか私は思えないので、そこをどのように考えているか伺いたいのと、あとこの条例の出し方自体が、例えばデマンドバスは4条許可ということで、まったく市民バスとは形態が違う。それをあえて市民バス条例の中の附則として出してくる。しかも全部の条例の廃止と、それから新しい新規の改正ということであれば、こういうことはよく行われることだと思うんですが、一部改正の中で附則のところこういう大きな問題の廃止が出てくるという、この出し方も市の条例の出し方としてはあるべきではないと思うんですけども、そこも含めてご答弁いただければと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

デマンドバスを廃止するにあたって、市民の十分な説明がされていないということでございます。

先ほど来から何度となくお話をさせていただいておりますけども、まさにこのデマンドバスというものの廃止に向けて、市民バスを運行するということに取り組むわけですから、ここのご議決をいただくことによって、はじめて市民への市からの説明というものができるものというふうに解釈しています。

それから同じような繰り返しになりますけども、条例の出し方はどうなのかということですが、あくまでもデマンドバスの廃止ということに伴った代替としての市民バスへの、また再度、市民バスを復活させるということでの改正条例ということでもありますので、一体的なものとしての取り扱いとしてさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には部長の答弁のとおりだと思いますけども、私どもこれから市民の足に限らず、デマンドバスに限らず、1つの行政を推進するにはいろんな意味で人口構成が悪いわけでありますから、行政の持続性をやっぱり考えていかなければならないと思います。そういう意味で、このデマンドバスを先ほど私、答弁しましたから重なるところはカットしますけども、ある面で言うならば行政の持続性を考えたときに、デマンドバスを3年間の東大との国の事業の実証研究をやってきて、24年度は市単で実証研究をやってみたと。あくまでも結論的には実証研究であります。これが言ってみれば本格運行をするには、やはり行政の持続性からすればなかなか難しいなど。先ほどの議論と重なりますから、そのへんでご理解ください。難しいなど執行が思ったことはたしかであるわけであります。そうすると空白は許されないから、私どもからすれば市民バスを復活して、先ほどいくつか並べたようなことを反省しながら位置づけていこうという思いであるわけであります。それには25年の4月1日から動くとするならば、陸運事務所の申請許可も得なければならないということで、どうしてもそのへんが突然出てきたように見えますけども、流れとしては空白を許さないように手続きをしなければならないということでこのようになっているわけでありまして、先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、これから公共交通、市民の足をどうやって確保していくかということは全庁を挙げて検討していきたいと思いますので、この一連の流れについてはご理解を賜りたいと思っています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

これだけ時間をかけて質疑を繰り返させていただいて、それぞれのご意見というものの中身も分かってきているわけですが、どうしてもこの質疑のやりとりを聞いていて、デマンドバス

条例を廃止する、その執行側の考え方の中に一番のネックとしてあるのは委託業者が受けてくれない、それから財政的な厳しさという2点が大きな要因となっているやに私はご答弁の中で感じておりますが、私は大事なことはデマンドバス、これがこれからの、今の時点のみならず10年20年先の北杜市の人口構成、地域構成、地域のあり方を考えたときにこのデマンドバスが果たすべき役割というものをどうみるかというところにかかっていると思います。今までのご答弁を聞いてみますと、そういう観点で考えると、まだまだこのデマンドバスの検証が私はできていない、足りない、改めてこのデマンドバスの検証をしてこの必要性を明確にした上で、必要な今の事業者の協力が得られるような対応、それから利用者の皆さんにとっても負担になるかもしれませんが、利用料を含めて経費という部分での・・・。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清君にお伝えします。

質疑ですので、簡潔にお願いいたします。

○13番議員（篠原眞清君）

その利用者の皆さんに対する対応、さらに行政への仕組み、公共交通全体像の中で位置づけ等も含めた検討をした中で、このデマンド条例を考えていくべき。ですから今、デマンドの条例を廃止しなくてはならない理由が私には分からないんです。これがデマンド条例を残しておいて三者での協議を重ねていくことで新たな展開が開けるやにと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

決して私ども財政的理由だとか、さっき言ったようなものだけで、篠原議員ご指摘のことだけで結論を出しているつもりはありません。私どもなりに、全国的になぜデマンド交通がこんなに良いイメージでいながら、普及していかないか等々も併せて研究したつもりであります。先ほど篠原議員が北杜市は広いから公共交通（デマンドバス）の意義は深いと言いましたけど、これがまた即デマンド交通の難しさでもあるわけです。エリアも広い、目的地も広い等々があるわけです。だからそのへんを、4年間の実証研究で経て、この本格運行は持続的に考えたときにはなかなか難しいなど。さらに違う形も考える必要があるだろうというのが今の結論であるわけであります。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

今、市長お答えいただいたわけですが、担当の企画部からの従前の説明の中で、その全国的な展開がどんな状況になっているのかの話というのはまったく私、今初めて聞きました。しかし本当に実情がそういうものであるならば、なぜその話がもっと早くに出てこないんでしょうか。それからデマンドバスの利用方法に関しても、全域を公平に同じようにデマンドバスを走らせるのみが、そのことだけがデマンドバスの利用価値ではない。現状ある市民バスとの連絡として、市民バスの路線に離れてしまっている地域、それらをつなぐためにデマンドバスを利用する、そういう状況でデマンドバスの活用を図っている地域も、自治体もあるやに聞いてお

ります。それらも含めて、さらにそういうことも含めての検証をした上での判断でないと、なかなか市民の皆さんも私自身も納得ができない、そういうふうに考えております。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原議員のご質問にお答えします。

必ずしも、このデマンドバスの運行形態が地域全体でなくてもいいんじゃないかというふうにおっしゃっているということの解釈でよろしいですか。

例えば今までの検証の中で効率のいい地域、エリアも当然あるだろうということが前提にあるかと思いますが、私たちもそういったことをある意味、データの部分で考えなかったわけではありません。しかしながら、やはり一定の地域だけにそれを限定してやるというふうなことになる、そこに関わる事業者というものが限定をされてしまうという部分として、委託を受ける事業者からすると、そこにいろんな意味で、われわれのところは仕事ができないということも含めて、事業者の連絡会という組織もあるわけなんです、そういったところでのやはり合意が得られないというようなことも含めながら、エリア的な運行形態もある意味でも考えてみたケースもあるんですが、それも1つはやっぱり不可能であるという判断に至ったという経過がございます。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

今のご答弁と従前のそれぞれの質問者に対するご答弁等を聞いていて、私ますます分からなくなりましたね。タクシー事業者の事業を圧迫するからデマンドは、事業者が受けてくれないから立ちいかないんだという答弁をされていた。今の話ですと一部の事業者にしか、そのデマンドの事業を受けられないという、今度は新しい、クレームが出てくるからこれも問題だと。なんか聞いていると、タクシー事業者の実態というのが本当にどうなのかが私は答弁の中で全然見えてこないんですよ。この身近な甲州市を見てください。エリアが狭いといえども、非常に順調にタクシー業者も協力してデマンドバス事業がうまくいっていますよ。それらも大いに参考になるんじゃないでしょうか。北杜市のこれからのデマンドを考える上で。どうですか。そのお答えをいただいている中身が変わってきてしまって、私にはタクシー業者が何を求めるのかがまったく分からなくなってしまったんですが、その点を整理して担当課としてのお考えをいただきたいというふうに思います。

それから今申し上げましたように、実情うまくいっている事例もあるわけです。北杜でも活用できるものが出てくるかも分からないではないですか。それらを含めて検討した中で。それらも含めたら、まだまだ検討する余地は多分にあるというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

今の質問でありますけども、先ほどの説明の中でも事業者の中には当然、このデマンドをやってきたいという思いの事業者の方もあるというお話をさせていただきました。しかしながら今の篠原議員のご質問の中で、部分的なそのエリアだけでも運行できるところはやるべきだろうというふうなご質問だというふうに解釈いたしましたので、エリア的な部分での運行というものの難しさというものは事業者が、やりたいという事業者だけがそのエリアで事業をすること、それぞれのテリトリーとかそういうものも含めながら、必ずしもそういったものがそこだけで成立させられるかといったならば、その事業者間の中での調整も難しい問題があるということをおっしゃっていただいたものであります。

それから甲州市のその地域形態、それから人口の状況、それから市街地形成状況、いろんな状況からすると必ずしも北杜と同じような考え方に立った運行ということにはつながらないというふうに思っています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時00分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

次に、修正案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

この修正案の発議をされた7名の方、どなたにお尋ねしてもよろしいかと私は認識しておりますが、それでよろしいですね。

まず、齊藤功文議員さんにお尋ねをさせていただきたいと思います。

修正案で読み取りますと、附則を削除するわけでございますから平成25年度以降もデマンドバスと市民バスの二本立てでいくというようなことになるとと思いますが、当局がデマンドバスの費用を推計する中で6,500万円から7千万円ぐらいはかかるということでございますが、この財政が厳しい中この財源をどのような形で捻出するのか、その提案する予算措置があるのか、お尋ねをまずしたいと思います。

それから25年4月以降のタクシー業者の確保ができるのか、このへんもお尋ねしたいと思いますが、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

22番の秋山議員の質問に答えます。

今、25年の4月以降のデマンドバスはどういうふうにするかというふうな、予算の手立てというようなことなんですけども、その件については3月までの間にこの条例を廃止しなくて、協議をした中で予算付けを検討すると、こういうふうな考えでございます。

あとは、もう1点はどうでしょうか。タクシー業者との交渉はできているかと。これは行政がやることであって、私がやることではございません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

齊藤功文議員さん、それではちょっと責任がなさ過ぎるんじゃないかと私は思いますよ。やはりこうやって修正案を提出するからには、きっちり予算措置を講じてこのようにすれば財源が確保できると。ここまでをしっかりと積み上げて、そして提案するべきであります。それからデマンドバスをタクシー業者に委託している限り、タクシー業者の確保もしっかりできるというところをしっかりとご提案していただきたいと思います。そのへんがしっかりできないものが修正案として出されるということは、いかななものかと私は思います。いかががご答弁されますか。

齊藤功文議員さんに伺っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

・・・篠原眞清君で、秋山議員よろしいですか。

○22番議員（秋山俊和君）

私は齊藤功文議員にお尋ねをしておりますので、よろしくお願いいたします

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいま言った答弁どおりでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

3回までということでございますので、これで私の質疑は打ち切らせていただきますが、もう少し修正案というものを提案される以上、しっかりと根拠のもとに提案をしていただきたいものでございます。それが先ほどの答弁であるということならば、私は・・・。

○議長（渡邊英子君）

秋山俊和君に申します。質疑ですので。

○22番議員（秋山俊和君）

もうそれで答弁はできないということでございますか。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

先ほど答弁しましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいまの修正案につきまして、質疑を行わせていただきます。

まず先ほども質疑の中でございましたが、今後デマンドバスをしていく。そして市民バスもしていく。そうなりますと、本市はおそらく2億円を超える公共交通にお金を費やしていかなければならない現実になります。そして、この削除の案には日の明記もしてありませんから、ただデマンドバス運行条例の廃止についての削除でございますから、ずっと続けていくということになります。そういたしますと、今後おそらく6,500万円で、簡単に言うと業者さんとの交渉を今後続けていこうと思ったところができないということになりますと、それはおそらく7千万円、8千万円、9千万円というように跳ね上げることも予想されます。そういった中で、これらのことをよく考えていきますと、わが北杜市におきましては平成23年度実績の単年度収支をよく考えていきますと、実質単年度収支ですよ、考えていきますと44億円、将来にわたって地方交付税が減ったときを想定したときに、それに追いつくには、まだ16億円以上を今後、削減していかなければならない、非常に厳しい状況にあるわけでございます。800億円を超えるお金を返していかなければならない現実があるわけです。

そうすると、この財源は市民の税金もしくは地方交付税で賄っていかなければならないわけでございます。市民1人当たりそれを課すすると、成人者はおそらく4万人ぐらいだと思っています、今のベースで。納税者はそれより少ないでしょう。そうするとお一人に3万円以上の税負担をいただかないと今後、このデマンドバスと市民バスを並行して走らせる財源には当たらないわけでございます。

その点について3番、齊藤功文議員さんにお伺いいたしますが、市民に対して税金をこれ以上課すことにつきましていかがお考えか。そしてもう1つ、先ほど市がやることだと言っていたが、業者との交渉について。その交渉が、今できないと市は言っているわけです。できないと言っている市に対してどういうふうにさせるのか、対案がありましたらお示しをいただきたい。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいま、20番議員の内田議員にお答えいたします。

市の税金を投入するということがあったけれども、そのことについてはどうだと、こういうことですけれども、執行は市の税金をなんに優先して使うか、そういうことはたとえ金額が上下にかかわらず、何を執行は住民に対してやっていくのか、そういう判断に基づいて私は決定すればいいことであって、金額の高い低いによってではないと思います。

次にタクシー業者と交渉をしてから、いろいろ修正提案は出したほうがよいのではないかと
こういうご意見ですけれども、これはやはり3カ月間かけてこの市民の声に応えるようにデマ
ンドバスを廃止しては困るという、そうした市民の声に応えるようにして、そしてその3カ月
間の中でいろいろの業者とも交渉をしていくと、そういう選択をしたほうがよいのではないか
という判断から私は修正案を出しました。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

お尋ねいたします。

先ほど政策的に、簡単に言うと言われていたということだと思います。政策的なことであれ
ば、その使い道は市の判断のもとにやればいいということでございます。しかし、政策的にや
ることはたしかにいいことなんですが、市民への負担が増えるときに、それでもよろしいか
ということを聞いておりますから、答弁漏れなんですよ。

そして、もう1点。業者との交渉を3月までにやればいいということは、この修正案はあく
までデマンドバス実証運行条例を削除でございますから、月日は明記してないんですよ。3月
までにやればいいと言ったけども、明記していないわけですから、これは今の段階で永遠に削
除なんです。デマンド交通をずっとしてくださいということなんです。そこの、どこに整合
性があるのか。では3月にこの条例を、デマンドバスの条例を否決するんですか。それとも可
決するんですか。やるのか、やらないのか。3月にやるんですか。そして、この条例でいくと
4月1日からでございますから、3月に決定して4月1日からどうやってこれを、決まってい
ないものですよ、決まってからでなければ周知できないんですよ。その点について、いか
がお考えかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいまの質問に答えます。

この条例は25年の4月から施行するということで、デマンドバスはあくまでも継続してい
くという前提であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

税の市の負担のことについて。税金の個人負担について。増えるということです。

○3番議員（齊藤功文君）

先ほど申しましたように、それは市の政策の中で何を優先した事業かということで、それは
執行が考えることであって、それはやはりデマンドバスは皆さんがほしいと。ぜひ続けてほし
いという話で、そして実証運行をしてきた3年間の中にも、そうした結論は出ないんだか
ら、もう少し今年の4月以降、やっているようなものを続けて、そしてその先に結論を出すべ
きだと私は思って、修正を出しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

噛み合わないわけですが、先ほどそのお金の原資や、そして予算のあり方については執行が考えるということであれば、われわれ議員は条例案であれ、予算の修正案であれ、そのもとになる財源をどこに求めるのか。明記をせずに。住民の皆さまにやると言って、やさしいことだけを言って、それが結局はまた市民の皆さんに跳ね返っていってしまうということを重々考えなければならないわけであります。あれもやりたいこれもやりたいです。将来の子どもや孫や、未来の宝物を皆さんに残していくのは借金であってはならないわけですよ。だから、われわれはそれをなんとか回避しなければならないから苦しいんです。体よく皆さんのためにやりますと言いながらやっていながら、その財源を示せないんであれば、これは将来の市民に、住民に、北杜市に負担をかけるということですが、それでよろしいということですか。お聞きいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

今のご質問ですけども、市民が何を求めているかと、こういう判断で政策を決定していけばよいと私は思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

質疑はほかにありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第142号および議案第142号の修正案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第142号および議案第142号の修正案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論の順番について、ご説明いたします。

討論は最初に原案賛成者、次に原案反対者、次に修正案賛成者の順番でお願いいたします。

まず、原案賛成者の発言を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

議案第142号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

3年間の期限で、国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業を活用したデマンドバス実証運行であります。目的は通院、買い物等、高齢者と交通弱者の移動手段の確保と交通不便地域の解消、併せて効率の悪い市民バスの運行を改善することです。

国の補助を受けた最終年度、23年度決算額は7,914万1,447円、財源の内訳は利用者収入289万6,350円、国の補助金3,231万8千円、残り4,392万7,097円は一般財源であります。

24年度当初より当局の見解は財政健全化に取り組む本市において、費用対効果や受益者負担の割合、税使用の公平性に課題があるとの結論でありましたが、利用者の強い要望に応え台数を増やし当日予約やフルデマンド方式を採用し、市内全域の交通弱者救済のため試験的に4月より市の負担で継続した結果、登録者数や利用の回数は確実に増加の傾向が見られたとの報告でした。

また12月7日の議員全員協議会における当局の説明では、国の補助金がない今年度は運行経費である委託料の削減を図るなど経費の圧縮に努めてきたが、今年度末の年間運行経費の予定額は約6,500万円と見込んでいるとの説明でした。

本来、デマンドバス導入による市民の利便性の向上と財政負担をどのように判断するか、また業務委託先のタクシー事業者からは、市の公共交通施策がタクシー事業を圧迫し、容認できない旨の申し入れもあり、協議を重ねたが合意に至らず来年度以降の業務委託のあてもないとの説明も加えてありました。しかし、今般の一連の実証運行の結果から少なくとも住宅が点在し、市民バス停までの間の地域的に支障がある交通弱者の救済の必要性を強く感じているところがあります。

執行当局においてはこれからも交通弱者救済に向け、継続して取り組むことを強く要求して原案に対する賛成討論といたします。

以上。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案反対の発言を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

すみません、最初に確認で原案に反対で、修正案に賛成という立場の討論でよろしいですか。

○議長（渡邊英子君）

よろしいです。

○11番議員（清水進君）

議案第142号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について、そしておよび修正案、デマンドバスの継続を求めている賛成討論、原案反対の討論を行います。

この間のデマンドバスの実証運行により市民からは病院への通院に利用しており、大変ありがたい。買い物も時間を気にせず、じっくりと選べる。出かける際の駅までが便利になったなど多くの賛意の声が寄せられています。今後さらに高齢化が進行するもとの、このデマンドバスの運行は切実さが増すものといえます。また白倉市長は9月議会での答弁で高齢者、交通弱者をはじめ市民の足を確保するための公共交通体系の維持は、市の責任であると述べておりま

す。これらのことから今般の12月議会で、平成25年3月をもってデマンドバスの運行を終了する条例を可決するということは、拙速と言わざるを得ません。道路運送法施行規則49条ではデマンドは単独でタクシー、その他の公共交通機関の利用が困難な旅客の運送にあたる施策と規定がされています。今後、業者との話し合いを持ち、事業者との合意を得られる内容を詰められるようにすべきであり、原案に反対し修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

原案賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

今回の実証運行の成果につきましては、今まで皆さん方が論じているように交通弱者、足のない人たちに便利を与えたという成果がある一方、財政負担が相当かかっている。また利用者の増員が図れない。またタクシー業者との関係がうまくいかない。こんなマイナス面も出ております。このことは今回、この実証運行を行った結果でありますので、これらにつきましては全国に先駆けて4年前にこの実証実験に取り組んだ成果は、私は評価できると思います。

そこで本来ですと、その成果を踏まえてこれからどうするか、ここが一番大事な部分であります。本来ですと来年の4月から、もとの4年前のバス運行に戻すということになりますと、この成果を生かして、ただ単に4年前の状態に戻すのではなくて、そこにその今までの4年前の市民バスの運行について、それらを検証し、改善し、それに加えて今回の実証運行の成果を調べて提案すべきではないかとこんなふうに考えておりますが、それがいいことが非常に残念であります。

お話を伺いますと、成果は現実に4年間やったんだから出ていると思います。しかしながらそれが分析し、評価し、それを事業化されていない。これは非常に残念であります。これはぜひ今後の問題としてやっていただきたい、こんな気持ちがあるところに市長のほうから、先ほど福井議員の質問に対する答弁としまして、市民バスの変更、新たなコースも含めて、積極的にこのことに取り組んでいくと、早急に取り組んでいく、全庁的に取り組んでいく、非常に力強いお言葉がありました。本来ですとこのまま実証運行、実証運行というのは本来は3年間、国の補助金があるということは、3年間で成果を出してそれを施策展開に移行していきなさい、こういう目的で出ているわけですから、本来1年前にこれを論じているべきだと私は思うわけですが、北杜市の場合はまだ足りないから、みずからの税金を使いながらもう1年やってみよう、これもある面、積極的な事業実施ではないかと思っております。

そんなことを踏まえて、ぜひこれらにつきましては4年間それぞれ7千万円、8千万円かけております。国の補助金をもらっても、これも税金になります。億の金を掛けたこの成果は、これから必ず生かしていきたい、こんなことを市長のお言葉から生かすというお言葉を聞きましたので、これらを信じ、これらに期待し、またぜひこれをやってほしいということをお願いしまして賛成の討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

原案に反対者の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

デマンドバスの実証運行は車を運転しない、年齢が重なるにしたがって運転に不安を持つ高齢者、障害者など交通弱者の移動の手段として運行の悪い市民バスの改善を目的にして21年度に開始されました。その目的の実現がこの3年間の国庫補助を受けての実証運行、1年間の市の実証運行、本当に私たちの足としてなくてはならないものになってきました。病院や買い物に行くのに、また図書館に通うのに、病院に通うのに本当にこれがないと、命綱だと言われている人々がおおぜいいます。

今回のデマンドバスを廃止して市民バスで補おうというそういう提案ですけれども、市民バスで補えなかったデマンドバスの利用者、これを今後どのように救出していくのか。市独自で交通弱者の外出支援のシステムを考えるべきではないか。先ほど市長の先進事例を学んではと言いましたが、私もこの間、一般質問の中で言いましたが、宮崎県の三股町などでもコミュニティバスをどのように走らせれば市民の病院通い、買い物通いに生かせるかというふうな工夫をしてやっています。そういう全国の事例をよく勉強して、市独自で交通弱者の外出支援システムを考えるべきだと思います。

現在、市では国庫補助金で購入した2台のデマンドバスを所有しています。それをこれから計画を立てて、代替案をじっくり練るべきではないかということで、デマンドバスの廃止は認められない。

以上で、反対討論いたします。

○議長（渡邊英子君）

修正案賛成者の発言を許します。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

議案第142号の修正案に賛成の立場で討論いたします。

修正案は、原案の附則にあります北杜市デマンドバス実証運行条例は廃止するを削除したものであります。デマンドバスは高齢者を中心とする交通弱者のための施策であり、高齢者のための外出支援に大きな役割を果たすものであります。

今後のデマンドバス廃止後の公共交通の具体的なビジョンも不明確なまま、またデマンドバスを廃止することによっての市民説明も不足のまま、この附則が残ることには私どもは反対しており、この削除をした修正案に対して賛成するものであります。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はございますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第142号に対する採決を行います。

まず、本案に対する篠原眞清君ほか6人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立による採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊英子君）

日程第35 発議第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員会委員長、千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

発議第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正により審議会における委員会に関する規定について、委員の選任候補、在任期間等、法で定めていた条項を条例に委任されたことから議員の所属する常任委員会数に関する規定、議長の委員の選任に関する規定および特別委員の残任期間に関する規定を新たに設けるため、北杜市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

また政務調査費の名称を政務活動費に、交付の目的を議会の議員の調査研究、その他の活動に資するために改めるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないものとされていたことから、経費の範囲および議長の政務活動費の使途に関わる調査権に関する規定を設けるため、北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、お手元に配布のとおりであります。よろしくご審議の上ご議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第36 発議第4号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員会委員長、千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

発議第4号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正により、本会議における公聴会の開催および参考人の招致が行われるようになったことから、これらの手続きに関する規定を新たに設けるため、北杜市議会会議規則の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、お手元に配布のとおりであります。よろしくご審議の上ご議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第37 選挙第6号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

北杜市選挙管理委員会委員にお手元に配布しましたとおり新海博恭君、三井高秀君、堀内弘君、小澤貢二君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に北杜市選挙管理委員会委員補充員にお手元に配布したとおり長田八重子君、清水東来男君、今井義雄君、丸茂本男君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に補充員の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は指名いたしました順序とすることに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第38 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布しました申し出のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月10日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成24年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時42分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊 藤 精 二
議 会 書 記	山 内 一 寿